

令和 6 年 度 事務事業評価結果に係る7年度当初予算措置状況等調 【評価対象：450事務事業】

この資料は、事務事業評価の結果を踏まえた改善・見直し内容が、令和7年度当初予算案において
どのように措置されたのかを取りまとめたものです。

(※各事務事業の内容については、「令和6年度事務事業評価結果報告書(Ⅰ)～(Ⅴ)」をご覧ください。)

政策局	1 頁	土木局	60 頁
総務局	4 頁	会計室	64 頁
財務局	9 頁	消防局	65 頁
市民局	11 頁	議会事務局	67 頁
産業文化局	18 頁	教育委員会	67 頁
健康福祉局	28 頁	監査事務局	77 頁
こども支援局	44 頁	選挙管理委員会	77 頁
環境局	51 頁	農業委員会事務局	78 頁
都市局	57 頁	公平委員会事務局	78 頁

令和7年3月
政策局財政構造改善推進部

「基本方針」別の事務事業数及び当初予算事業費の比較

(単位:千円)

基本方針	事務事業数	構成比 (%)	事業費比較			基本方針の考え方
			令和6年度当初予算 事業費	令和7年度当初予算 事業費		
10 拡充	23	5.1	46,413,050	50,240,537	3,827,487	事業目的の妥当性が認められ、一定の成果があがっており、今後も事業の拡大・充実を図るべきもの。
11 現状どおり継続	361	80.2	146,048,965	161,811,043	15,762,078	事業目的から見て成果が上がっており、また執行方法等特に問題がないため、現状どおり事業を継続することが妥当であると判断されたもの。投資的事業などで、事業実施期間が複数年にわたるものを含みます。
12 縮 小	10	2.2	389,954	488,018	98,064	事業目的の妥当性は認められ、一定の成果は上がっているが、①サービスの供給が過大になっており、適正化を図る必要があるもの、②事業の方向性としては良いが、コスト節減が必要なもの、などが含まれます。
13 手法・内容の見直し	41	9.1	7,234,253	7,131,628	△ 102,625	事業目的の妥当性は認められ、一定の成果は上がっているが、事業執行の手法、事業内容の変更などによって、さらに成果の向上をめざすべきと判断されたもの。 この選択肢の中には、事業成果の向上を図るため、執行方法の見直しが必要なものなどが含まれます。
21 他事業との整理・統合	3	0.7	57,338	53,905	△ 3,433	事業目的が類似する他の事業と整理・統合を図ることによって、さらに事業成果の向上が図られると判断されたもの。 なお、ここでいう「他の事業」とは、市が実施する事務事業に限定するものであり、民間の事業までは含めません。
31 休・廃止の方向で検討	1	0.2	0	0	0	事業目的そのものの意義がかなり低下しているもの、事業目的から見て成果がほとんど上がっていないものなどについて、事業の休止や廃止が妥当であると判断されたもの。
32 次年度より休止	0	0.0	0	0	0	次年度より直ちに休止すべきもの。
33 次年度より廃止	4	0.9	303,065	0	△ 303,065	次年度より直ちに廃止すべきもの。
41 完 了	7	1.6	4,396	1,864	△ 2,532	事業目的や計画期間が明確であり、目的を達成したことに伴い、事業を終息させるもので、政策的な意思決定や判断の入る余地がほとんどないもの。
計	450	100.0	200,451,021	219,726,995	19,275,974	

※上記各年度の当初予算事業費は、令和6年度事務事業評価の対象となった事務事業(450事業)に係る事業費の合計であり、事業費には会計年度任用職員の人件費は含んでいますが、正規職員の人件費は含んでいません。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①									事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など	
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度 決算 事業費 (千円)	基本方針	改善・見直し内容		令和6年度 当初予算 事業費 (千円)	令和7年度 当初予算 事業費 (千円)	6年度から 7年度への 増減額 (千円)	事業費増減の主な理由		
							令和6年度で 対応するもの	令和7年度以降で 対応する予定のもの						
【政策局】														
620102		政策推進事務	政策推進課 ／政策推進課(施設・まちづくり)／政策推進課(周年事業等)	本市の長期的なまちづくりの基本的方向を示し、市政運営の指針となる総合計画の実現に向け、具体的な実効性のある計画として「実施計画」を策定するなど、市民満足度の高いまちづくりをめざす。	33,292	11	・第5次西宮市総合計画に基づく施策の推進を行い、業務の効率化に努める。 ・本庁舎周辺等、公共施設の再編整備を検討する。 ・市制施行100周年の機運醸成のため、フレ事業に取り組む。(令和6年度より別事業)	・次期西宮市総合計画について検討を進める。 ・引き続き公共施設再編整備の検討を進める。 ・市制施行100周年記念事業に取り組む。(令和6年度より別事業)	12,732	12,643	△ 89	報償費の見直しによる減額。 R7:125千円(R6:175千円)	市制施行100周年記念事業関係は令和6年度より別事業(周年事業事務経費)としている。 ・令和6年度当初予算12,998千円 ・令和7年度当初予算:35,721千円 (増減額:22,723千円) ・増額の主な理由:記念式典及び関連事業の実施(8,230千円)、まちなかにぎわい事業推進補助金の新設(15,000千円)	
620201		企画調整事務	政策推進課 (政策局総括)	・庁内における重要な事務事業、各局の施策・課題等について、幹部職員による意見の交換、情報の共有を目的として庁議(政策調整会議及び総括室長会議)を開催する。 また、庁議の内容をホームページに掲載することにより、市民等に対し、市政の方向性等の情報提供を図る。 ・国・県への要望事項について調整を行う。 ・NATS(西宮市、尼崎市、豊中市、吹田市)による圏域連携のための情報共有を図る。 ・神戸隣接市・町長懇話会(芦屋市・西宮市・宝塚市・三田市・三木市・稲美町・明石市・淡路市・神戸市)を中心として、広域事業の推進を図る。 ・総合教育会議の運営や市長部局と教育委員会に係る課題に関する調整及び支援を行う。	68,843	11	・国・県への要望について、各局からの要望提出を促すため、概要等に関し全庁周知を行う。 ・庁議については、運営方法などの見直しを行う。	庁議においては、必要に応じた運営方法の見直しを行う。 ・その他の業務についても、その効果や業務負担を考慮しながら、適切に見直しを行う。	805	446	△ 359	教育大綱リーフレットに係る印刷製本費の減額。 (次回は令和8年度) R7:0千円(R6:220千円)		
620301		行政経営推進事務	財政構造改善推進課／ 財政構造改善推進課(事業推進)／ 財政構造改善推進課(政策経営)	「限られた経営資源を最大限に活用し、市民満足度の高い行政運営を行う」こととした、本市の行政経営の理念に基づく取組を推進するとともに、効果的・効率的な行政運営を進める。令和5年10月に策定した「西宮市財政構造改善基本方針」に基づき、財政構造の改善に向けた取り組みを進める。	44,506	11	・行政経営改革中期実行計画の推進及び進捗管理を行う。・内部経費適正化による庁内の連携を進める。・西宮市財政構造改善基本方針に基づき、財政構造の改善に向け財政構造改善実施計画を策定する。	・行政経営改革中期実行計画の推進及び進捗管理を行う。 ・財政構造改善実施計画に基づき、着実な財政構造改善を進める。	9,484	6,381	△ 3,103	行政経営推進関係委託料の減額。 R7:5,000千円(R6:7,500千円)		
380301		国際交流協会補助事業	秘書課	西宮市は国際化と国際交流に対する需要に対応し、また、時代の要請に応えるべく積極的な地域の国際化と国際交流事業を実施するため、平成4年に財団法人西宮市国際交流協会を設立した。 協会では、基本財産の運用益や会費収入のみで事業を行うことは困難であり、市から補助金を交付するものである。なお、平成23年9月30日公益財団法人に移行し、公益財団法人西宮市国際交流協会となった。	45,139	11	外国人市民が安心して生活を営み、社会の担い手として活躍できるよう、相談体制の更なる充実や支援のネットワークづくりに取り組むとともに、国の外国人施策の動向を注視し、外国人市民のニーズ把握に努める。	引き続き外国人市民が安心して生活を営み、社会の担い手として活躍できるよう、支援のネットワークや居場所づくりに取り組む。また、庁内連携を活用しながら国の動向等に応じて効果的な情報発信や相談体制の充実に努める。	45,364	46,463	1,099	補助対象経費の増に伴う補助金の増額。 R7:23,205千円(R6:22,502千円)		
380302		外国人人権啓発事業	秘書課	西宮市では8,000人を超える外国人市民が居住している。社会情勢の国際化の流れ、様々な規制緩和を受け、身近な地域社会でも外国人や異文化に接する機会が増えている。 全市民が互いを理解し、平等な社会を築いていくためには、外国人の人権に対して理解を深め、差別を許さない心を啓発し、多文化共生の社会の実現を図らなければならない。 そのためには、広報・啓発活動は欠かせない取組である。	79	11	外国人市民が増加する状況下、外国人市民等が等しく尊重され、皆が多文化共生社会の一員として活躍できるよう、人権意識向上のための啓発を行うとともに、市施策について検証を行っていく。	外国人が等しく尊重され、多文化共生社会の一員として偏見にさらされず活躍するための包摂的な社会が築かれるよう、意識啓発ほかの取り組みをさらに進める。	1,125	135	△ 990	外国人人権啓発冊子(隔年発行)委託料の減額。 R7:0千円(R6:990千円)		
380401		姉妹・友好都市交流事業	秘書課	市民が、姉妹友好都市との相互交流を通して多様な文化や価値観を学べるよう、姉妹友好都市との市民レベルでの交流の活性化を図る。 海外都市との交流については、公益財団法人西宮市国際交流協会と連携し、各市民団体が主体的に事業活動できるように各種の支援を行う。	18,366	11	市民交流団体への支援を通じて各姉妹友好都市との関係性を深め、より多くの市民が意欲的に交流活動に参画できるよう、広報に努める。	紹興市との友好都市提携40周年記念事業等をおして、市民レベルでの交流を深める。 姉妹友好都市交流事業は、市民による友好団体が中心となり、主体的に行えるよう、支援を行う。	17,815	20,982	3,167	・会計年度任用職員報酬、職員手当、共済費、通勤費の(総務局所管からの移管による)増額。 R7:2,818千円(R6:0千円) ・国内外旅費の増額。 R7:1,305千円(R6:294千円)		

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10:拡充、11:現状どおり継続、12:縮小、13:手法・内容の見直し、21:他事業との整理・統合、31:休・廃止の方向で検討、32:次年度より休止、33:次年度より廃止、41:完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①									事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度決算事業費(千円)	基本方針	改善・見直し内容		令和6年度当初予算事業費(千円)	令和7年度当初予算事業費(千円)	6年度から7年度への増減額(千円)	事業費増減の主な理由	
							令和6年度で対応するもの	令和7年度以降で対応する予定のもの					
621003		市民表彰関係事業	秘書課	さまざまな市民活動などにおいて、顕著な功績のあった個人及び団体に対して表彰を行う。	1,946	13	事業所管課や各方面からの情報収集を中心に潜在的な候補者を発掘し、推薦を行う。 令和7年4月開催の市制100周年記念式典における感謝状贈呈に向け、所管課と連携し、準備を行う。	継続して活動されている受賞者については、国や県及び民間団体の顕彰制度に対して広範囲に推薦していく。 同様の表彰で年複数回行っている贈呈式の集約など事業運営の効率化を図る。	1,937	2,552	615	市民文化賞(隔年実施)に係る報償費および委託料の増額。 R7:768千円(R6:81千円)	
621004		震災犠牲者追悼関係事業	秘書課	阪神・淡路大震災から29年が経過したが、ご遺族をはじめ市民や関係者とともに犠牲となられた方々を追悼し、震災から学んだ教訓を風化させることなく次世代へ継承するために、献花所を設置するなど追悼事業を行う。	411	13	震災から30年の節目を迎えるため、供花の配布を市役所周辺でも行うなど、追悼事業を拡大して行う。	30年の経過を受け、市民意識調査の結果を踏まえ、市民や職員の負担が軽減する方向で事業の実施場所や時間の見直しを図る。また当該事務事業の統廃合を検討する。	1,341	407	△ 934	震災30年に伴う犠牲者追悼行事の拡大実施終了に係る委託料および消耗品費の減額。 R7:371千円(R6:1,191千円)	
621005		秘書渉外事務	秘書課	1. 市長、副市長の秘書に関する業務 ・外部団体等との調整 ・内部打ち合わせ ・随行 2. 来客者への対応、苦情・要望への対応 ・苦情受け ・要望受け	16,615	11	会議や面談にオンラインを活用するほか、庁内グループウェアやキントーンを活用して市長・副市長の業務効率化に努める。併せて随行等担当職員の業務負担軽減に努める。	必要に応じ各種のデジタル技術を活用しながら、引き続き市長・副市長の業務効率化や随行等の負担軽減に努める。	16,116	15,824	△ 292	兵庫県市長会分担金の減額。 R7:6,031千円(R6:6,205千円)	
620801		市政ニュース等情報発信事業	広報課	市や公的な機関からの政策・施策や事業、市民生活に必要な情報、及び市などの後援がある催し(お知らせ)などの情報を市民や事業所へ提供するために市政ニュースを発行し、配布する。その他、職員向けの広報紙などの広報印刷物を発行する。また、市民への情報伝達手段として、並びに市民の知る権利の保障、市民への情報の公開及び説明責任を果たすために、報道機関へ情報提供を行う。 若年層や中年層を中心とした世代が市政への理解と関心を深め、また本市への興味をもていただくために、SNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)やシティプロモーションサイトを活用して、市政情報や市の魅力を発信する。	124,284	11	財政構造改善の趣旨や令和5年度採用の広報アドバイザーの専門的知見を踏まえ、市政ニュースは今後の形態や発行頻度等を検討し、各種SNSは運用方法を検討し、市政情報や市の魅力を効果的に発信する。	時代の変化に合わせた情報発信を行うため、令和6年度に検討する今後の広報の方向性を踏まえ、広報媒体の現状と課題を整理し、合わせてシティプロモーションのあり方や位置づけを見直す。	135,024	132,887	△ 2,137	・市政ニュース印刷製本費の増額。 R7:39,075千円(R6:37,244千円) ・市政ニュース配布等委託料の増額。 R7:69,452千円(R6:63,850千円) ・西宮生活ガイドブック廃止に伴う委託料の減額。 R7:0円(R6:9,020千円)	「令和6年度当初予算事業費」について、令和6年度事務事業評価結果報告書の記載内容に誤りがあったため、修正。
620802		広報番組制作事業	広報課	さくらFM株式会社は、阪神・淡路大震災を契機に市と商工会議所が中心となり、災害情報の発信と市町村単位のきめ細かい地域密着情報の提供を目的として、平成10年3月26日に設立された。市民生活に密着した地域情報や、市の施策、事業、イベント情報などを発信する番組の制作と放送について、さくらFMに委託する。また、ケーブルテレビ(ベイコム11ch)において、市の施策や事業、市民生活に関わる必要な情報などを紹介する映像番組を平成4年10月より制作・放送し、市民に的確にわかりやすく伝えている。また、YouTubeなどを活用し、ケーブルテレビで過去に放映していた番組コンテンツや市長定例記者会見などを発信している。	74,526	11	令和5年度採用の広報アドバイザーの専門的知見を参考に、各媒体の特性等を踏まえた広報を実施する。	時代の変化に合わせた情報発信を行うため、令和6年度に検討する今後の広報の方向性を踏まえ、広報媒体の現状と課題を整理し、事業の効率化や見直しを図る。	75,571	45,828	△ 29,743	フロムにしのみや廃止による映像番組制作等委託料の減額。 R7:0円(R6:26,367千円)	「令和6年度当初予算事業費」について、令和6年度事務事業評価結果報告書の記載内容に誤りがあったため、修正。
620901		広聴事業	市民相談課	市民からの市政に対する提案・意見・要望等を聴く窓口として実施	139,537	11	市政ニュース等で総合コールセンターの広報を行うとともに、民間検索サイトでの検索結果について、代表電話番号から総合コールセンター番号への変更を依頼するなど、市民の認知度向上を図る。	引き続き、総合コールセンターの広報を行うとともに、FAQの充実を図る。また、市民の声や市政報告・広聴会などの広聴手段とその実施方法について、他市の制度等を参考により良い方法を検討する。	104,975	104,879	△ 96	・郵便料金の改定による郵便料の増額。 R7:1,331千円(R6:1,107千円) ・トラヒック解析ソフト設定業務完了による委託料の減額。 R7:0円(R6:665千円)	
621006		市民生活等相談事業	市民相談課	市民の日常生活上生じる法律問題や多種多様なトラブル、悩みごと及び市政に関する相談を受け付ける。	18,383	11	法律相談以外の生活相談の達成率が低いため、家事相談の相談枠を1減し、最終目標値を見直した。	新型コロナウイルス感染症対策として導入した電話相談の継続について、ニーズを見据えて検討する。	14,987	14,921	△ 66	各種相談委託料の減額。 R7:6,615千円(R6:6,669千円)	

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10: 拡充、11: 現状どおり継続、12: 縮小、13: 手法・内容の見直し、21: 他事業との整理・統合、31: 休・廃止の方向で検討、32: 次年度より休止、33: 次年度より廃止、41: 完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①								事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など	
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度決算事業費(千円)	基本方針	改善・見直し内容		令和6年度当初予算事業費(千円)	令和7年度当初予算事業費(千円)	6年度から7年度への増減額(千円)		事業費増減の主な理由
							令和6年度で対応するもの	令和7年度以降で対応する予定のもの					
140205		都市計画等関係事務	都市計画課	・都市計画に係る調査、資料作成、証明等事務 ・西宮市都市計画審議会運営業務 ・人口減少・超高齢社会に対応した持続可能な都市構造の形成に向けた各種調査、研究業務	19,564	11	令和5年度に改定した「都市計画に関する基本的な方針(都市計画マスタープラン)」に基づき、積極的にまちづくり施策に取り組む。また、「立地適正化計画」の改定に向けた作業を行う。	令和6年度と同様、まちづくり施策に取り組むとともに、効率的な事業推進や持続可能な都市計画施設の維持に向けた検討を進める。また、「都市計画マスタープラン」の中間改定に向けた検討作業を行う。	27,896	20,373	△ 7,523	立地適正化計画検討業務完了による委託料の減額。 R7: 0千円(R6: 7,150千円)	
150103		阪急武庫川新駅設置事業	交通政策課	公共交通の利用が不便な「瓦木地区」の利便性向上や都市活力の維持・向上を図ることを目的として、阪急神戸線の武庫川橋梁部等に新駅を設置するもの。	7,149	11	兵庫県、尼崎市、阪急電鉄(株)との協議を進め、必要に応じて地元への事業説明等を行う。また、西宮市、尼崎市、阪急電鉄(株)の3者で駅整備に関する協定書を締結する。	令和6年度と同様、兵庫県、尼崎市、阪急電鉄(株)との協議を進め、必要に応じて地元への事業説明等を行うとともに、鉄道施設や周辺整備の基本設計・実施設計等を実施する。	35,533	95,884	60,351	事業進捗に伴う阪急武庫川新駅設置事業負担金の増額。 R7: 80,000千円(R6: 22,033千円)	「令和6年度当初予算事業概要」について、令和6年度事務事業評価結果報告書の記載内容に誤りがあったため、修正。
150201		バス関連助成事業	交通政策課	【さくらやまなみバス】 山口地域と南部地域を直接連絡する、さくらやまなみバスの運行計画の作成、及び運行主体である阪急バスに対する運行経費の助成 【コミュニティ交通支援】 地域が主体的に行うコミュニティ交通の導入検討や運行の取組に対する、専門家の派遣や運行経費等の助成等の支援 【バス利用促進対策】 バス事業者に対するノンステップバス車両購入に要する経費の補助	225,895	11	・さくらやまなみバスの運行収支及び利便性の改善や車両更新 ・地域の取組の熟度に応じたコミュニティ交通の支援 ・ノンステップバスの導入支援	・さくらやまなみバス:令和6年度内容と併せて沿線状況に応じた運行計画検討 ・コミュニティ交通支援:令和6年度と同様 ・バス利用促進対策:令和6年度と同様	107,663	97,568	△ 10,095	・各地域におけるコミュニティ交通の取り組み状況の進捗によるコミュニティ交通助成金の減額。 R7: 9,840千円(R6: 11,820千円) ・運賃改定等に伴う想定収支の改善(運行損失の減)によるバス事業助成金の減額。 R7: 73,829千円(R6: 82,937千円)	「令和6年度当初予算事業費」について、令和6年度事務事業評価結果報告書の記載内容に誤りがあったため、修正。
150301		交通計画等関係事務	交通政策課	少子高齢化の進展、コロナ禍による生活様式の変化など、公共交通事業を取り巻く環境が年々厳しさを増していく中、公共交通網のサービス水準を適切に維持していくため、交通事業者及び関係機関と連携しながら、必要な施策・事業の検討を行う。	91,671	11	都市交通計画に掲げている実施施策を推進するとともに、交通課題の解決に向けた関係機関協議等を行う。	令和6年度同様、都市交通計画に掲げている実施施策を推進するとともに、交通課題の解決に向けて関係機関と連携しながら、必要な施策・事業を実施する。また、令和7年度より都市交通計画の見直しを行う。	9,158	69,935	60,777	物価高騰対応重点支援地区創生臨時交付金を活用した、地域公共交通運行支援事業補助金の増額。 R7: 60,778千円(R6: 0千円)	
130101		都市景観関係事務	都市デザイン課	1.景観法及び市都市景観条例に基づく届出・協議:一定規模以上の建築行為等に関する届出・協議制度。大規模なものは専門委員会による景観アドバイザー部会で助言・指導 2.啓発活動等:市内高校等での景観に関する出前講座や市民の景観に対する意識向上を図る景観セミナーなどの啓発活動を実施。 3.景観重要建造物や都市景観形成建築物等の指定:地区景観の核となる建築物等を指定し保全・継承を図る。維持費などを助成。 4.景観重点地区等の指定:特徴ある景観を形成している地区等を指定し、独自の景観形成指針や基準で景観誘導を行う。 5.景観地区の指定・検討:本市の代表的な景観を有する地区の保全を図るために、建築物の形態や意匠等を都市計画等により規制する。 6.公共サイン適正化の取組:「西宮市公共サインデザインマニュアル」に基づく適正化の取組を庁内所管課と共に展開。	8,627	11	・景観条例・規則の改正にむけた作業を進める。 ・景観協議等について、より実効性が期待でき、効率化が図れるような見直しを行う。	・令和6年度に行った見直しに係る検討を継続的に行う。 ・市民・事業者向けの景観形成に係るガイドライン等の更新を随時行い、充実を図る。	8,083	11,071	2,988	・景観啓発事業実施に伴う報償費等の増額。 R7: 1,918千円(R6: 0千円) ・都市景観形成建築物助成金交付に係る負担金補助及び交付金の増額。 R7: 3,000千円(R6: 2,000千円)	
130201		屋外広告物設置等許可事務	都市デザイン課	屋外広告物条例の施行に基づく業務 ○屋外広告物設置の許可、届出 ○屋外広告業者の登録、特例届出 ○都市景観・屋外広告物審議会の運営	1,779	11	屋外広告物行政の更なる事務効率化を検討すると共に、危険広告物への対応策の検討と実態把握等のための調査や、違反物件・未申請物件の是正指導を行う。	効率的かつ着実な許可審査や是正指導を継続して行う。また、更なる良好な広告景観形成や屋外広告物の適切な管理促進のため、屋外広告物基準の見直しや、条例・規則改正を行う。	5,320	4,565	△ 755	・カラー印刷料金の減等による消耗品費の減額。 R7: 1,567千円(R6: 1,918千円) ・公共サイン設計等委託料の減額。 R7: 500千円(R6: 1,000千円)	
130401		まちづくり支援事業	都市デザイン課	本市において人口減少が進みつつある中、成熟した都市における暮らしやすさや快適性などがまちづくりに求められている。このため、暮らしに根ざした地区レベルの快適で安全な住環境や美しいまちなみづくりを進めるべく、地区住民の活動を行政が支援し、参画と協働によるまちづくりを進めている。	3,442	11	地区住民主体のまちづくり活動を支援し、各地区のニーズに応じたまちづくりを進める。 また、まちづくりについて市民の関心を高めるより効果的な啓発について検討する。	各地区のニーズに応じて、地区住民主体のまちづくり活動のより効果的な支援を図るとともに、まちづくりについて効果的な啓発に取り組む。	8,980	8,965	△ 15	・まちづくり活動地区の減によるコンサルタント派遣に係る報償費の減額。 R7: 3,480千円(R6: 3,905千円) ・計画決定地区の増によるパンフレット作成等に係る委託料の増額。 R7: 800千円(R6: 400千円)	

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10:拡充、11:現状どおり継続、12:縮小、13:手法・内容の見直し、21:他事業との整理・統合、31:休・廃止の方向で検討、32:次年度より休止、33:次年度より廃止、41:完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①								事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など	
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度決算事業費(千円)	基本方針	改善・見直し内容		令和6年度当初予算事業費(千円)	令和7年度当初予算事業費(千円)	6年度から7年度への増減額(千円)		事業費増減の主な理由
							令和6年度で対応するもの	令和7年度以降で対応する予定のもの					
【総務局】													
630902		法制事務	総務課	①法規の調査研究及び解釈運用 ②例規の審査及び管理 ③揭示場への掲示 ④訴訟、調停等の対応 ⑤事故に係る損害賠償の調整 ⑥審査請求に係る審理員事務	10,089	11	争訟案件について、効率的かつ適正な対応を行う。	様々な法的課題について、効率的かつ的確な対応を行う。	11,662	11,640	△ 22	訴訟委託料の減額。 R7:3,600千円(R6:3,694千円)	
630904		組織管理事務	総務課	1 組織改正 機能的・機動的・効率的な組織体制を基本として、必要な組織改正を行う。 2 西宮市組織図の作成	0	11	組織ヒアリングを通じ各局等の組織についての考えを把握し、組織・人事管理等検討部会での協議、市長・副市長との協議を重ね、令和7年度の組織体制を検討する。	行政環境の変化を踏まえた機能的・機動的・効率的な組織体制の構築のため、必要な見直しを行う。	0	0	0		
631101		外部監査事務	総務課	包括外部監査契約の締結、結果の報告及び公表について ・公認会計士、弁護士、税理士等の有資格者のうち、市が選任した者と包括外部監査契約を締結する。 ・契約締結後、主に市の財務事務の執行に係る事務事業のうち、外部監査人が選定した特定の事件(監査テーマ)について包括外部監査が実施され、市長及び監査委員並びに関係のある行政委員会、議会に対して結果報告され、監査委員が公表する。 措置状況の報告及び公表について ・外部監査人からの指摘事項(指摘・意見・結果等)に対して措置を講じたときは、市はその内容を監査委員に通知し、監査委員が公表する。	12,220	11	外部監査人及び監査対象部局との連絡調整等の効率化を図り、監査の円滑化を実現する。	監査を円滑に進めるため、引き続き外部監査人及び監査対象部局との連絡調整の効率化を図る。	11,615	11,615	0		
631103		調査員確保対策事務	総務課(内部統制等)	国が実施する統計調査に際して統計調査員の選任が困難となっている現状を改善するため、あらかじめ統計調査員となる意思を有する者を登録し、統計調査員の確保に資するとともに、その資質の向上を図る。	87	11	令和7年度の国勢調査に向けて、調査で不足が予測される地域に対して集中的に新規調査員募集を働き掛けていく。	継続して調査員確保に努める。	180	219	39		
631104		統計調査一般事務	総務課(内部統制等)	社会、経済、文化などのあらゆる分野に及ぶ統計資料を集録した「統計書」などの統計刊行物を作成し、行政施策、大学等の研究資料、企業の事業活動資料として活用してもらう。また、一般市民にも市勢の現状と推移の情報を提供する。	127	11	西宮市にかかる統計データを毎年統計書にまとめているが、利用者が利活用できるようにニーズの高い、使いやすいデータを継続して提供していく。	統計データ照会業務のメールへの移行を引き続き行う。統計書のデジタル化を進め、段階的に冊子印刷部数を減らす。	445	453	8		
631105		基幹統計調査事務	総務課(内部統制等)	国勢調査や住宅・土地統計調査を始め、わが国の社会経済情勢を把握するための基礎資料となる様々な統計調査を総務省等が実施し、例えばこれからの社会福祉や育児支援、労働環境のあり方といった各種行政施策の企画・立案や推進のための基礎資料として活用している。また、大学、各種研究機関や企業にも資料として利用されている。市は県を通じて国からの交付金を受け、その統計調査事務を受託している。	13,259	11	令和6年度は令和7年国勢調査に向けた準備を進めるとともに、全国家計構造調査や農林業センサスといった複数調査を実施するため、事務繁忙が予測されることから、業務効率化とスケジュール管理の徹底を図る。	令和7年国勢調査を円滑に実施するため、業務の効率化とスケジュール管理の徹底を図る。また、次回国勢調査に向けた検討事項や課題を整理していく。	11,266	348,829	337,563	令和7年国勢調査の実施に伴う調査事務経費(調査員等報酬)の増額。 R7:247,594千円(R6:5,980千円)	
630801		内部統制関係事務	総務課(内部統制等)／総務課(内部事務効率化)	平成29年6月の地方自治法の改正により、地方公共団体は内部統制に関する方針を定め、必要な体制を整備することとなった。また、策定した方針に基づき、整備した体制について、毎会計年度毎に内部統制評価報告書を作成し、監査委員の審査に付し、監査委員の意見を付けて議会に提出・公表する必要がある。 改正法は令和2年4月に施行され、中核市は当面努力義務ではあるが、全ての地方自治体への義務化も示唆されていることから、財務事務を対象とした導入に向けて準備をすすめてきた。 令和4年度に市長事務部局の財務事務について内部統制制度の運用を開始した。 令和5年度には令和4年度西宮市内部統制評価報告書を作成し、公表を行った。	23,029	11	令和5年度分内部統制評価報告書の作成、公表を行うとともに、制度が形骸化しないよう継続的かつ柔軟な見直しに努める。	令和6年度分内部統制評価報告書の作成、公表を行うとともに、制度が形骸化しないよう引き続き、継続的かつ柔軟な見直しに努める。	18,260	17,811	△ 449	ネットワークストレージ借上料の減額。 R7:0円(R6:516千円)	

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10: 拡充、11: 現状どおり継続、12: 縮小、13: 手法・内容の見直し、21: 他事業との整理・統合、31: 休・廃止の方向で検討、32: 次年度より休止、33: 次年度より廃止、41: 完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①								事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など	
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度 決算 事業費 (千円)	基本 方針	改善・見直し内容		令和6年度 当初予算 事業費 (千円)	令和7年度 当初予算 事業費 (千円)	6年度から 7年度への 増減額 (千円)		事業費増減の主な理由
							令和6年度で 対応するもの	令和7年度以降で 対応する予定のもの					
630903		事務管理事務	総務課(内部事務効率化)／総務課／総務課(内部統制等)	法令を遵守し、適正かつ効率的な市の事務執行体制を確立する。 1 共通事務の管理 2 市議会の招集及び議会関係事務 3 西宮市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例 4 会議及び資料作成等における事務量の削減に向けた取組指針に関すること 5 内部公益通報に関すること	2,637	11	「会議及び資料作成等における事務量の削減に向けた取組指針」に基づき、全庁共通事務の効率的な実施に資する検討・研究及び推進を行う。	「会議及び資料作成等における事務量の削減に向けた取組指針」に基づき、引き続き、全庁共通事務の効率的な実施に資する検討・研究及び推進を行う。	1,208	3,666	2,458	・大型ディスプレイ等購入による備品購入費の増額。 R7:1,713千円(R6:0円) ・内部公益通報調査委員会に係る報償費の増額。 R7:1,678千円(R6:1,133千円)	
630601		情報公開等関係事業	総務課(情報公開・公文書)	・開かれた透明性のある市政の推進を図り、市政への信頼を深め、個人のプライバシーを保護しつつ、情報公開制度のより適切な運用を図る。 ・個人情報保護について適正な制度運用を図り、行政の適正な執行を確保する。 ・情報公開審査会、個人情報保護審議会及び行政不服審査会(以下「審査会・審議会」という。)を適切に運営する。	1,583	11	情報公開・個人情報保護制度の運用や行政不服審査会の運営を適切に行い、情報のオープンデータを進めるように努める。また、差別的請求への対策や保有個人情報の適切な安全管理措置の周知を図る。	今後も情報公開制度の適切な運用、保有個人情報の安全管理措置の充実及び行政不服審査会の適切な運営を行う。また、情報のオープンデータ化の推進など情報の公表に努め、市民に適切な情報の提供を行っている。	2,074	2,233	159	・情報公開審査会等開催回数の精査による増額。 【委員報酬】 R7:1,054千円(R6:918千円) 【会議録調製業務委託料】 R7:835千円(R6:726千円) ・コピー機借上契約の変更による消耗品費の減額。 R7:145千円(R6:284千円) ・コピー機借上契約の変更による借上料の増額。 R7:147千円(R6:94千円)	
630701		歴史資料保存活用事業	総務課(情報公開・公文書)	公文書法第3条には、「国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に關し、適切な措置を講ずる責務を有する」と規定されている。この規定に則り、 ①市歴史資料の収集、整理、保存を行うとともに、レファレンス対応やデジタルアーカイブへの掲載等資料の利活用 ②公文書館的機能の拡充のため、資料公開の検討などソフト面の充実と史料庫の整理を行っている。	18,028	11	旧町村文書等歴史資料の目録整備 歴史資料の管理に関する要綱の作成 デジタルアーカイブシステムの改修 市制100周年記念冊子等の制作	旧町村文書等歴史資料の目録整備 新デジタルアーカイブシステムの運用 市制100周年記念事業の実施	41,414	10,701	△ 30,713	【蔵入】 デジタルアーカイブリニューアル事業完了による図書館振興財団助成金の減額。 R7:0円(R6:18,794千円) 【蔵出】 デジタルアーカイブリニューアル事業完了による委託料の減額。 R7:330千円(R6:31,620千円)	
630702		行政資料関係事務	総務課(情報公開・公文書)	西宮市の行政資料の収集・整理・保存及び、庁内・庁外(市民)への提供。 笹部桜コレクションの保存管理(公益財団法人白鹿記念酒造博物館へ寄託)。	7,617	11	引き続き、庁内外から要望の多い資料を精査して収集に努め、利用のための目録等の整備を進めつつ、公文書館的施設の効率的運営を図る。また、資料の電子化への対応を進める。	資料の整備・充実を図り、資料の電子化への対応を含め、庁内外からの要望に応えられるように努めるとともに、公文書館的施設の維持運営に適合した見直しを進める。	7,416	7,443	27	・購入資料の見直しによる消耗品費の減額。 R7:1,366千円(R6:1,795千円) ・会計年度任用職員の人件費の増額。 R7:4,629千円(R6:4,166千円)	
630901		文書管理事務	総務課(情報公開・公文書)／総務課	1 郵便物の收受・発送 2 庁内印刷及び高速両面複写機の管理 3 文書の保存及び引継ぎ・廃棄 4 文書管理システムの運用 5 公印の使用管理	58,279	11	文書事務にかかるマニュアル等を庁内へ周知し、公文書の適正化の徹底を図る。本庁総務課書庫のうち、閲覧頻度の低い文書を鯉池浄水場書庫に順次移す。また、文書管理システムの更新に係るRFIDの結果を踏まえて、システム選定の検証作業を進める。	引き続き、公文書管理法の理念を実現するため、市の公文書のルールの再構築に取り組み、公文書の保存場所を安定的に運用していく。また、文書管理システムの更新に向けて、プロポーザルの実施方法やシステム開発のスケジュール構築に向けた協議を進める。	56,532	55,159	△ 1,373	・印刷機器の運用見直しに伴う台数削減による消耗品費及び賃借料の減額。 【消耗品費】 R7:12,857千円(R6:14,559千円) 【使用料及び賃借料】 R7:15,625千円(R6:16,358千円) ・保存文書廃棄業務等の委託料の増額。 R7:12,784千円(R6:12,055千円) ・郵便料金改定に伴う郵便料の増額。 R7:5,500千円(R6:5,100千円)	

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10: 拡充、11: 現状どおり継続、12: 縮小、13: 手法・内容の見直し、21: 他事業との整理・統合、31: 休・廃止の方向で検討、32: 次年度より休止、33: 次年度より廃止、41: 完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①								事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など	
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度 決算 事業費 (千円)	基本 方針	改善・見直し内容		令和6年度 当初予算 事業費 (千円)	令和7年度 当初予算 事業費 (千円)	6年度から 7年度への 増減額 (千円)		事業費増減の主な理由
							令和6年度で 対応するもの	令和7年度以降で 対応する予定のもの					
560201		地域防災計画等関係事業	防災危機管理課	本事業は、危機管理業務として、つぎの業務を実施するものである。 (1) 災害対策基本法及び西宮市防災会議条例に基づき、西宮市防災会議(会長:西宮市長)が所掌する事務 (地域防災計画及び水防計画の作成・修正等)及び西宮市防災会議の運営 (2) 国民保護法及び西宮市国民保護協議会条例に基づき、市及び西宮市国民保護協議会(会長:西宮市長)が所掌する事務 (国民保護計画の作成・修正等)及び西宮市国民保護協議会の運営 (3) 西宮市危機管理計画に基づき、全庁的な危機管理体制を強化するため、西宮市危機管理推進会議の運営 (4) 上記(1)～(3)に関連する各種指針・マニュアル等の策定	1,080	11	・西宮市防災会議の開催 ・西宮市地域防災計画等の修正 ・危機管理への対応力強化	・西宮市防災会議の開催 ・西宮市地域防災計画等の修正 ・危機管理への対応力強化	8,590	28,355	19,765	災害時物資供給計画の策定及び新型インフルエンザ等対策行動計画の改定による委託料の増額。 R7:26,896千円(R6:6,740千円)	
560205		防災情報通信管理事業	防災危機管理課	・災害時に最適な対策を講じるために、防災関係機関等から、防災関連情報を収集する。 ・多様な方法により市民に防災情報を迅速に伝達する。 以上のために、防災情報通信に関するシステム等の整備・管理を行う。	66,413	11	防災情報システムや機器の円滑な実運用に向けた研修や訓練の実施、課題抽出。	前年度に抽出した課題に対応する。	66,355	80,454	14,099	・防災情報システム機器を更新することに伴う使用料及び賃借料の増額。 R7:9,848千円(R6:2,023千円) ・防災情報システム保守業務における人件費等の上昇による委託料の増額。 R7:55,594千円(R6:52,081千円)	
560206		災害対策事業	防災危機管理課	災害への備えとして、市民の防災意識の向上を図り、災害時に市民が円滑に避難できるよう、市内のハザードや避難所等を示した防災マップの改訂及び配布を行う。 また、災害対策基本法の改正により、避難所における生活環境の整備が努力義務とされているため、本事業により避難所で必要となる食料(想定避難者数64,220人×3日×1食/日＝192,660食)や物品を計画的に備蓄するとともに、避難者へ迅速に備蓄物資が配布できるよう、避難所となる市内の全ての小中学校に分散して倉庫を整備する。 さらに、災害時において、市の防災体制が有効に機能するよう、職員個人の災害対応力と防災関係機関との連携強化を目的とした訓練・研修を実施する。	87,956	11	業務別防災研修は、啓発等により研修参加数を増加させ、防災対応の習熟度を高める。市民の防災意識向上については、今後行うアンケート結果等を踏まえて対応を行う。また、備蓄物資の確保について、流通在庫備蓄の拡充等によりコストの削減を検討する。	令和6年度の対応を継続し、更なる改善に取り組む。備蓄物資については、コスト削減を目的に見直した備蓄計画を元に購入量の平準化を進める。	98,296	69,505	△ 28,791	・令和6年度に発災時応急給水設備の整備が完了したことによる工事請負費及び備品購入費の減額。 【工事請負費】 R7:1,430千円(R6:7,529千円) 【備品購入費】 R7:1,430千円(R6:9,467千円) ・備蓄計画の見直し等による消耗品費の減額。 R7:37,669千円(R6:46,729千円) ・西宮市防災マップの印刷部数の減少による印刷製本費の減額。 R7:500千円(R6:8,866千円)	
560207		防災施設改修事業	防災危機管理課	・防災行政無線システムは平成20(2008)～22(2010)年度の3か年で整備。国や県の補助(都市防災総合推進事業、土砂災害情報相互通報システム整備事業)を活用し、総事業費4.5億円で整備した(補助2.9億、起債1.3億)。 ・拡声子局は自然災害の危険箇所(土砂害や津波浸水等)や被災住民(避難所)に対する情報提供を目的として整備し、市街地の約66%が音達区域と考えており、聞こえない地域が存在する。(音達区域はスピーカーの性能曲線を基に平面的な机上計算によるものである。) ・現設備は、親局1基(子局1基含む)、中継局1基、再送信子局2基、屋外拡声子局143基、割込装置1基。 ・経年により更新時期を迎える機器を順次更新(耐用年数10～15年の機器)。更新に合わせて、高性能スピーカーを導入し、聞こえ難さを改善する。	151,427	11	施工2年度目(3か年中)	現年の施工結果を検証しつつ、引き続き令和7年度まで更新事業を実施する。	189,684	186,062	△ 3,622	契約内容による工事請負費の減額。 R7:186,062千円(R6:189,684千円)	
560502		水防対策事業	防災危機管理課	水防法に基づき、洪水、雨水出水、津波又は高潮など、水災による被害を軽減するため適切な水防活動を実施し、市民生活の安全を保持する。	18,527	11	迅速かつ確実な情報伝達や避難体制について、国や県からの通知等に基づき、適宜見直しを行うとともに、より実効性のある水防対策を講じる。また、より効果的な災害時応援協定の運用に向けた協議を進める。さらに、対応力強化の訓練・研修を充実させる。	迅速かつ確実な情報伝達や避難体制について、国や県からの通知等に基づき、適宜見直しを行うとともに、より実効性のある水防対策を講じる。また、より効果的な災害時応援協定の運用に向けた協議を進める。さらに、対応力強化の訓練・研修を充実させる。	69,187	47,067	△ 22,120	過去の災害発生時の実績を考慮したことによる減額。 【職員手当等】 R7:24,700千円(R6:38,000千円) 【委託料】 R7:16,250千円(R6:25,000千円) 【使用料及び賃借料】 R7:1,099千円(R6:1,213千円)	令和7年度より「災害対応事業」に名称変更。

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10: 拡充、11: 現状どおり継続、12: 縮小、13: 手法・内容の見直し、21: 他事業との整理・統合、31: 休・廃止の方向で検討、32: 次年度より休止、33: 次年度より廃止、41: 完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①									事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度 決算 事業費 (千円)	基本 方針	改善・見直し内容		令和6年度 当初予算 事業費 (千円)	令和7年度 当初予算 事業費 (千円)	6年度から 7年度への 増減額 (千円)	事業費増減の主な理由	
							令和6年度で 対応するもの	令和7年度以降で 対応する予定のもの					
560101		防災啓発事業	防災危機管理課(啓発・避難支援)	「自分の命は自分で守る・共に助け合う」「自助・共助」の重要性・必要性を啓発することで、市民の防災意識向上や地域内の連携強化につなげていく事業を実施する。また、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織である自主防災組織が、平時から継続して活動を行い、大規模災害時等には地域内で災害活動に取り組めるよう、支援と育成を行う。 さらに、平成27年4月に創設した「西宮市地域避難支援制度」について、自治会や自主防災組織へ周知し、名簿を活用した避難支援体制の構築や避難支援計画作成に向けた支援を行う。	15,913	13	防災講座については外部講師の活用など、更なる効率化を図りたいと考えている。 避難支援については、福祉部局などを含めた関係局と方針や目標を共有し、着実に取組を進める。	令和6年度の対応を継続し、効率的に、より多くの地域の防災力強化に取り組む。 避難支援については、引き続き要配慮者を対象として、福祉部局等との連携を維持し、優先度が高い個別避難計画の作成に着手する。	12,843	12,736	△ 107	・経費節減による需用費の減額。 R7:5,766千円(R6:6,444千円) ・校区防災資機材の更新台数の減少による備品購入費の減額。 R7:2,535千円(R6:3,114千円) ・避難確保計画点検・管理システムの改修実施等による委託料の増額。 R7:3,244千円(R6:1,999千円)	
631001		職員採用事務	人事課	西宮市の各所管の円滑な事業運営や国県の法・制度改正に対応できるような組織を維持し、公務の効率的な運営を図るための適正な配置ができるよう職員数を確保するための事業。	8,529	13	正規職員の一部職種において、テストセンター方式を導入し、受験機会の拡大及び利便性向上による応募者の確保を図る。	変化する社会情勢に対応するため、より多角的な視点から採用試験を実施し、優秀な人材を確保する。また、応募者数確保のための取組を検討し、実施する。	12,926	12,770	△ 156	・勤労会館の工事に伴う試験会場変更による使用料及び賃借料の増額。 R7:1,244千円(R6:798千円) ・採用見込み人数の減少による採用試験及び健康診断に係る委託料の減額。 R7:10,085千円(R6:10,683千円)	
631003		職員健康管理事務	人事課	労働安全衛生法に基づき、職員の安全と健康を確保するため、各種健康診断の実施、過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策、安全衛生管理体制にかかる業務等を行う。	43,179	11	休職者に対する組織的な復職支援を行うとともに、引き続きメンタルヘルス不調の予防対策に取組む。	法定外の検診については、縮小または廃止を検討する。	47,218	45,067	△ 2,151	法定外検診の見直しによる委託料の減額。 R7:41,605千円(R6:43,312千円)	
631002		人事給与等事務	人事課／人事課(労務・給与等)／人事課(研修厚生)	正規職員の人事、人事記録の管理、定数管理、被服の貸与、人事評価制度の運用、非常勤職員の社会保険手続き、職員の報酬・給与等の支給、各種職員手当の認定、共済費・社会保険料の徴収・支払、給与等の予算・決算資料の作成、勤務状況管理システム・人事給与システムの運用等を行う。	154,363	11	既存の勤務状況管理システムや旅費管理システム等を統合し、機能向上させる新たな庶務事務システムと新人事給与システムを導入し、事務の効率化や利便性の向上を図る。	庶務事務システムと新人事給与システムの連携により、人事給与事務の効率化や職員の利便性向上を図るとともに、適正な事務が行えるよう努める。	160,656	113,888	△ 46,768	庶務事務システム及び新人事給与システム導入委託料の減額。 R7:20,185千円(R6:89,856千円)	
631004		人事・給与と制度事務	人事課(労務・給与等)	本市職員の人事・給与制度について、法令、国・他都市の状況等を調査研究し、適宜改正等を行う。 また、その過程で地方公務員法等の定めるところにより職員団体及び労働組合と交渉を行う。	0	11	諸手当等の制度について、国や他都市との均衡を踏まえ、見直しに向けた必要な対応を行う。また、国家公務員における「給与制度のアップデート」や旅費制度の見直しについても、必要な対応を行う。	引き続き給与その他の勤務条件に関して調査研究を行い、必要な見直しを行っていく。	0	0	0		
631008		職員研修事務	人事課(研修厚生)	「西宮市職員研修規程」および「西宮市人材育成基本方針」に基づき、4つの体系で研修を実施している。 ◎基本研修 職務段階ごとに必要な内容を学ぶ指定研修と、個別専門的な知識の修得や広い視野を養う選択研修を実施している。 ◎派遣研修 高度かつ専門的な知識を修得するとともに、他の自治体職員等とのネットワークを広げるため、外部機関が実施する研修に職員を派遣している。 ◎職場研修 職場単位で実施する業務に直結した研修に対し、講師料の助成や講師選定等の支援を行っている。 ◎自主研修 職員が勤務時間外に行う自己啓発の取り組みに対し、支援や助成を行っている。	17,240	11	人事評価制度との連携を強化し、人事評価の取組みがより人材育成に活用されるよう、運用の改善を進める。また、評価結果のデータ等の活用を図り、職員個々の能力向上を図るための取組み、研修の企画等を進める。	人事評価の取組みが人材育成に繋がるよう、人事評価と既存の研修スキームの連携を意識した取組み、研修の企画等を進める。また、職員がモチベーションを向上させて業務を行うことができるよう、キャリア形成支援にかかる取組みを進める。	19,279	19,832	553	人事評価制度システム移管に伴う委託料の増額。 R7:880千円(R6:0円)	
631009		職員自治振興会補助事業	人事課(研修厚生)	地方公務員法及び条例の規定により義務付けられた福利厚生を実施する職員自治振興会が所有する職員会館及び東館区分所有部分に係る会館運営事業費の一部に補助を行う事業である。	9,377	11	市への庁舎及び会議室提供事業は、公益目的支出を継続して実施する公共性のある事業と位置付けられており、引続き効率的な運用と稼働率の向上に努める。	引続き会館の効率的な運用と稼働率の向上に努めるとともに、対象法人の経営状態を注視していく。	9,377	9,377	0		
631010		会計年度任用職員互助会補助事業	人事課(研修厚生)	西宮市会計年度任用職員互助会補助金交付要綱に基づき、西宮市会計年度任用職員互助会が実施する事業の経費について、会員が負担する会費を限度に西宮市会計年度任用職員互助会に補助している。	4,440	11	会計年度任用職員の有する能力を有効に発揮することができるよう福利厚生事業を実施するとともに、互助会への加入促進とカフェテリアプランの利用促進に努める。	互助会への加入促進及びカフェテリアプランの使用促進に努め、会計年度任用職員への福利の増進を図っていく。	4,524	4,716	192	対象見込者数の見直しに伴う補助金の増額。 R7:4,716千円(R6:4,524千円)	

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①							事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など		
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度 決算 事業費 (千円)	基本方針	改善・見直し内容		令和6年度 当初予算 事業費 (千円)	令和7年度 当初予算 事業費 (千円)		6年度から 7年度への 増減額 (千円)	事業費増減の主な理由
							令和6年度で 対応するもの	令和7年度以降で 対応する予定のもの					
630504		行政情報システム開発運用事業	デジタル推進課(デジタル推進課(システム標準化))	●「西宮市DX推進指針」に基づき「暮らし手続き」「行政内部」「住民参画」「教育環境」の各分野のデジタル・トランスフォーメーション(DX)を推進している。 ●行政情報システムは、総合住民情報システム、内部情報システム、市内イントラシステム、ネットワーク・端末に分けられ、その全般的な運用・保守及び開発・拡充を行っている。 ●総合住民情報システムは、オンラインを中心とした住民記録、税務情報、国民健康保険、年金、医療、福祉情報、教育情報など、住民情報を対象とするシステムで構成されている。 ●内部情報システムは、財務会計や勤務状況管理など、市の内部事務管理に係るシステムで構成されている。 ●庁内イントラシステムは、庁内のネットワークを活用した職員間の情報共有を目的としたグループウェア等である。 ●ネットワーク・端末は、庁舎内のネットワーク、端末機及び統合仮想サーバ基盤、仮想デスクトップ基盤等である。	772,777	11	●「西宮市DX推進指針」に沿ってDXを推進するとともに、デジタル人材の育成方針を検討する。 ●基幹システムの標準化対応に向けて調達準備を行う。 ●行政手続きオンライン化の拡大に取り組む。	●「西宮市DX推進指針」に沿ってDXを推進する。 ●庁内のデジタル人材育成に取り組む。 ●基幹システムの標準化対応に向けて安全なシステム移行を行う。 ●行政手続きオンライン化の拡大に取り組む。	772,377	878,521	106,144	・職員用PCモニター導入に伴う消耗品費の増額。 R7:22,831千円(R6:0円) ・電子請求サービス導入に伴う役務費の増額。 R7:6,262千円(R6:0円) ・業務共通基盤連携インタフェース追加に伴う委託料の増額。 R7:38,500千円(R6:28,600千円) ・データセンターハウジング用機器のリース月数増(3→12)に伴う賃借料の増額。 R7:94,660千円(R6:23,892千円)	
630501		地域公共ネットワーク運用事業	デジタル推進課(情報企画)	●平成14年度「地域イントラネット基盤施設整備事業」として国の補助を受け、市役所、第二庁舎を拠点に、支所・サービスセンター等198箇所(令和6年4月現在は194箇所)の公共施設を光ファイバーで接続した。 ●このネットワークを通じて住民情報、施設予約、図書館など多くのサービスが提供されており、安定した市民サービスに不可欠な高速・大容量かつ安定した基幹情報通信基盤として、原則的に無停止で運用している。 ●地域イントラネット基盤施設整備事業で整備したネットワーク機器について、保守期限を迎えたことから更新等を令和5年度に実施した。 ●タッチパネル式の住民開放端末を設置し、ホームページ閲覧などのサービスを提供した。	132,521	11	●地域公共ネットワークの安定稼働	●地域公共ネットワークの安定稼働	132,815	130,678	△ 2,137	VoIP機器の保守込リースへの移行に伴う委託料(6カ月分)の減額。 R7:0円(R6:1,277千円)	
630502		情報化推進事業	デジタル推進課(情報企画)	●平成13年度以降「西宮市情報化推進計画」を策定し、情報化に取り組んでいる。 ●平成17年12月から「住民記録システム」「住民基本台帳ネットワーク」において、ISMSの運用を開始し、平成18年3月に「ISMS認証基準ver.2.0(国内規格)」の認証を取得した。平成19年3月には「ISO/IEC 27001(国際規格)」に移行し、現在、以下の15拠点5業務で認証を取得している。また、全庁の情報セキュリティ向上についても計画的な取組を実施している。【ISMS認証拠点】市民課、税務管理課、市民税課、資産税課、納税課、鳴尾支所、瓦木支所、甲東支所、塩瀬支所、山口支所、アクタ西宮ステーション、夙川市民サービスセンター、上甲子園市民サービスセンター、こども未来センター、デジタル推進課【ISMS認証拠点業務】住民記録等システム、住民基本台帳ネットワーク、税務システム、税務外部接続システム、電子カルテ等業務管理システム	282,703	11	●ICT調達プロセス管理の運用継続 ●情報セキュリティ内部点検の継続実施 ●次期職員用ノートパソコンの継続運用	●ICT調達プロセス管理の運用継続 ●情報セキュリティ内部点検の継続実施 ●次期職員用ノートパソコンの継続運用	320,661	413,513	92,852	・オフィスソフト入替に伴う委託料の増額。 R7:23,681千円(R6:0円) ・オフィスソフト入替に伴うリース料の増額。 R7:82,782千円(R6:12,030千円)	
630503		地域情報システム開発運用事業	デジタル推進課(情報企画)	●平成13年10月に西宮市公式ホームページを開設した。平成16年には、ホームページを一元的に管理・編集する機能を持つ運用管理システム(CMS)を導入した大規模リニューアルを実施し、平成17年10月には、バナー広告の掲載を開始した。平成22年には、メニューデザイナーの見直し、CMSの機能改善を実施した。平成24年11月には、スマートフォンサイトを開設し、平成25年には、Webアクセシビリティ等級AAに準拠したリニューアルを行った。平成30年3月には、システムをクラウドサービスへ移行し、操作性や即時性、業務継続性の向上を図り、令和5年10月には、スマートフォンからのアクセスに対応したデザインの見直しや「やさしい日本語」への機械翻訳の導入等を実施した。 ●市民・来庁者の利便性の向上や施設の付加価値の向上、災害時の通信確保や市政情報の発信等を目的として、公共施設にフリーWi-Fiを提供している。	20,559	11	●ホームページの各コンテンツの質的向上作業を継続実施する。 ●ホームページ以外の広報媒体との連携など、最適な管理体制のあり方を検討する。 ●フリーWi-Fiの管理運用	●ホームページの各コンテンツの質的向上作業を継続実施する。 ●ホームページ以外の広報媒体との連携など、最適な管理体制のあり方を検討する。 ●フリーWi-Fiの管理運用	19,960	20,329	369	ホームページ運用業務委託料の増額。 R7:8,138千円(R6:7,837千円)	

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10: 拡充、11: 現状どおり継続、12: 縮小、13: 手法・内容の見直し、21: 他事業との整理・統合、31: 休・廃止の方向で検討、32: 次年度より休止、33: 次年度より廃止、41: 完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①							事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など		
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度 決算 事業費 (千円)	基本 方針	改善・見直し内容		令和6年度 当初予算 事業費 (千円)	令和7年度 当初予算 事業費 (千円)		6年度から 7年度への 増減額 (千円)	事業費増減の主な理由
							令和6年度で 対応するもの	令和7年度以降で 対応する予定のもの					
631102		番号制度整備事務	デジタル推進課(情報企画)	平成27年10月に番号制度が導入され、住民票を有する者すべてに個人番号が付番・通知された。平成28年1月からは、個人番号の利用が開始されている。 情報連携は平成29年7月から開始されており、関係所管に対し、制度運用が円滑・確実に行われるよう情報の周知徹底を的確に行う。 あわせて、国の用意するマイナポータル及びびびったりサービスの利用等について、必要な対応を行う。	49,176	11	・制度の継続的な運用に向けた各事務の整理 ・制度利活用等の推進のための研究及び調査 ・特定個人情報保護評価の運用整理及び実施 ・番号法改正に向けた条例等運用規定の見直し	・制度の継続的な運用に向けた各事務の整理 ・制度利活用等の推進のための研究及び調査 ・特定個人情報保護評価の運用整理及び実施 ・番号法改正に向けた条例等運用規定の見直し	31,043	24,691	△ 6,352	システム標準化対応業務完了に伴う委託料の減額。 R7:0円(R6:7,337千円)	
【財務局】													
620501		財務事務	財政課	・予算の編成に関する事務 ・予算の執行管理に関する事務 ・決算に関する事務 ・財政計画に関する事務 ・財政資金の調整、一時借入金、市債、地方交付税及び譲与税・交付金に関する事務 ・基金(他課に属するものを除く)の管理に関する事務 ・公会計の整備に関する事務(他課に属するものを除く)	5,881	11	・最新の財政状況を反映した長期財政収支見直しを作成する。 ・市政ニュース及びHPIにおいて、さらに分かりやすい財政状況の公表に努める。 ・引き続き財務会計システムの更新に向けた検討を進める。	・長期財政収支見直しに留意しながら、健全な財政運営を図るための執行管理を行う。 ・財務会計システムの更新に向けた手続を進める。	8,776	59,482	50,706	【歳入】 新規購入債券による債券運用利子等の増による都市計画事業基金利子の増額。 R7:55,111千円(R6:3,621千円) 【歳出】 ・予算書等印刷製本費の見直し等による需用費の減額。 R7:1,698千円(R6:2,565千円) ・新規購入債券による債券運用利子等の増による都市計画事業基金積立金の増額。 R7:55,111千円(R6:3,621千円)	
621002		ふるさと納税推進事業	財政課(財務局総括)	・寄附の拡大と市内産業の活性化への寄与を目的として市外からの寄附者に対し、西宮の産品を返礼品として送付する。 ・外部ポータルサイトからのクレジット決済等による寄附申込、返礼品の配送管理、寄附金受領証明書の発送、ワンストップ特例申請書の受付、一連の手続きに関する問い合わせ窓口等の業務を委託する。 ・13の寄附の使い道について、寄附者自身が選び易いような広報を行い、発信力の強化に取り組む。	85,279	11	・返礼品の充実を図る。 ・新たなポータルサイトを追加する。	引き続き返礼品の充実を図るとともに、寄附者に興味を持っていたような事業手法について検討していく。	84,467	96,352	11,885	寄附金額の増に伴う各種経費の増額。 R7:96,352千円(R6:84,467千円)	
630201		収納対策推進事務	財政課(財務局総括)	・電話催告業務(共通コールセンター)などを通じ、初期段階での滞納解消を促進するとともに、システムを活用した滞納者情報等の利用により、累積滞納の早期解決を図る。 ・各未収金担当課が標準的な債権管理事務モデルに準拠した事務を行うことにより、新たな滞納の発生を抑制し、滞納整理の促進を図る。	25,335	11	・「標準的な債権管理事務モデル」について、庁内へ周知徹底を図る。 ・新たな未収債権が発生した場合には、早期に回収へ取り組むよう、所管部署へ指導を行う。	引き続き収入未済額の縮減を図る。	79,903	45,071	△ 34,832	滞納管理システム標準化対応委託料の減額。 R7:41,585千円(R6:77,603千円)	
630301		契約事務	契約管理課	1.工事請負、業務委託、修繕業務、物品購入、賃貸借契約の一般競争・指名競争入札等の契約事務 2.競争入札参加資格者の登録事務 3.契約業務の調査研究等	14,453	11	契約事務の調査・研究を行い、適宜見直しを行う(入札情報漏えい防止等を目的とした変動型最低制限価格の試行や財務会計システムの更新に向けた所管部分の仕様検討など)。 工事契約での総合評価競争入札及び低入札価格調査を継続し、必要な改善を行う。	契約事務の調査・研究を行い、適宜見直しを行う(入札情報漏えい防止等を目的とした変動型最低制限価格の試行や財務会計システムの更新に向けた所管部分の仕様検討など)。 工事契約での総合評価競争入札及び低入札価格調査を継続し、必要な改善を行う。	14,497	14,461	△ 36	兵庫県電子入札共同運営システム負担金に係る負担金補助及び交付金の減額。 R7:5,986千円(R6:6,055千円)	
630302		土木・建築工事の施工検査事務	契約管理課(技術管理)	1.土木工事及び建築工事の施工検査 2.土木工事の積算基準並びに積算単価の調整及び作成(他課に属するものを除く) 3.土木工事の積算システム等の管理	5,932	11	1.監督・検査技術向上のための研修実施。 2.工事検査・成績評定業務の適正かつ効率的な執行。	1.監督・検査技術向上のための研修実施。 2.工事検査・成績評定業務の適正かつ効率的な執行。	6,130	8,310	2,180	工事成績評定管理システム改修委託料及び保守委託料に係る委託料の増額。 R7:2,762千円(R6:550千円)	

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10: 拡充、11: 現状どおり継続、12: 縮小、13: 手法・内容の見直し、21: 他事業との整理・統合、31: 休・廃止の方向で検討、32: 次年度より休止、33: 次年度より廃止、41: 完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①									事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度 決算 事業費 (千円)	基本 方針	改善・見直し内容		令和6年度 当初予算 事業費 (千円)	令和7年度 当初予算 事業費 (千円)	6年度から 7年度への 増減額 (千円)	事業費増減の主な理由	
							令和6年度で 対応するもの	令和7年度以降で 対応する予定のもの					
630303		総合評価推進事務	契約管理課 (技術管理)	1.契約業務に係る調査研究等(他課に属するものを除く) 2.総合評価一般競争入札に関する技術審査等 3.技術職員研修に関すること(他課に属するものを除く)	148	11	1.建設工事に係る総合評価競争入札の運用 2.低入札価格調査制度の見直し 3.入札を踏まえた制度の改善策の検討 4.技術職員研修の実施	1.建設工事に係る総合評価競争入札の運用 2.低入札価格調査制度の見直し 3.入札を踏まえた制度の改善策の検討 4.技術職員研修の実施	210	178	△ 32	各種講習会参加負担金に係る負担金補助及び交付金の減額。 R7:43千円(R6:75千円)	
630101		固定資産評価審査委員会運営事務	税務管理課	固定資産評価の客観的合理性を担保し、固定資産税の適正な賦課を期するため、地方税法に基づき設置された固定資産評価審査委員会の事務運営を行う。	1,562	11	令和6年度は評価替年度にあたり、相当数の審査申出件数が見込まれるが、現体制の範囲で、固定資産評価審査委員会制度の主旨に則った運営事務に努める。	評価替年度以外も審査申出件数が一定数見込まれることから、事務の効率化を進め、迅速な処理を図り、引き続き現体制の範囲で対応する。	1,333	972	△ 361	審査会開催件数の減による委員報酬の減額。 R7:855千円(R6:1,195千円)	
630102		市税の賦課・徴収関係事務	税務管理課	市の財政収入の根幹である市税収入の確保を図るため、適正かつ公平な賦課・徴収を推進する。 賦課においては、複雑化する課税事務を効率的に執行するとともに、課税客体の捕捉に努める。 現年度分の徴収においては、納付方法や口座振替申込みにおいて、利便性の高い複数の選択肢を設けることにより、収入率向上に取り組む、納期内納付の定着を推進する。 滞納繰越分の徴収では、標準的な債権管理事務モデルを着実に遂行することで、早期かつ確実な納付の履行を促し、滞納の長期化を防ぐ。また、長期・高額滞納者に対しては、差押えを強化し、一層の収入未済額の縮減を行う。	704,704	11	税システムの標準化や定額減税に関する対応など、各種の税制改正等に対応していく。	標準準拠システムの令和8年1月稼働に向け、各工程について確実に対応していく。 また、各種税制改正に対し、適正に対応していく。	1,111,214	1,207,807	96,593	・評価替えに伴う不動産鑑定料の増額。 R7:37,200千円(R6:2,673千円) ・標準準拠システム稼働による印刷製本費の増額。 R7:52,029千円(R6:22,093千円) ・郵便料金の改定による郵便料の増額。 R7:76,136千円(R6:61,062千円)	
630401		市有財産維持管理事務	管財課／管財課(資産活用)	所管する普通財産の管理及び処分、所管する普通財産の貸付、除草・剪定業務、測量業務等。市所有の未利用地について、公共施設用地としての利活用を検討し、今後の利活用計画が無い用地は、財産確保のために売却・貸付を推進していく。	128,648	11	未利用地の売却・貸付等を順次進めていき、令和7年度以降の売却・貸付等に向けた取組みも順次進めていく。	未利用地の売却・貸付等にかかる取組みを順次進めていく。	261,197	69,228	△ 191,969	分譲宅地造成工事等委託費(委託先は西宮市土地開発公社)の減額。 R7:5,277千円(R6:203,487千円)	
630402		自動車等維持管理事務	管財課	公用自動車の点検・修繕や車両保険の契約事務他を包括的に処理する。 また、公用自動車の使用の効率的な集中管理と安全運転の啓発や運転者の指導を行い、公務、市の主催事業及び共催事業に伴う輸送業務を安全かつ効率的に進める。	48,899	11	貸出車について、ガソリン車を4台廃止し、電気自動車を2台導入する。	貸出車及び共用車について、効率的な使用と適正な車両配置を図る。今後、更新する車両は電動車を検討する。	44,999	50,002	5,003	・清掃業務等委託料の増額。 R7:10,970千円(R6:8,388千円) ・電気自動車導入に伴う電気設備等工事請負費の増額。 R7:1,133千円(R6:40千円)	
630403		アプリ甲東立体駐車場設備保全事業	管財課	アプリ甲東立体駐車場(平成8年完成)は、経年により、製造業者が定める部品交換目安を超える部品が増えている。このまま放置すると立体駐車場の安全な運行に支障をきたしかねないため、緊急性の高いものから計画的に順次保全工事を行う。	23,705	11	立体駐車場3・4号機の電装品関係・旋回装置・乗入れ関係の各部品の取替工事等を行う。	保守点検結果等を踏まえた上で緊急性の高いものから継続的に順次保全工事を行う。	19,470	22,660	3,190	経年劣化等に対する計画的な保全工事の実施に伴う工事請負費の増額。 R7:22,046千円(R6:19,470千円)	
631106		地区自治団体運営交付金事業	管財課	財産区有土地貸付収入の適正な執行を目的として、補助金を交付する。 *財産区＝地方自治法第294条に規定されている特別地方公共団体	23,337	11	財産区有財産の適正管理について、助言や指導を行う。	財産区有財産の適正管理について、引き続き助言や指導を行う。	22,046	22,046	0		
620601		公共施設マネジメント事業	管財課(施設マネジメント推進)	これまで人口増加や経済成長に合わせて整備拡充してきた公共施設が、次々と大規模改修や建替え時期を迎え、維持管理及び保全・整備コストの増加が避けられない。このような状況下において、市民の利便性を考慮しながら最小の経費で最大の効果を発揮していくために、個別公共施設に係るコスト削減や機能改善等を積み重ねながら将来を見据えた中長期的かつ分野横断的な視点(全体最適)に立って、公共施設マネジメントを推進していく。	5,072	10	施設総量の縮減に向けて今後の見込み等の検証や施設整備における事前協議を開始するとともに施設の長寿命化に向けて躯体の健全性に関する調査を実施する。	策定済みの個別施設計画に基づき、公共施設の機能再編や長寿命化・複合化等の検討を進めていく。	15,126	17,626	2,500	耐用年数調査等委託料の増額。 R7:17,500千円(R6:14,000千円)	

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10:拡充、11:現状どおり継続、12:縮小、13:手法・内容の見直し、21:他事業との整理・統合、31:休・廃止の方向で検討、32:次年度より休止、33:次年度より廃止、41:完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①								事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など	
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度決算事業費(千円)	基本方針	改善・見直し内容		令和6年度当初予算事業費(千円)	令和7年度当初予算事業費(千円)	6年度から7年度への増減額(千円)		事業費増減の主な理由
							令和6年度で対応するもの	令和7年度以降で対応する予定のもの					
630404		庁舎関係事業	庁舎管理課	利用する市民にとって、安全で清潔な施設であるために庁舎を維持管理するとともに、職員が行政拠点として働きやすい職場環境をつくる。そのため、老朽化等による不良箇所を早期に発見して対応することにより、大規模修繕を未然に防止し、維持管理コストの低減、ひいては苦情ゼロの状態を目指す。 対象施設：本庁舎、第二庁舎、東館、南館、西館、池田庁舎、江上庁舎	868,907	11	庁舎の適切な維持管理を行うとともに、要望内容や庁舎配置後の利用状況を確認し、今後の管理運用及び維持修繕について検討する。	庁舎の適切な維持管理を行うとともに、今後の維持修繕について検討する。	1,063,457	1,881,364	817,907	本庁舎等改修事業費(本庁舎照明LED化工事等)の増額。 R7:994,115千円(R6:144,219千円)	
630405		北口駐車場関係事業	庁舎管理課	西宮北口周辺の不法駐車対策の路外駐車場であり、且つアクタ西宮(商業施設)の併設駐車場という複合的な要素を持つ西宮市立北口駐車場の維持管理・運営を行う。なお、平成18年度から指定管理者による管理運営を開始し、サービスの向上と経費の縮減に努めている。また、当該駐車場は平成13年度に供用開始し、施設や機器の老朽化が顕著になっている。機器の故障や不具合は利用者へのサービス低下となる為、機器の更新や施設の改修を計画的に実施することで、利用者に対して良質なサービス提供を目指す。	95,099	11	北口周辺等の駐車料金の調査を行い、北口駐車場の駐車料金の見直しを行う。 西宮市立北口駐車場条例の見直しを行う。	施設の劣化に伴う補修、大規模工事の実施及び計画を行うとともに、今後、地域や他部局をまたいだあり方について検討し、具体的な運営方法を決定していく。	97,187	153,651	56,464	北口駐車場改修工事費(北口駐車場地下1階防水補修工事等)の増額。 R7:79,389千円(R6:20,834千円)	
【市民局】													
310302		非課税世帯臨時特別給付金事業	市民企画課	■「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)及び「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」(令和4年4月26日閣議決定)を踏まえ「子育て世帯等臨時特別支援事業(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)」に基づき、臨時特別給付金(1世帯10万円)を迅速かつ的確に支給するため実施した。 ■「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について」(令和4年9月9日付閣議決定)を踏まえ「子育て世帯等臨時特別支援事業(電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金)」に基づき、緊急支援給付金(1世帯5万円)を緊急かつ機動的に支給するため実施した。 ■「令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予算費の使用について」(令和5年3月28日閣議決定)を踏まえ、重点支援給付金(1世帯3万円)を緊急かつ機動的に支給するため実施した。	1,566,181	41			0	0	0		令和5年度完了事業
610101		参画・協働推進事業	市民企画課	市民等が持つ豊かな知識及び経験をまちづくりに生かし、市民等と市がよりよい本市の姿を共に考え、その実現に向けて共に行動する地域社会を形成していくことを目的として、平成20年7月に制定した「西宮市参画と協働の推進に関する条例」の市民等への周知・啓発並びに条例の適切な運用に取り組む。	2,220	13	条例評価委員会による提言書を踏まえ、条例改正等の検討を行う。	令和6年度の検討内容を踏まえて、参画と協働の取組みを進める。	2,433	2,496	63	参画協働パンフレットの発行に伴う需用費の増額。 R7:244千円(R6:158千円)	
610104		市民交流センター等管理運営事業	市民企画課	市民交流センターは、西宮・甲子園競輪の廃止に伴い、兵庫県自転車競技厚生事業団から競輪事業関連施設である厚生事業会館の譲渡を受け、市内にある公益活動を目的とする市民団体の交流を促進するとともに、市民の地域社会における相互の親睦及び文化活動の増進に寄与するため、平成14年8月1日に設置された。 市民交流センターの管理運営は平成19年度より指定管理者が行っており、市民活動や自治会運営に関する相談業務・各種講座開催及び貸館業務を行っている。 また、ボランティア活動を希望する市民に対し、公益を目的とする市民活動に参加するきっかけづくりを提供するため相談業務等を実施するほか、インターネットでも様々な情報提供を行っている。	35,547	13	大学交流センターとの機能再編に向けて、今後果たすべき役割を整理する。 また再編に向け、関係団体と協議・調整を行い、庁内関係部局とも連携して取り組む。	令和6年度に検討した役割を基に、機能強化を具体化し、施設の再編を行う。	34,900	33,632	△ 1,268	・指定管理から直営への変更による、人件費等の増額と委託料の減額の差引による増額。 R7:26,027千円(R6:24,228円) ・斜行エレベーター2階多目的ルーム空調機器補修工事等の完了による工事請負費の減額。 R7:439千円(R6:4,355千円)	
610102		コミュニティ推進事業	地域コミュニティ推進課	・西宮コミュニティ協会は、住民の手による「新しい地域社会の創造」をめざし、また「コミュニティづくり」を推進するための全市的組織として、各地域への呼びかけや設立準備委員会での論議を経て、昭和54年8月に発足した。市は西宮コミュニティ協会の活動に要する経費に対し補助を行うなど、同協会の健全な発展と活動を促進するとともに、地域コミュニティ活動を支援する。 ・地域における青少年層により組織された団体(以下「青年団等」という。)が行う、地域への貢献や活性化に寄与する事業を支援することにより、次世代の担い手を育成し、もってコミュニティ活動の推進を図る。	57,178	11	西宮コミュニティ協会では、令和6年度に協会ホームページの開設、『宮つ子』閲覧ウェブサイトの改修のほか既存事業の見直しを予定しており、引き続き同協会の活動を支援していくこととする。	令和6年度を取組みや見直し効果を踏まえてコミュニティ協会と協働して更なる見直しや推進を図る。	59,893	58,893	△ 1,000	西宮コミュニティ協会補助金の減額。 R7:49,600千円(R6:50,600千円)	

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①									事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度決算 事業費 (千円)	基本方針	改善・見直し内容		令和6年度 当初予算 事業費 (千円)	令和7年度 当初予算 事業費 (千円)	6年度から 7年度への 増減額 (千円)	事業費増減の主な理由	
							令和6年度で 対応するもの	令和7年度以降で 対応する予定のもの					
610103		市民祭り補助事業	地域コミュニティ推進課	昭和48年9月西宮神社を会場として「第1回にしのみや市民祭り」が開催され、昭和50年に「にしのみや市民祭り協議会」が発足し、市民グループによるイベント実施やブース出展、企業等からの協賛など多くの市民や団体が参加する祭りとなった。 市内の各種団体で構成される協議会により例年実施される同祭りに対し、市は補助金の交付及び事務局を設置することにより支援を行う。	13,500	11	催し内容を工夫し、より西宮市への愛着を持つ機会と賑わいに繋げていく。また新たな協賛金獲得や第50回記念にしのみや市民祭りの実施内容について検討を行う。	第50回記念及び市制100周年を迎える令和7年度の市民祭りについて、節目の年として、意義深いものになるよう開催する。	13,500	32,500	19,000	にしのみや市民祭り協議会補助金の増による負担金補助及び交付金の増額。 R7:32,500千円(R6:13,500千円)	
560601		災害救助事業	地域コミュニティ推進課	市内において発生した災害により、その使用する住居又は店舗等が全壊、全壊若しくは流失、半壊若しくは床上浸水の被害を受けた場合や災害による負傷や死亡者が発生した場合に見舞金、弔慰金を支給し、住居を失った市民に対しては、災害緊急救助施設の提供を行う。	1,272	11	被災者に対して災害見舞金の支給を行うとともに、居住が困難となった被災者に対しては一時的な入居といった支援を行っていく。また、緊急連絡を受けた際の休日や夜間の体制について、見直しを検討していく。	引き続き、災害見舞金の支給など生活再建に向けた支援を行っていく。	1,517	1,036	△ 481	災害見舞金の減による扶助費の減額。 R7:700千円(R6:1,100千円)	
610108		自治会活動支援事業	地域コミュニティ推進課	市内にある自治会等に関して連絡・調整等を行うとともに、下記事業を実施している。 ・自治会・町内会の公益的な活動中の事故等を補償するため、自治会等公益活動補償制度を設けている。 ・自治会・町内会への加入を促進するため、自治会加入促進チラシを窓口等で転入者等に配布している。 ・自治会ガイドブック(加入促進編・設立編)を作成し、自治会・町内会に配布している。 ・自治会・町内会の発足状況を把握するため、毎年7月に地域自治団体調査を行っている。	3,866	10	地域との積極的な対話を進め、行政と地域のつながりを深めるとともに、自治会の現状や課題などを把握し、自治会とともに活性化策について検討をしていく。	自治会が地域の各種団体や市民活動団体などつながり、多様な地域コミュニティの醸成が進むよう様々な支援を検討していく。	5,725	1,699	△ 4,026	会計年度任用職員の減員による人件費の減額。 R7:0円(R6:3,513千円)	自治会活動の活性化に向け令和6年度にリニューアルする自治会に関するホームページの情報をさらに充実させるとともに、情報発信のデジタル化に向けた支援を進める。
610301		地域コミュニティ集会所施設整備補助事業	地域コミュニティ推進課	自治会等が所有する集会所施設を新築・改修等する場合において、その費用の一部を補助する。	6,373	11	申請のあった自治会・町内会に対して、補助を行う。	改修の相談については適宜対応しながら、市の財政状況を勘案し、優先順位が高いものから補助を行っていく。	9,000	0	△ 9,000	地域コミュニティ集会所施設整備補助件数の減による負担金補助及び交付金の減額。 R7:0円(R6:9,000千円)	
610302		市民集会所施設等改修事業	地域コミュニティ推進課(市民館等)	老朽化の著しい施設の外壁改修、屋上防水工事等について、中長期修繕計画等に基づき実施する。	107,413	11	中長期修繕計画等に基づき、電気(配線等取替え)や機械設備(空調設備更新等)、建築(外壁改修等)について適切に工事を実施する。	引き続き、施設の改修について、中長期修繕計画等に基づき実施する。	116,987	63,007	△ 53,980	北瓦木センター耐震・大規模改修工事等の完了による工事請負費の減額。 R7:55,894千円(R6:114,766千円)	
610303		市民集会所施設等整備事業	地域コミュニティ推進課(市民館等)	未耐震施設の市民館を建替え、集会所施設機能だけでなく地域の活動拠点となるよう整備を進める。	968	11	未耐震施設の建替に向け、仕様も含め、関係各課及び地域と協議並びに調整を行う。	未耐震施設の解消に向け、関係各課と協議を行っていく。	0	0	0		
610106		市民集会所施設等管理運営事業	地域コミュニティ推進課(市民館等)	地区市民館22館、共同利用施設10館、広田山荘の維持・管理運営を行っている。 ①地区市民館・・・本市住民の地域社会における相互の親睦及び文化活動の増進に寄与するために設置した施設 ②共同利用施設・・・公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律に基づく施設 ③広田山荘・・・市民の健全な娯楽及び休息等のため、その使用に供することを目的とした施設	220,628	11	施設の老朽化に伴い、必要な工事や修繕を実施する。 利便性の向上につながる取組を検討する。 市民集会所施設のあり方について検討する。	施設の老朽化に対応するため、必要な工事や修繕を行っていくとともに、利用実態等に応じた効率的な運営を検討する。 引き続き施設のあり方を検討する。	240,830	249,808	8,978	指定管理料等の増による委託料の増額。 R7:165,832千円(R6:156,399千円)	
610107		船坂里山学校管理運営事業	地域コミュニティ推進課(市民館等)	・平成22年3月末に閉校となった船坂小学校跡施設について、地域住民の交流の拠点施設として活用するとともに、豊かな自然環境や里山文化等の地域資源を活かしながら地域内外の人の交流及び地域の魅力発信を図る。 ・平成28年度からは「西宮市立船坂里山学校条例」を制定し、施設名称を「西宮市立船坂里山学校」とした。 また地域団体を指定管理者としたことで、地域が主体として、施設の管理運営を行っていく。	16,665	11	施設の老朽化に伴い、必要な工事や修繕を実施する。 引き続き指定管理者と協働して船坂地区の活性化に取り組む。	施設の利用を通して地域が活性化するよう、引き続き指定管理者と協働して取り組む。	17,833	21,729	3,896	施設維持管理に係る工事請負費の増額。 R7:7,480千円(R6:3,317千円)	

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10: 拡充、11: 現状どおり継続、12: 縮小、13: 手法・内容の見直し、21: 他事業との整理・統合、31: 休・廃止の方向で検討、32: 次年度より休止、33: 次年度より廃止、41: 完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①									事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度決算 事業費 (千円)	基本方針	改善・見直し内容		令和6年度当初予算 事業費 (千円)	令和7年度当初予算 事業費 (千円)	6年度から7年度への増減額 (千円)	事業費増減の主な理由	
							令和6年度で対応するもの	令和7年度以降で対応する予定のもの					
610304		船坂里中学校改修事業	地域コミュニティ推進課 (市民館等)	老朽化した船坂里中学校の施設や設備等について、利便性の向上や利用者の安全を図るため、改修工事を実施する。	0	11	工事の予定はない。	中長期修繕計画等に基づき、改修工事を実施していく。	0	9,220	9,220	公共施設照明設備LED化工事による工事請負費の増額。 R7:9,220千円(R6:0円)	
580101		地域防犯事業	地域コミュニティ推進課 (地域防犯)	・防犯に関する事業等の企画、調整及び推進 ・防犯灯の設置及び保守管理等を実施 ・防犯協会に対する補助金交付 地域安全対策事業 防犯協会が実施する防犯活動等に対する補助金 防犯カメラの保守管理等を実施 特殊詐欺対策として、高齢者を含む世帯に対して防犯機能付電話機等購入に対する補助金交付と自動通話録音機の無償配付を実施	182,094	11	・防犯上効果的な防犯灯の設置に取り組む。 ・市・警察・防犯協会と連携し、特殊詐欺対策を実施するとともに地域防犯活動の充実を図る。 ・市で設置した防犯カメラの効果検証を行う。	・防犯上効果的な防犯灯の設置に取り組む。 ・市民の防犯意識の向上を図り、地域防犯活動の活性化を研究・推進する。 ・巧妙化する特殊詐欺への施策を研究する。 ・防犯カメラの更新と更新に合わせて効果的な場所への移設を行う。	160,522	162,949	2,427	・防犯カメラ(故障分)の更新による委託料、備品購入費の増額。 (委託料) R7:6,599千円(R6:0円) (備品購入費) R7:4,986千円(R6:0円) ・夜間の防犯バトロール廃止による委託料の減額。 R7:0円(R6:5,264千円) ・特殊詐欺等対策電話機等購入補助金の廃止による負担金補助及び交付金の減額。 R7:0円(R6:4,000千円)	
710403		鳴尾支所事業	鳴尾支所	昭和26年4月の西宮市と鳴尾村との合併により、鳴尾地域における市民の利便性を確保するために設置された。	77,673	11	・本庁窓口で実施している手数料のキャッシュレス決済について、支所においても導入を検討する。 ・財政構造改善基本方針における窓口体制の最適化の取組に基づき、行政機能の再配置について方針を決定する。	・各地域団体がより主体的な運営ができるように支援、協働していく。 ・行政機能再配置についての方針に基づき、窓口体制の見直しを計画的に進める。	76,076	80,074	3,998	・リバースオークション実施等による電気使用料の減額。 R7:3,603千円(R6:4,003千円) ・会計年度任用職員に係る人件費の増額。 R7:16,437千円(R6:12,154千円) ・セミセルフレジ導入に係る経費の増額。 (使用料及び賃借料) R7:2,040千円(R6:1,855千円) (備品購入費) R7:117千円(R6:0円)	
710405		鳴尾支所改修事業	鳴尾支所	鳴尾支所及び高須市民センターの建築物・設備の劣化を防止し良好な状況に保つため、適時・適切な保全を実施することにより、安全と機能の確保、建築物の長寿命化を図る。	0	11	鳴尾支所1階照明設備LED化。	今後の改修事業に向けた検討。	7,546	0	△ 7,546	鳴尾支所1階照明設備LED化工事完了による工事請負費の減額。 R7:0円(R6:7,546千円)	
710406		瓦木支所事業	瓦木支所	瓦木支所は、昭和17年5月の本市と瓦木村の合併により、地域住民の利便性を確保するため設置された。その後、昭和47年3月に瓦木公民館と併設となり、鉄筋コンクリート造りにより建築された。 上甲子園市民サービスセンターは、昭和47年5月に上甲子園公民館、共同利用施設上甲子園センターと併設となり、鉄筋コンクリート造りにより建築された。	28,321	11	・窓口サービスの充実を図り、地域団体、関係部局と連携を取り活動支援できるよう関係構築に努める。 ・財政構造改善基本方針における窓口体制最適化の取組に基づく支所等行政機能再配置についてのビジョンについて検討する。	・窓口サービスの充実を図るほか、地域課題に対応するため、関係団体と関係構築を引き続き図っていく。 ・支所等行政機能再配置についてのビジョンに基づき、窓口業務の再編整理の計画を進める。	30,560	35,236	4,676	・会計年度任用職員に係る人件費の増額。 R7:11,147千円(R6:7,023千円) ・セミセルフレジ導入に係る経費の増額。 (使用料及び賃借料) R7:1,266千円(R6:1,076千円) (備品購入費) R7:117千円(R6:0円)	
710407		瓦木支所改修事業	瓦木支所	瓦木支所及び上甲子園市民サービスセンターの建築物・設備の劣化を防止し良好な状況に保つため、適時・適切な保全を実施することにより、安全と機能の確保、建築物の長寿命化を図る。	317	11	中長期修繕計画に基づき、上甲子園市民サービスセンターが入る上甲子園センターの空調設備改修工事を施工する予定である。	今後の改修工事に向けた検討をする。	8,019	0	△ 8,019	上甲子園センター空調設備改修工事完了による工事請負費の減額。 R7:0円(R6:8,019千円)	
710408		甲東支所事業	甲東支所	甲東支所は、昭和16年2月の甲東村合併により、地域住民の利便性を確保するために設置された。 平成8年10月からは、阪急甲東園駅と直結した複合施設「アプリ甲東(3階)」で業務を行っている。	38,706	11	・窓口や電話対応において、市民ニーズを早く把握し、状況に応じ適切に対応できるよう各自自己研鑽に努める。 ・市民が安全で快適に利用できるよう施設維持管理に努める。	・ジョブローテーションを積極的に行い、課員の窓口対応能力向上に努める。 ・地域と関係部署とのつなぎ役の役割強化や地域団体との連携を深め、地域課題への対応に努める。	45,481	49,309	3,828	・会計年度任用職員に係る人件費の増額。 R7:12,203千円(R6:8,013千円) ・セミセルフレジ導入に係る経費の増額。 (使用料及び賃借料) R7:1,306千円(R6:986千円) (備品購入費) R7:117千円(R6:0円) ・通信回線障害対策完了による委託料の減額。 R7:10,963千円(R6:11,225千円) ・吸収式冷凍水機冷却水ポンプ入替工事完了による工事請負費の減額。 R7:336千円(R6:831千円)	

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10: 拡充、11: 現状どおり継続、12: 縮小、13: 手法・内容の見直し、21: 他事業との整理・統合、31: 休・廃止の方向で検討、32: 次年度より休止、33: 次年度より廃止、41: 完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①									事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度 決算 事業費 (千円)	基本方針	改善・見直し内容		令和6年度 当初予算 事業費 (千円)	令和7年度 当初予算 事業費 (千円)	6年度から 7年度への 増減額 (千円)	事業費増減の主な理由	
							令和6年度で 対応するもの	令和7年度以降で 対応する予定のもの					
710410		甲東支所改修事業	甲東支所	甲東センター(甲東支所、共同利用施設甲東センター、甲東ホール、中央図書館甲東園分室)の施設・設備を良好な状態に保つため、中長期修繕計画に基づき、適切な保全を実施し、安全の確保、施設の長寿命化を図る。	7,405	11	(アプリ甲東) ・受変電設備共用部更新工事の一部負担	(アプリ甲東) ・外壁屋上防水等工事の一部負担 ・受変電設備共用部更新工事の一部負担	2,040	2,260	220	アプリ甲東受変電設備更新工事による負担金補助及び交付金の増額。 R7:2,260千円(R6:2,040千円)	
710411		塩瀬支所事業	塩瀬支所	昭和26年、塩瀬村が西宮市と合併され、地域住民の利便性を確保するため地域の拠点施設として塩瀬支所が設置された。平成2年には、地域住民の利便性の向上を図るため、各公共施設を設置した複合施設である塩瀬センターを建設し、塩瀬支所が中心となり、行政サービスを実施している。	53,633	11	職員のスキルアップを図るとともに効率的な配置を進める。また、生瀬分室のあり方について検討する。加えて市民からの問い合わせを的確に把握し、迅速な対応を心掛ける。 また、地域課題についても、関係する部局と連携を図り、課題解決に取り組む。	引き続き職員のレベルアップを図るとともに、生瀬分室も含め、効率的な配置を進める。 また地域課題についても、関係する部局より連携を図り、迅速な対応を心掛けて取り組んでいく。	56,177	57,414	1,237	・リバースオークション実施等による電気使用料の減額。 R7:2,465千円(R6:2,489千円) ・塩瀬センター5階ホール雨漏り補修工事による工事請負費の増額。 R7:1,520千円(R6:1,142千円) ・セミセルフレジ導入に係る経費の増額。(使用料及び賃借料) R7:1,407千円(R6:1,144千円) (備品購入費) R7:117千円(R6:0円)	
710413		塩瀬支所改修事業	塩瀬支所	塩瀬センターの建築物、設備の劣化を抑制し良好な状況に保つため、適時・適切な保全を実施することにより、安全・機能の確保、施設の長寿命化を図る。	0	11	令和5年度に検討した実施予定項目の推進。	塩瀬センター外灯LED化工事 塩瀬センター照明設備LED化工事 塩瀬センター非常用発電設備更新工事	0	0	0		
710414		山口支所事業	山口支所	昭和26年、本市と山口村との合併により、地域住民への行政サービスの確保と利便性の向上を目的に設置。 平成21年3月9日からは、山口地域の拠点となる山口センター1階において業務を開始し、平成21年4月からは、山口支所、山口ホール、山口保健福祉センター、山口老人いこいの家、山口児童センター、中央図書館山口分室、山口公民館の7つの機能を備えた複合施設として業務を行っている。	41,488	11	年々複雑さが増す行政サービスについて、専門性や対応力を各職員が深め、サービス向上を目指す。地域課題解決のため今後も地域団体と連携し協力関係を築いていく。15年以上経過した庁舎では、費用対効果を踏まえ優先順位を付けて設備更新等に対応していく。	山口地域の身近な拠点として市民により活用いただけるよう、職員一人一人が知識や対応力を強化し、また従来からの地域団体との協力関係を継続することで、行政サービスの向上に努める。庁舎管理では、施設の適切な維持管理に努める。	43,141	44,453	1,312	・リバースオークション実施等による電気使用料の減額。 R7:1,089千円(R6:1,254千円) ・セミセルフレジ導入に係る経費の増額。(使用料及び賃借料) R7:12,504千円(R6:12,136千円) (備品購入費) R7:117千円(R6:0円) ・施設維持管理に係る委託料の増額。 R7:8,454千円(R6:8,287千円)	
710415		アクタ西宮ステーション事業	アクタ西宮ステーション	市民等からの平日時間延長及び土・日・祝日の窓口業務の実施要望を背景に、平成16年5月に開設された。	62,411	11	・多様化する業務に対応できるように、職員個人がスキルアップし、迅速に対応できる体制の構築が必要である。 ・財政構造改善基本方針における窓口体制最適化の取組に基づき、行政機能の再配置についてのビジョンを策定する。	・令和6年度に引き続き、市民ニーズに対応できるよう、窓口体制の強化に努めていく。 ・行政機能再配置についてのビジョンに基づき、窓口業務の再編整理を計画的に進める。	68,178	71,755	3,577	・会計年度任用職員に係る人件費の増額。 R7:25,740千円(R6:22,571千円) ・セミセルフレジ導入に係る経費の増額。(使用料及び賃借料) R7:1,561千円(R6:1,472千円) (備品購入費) R7:117千円(R6:0円)	
710416		夙川市民サービスセンター事業	アクタ西宮ステーション	昭和52年10月、人口増加の著しい夙川地区の住民の利便性の向上を図るために開設された。	7,340	11	・多様化していく業務に対応できるように、職員個人がスキルアップし、迅速に対応できる体制の構築が必要である。 ・財政構造改善基本方針における窓口体制の最適化を検討する。	・令和6年度に引き続き、市民ニーズに対応するため、窓口体制の強化に努めていく。 ・財政構造改善基本方針における窓口体制の最適化に向け計画的に取り組む。	7,749	7,838	89	施設管理共益負担金の増による負担金補助及び交付金の増額。 R7:1,972千円(R6:1,876千円)	
710401		戸籍住民基本台帳事業	市民課	明治4年に公布された戸籍法は、日本国民を登録しその国籍と親族身分関係を公に証明する制度である。 住民基本台帳法は、昭和42年に施行され、住民に関する記録を正確かつ統一的行うことで、市民の利便性を向上させるだけでなく、国及び地方公共団体における各種行政事務の合理化に資することを目的としている。 また、平成24年7月9日からは、外国人住民が住民基本台帳法の適用対象となり、それまでの外国人登録法が廃止されたことで、新たな在留制度が開始された。 さらに平成27年10月には社会保険・税番号制度が導入され、平成28年1月から申請のあった市民にマイナンバーカード(個人番号カード)を交付しており、外国人住民を含めた市民の更なる利便性の向上と各種行政事務の効率化を図ることが期待されている。	752,692	11	・令和5年度から令和6年度に繰り越した住基ネットシステム等連携改修(3,355千円)及び戸籍附票システム等改修(43,197千円)を行う。 ・戸籍附票のコンビニ交付を開始し証明書自動交付率の向上を図る。 ・住記システム等を標準化する。	・令和7年5月施行予定の戸籍法改正による振り仮名の戸籍記載事項化に伴う事務量の増加に対応する。 ・証明書自動交付率の推進の他に、来庁者数を減らす又は1件あたりの窓口処理時間の短縮を図るため窓口のあり方を検討する。	898,097	975,607	77,510	戸籍の振り仮名届出受付専用窓口の設置等による増額。 R7:117,172千円(R6:0円)	

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10:拡充、11:現状どおり継続、12:縮小、13:手法・内容の見直し、21:他事業との整理・統合、31:休・廃止の方向で検討、32:次年度より休止、33:次年度より廃止、41:完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルリスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①									事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度 決算 事業費 (千円)	基本方針	改善・見直し内容		令和6年度 当初予算 事業費 (千円)	令和7年度 当初予算 事業費 (千円)	6年度から 7年度への 増減額 (千円)	事業費増減の主な理由	
							令和6年度で 対応するもの	令和7年度以降で 対応する予定のもの					
350101	特会	国民健康保険事務事業	国民健康保険課	現行の国民健康保険法が昭和33年12月に制定され、翌34年1月に施行されたことから、すべての市町村は、昭和36年4月1日までに国民健康保険事業を行うことが義務付けられた。 平成20年4月の後期高齢者医療制度等の医療制度改革に対応するため、大規模なシステム改修等の事務を行い、28年度には30年度の国保都道府県単位化及びシステムオープン化のためにシステム更新を実施した。 平成21年度より、年金特別徴収やコンビニ収納を開始、24年度よりキャッシュカードを用いた窓口での保険料の口座振替申請を可能にし、29年度には口座振替を原則化した。30年度より、コールセンター(25年度より実施)を市税と統合した。令和4年度よりスマホ決済及びWeb口座振替受付サービスを開始した。 医療費適正化を図り国保財政を健全に運営するため、平成21年度より保険者レセプト管理システムの電子データを用いた診療報酬明細書の点検業務委託、22年度に薬整療養費支給申請書の点検業務委託を開始した。	300,894	11	法改正に伴う被保険者証の廃止など、制度改正等に適切に対応する。また、自治体システムの標準化などに対応するための作業を適切に行う。	引き続き、自治体システムの標準化などに対応するための作業を適切に行う。	704,367	616,577	△ 87,790	国保システム標準化及び保険証廃止対応等に伴うシステム保守・開発委託料の減額。 R7:322,123千円(R6:437,065千円)	
350102	特会	保険給付事業	国民健康保険課	現行の国民健康保険法が昭和33年12月に制定され、翌34年1月に施行されたことから、すべての市町村は、36年4月1日までに国民健康保険事業を行うことが義務づけられた。これにより、わが国は、昭和36年4月、すべての国民が何らかの医療保険制度の対象となる国民皆保険体制を確立した。本市においては、合併前の旧武庫郡鳴尾村において昭和18年11月から組合経営として国民健康保険事業が実施されており、その後村営移管等を経て、32年10月1日より全市実施となった。 平成30年度から国民健康保険の財政の責任主体は県に移ったが、国民健康保険被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に關しての保険給付は市が行い、その財源は県からの交付金で賄われている。	29,397,304	11	引き続き適正な保険給付に努める。	引き続き適正な保険給付を行いつつ、制度改正等による事業見直しに適切に対応する。	29,034,851	28,157,316	△ 877,535	被保険者数の減少に伴う保険給付費の減額。 R7:28,139,960千円(R6:29,018,209千円)	
350103	特会	国民健康保険保健事業	国民健康保険課	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、平成20年4月より医療保険者に対して、40歳以上の被保険者を対象とする、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診及び保健指導を行うことが義務付けられた。西宮市国民健康保険においても対象被保険者に対して実施している。 特定健康診査によって抽出された特定保健指導対象者に対して、リスクに応じ、個々の生活習慣の改善に主眼を置いた保健指導を医師・保健師・管理栄養士等によって実施する。また、生活習慣病を含めた疾病の早期発見や重症化予防として、総合健康診断(人間ドック)受診費用の助成を行う。そのほか、医療費や診療内容の現状を把握し、被保険者の健康に対する意識や医療費に対するコスト意識を高め、医療費の適正化を図る事業を実施する。	285,807	13	国保連合会と連携した受診勧奨を継続するとともに、ナッジ理論や個人へのインセンティブを活用した特定健診受診率向上への取り組みを引き続き実施する。	引き続き「保健事業実施計画(データヘルス計画)」及び「特定健康診査等実施計画」に基づく事業を実施するとともに、受診率の向上、被保険者の健康保持増進及び医療費適正化のため適切な事業実施に努める。	356,428	342,021	△ 14,407	対象者数の減少に伴う特定健診及び特定保健指導実施委託料の減額。 R7:180,048千円(R6:196,742千円)	
350301		国民年金事務	医療年金課	国民年金制度は日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入して社会全体で支え合う公的な制度であり、老齢、障害又は死亡時に所得保障として年金を支給する。被保険者(加入者)は職業などの種類により、第1号被保険者から第3号被保険者の3種類に区分される。日本年金機構が主体として行っている事業であるが、第1号被保険者の加入届や転入届、学生納付特例の申請、保険料の免除申請などは市が取り扱う(法定受託事務)。 平成28年11月に「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」(改正年金機能強化法)が成立し、平成29年8月より老齢年金の受給資格期間が25年から10年に短縮された。 令和元年10月に消費税増税に伴い、年金生活者支援給付金が開始された。	24,382	10	年金未加入者や未納を防ぐため、パンフレットや広報紙などで、制度の周知・啓発を進める。標準化システムの稼働に向け、移行作業を進める。	引き続き取組む。	21,970	18,600	△ 3,370	会計年度任用職員の減員による人件費の減額。 R7:15,592千円(R6:18,740千円)	西宮市国民年金システムの標準準拠システム移行を実施予定。 令和7年度契約 令和8年度支払

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①									事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度決算事業費(千円)	基本方針	改善・見直し内容		令和6年度当初予算事業費(千円)	令和7年度当初予算事業費(千円)	6年度から7年度への増減額(千円)	事業費増減の主な理由	
							令和6年度で対応するもの	令和7年度以降で対応する予定のもの					
350302		外国人等障害者・高齢者特別給付等事業	医療年金課	国民年金制度は、国内に居住するすべての日本国民を対象として昭和36年4月に発足したが、外国籍の方や長期海外に滞在していた日本人は加入できない制度であった。その後、昭和57年1月に国民年金法の改正により国籍要件が撤廃されたが、既に高齢や重度の障害の方は年金受給資格を満たすことができず、制度的無年金者が存在することとなった。 西宮市では、制度上の理由から無年金となっている外国籍障害者・高齢者等に対して、平成6年度から重度障害者特別給付金、平成8年度から高齢者特別給付金の支給を実施している。平成10年度からは兵庫県においても助成金制度が発足し、市の給付金に加算し支給することになった。重度障害者特別給付金は、平成20年度から中度障害者にも支給対象を広げ、名称を障害者特別給付金に変更している。平成22年度からは、障害基礎年金、高齢福祉金に做った併給を実施している。	5,238	11	・給付金制度の創設や、救済措置を講じるよう、国に要望する。 ・未申請者が生じないように、制度の広報を実施する。	引き続き取組む。	6,381	5,530	△ 851	外国人等障害者特別給付金の見込人数減少による扶助費の減額。 R7:5,517千円(R6:6,370千円)	
350401		医療費助成事業	医療年金課	福祉医療費助成制度は、保険診療でかかった医療費の全部または一部を助成する制度であり、高齢者、乳幼児等、子ども、母子家庭等、障害者を対象としている。兵庫県との共同事業であるが、本市では各医療費助成制度において、所得制限の緩和や助成対象の拡大等を独自に実施している。 令和3年7月から、乳幼児等医療費助成制度について、所得制限により対象外になっていた小学1年生から小学3年生を助成対象とし、医療費の自己負担額の一部を助成している。また、全ての福祉医療費助成制度において、健康保険が適用となる訪問看護療養費を助成対象とした。 令和5年1月から、こども医療費助成について、所得制限により対象外となっていた小学4年生から中学3年生と新たに高校生世代(18歳到達以後最初の3月31日まで)を助成対象とし、医療費の自己負担額の一部を助成している。	4,205,328	11	少子化対策の取組みとして、引き続き乳幼児等・こども医療費助成制度の拡充、財政支援を国や県に要望するとともに、市としても制度の拡充について検討する。	持続可能な制度運営と事務の効率化を図るため、適正受診の促進や社会的ニーズの変化に応じた制度の見直しに努める。	3,946,339	4,113,942	167,603	こども医療費助成制度の一人当たりの助成単価の増加による扶助費の増額。 R7:1,147,295千円(R6:985,290千円)	
350201	特会	後期高齢者医療事務	高齢者医療保険課	平成20年4月、老人保健制度に代わる新たな高齢者医療制度として「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、75歳以上の人と65歳～74歳の一定の障害がある人を対象とする「後期高齢者医療制度」が創設された。 後期高齢者医療広域連合が、被保険者の認定や保険料の決定、医療の給付等、制度の運営を行い、市は、被保険者への被保険者証の引渡しと被保険者からの各種届出や申請の受付、保険料の徴収などを行う。	51,564	11	兵庫県後期高齢者医療広域連合や関係各部署と連携し、現行制度の適切な運営を進める。 また、マイナ保険証の利用に伴う運用変更などの検討や、制度の分かりやすい説明、広報に取り組む。	兵庫県後期高齢者医療広域連合や関係各部署と連携し、現行制度の適切な運営を進める。 また、マイナ保険証の利用に伴う運用変更などの検討や、制度の分かりやすい説明、広報に取り組む。	76,090	57,711	△ 18,379	被保険者証等の郵送方法の変更に伴う郵便料の減額。 R7:21,006千円(R6:41,230千円)	
350202	特会	後期高齢者医療健康診査事業	高齢者医療保険課	高齢者の医療の確保に関する法律第125条において、後期高齢者医療広域連合が健康教育・健康相談・健康診査・保健指導・その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならないとされている。しかしながら、兵庫県では、高齢である被保険者の利便性の確保等の観点から、健康診査等を各市町が実施し、広域連合がそれを補助するかたちの体制としている。 平成20年度からの長寿(後期高齢者)健康診査に加え、平成25年度に人間ドック受診費用助成を、平成27年度には75歳・80歳の被保険者を対象とする長寿歯科健康診査を、それぞれ開始し、後期高齢者の健康に対する意識の向上と疾病の早期発見・重症化予防を図っている。	266,438	11	健康診査等の受診率の向上を図るとともに、兵庫県後期高齢者医療広域連合の方針を踏まえた保健事業を、関係部局と連携して実施する。また人間ドックの受診費用助成については、市の助成額の見直しを行うため、丁寧な説明及び周知を行う。	引き続き、健康診査等の受診率の向上を図るとともに、兵庫県後期高齢者医療広域連合の方針を踏まえた保健事業を、関係部局と連携して実施する。また人間ドックの受診費用助成については、市の助成額の見直しを行うため、丁寧な説明及び周知を行う。	333,133	336,173	3,040	被保険者数の増などに伴う、健康診査等委託料やデータ管理手数料の増額。 R7:287,706千円(R6:281,964円)	
350203	特会	後期高齢者医療保険料徴収事務	高齢者医療保険課	平成20年4月、老人保険制度に代わる新たな高齢者医療制度として「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、75歳以上の人と65歳～74歳の一定の障害がある人を対象とする「後期高齢者医療制度」が創設された。 被保険者一人ひとりが保険料を負担するこの制度において、高齢者世代内では勿論、高齢者と若年者の世代間の保険料負担の公平化及び財政的基盤の安定を図るため、普通徴収の収入率を高める有効な手段である口座振替納付の推進のみならず、滞納者に対する文書や電話による督促や催告、窓口や個別訪問での納付相談を実施している。	57,128	11	保険料額の段階的引き上げに伴う負担増について周知や丁寧な説明を行うとともに、口座振替をはじめとする自主納付の促進に努め、効果的な収入率の向上策について実施を検討する。	引き続き、制度についての周知や丁寧な説明に努める。 納め忘れの防止や納期限内納付に有効である口座振替について、引き続き広報を行うとともに、さらなる促進策を検討する。	77,956	84,056	6,100	・被保険者数の増などに伴う、印刷製本費の増額。 R7:21,159千円(R6:19,111千円) ・被保険者数の増などに伴う、郵便料の増額。 R7:17,336千円(R6:14,503千円)	

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルリスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①								事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など	
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度決算事業費(千円)	基本方針	改善・見直し内容		令和6年度当初予算事業費(千円)	令和7年度当初予算事業費(千円)	6年度から7年度への増減額(千円)		事業費増減の主な理由
							令和6年度で対応するもの	令和7年度以降で対応する予定のもの					
380101		西宮市保護司会補助等事業	人権平和推進課	保護司は、保護観察官と協力し、民間人としての柔軟性と地域の実情に適しているという特性を活かしながら保護観察や生活環境調整の実務に当たるほか、地域社会において更生保護活動などを行っている。保護司会は昭和24年に前身となる組織が発足し、昭和26年から「社会を明るくする運動」を行っている。市はその活動に対して必要な協力として補助金を交付している。 また、平成28年4月1日より条例を定めて犯罪被害にあわれた方やそのご家族への支援を行っている。	2,274	11	西宮市再犯防止推進計画をもとに、関係機関と連携して社会を明るくする運動を行い、再犯・非行防止の啓発を引き続き行う。	国の定める第2次再犯防止推進計画を参考にしつつ、必要があれば本市推進計画の見直し等を行い、再犯・非行防止の啓発を引き続き行う。	1,715	1,718	3		
380102		人権啓発推進事業	人権平和推進課	人権文化の普及・定着を図るため、平成30年度に策定した「第2次西宮市人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、人権啓発活動を行う。また、法務局や人権擁護委員協議会と連携し、人権擁護活動や人権啓発活動を行う。	2,447	11	第2次基本計画の趣旨や令和5年度に県が実施した県民意識調査(5年に一度実施)の結果を踏まえ、新たな人権課題とされる問題に対しても、人権尊重の理念に関する理解を深めるよう、啓発に努める。	引き続き、第2次基本計画の趣旨を踏まえ、様々な人権課題について、人権尊重の理念に関する理解を深めるよう、啓発に努める。	3,377	3,268	△ 109	人権啓発に係る消耗品費の減額。 R7:540千円(R6:665千円)	
380103		芦乃湯会館管理運営事業	人権平和推進課	歴史的・社会的要因による地域内外の閉鎖性を解消し、市民相互の交流および健康の増進を図るために設置された同会館の管理運営を行う(平成9年10月設置)。	92,002	11	経年劣化が進んでいる設備の故障により営業停止することのないよう、補修や修繕を計画的に実施し、設備の保全に努める。	中長期修繕計画を軸に、建物の改修や機械・設備の更新を効率的に進める。	99,005	97,975	△ 1,030	・ガス使用料の減額。 R7:11,680千円(R6:14,140千円) ・電気使用料の減額。 R7:8,220千円(R6:9,900千円) ・施設補修工事費の増額。 R7:19,369千円(R6:16,219千円)	
380104		住宅新築資金等回収事務	人権平和推進課	同和更生生業資金及び住宅新築資金等貸付元金償還金の回収・整理業務 同和更生生業資金は、昭和48年に市単独費で発足した5年返済の貸付制度である。貸付要綱では、「事業を営む」「療養のため」「療養期間中の生活維持」「借金返済」等を目的とした貸付金であったが、昭和56年度末にこの制度が廃止された。 住宅新築資金等は、昭和47年に国・県、市費で発足した貸付制度である。貸付要綱では、「新築物件」、「住宅建築用の宅地取得」、「自己所有の住宅の改修」等を目的とした貸付金であったが、平成8年度末にこの制度は廃止された。	2,712	11	収納対策基本方針に基づき、支払督促等の法的措置や「西宮市債権の管理に関する条例」等による不納欠損処理等を行い、引き続き滞納整理を進める。	滞納者の高齢化や資力不足等により回収困難となった場合の処理について、慎重に見極める必要がある。	4,797	4,819	22	償還完了の進展に伴う郵便料の減額。 R7:26千円(R6:97千円)	
380105		芦乃湯会館改修事業	人権平和推進課	西宮市立芦乃湯会館の機械・設備の改修を行い、施設の維持管理をするとともに、利用者の安全・快適性を確保する。	7,470	11	・サウナヒーター更新工事 ・昇降機設備更新工事 ・大黒会館外壁補修工事	設備や建物の経年劣化に対応するため、中長期修繕計画に基づき改修を進め、安心して安全に施設を利用していただけるようにして行く。 ・浴槽制御動力盤壁内部品更新工事 ・受水槽取替工事	48,575	77,485	28,910	中長期修繕計画等に基づく施設改修工事費の増額。 R7:75,725千円(R6:47,900千円)	
380501		平和施策推進事業	人権平和推進課	西宮市は昭和58年12月10日、「世界中に核兵器の廃絶を強く訴えるとともに、平和を愛する社会をはぐくみ、築くことを望む」ことを内容とする平和非核都市宣言を行った。戦争経験のない世代が増え、戦争・被爆体験を風化させることなく、二度と悲惨な戦争が起きることがないよう平和の尊さを次代に継承するため、平和非核啓発活動を行う。 また、平和資料館の老朽化した設備や施設を、機器の耐用年数や中長期修繕計画に基づき、機器の更新や施設改修を行い、利用者の安全・快適性を確保する。	6,968	13	令和6年度にはいくつかの事業について見直しを実施。今後とも効率的な平和啓発活動を継続実施していくために、各種の平和団体などの理解を得ながら従来事業についての見直しを進める。	令和7年度は戦後80年・被爆80年を迎えることから、平和施策への関心が高くなることが予想される。他都市の取り組みなども参考にしながら、事業実施や平和資料館の運営に生かしていく。	8,608	7,088	△ 1,520	・親子広島バスツアーの休止などによる委託料の減額。 R7:2,850千円(R6:4,034千円) ・事業の減少による印刷製本費の減額。 R7:337千円(R6:824千円)	

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10:拡充、11:現状どおり継続、12:縮小、13:手法・内容の見直し、21:他事業との整理・統合、31:休・廃止の方向で検討、32:次年度より休止、33:次年度より廃止、41:完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事業事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①							事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など		
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度 決算 事業費 (千円)	基本方針	改善・見直し内容		令和6年度 当初予算 事業費 (千円)	令和7年度 当初予算 事業費 (千円)		6年度から 7年度への 増減額 (千円)	事業費増減の主な理由
							令和6年度で 対応するもの	令和7年度以降で 対応する予定のもの					
380110		人権教育推進事業	人権教育推進課	市民一人一人が生涯を通じて学習していく中で、人権問題の正しい理解と認識を深め、人権尊重の精神、社会連帯意識の育成を図り、真に民主的な人間形成を目指し、あらゆる差別の解消をねらいとし、次の事業等を行う。 1 関連団体・機関と連携・協働して人権学習会などを開催し、人権教育・啓発を推進する。 2 西宮市人権・同和教育協議会の各専門部会に行政職員を派遣し、市民との協働を図る。 3 西宮市人権・同和教育研究会の運営等に行政職員を派遣し、市民との協働を図る。 4 関係各課・学校園等と連携し、地域の教育力の向上を図る。	15,475	11	依然として、SNS上での差別問題の発生が見受けられる。 西宮市人権・同和教育協議会への支援と協働事業に努め、その他事業においても、より広い視野で、効果的な施策の推進を図っていく。	引き続き、西宮市人権・同和教育協議会への支援と協働事業に努め、その他事業においても、より広い視野で、効果的な施策の推進を図っていく。	16,129	16,689	560	・会計年度任用職員人件費の増額。 R7:8,029千円(R6:7,562千円) ・電話回線使用料の減額(本庁へ事務所移転)。 R7:0千円(R6:142千円)	
380106		若竹生活文化会館事業運営	若竹生活文化会館	住民の自立と市民の人権意識の高揚を図り、人権・同和教育の解決に資するとともに、人権文化の花咲くまち西宮をめざす。 地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権問題の解決のための各種事業を総合的に行う。	31,494	11	人権啓発のための開かれたコミュニティセンターとして市民の利用促進を図るため、運営委員会の意見と講座受講者へのアンケート実施により利用者ニーズを把握する。また、小学生以下を対象とする魅力ある各種講座・事業等を実施する。	人権啓発のための開かれたコミュニティセンターとして市民の利用促進を図る。運営委員会等の意見を聴取し、子ども向けの講座を中心とした、魅力ある講座・事業等の開催により利用者増に努める。	35,541	35,943	402	・リバースオークション実施等による電気使用料の減額。 R7:2,107千円(R6:2,480千円) ・リース替えによる使用料及び賃借料の増額。 R7:724千円(R6:277千円) ・施設維持管理に係る委託料の増額。 R7:14,443千円(R6:14,086千円)	
380201		男女共同参画推進事業	男女共同参画推進課	西宮市における男女共同参画社会の実現のため、平成30年度に「西宮市男女共同参画プラン(西宮市DV対策基本計画及び西宮市女性活躍推進計画を含む)」(以下「プラン」という。)を策定し、同プランによる施策の総合的な推進を行う。 令和3年3月に「西宮市性の多様性に関する取組の方針」を策定し、「西宮市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」等の性的マイノリティに関する施策を実施する。 庁内推進体制として「男女共同参画推進会議(幹事会も含む)」を設置し、推進状況の把握や推進の方向性の検討および関連部署との横断的な連携を行う。また庁外推進体制として、有識者で構成される「男女共同参画推進委員会」が施策の状況やあり方について意見及び提言を行う。 啓発事業の拠点施設として男女共同参画センターウエーブを運営し、啓発講座、相談事業、男女共同参画関連情報の収集・提供、市民及び市民グループの交流並びに活動支援、学習室の管理を行う。	51,555	13	若い世代が相談しやすい手法を取り入れるための性的マイノリティ電話相談の廃止ならびに性的マイノリティチャット相談の開設。 学生のためのライフプランニング支援事業の拡充。	・男女共同参画センターで実施する啓発事業のみではなく、出前講座の拡充、他課や大学の支援団体、NPOとの連携に努める。	52,886	53,902	1,016	・男女共同参画センター管理業務の仕様内容見直しによる委託料の減額。 R7:12,873千円(R6:13,607千円) ・施設維持管理に係る工事請負費の減額。 R7:600千円(R6:986千円) ・フレラにしのみや修繕積立金単価改定による負担金補助及び交付金の増額。 R7:8,251千円(R6:6,151千円)	
【産業文化局】													
470401	特会	食肉センター管理運営事業	産業文化総務課(食肉センター)	地域の産業振興として始まり、現在は阪神間の食物流通の拠点として安全な食肉を市場に提供しており、令和5年度実績においては約18億円の経済波及効果を創出している。平成20年度から指定管理者制度を導入し、使用料改定を行うなど、管理運営経費に係る一般会計からの繰入金金の縮減に努めてきた。 ※過年度の数値の修正 Ⅲ. 事業費(コスト)の推移 減価償却費 令和3年度決算62,993→60,432 令和4年度決算62,485→60,432	254,372	13	処理頭数の減少、施設の老朽化、社会情勢等を踏まえた食肉センターのあり方を検討する。	食肉センターのあり方検討を進めていく。	279,329	296,911	17,582	・光熱費の増額。 R7:117,043千円(R6:102,162千円) ・工事請負費の増額。 R7:17,501千円(R6:13,423千円)	
470101		農業体験推進事業	農政課	市民に対して、農業に対する理解と認識を深めてもらうため、実際に農作業に従事してもらう機会を創出する。 【市民農園】…市内の農地を市が借り受け、市民農園として整備し、特定農地貸付法などに基づき、市民に貸し付けるもの。農業者又は民間事業者による市民農園の開設を支援する。 【学童農園】…小学校近くの農地を利用して、小学校の児童が農業に親しむ機会を提供する。市は、運営委員会に対して学童農園管理を業務委託。運営委員会が地域農業者の協力を得て、生徒に農業体験などをさせている。 【体験農園】…市内の園児等を対象にさつまいも掘り体験農園を委託事業により行う。	8,052	10	公の市民農園について生産緑地内で1か所整備を行い、令和7年度の開設を目指す。民間事業者に対しても市民農園の開設を促していく。	民間事業者を含め、市民農園の新規開設を促すなど、引き続き市民の農業体験を支援する。	10,639	10,763	124	市民農園開設支援事業補助金の減額。 R7:0千円(R6:500千円)	令和7年度予算額自体は減額となっているが、令和7年度に室川市民農園を新規開園することにより拡充を行っている。

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10: 拡充、11: 現状どおり継続、12: 縮小、13: 手法・内容の見直し、21: 他事業との整理・統合、31: 休・廃止の方向で検討、32: 次年度より休止、33: 次年度より廃止、41: 完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①							事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など		
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度決算事業費(千円)	基本方針	改善・見直し内容		令和6年度当初予算事業費(千円)	令和7年度当初予算事業費(千円)		6年度から7年度への増減額(千円)	事業費増減の主な理由
							令和6年度で対応するもの	令和7年度以降で対応する予定のもの					
470102		農業振興対策支援事業	農政課	市内の農地の約7割は市街化区域内にあるため、営農する上で周辺の環境との調和を図る必要があることから、各農家が行う環境保全促進や高収益型農業に必要なビニールハウスの設置や農業用機械の購入などに補助を行っている。また、農業団体の育成、農業技術の研究・向上は都市農業のレベル向上に欠かせないことから、これらの事業に対して補助を行っている。併せて、ウェブサイト「あぐりっこ西宮」を活用し、西宮の農業全般に関する情報や西宮産農産物を購入できる直売所や店舗の最新情報を発信し、直売所等のPRを図る。	21,108	11	国・県の施策の活用により、農家の所得向上、担い手の育成、耕地面積の維持に努め、直売所マップの配布等による西宮産農産物のPRを行う。また西宮市農業振興計画に沿って施策の検討・活用を行う。	引き続き、国・県の施策の活用により、農家の所得向上、担い手の育成、耕地面積の維持に努めるとともに、西宮産農産物のPRを行う。また西宮市農業振興計画に沿って施策の検討・活用を行う。	20,820	17,943	△ 2,877	・令和7年度に開設整備する市民農園がないことによる都市農地活用サポート事業委託料の減額。 R7: 0円(R6: 2,311千円) ・委託業務内容の見直しによる農業活性化推進対策事業事務委託料の減額。 R7: 205千円(R6: 355千円) ・農業活性化推進対策事業補助金の減額。 R7: 11,690千円(R6: 12,000千円)	
470201		農業施設維持管理事業	農政課	農業用施設の老朽化が年々進む中、農業生産にとって農業用水の確保は必要であるため、例年、各農会・水利組合から農業用施設の補修・改修の要望が年間40件程度寄せられている。また、近年頻発する豪雨時の治水対策としても、農業施設(灌漑用樋門・ポンプ・農業用ため池)や農地の維持管理が重要となる。	10,135	11	市内農業用施設の老朽化等の情報を整理し、施設の計画的及び効率的な管理に資する取組みを進める。	市内農業用施設に関する情報を整理し、施設管理の合理的なマネジメントについて、事業のあり方も含め検討してい。	17,538	17,960	422	農政課業務地図作成業務の新規委託による灌漑用ポンプ点検等委託料の増額。 R7: 2,612千円(R6: 1,755千円)	
470301		有害鳥獣・外来生物捕獲等事業	農政課	本市では、鳥獣、とりわけイノシシ・アライグマによる農業被害が発生しているとともに、市街地への出没により、市民生活に不安をきたしていることから、兵庫県猟友会西宮支部と連携し、適切に駆除を行っている。また、カラスは繁殖期に市民に対し威嚇や攻撃をするため、公共施設等にある巣の撤去を行い、市民の安全を確保している。	12,782	11	兵庫県猟友会西宮支部有害鳥獣捕獲班の専任者を中心に、有害鳥獣の捕獲活動を強化する。相談の多いカラスについてはタカによる追い払い、巣の撤去を実施しながら営巣期の威嚇行動にも対応する。	有害鳥獣捕獲活動の充実を図り、カラス被害についても関係部局と連携、情報協力し被害の縮小に務める。	12,405	12,509	104	業務単価の増による有害鳥獣及び特定外来生物捕獲等委託料の増額。 R7: 11,765千円(R6: 11,692千円)	
470204		農業用水利施設改修事業	農政課	設置から50年以上が経過し、施設全体の劣化が進行している古川樋門の更新を行う。古川樋門は、武庫川洪水時(武庫川第一樋門及びその導水路の故障を含む)の百間樋への予備水源として、川西川から武庫川に流れる本流を一時的に堰き止めて、百間樋に流すために設置されている。兵庫県の防災重点農業用ため池に指定されている山池について、がけ崩れ等の災害に対する地域の安全度を向上させるため、対策工事を行う。山池の地震による決壊の危険性の評価を行うための耐震診断を行った結果、耐震性能ありとの判定が出たことから、耐震工事の必要はなくなったが、ため池の法面にある急傾斜地について、災害対策工事を行う。	7,079	11	古川樋門改修事業について、兵庫県と協議を行う。山池について、急傾斜地崩壊対策事業の詳細設計等を実施する。	古川樋門改修事業について、取組みを進めていく。山池について、急傾斜地崩壊対策事業の工事を実施する。	16,000	98,000	82,000	山池急傾斜地等対策工事の実施に伴う施設整備改修工事費の増額。 R7: 98,000千円(R6: 0円)	
580301		計量検査関係事務	消費生活センター	適正な計量の実施を確保することを目的に、計量法第19条の規定に基づき、取引・証明用に使用する特定計量器(はかり)の定期検査を行うとともに、計量法第148条の規定に基づき、事業所への立入検査を行う。	5,439	11	受検対象事業所への周知・啓発を行う。また、定期検査の対象となる事業所の新設・廃止等について把握していく。事業者からの報告について、オンライン申請などの活用も検討する。	定期検査の検査対象を把握するための調査を引き続き実施する。	5,477	5,800	323	・会計年度任用職員AのPerson費の増額。 R7: 4,017千円(R6: 3,712千円) ・会計年度任用職員Aの通勤費の増額。 R7: 573千円(R6: 144千円) ・計量器定期検査対象地域(令和7年度は北部地域)の地域差による委託料の減額。 R7: 2,767千円(R6: 3,055千円)	
580302		消費生活相談事業	消費生活センター	消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進のために自主的・合理的に事業者と交渉できるよう消費者の自立を支援する。また、交渉が困難な場合、センターが斡旋に入ったり、県センターや国民生活センターなどと連携し、解決に努めている。	25,101	11	相談対応の質を維持・向上するための研修を受講し、相談員間の知識・情報の共有を行うなど、複雑・多様化、高度化する相談内容に適切に対応できるよう取り組む。	消費生活相談以外の相談も増えてきている。庁内関係部局、県、法律専門家、警察等と問題解決に向けて連携していく。また、令和8年度に稼働予定の消費生活相談のデジタル化に向けて国等からの情報を収集し、準備を行っていく。	25,322	26,950	1,628	・会計年度任用職員AのPerson費の増額。 R7: 24,689千円(R6: 23,238千円) ・会計年度任用職員Aの通勤費の増額。 R7: 495千円(R6: 372千円)	

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10: 拡充、11: 現状どおり継続、12: 縮小、13: 手法・内容の見直し、21: 他事業との整理・統合、31: 休・廃止の方向で検討、32: 次年度より休止、33: 次年度より廃止、41: 完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①									事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度決算事業費(千円)	基本方針	改善・見直し内容		令和6年度当初予算事業費(千円)	令和7年度当初予算事業費(千円)	6年度から7年度への増減額(千円)	事業費増減の主な理由	
							令和6年度で対応するもの	令和7年度以降で対応する予定のもの					
580303		消費者教育・啓発事業	消費生活センター	高度情報化、国際化の進展、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、そして、民法上の成年年齢の引き下げ。こうした状況の中で、消費者教育、消費者保護の必要性はますます高まっており、食の安全・安心や食品ロス、環境問題、インターネットや悪質商法によるトラブルなど消費者問題は複雑、多様化し、市民ひとりひとりに正しい知識に基づいた消費者としての行動が求められている。 第2次西宮市消費者教育推進計画に基づき関係機関と連携を図りながら学校や地域での消費者教育を推進するとともに、高齢者の消費者被害を防止するための啓発やタイムリーな情報発信等の取り組みを行う。また、出前講座での小学生・中学生・高校生・大学生への金銭教育や成年年齢引き下げに係る消費者被害の防止等、生活に身近な分野の啓発事業を実施する。 西宮市消費者団体連絡会と協働で自立した消費者の育成を支援するため、各種の啓発事業を行う。	3,717	13	令和7年度に第2次消費者教育推進計画期間が終了するため、現計画の評価を行い、今後の消費者教育推進のため、庁内の関係部署等と協議し、効果的な消費者教育・啓発事業の推進の手法を検討していく。	今後の消費者教育推進の重点的取り組みを作成し、それに沿った事業の見直しを行うとともに、財政構造改善基本方針に基づいた事業の実施について、関係課と協議を進める。	4,804	5,072	268	消費者教育の重点的取り組み方針作成に伴う審議会開催回数増による委員報酬の増額。 R7:447千円(R6:310千円)	
580304		消費生活センター管理運営事業	消費生活センター	市民の安全な消費生活の確保と増進を図るために、消費生活に関する相談と、市民へ消費生活に必要な情報提供を行うとともに、消費者教育の場として活用する。また、消費者団体に消費生活問題の学習・研修・交流の拠点の場として提供する。	17,162	13	「宮っ子」、「市政ニュース」等の媒体を積極的に利用し、幅広く市民や消費者団体に周知を行うことで、施設利用の促進を図る。 財政構造改善基本方針に基づいた施設の一体的管理運用について、関係課と協議を進める。	施設を一体的管理運用していくにあたり、利用している消費者団体や市民に対して説明を行っていく。また、消費者教育の拠点としての利用方法を検討していく。	17,948	18,111	163	・車検による修繕料の増額。 R7:445千円(R6:395千円) ・清掃業務委託料の増による施設清掃管理等委託料の増額。 R7:2,301千円(R6:2,234千円)	
580306		消費生活センター改修事業	消費生活センター	消費生活センター施設において施設維持に必要な改修を行う。	0	11	設備等の保守点検で状況を適宜把握していく。また、不測の事態発生時には、早急に対応する。	設備等の状況を把握し、老朽化に伴う改修を適宜行う。	0	0	0		
460101		地域商業活性化対策事業	商工課	市内の中小・小規模事業者及び商業団体の活動支援及び、起業家の創業支援のための各種セミナー開催、専門家派遣等の事業実施、商業団体等が実施する活性化事業等に対する補助金の交付。	640,975	11	商業活性化事業補助金において、補助対象事業および補助対象経費の見直しを行い、事業者の自助努力による事業実施を促す。	令和6年度実施事業の結果に応じて適切な事業を展開する。	29,317	9,651	△ 19,666	・商業活性化事業委託料を産業育成等事業に統合したことによる減額。 R7:0円(R6:6,816千円) ・商業活性化事業補助金の一部を産業育成等事業に統合したことによる減額。 R7:9,620千円(R6:10,370千円) ・起業家支援センター運営事業補助金を産業育成等事業に統合したことによる減額。 R7:0円(R6:12,100千円)	
460102		中小企業融資あっせん事業	商工課	市内事業者の経営安定と競争力の強化のために必要な資金の融資を斡旋する。市、金融機関、兵庫県信用保証協会が一体となって融資に取り組み、市は融資の原資となる預託金を金融機関に預託するとともに、兵庫県信用保証協会が被った損失の一部を市が補償する。また、一部の資金については事業者が兵庫県信用保証協会に支払う信用保証料を市が負担する。	30,535	12	市融資制度の新規受付終了に伴い、県融資制度の一部について、信用保証料の一部を市が負担する制度を創設した。当制度の実施状況を踏まえて、今後の対応を検討する。	令和6年度の事業実施状況に応じて、制度の見直し等を検討する。	37,286	23,295	△ 13,991	・中小企業融資預託金の減額。 R7:17,000千円(R6:30,000千円) ・中小企業融資信用保証料負担金の減額。 R7:4,985千円(R6:6,000千円)	
460104		産業育成等事業	商工課	市内事業者等への支援 ・中小企業相談所補助事業 ・商工関係広報啓発事業(中小企業従業員等表彰) ・住宅リフォーム助成事業 ブランド育成支援及び販路拡大支援 ・西宮ブランド発信事業 ・食のブランドづくり支援業務 ・ふるさと納税にかかる返礼品選定事務 ・大型商業施設等との連携	123,358	13	商工関係広報啓発事業(中小企業従業員等表彰)において、消耗品等の仕様や数量の変更により物価上昇に対応する。	物価上昇に伴う消耗品や印刷費等の予算確保には限界がある。製作物、印刷物の廃止・縮減などの見直しを検討をする。	30,971	40,490	9,519	・中小企業相談所補助事業と商業活性化事業委託料と商業活性化事業補助金の一部を統合したことによる増額。 R7:17,500千円(R6:11,000千円) ・西宮ブランド発信事業を都市ブランド発信事業に統合したことによる減額。 R7:0円(R6:1,620千円) ・起業家支援センター運営事業補助金を産業育成等事業補助金へ統合したことによる増額。 R7:6,000千円(R6:0円) ・産業育成コンサルタント委託料の事業終了による減額。 R7:0円(R6:1,600千円)	令和7年度より事務事業名「地域産業活性化対策事業」に変更。

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10:拡充、11:現状どおり継続、12:縮小、13:手法・内容の見直し、21:他事業との整理・統合、31:休・廃止の方向で検討、32:次年度より休止、33:次年度より廃止、41:完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①									事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度 決算 事業費 (千円)	基本方針	改善・見直し内容		令和6年度 当初予算 事業費 (千円)	令和7年度 当初予算 事業費 (千円)	6年度から 7年度への 増減額 (千円)	事業費増減の主な理由	
							令和6年度で 対応するもの	令和7年度以降で 対応する予定のもの					
460201		企業立地関係事業	商工課	企業訪問等を通じて市内企業の立地ニーズを把握し、各種企業立地支援策の活用を促進するなど市内における企業集積の維持・充実を図る。	16,067	11	訪問による企業の課題把握、企業への国・県・市の支援制度の情報提供及び活用により市内での定着を促進する。 工場立地法に基づく緑地率の市準則の制定を進める。	引き続き、西宮市企業立地奨励金制度や県の産業立地促進制度を周知及び活用し、企業誘致・定着の促進に取り組む。 工場立地法に基づく緑地率の市準則の対象地域拡大を検討する。	11,317	29,885	18,568	企業立地奨励金が2件増えたことによる増額。 R7: 27,443千円(R6: 8,875千円)	
460401		フレンテ西宮商業床活用事業	商工課	○フレンテ西宮は、本市が施行したJR西宮駅南地区第1種市街地再開発事業により平成6年4月に整備された。コープデイズを核とし、専門店街などの商業施設や公益的施設、駐車場から構成されたJR西宮駅前の核施設であり、西宮都市管理株式会社により管理・運営されている。 ○平成21年3月末にコープデイズが撤退を表明したことにより、専門店の退店が相次ぎ、敷金等の返済や館全体の集客力低下で西宮都市管理株式会社の資金繰りが悪化したことから、市が緊急貸付を行った。また、従前から行っていた短期貸付を繰り返す手法を見直し、9億9,000万円の長期貸付に切り替えた。着実な返済を実行させるため、経営状況のモニタリングを行う。 ○JR西宮駅前の商業空洞化を防ぐため、コープこうべが所有するフレンテ西宮商業床の一部(2・3階部分)を市が8億円で購入し、公募でエトリを誘致。市所有床の活用と、取得額回収が可能な賃料の確保に努める。	103,061	11	西宮都市管理株式会社の経営状況のモニタリングを行い、同社の経営状況を勘案したうえで市貸付金の返済額増額にかかる協議を実施する。 市の所有商業床の安定した運用を継続する。	西宮都市管理株式会社の経営状況のモニタリングを行うとともに、令和6年度の協議を踏まえ、対応を検討する。 市の所有商業床の安定した運用を継続する。	119,071	92,323	△ 26,748	・工事請負費の増額。 R7: 4,180千円(R6: 0円) ・防火シャッター取替工事負担金の減額。 R7: 0円(R6: 30,998千円)	
470502		卸売市場再生整備事業	商工課	西宮市卸売市場を含むJR西宮駅南西地区において、組合施行の市街地再開発事業によって整備される新卸売市場施設を権利変換及び増床により取得し、公設市場を廃止統合した民設地方卸売市場開設者に対し貸付け。 また、新市場の円滑な開業に向けて、民設地方卸売市場開設者を支援する。	146,305	41			0	0	0		令和5年度完了事業
440101		都市ブランド発信事業	商工課(都市ブランド発信)	にしのみや観光協会などの各種団体と連携し、市内産業及び地域の活性化を図っている。また、スポーツを核とした甲子園エリア活性化推進協議会の事業として、西宮スポーツアカデミーの開講や事業者交流会、スポーツ関連の賑わい創出イベントの実施やエリア情報媒体「甲子園スタイルガイド」の発信などを行った。その他、灘五郷酒造組合、神戸市、阪神電鉄と連携した「灘の酒蔵活性化プロジェクト」に継続して取り組むとともに近隣市等と連携事業に取り組んだ日本酒、阪神間モダニズムPR事業や、阪神間日本遺産推進協議会の事業として誘客促進事業やイベント出展によるPR活動などを実施した。また、阪神西宮駅の阪神西宮おでかけ案内所を拠点とした酒蔵ツーリズムの推進や、ららぽーと甲子園のクリエイートにのしのみでは、様々な西宮の魅力発信を行っている。このほか、ホームページや印刷物、観光看板、西宮市キャラクター「みやたん」の活用などにより、観光情報を提供・発信している。	62,687	11	「第4次西宮市産業振興計画」に基づき、酒蔵ツーリズムの推進や広域観光の取り組みを通して観光需要の拡大に務める。	地域の魅力を高めるエリアプロモーションや酒蔵ツーリズム、スポーツツーリズムの推進に関する取り組みや市内外への観光プロモーションを強化することにより、市内外及び訪日外国人観光客の誘客を図ることで、消費喚起を実現し、産業振興につなげる。	62,917	60,256	△ 2,661	・市キャラクターの着ぐるみ更新に伴う、情報発信事業等委託料の増額。 R7: 13,207千円(R6: 11,996千円) ・灘の酒造携事業負担金の減額。 R7: 4,000千円(R6: 6,000千円) ・にしのみや観光協会補助金の減額(3,086千円減)と産業育成等事業の西宮ブランド発信事業補助金を統合(1,400千円増)及び周年事業事務経費の局間振替(800千円増)を受けたことによる、観光協会等補助金の増減額。 R7: 36,784千円(R6: 37,670千円) ・デジタル田園都市国家構想交付金の交付期間終了による、甲子園エリア活性化推進協議会負担金の減額。 R7: 3,000千円(R6: 4,000千円)	令和7年度より「西宮酒ぐらルネサンスと食フェア事業補助金」を「西宮ブランド・にぎわい創出事業補助金」に変更。
480101		勤労者福祉事業	労政課	勤労者並びにその家族の福祉向上のために各種施策を実施する。 令和元年度から令和5年度までの5年間を計画期間とした「西宮市働きやすいまちづくりプラン」の各事業を推進する。	21,258	11	令和6年度から5年間を計画期間とした「第2次西宮市働きやすいまちづくりプラン」に基づき必要な支援が行えるよう、雇用情勢を鑑み、支援を継続する。	予算の範囲内で、雇用情勢に応じ、必要な支援に取り組む。	28,650	28,317	△ 333	印刷製本費のポスターや封筒の枚数を削減したことによる減額。 R7: 713千円(R6: 975千円)	
480102		西宮市シルバー人材センター補助事業	労政課	高齢化社会の進展に伴い、高齢者自らの生きがいの創造と、高齢者の知識・経験を生かした臨時的短期的なまたはその他の軽易な就業等により、地域社会に貢献することを目的として、高齢者の就業機会確保などの事業を市が支援している。 ※過年度数値の修正分 成果指標③一人当たり平均月額配分金の令和4年度実績数値「27,962.7円」⇒「28,025.0円」に修正。	31,516	11	シルバー人材センター会員の働く意欲と能力が活用されるよう支援するとともに、シルバー人材センターの自主独立した運営を支援する。	シルバー人材センターの果たすべき役割を考慮しつつ、引き続き、法律の趣旨・目的に沿った支援を行う。	31,516	26,365	△ 5,151	西宮市シルバー人材センター運営補助金の人件費の減額。 R7: 26,225千円(R6: 31,376千円)	

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10: 拡充、11: 現状どおり継続、12: 縮小、13: 手法・内容の見直し、21: 他事業との整理・統合、31: 休・廃止の方向で検討、32: 次年度より休止、33: 次年度より廃止、41: 完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①								事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など	
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度 決算 事業費 (千円)	基本方針	改善・見直し内容		令和6年度 当初予算 事業費 (千円)	令和7年度 当初予算 事業費 (千円)	6年度から 7年度への 増減額 (千円)		事業費増減の主な理由
							令和6年度で 対応するもの	令和7年度以降で 対応する予定のもの					
480301		勤労会館等 管理運営事業	労政課	【勤労会館】は、昭和42年4月に勤労者の教養、文化及び福利厚生等の向上を図るための施設として設立された。 【勤労青少年ホーム】は、昭和46年5月に勤労青少年の教養講座やクラブ活動などの拠点として建設された。近年、国は勤労青少年ホームを若年層の雇用対策、就労支援拠点として位置付けている。 【JR西宮駅南庁舎(旧消防局庁舎)】は、令和3年6月1日より消防局企画課から所管替えし、施設の維持管理を実施。 主要隣にハローワーク西宮が入居し、令和4年3月8日から業務を開始。	151,189	12	・勤労会館等所管施設の円滑な維持・管理を進める。 ・勤労青少年ホームを閉館することとし、条例改正等の準備を進める。	・勤労会館等所管施設の維持・管理に継続して取り組む。 ・条例改正が可決された場合は、勤労青少年ホームを閉館し、勤労会館への就労支援機能の集約を進める。	179,414	199,520	20,106	勤労会館ホールの改修に伴う工事請負費の増額。 R7:27,509千円(R6:9,044千円)	勤労青少年ホームの閉館時期について、事務事業評価結果報告書作成時は令和6年度末としていたが、令和7年度にかけて段階的に貸室機能を廃止することとした。
480302	特会	福祉共済清算事業	労政課	昭和47年の勤労福祉審議会の答申を受け中小企業の福利厚生面が著しく立ち遅れている現状から昭和48年に設立された。市と市内の中小企業の事業主が契約を結び、掛金は原則事業主が会員1人当たり月額500円を全額負担し、市が会員に対し給付事業、貸付あつせん事業、健康管理事業、レクリエーション事業などの福利厚生制度を実施している。 令和4年度末で事業を終了し、令和5・6年度で移行支援や基金の分配等を行い、事業を清算する。 ※過年度数値の修正分 成果指標①福祉共済事業所加入数の令和4年度実績数値「618社」⇒「617社」に修正。	12,081	33	保有していた基金残高に相当する金額を分配し、清算事業を終了する。		103,717	0	△ 103,717	事業終了による減額。 R7:0円(R6:103,717千円)	令和6年度完了事業
480401		勤労福祉施設改修事業	労政課	勤労会館<昭和42年4月建設>、勤労青少年ホーム<昭和46年5月建設>、JR西宮駅南庁舎(旧消防局庁舎)<平成8年3月建設>の老朽化に伴う建物・設備の改修を行い、利用者の安全性・利便性の向上を図る。	2,890	12	・勤労会館受変電設備改修工事 ・勤労青少年ホームを閉館することとし、条例改正等の準備を進める。	・勤労会館屋上防水改修工事 ・条例改正が可決された場合は、勤労青少年ホームを閉館し、勤労会館への就労支援機能の集約を進める。	5,000	108,590	103,590	勤労会館屋上防水工事及び勤労青少年ホームの閉館に伴う機能移転工事の実施による工事請負費の増額。 R7:108,590千円(R6:5,000千円)	勤労青少年ホームの閉館時期について、事務事業評価結果報告書作成時は令和6年度末としていたが、令和7年度にかけて段階的に貸室機能を廃止することとした。
430101		スポーツ推進事業	文化スポーツ課	年齢、性別、障害の有無を問わず、市民が運動・スポーツに親しめる環境を整備するとともに、豊かなスポーツライフや健康寿命の延伸につなげるよう、「する」「みる」「ささえる」の観点から各種団体等と連携してスポーツの推進を図る。 ・(公財)西宮スポーツセンター等との連携により、幅広い世代にむけたサービスを展開する。 ・市民がスポーツ活動の成果を発揮する場として様々な種目の大会・交流会等を実施する。 ・アスレチック・リエゾン・西宮等との協働により、トップアスリートによる体験会等を実施する。 ・スポーツ推進審議会において、スポーツに関する推進計画や重要事項を調査・審議する。 ・スポーツクラブ21(市内40地区)の活動を支援する。 ・地域とのパイプ役となるスポーツ推進委員を委嘱し、各委員の資質向上のための企画・研修等を実施する。	99,116	11	新型コロナウイルス感染症前に戻った実施状況を継続出来るよう、事業の実施及び開催の支援を行っていく。	実績が目標に近づいていよう、事業の実施及び開催の支援を継続的に行っていく。	98,162	111,823	13,661	・スポーツ推進通年委託料の減額。 R7:27,605千円(R6:38,184千円) ・アスリート先生派遣事業委託料の増額。 R7:3,591千円(R6:3,084千円) ・施設利用事業委託料(プール開放事業)の増額。 R7:7,450千円(R6:7,010千円) ・にしのみやスポーツフェスタ(仮)の増額。 R7:1,300千円(R6:0円) ・AED借上料の減額。 R7:1,058千円(R6:3,149千円) ・体育協会補助金の増額。 R7:27,968千円(R6:4,968千円)	

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10:拡充、11:現状どおり継続、12:縮小、13:手法・内容の見直し、21:他事業との整理・統合、31:休・廃止の方向で検討、32:次年度より休止、33:次年度より廃止、41:完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①								事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など	
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度決算 事業費 (千円)	基本方針	改善・見直し内容		令和6年度当初予算 事業費 (千円)	令和7年度当初予算 事業費 (千円)	6年度から7年度への増減額 (千円)		事業費増減の主な理由
							令和6年度で対応するもの	令和7年度以降で対応する予定のもの					
430301		運動施設管理運営事業	文化スポーツ課	西宮市のスポーツ及びレクリエーションの推進と市民の健康増進を支援するため、その活動場所となる運動施設を設置、維持管理し、指定管理者による効率的で適切な管理運営を行う。 【注】令和4年度から労政課所管施設(現:松原体育館)が移管されている。令和5年度より、西宮浜多目的人工芝グラウンドを公園緑地課へ移管した。令和6年度から中央多目的グラウンド及び陸上競技場が廃止された。	587,262	11	指定管理者と市が連携・協働しながら、安全・安心な施設管理を目指していく。 また、利用者の満足度向上や利用促進につながる取り組みが図られるよう、指定管理者に対し、モニタリングを行う。	指定管理者の運営状況、利用促進の取り組みをモニタリング等を通じて引き続き確認する。 また、施設の利用者満足度向上及びコスト削減に努める。	577,843	563,607	△ 14,236	【歳入】 ・運動施設使用料の減額。 R7:319,462千円(R6:321,264千円) ・スポーツ振興基金繰入金の増額。 R7:9,781千円(R6:8,113千円) 【歳出】 ・電気使用料の減額。 R7:53,348千円(R6:61,089千円) ・利用料金制導入に伴う松原体育館指定管理料の減額。 R7:26,234千円(R6:35,000千円) ・空調設備機器賃借料の増額。 R7:9,781千円(R6:8,113千円) ・浜甲子園テニスコート人工芝設備リースの増額。 R7:412千円(R6:0円) ・備品購入費の減額。 R7:2,400千円(R6:3,100千円)	
430302		運動施設改修事業	文化スポーツ課	市が所有する運動施設において、ライフサイクルコストの低減と施設の機能回復・長寿命化を目的に、改修や安全対策を実施する。	104,471	11	体育館体育室床改修工事、屋上防水改修工事、外壁改修工事、受変電設備改修工事・高圧ケーブル等調査・廃棄処分委託を実施する。	施設の機能維持のため、計画的に老朽化した施設・設備の改修や安全対策を行っていく。	233,579	135,300	△ 98,279	(令和6年度実施) 今津体育館体育室床改修工事、高座山・甲子園浜野球場事務所屋上防水・外壁改修工事、流通東体育館外壁改修工事、松原体育館屋上防水改修工事、塩瀬体育館受変電設備改修工事・廃棄委託・高圧ケーブル引抜等調査業務委託、甲子園浜野球場受変電設備廃棄委託、塩瀬テニスコート受変電設備改修工事(繰越:4,175千円) (令和7年度実施) 塩瀬体育館屋上防水・外壁改修工事 以上の差し引きによる増額。 R7:135,300千円(R6:233,579千円)	
420101		文化振興財団補助事業	文化スポーツ課(文化)	昭和63年に設立された公益財団法人西宮市文化振興財団が、市民を対象に自主事業として実施する芸術文化鑑賞振興育成事業にかかる事業費の一部を補助し、また、市の文化振興施策を推進するため派遣している西宮市職員の給与費の一部及び理事長報酬を補助する。	51,191	11	文化振興ビジョン[第2期]の理念に基づき、文化芸術の裾野を更に拡げることができるよう、文化振興財団の専門性の向上を図る。また、外部監査指摘事項に対する改善策を検討する。	文化振興財団の専門性の向上を図りながら、文化芸術事業の充実を図る。また、市制100周年事業を実施する。 引き続き外部監査指摘事項に対する改善策の検討を進める。	57,864	65,074	7,210	文化振興財団固有職員の増員及び事業の統合による事業費補助金の増額。 R7:56,591千円(R6:49,469千円)	令和7年度より「文化芸術振興事業」のまちかどコンサート事業を統合。
420102		文化芸術振興事業	文化スポーツ課(文化)	平成31年3月に策定した「西宮市文化振興ビジョン[第2期]」における【みんなが創る文化の力で「文教住宅都市」を未来へつなぐ】という基本理念に基づき、文化振興政策が目標とすべきことを、「文化芸術の浸透」と「まちへの愛着を高める」としている。これらを実現するために、「文化芸術にふれる機会」、「文化芸術に関わる人」、「つながりを生み出す場」を増やすための事業を展開していく。	68,813	11	文化振興ビジョン【第2期】に基づき、文化芸術に気軽に触れる機会を提供するとともに、効率的な執行に向けて事業の改善や見直しを検討する。	文化振興ビジョン【第2期】に基づき、文化まちづくり推進委員会の意見・提案を踏まえながら、文化芸術事業の改善や見直しを検討する。	68,496	67,168	△ 1,328	事業の統合による芸術文化振興関係委託料の減額。 R7:45,382千円(R6:46,424千円)	令和7年度より、まちかどコンサート事業を「文化芸術振興事業」に統合。
420103		大谷記念美術館補助事業	文化スポーツ課(文化)	文教住宅都市として阪神間由来の作家の作品の継承、意欲的な展覧会の開催および西宮の子供向けアウトリーチ事業を通じ、西宮の将来を担う感性を育むために、質の高い芸術作品を市民が気軽に鑑賞又は創造できる場として美術館等の存在が強く求められている。このため、本市の文化芸術事業等の促進と、市民の文化芸術の意識の向上に寄与することを目的として、公益財団法人西宮市大谷記念美術館に対して運営補助金を交付する。	130,000	11	市の財政状況を踏まえ、市と大谷記念美術館で協議・連携し、様々な機会を通じて運営支援を行っていく。	引き続き効率的な運営に努め、館が持つ高い学術知識を市民に広く還元できるよう、館の運営を支援していく。	130,000	130,000	0		

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①							事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など		
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度 決算 事業費 (千円)	基本 方針	改善・見直し内容		令和6年度 当初予算 事業費 (千円)	令和7年度 当初予算 事業費 (千円)		6年度から 7年度への 増減額 (千円)	事業費増減の主な理由
							令和6年度で 対応するもの	令和7年度以降で 対応する予定のもの					
420204		貝類館管理 運営事業	文化スポーツ 課(文化)	昭和63(1988)年に黒田徳米博士(市民文化賞受賞)の貝類資料の寄贈を受け、貴重な学術資料を保管・展示する貝類館構想を検討。平成11(1999)年5月、貝類分野を専門とする博物館類似施設として開館した。平成27(2015)年2月に故菊池典男氏の貝類資料の寄贈を受けたのち、平成28(2016)年3月に博物館法上の博物館相当施設となった。平成29(2017)年3月には、開館に尽力した菊池典男氏を顕彰するコーナーや西宮の自然を紹介するコーナーを新設するなど、展示を大きくリニューアルし、平成31(2019)年3月には、カタツムリの生体展示「カタツムリウム」を新設した。貝類に関する資料の収集、保管、展示及び貝類に関する調査研究等を行い、市民の教養及び文化の向上に資することが求められている。	33,790	11	市民の生涯学習や環境学習を推進し、館の持つ貝類資料を市民に還元するため、各種関係団体との連携をさらに進めるとともに、SNSを活用した情報発信に継続して取り組む。	各種関係団体との連携を深め、SNSも活用しながら館の認知度を上げる。セミナーやワークショップなど教育普及活動の充実に努め、市民の生涯学習や環境学習の推進を図る。	33,954	34,470	516	・施設維持管理委託料の増額。 R7:6,145千円(R6:5,900千円) ・受付案内業務委託料の増額。 R7:4,959千円(R6:4,654千円)	
420205		文化行政推 進事務	文化スポーツ 課(文化)	平成31年3月に策定した「西宮市文化振興ビジョン(第2期)」に基づく施策の推進にあたり、芸術家・専門家や学識経験者、文化芸術団体、事業者、市民等で構成する「西宮市文化まちづくり推進委員会」を開催し、そこでの意見、提案をもとに、庁内外の各部門と連携して、本市の文化行政を総合的かつ効果的に推進していく。また、文化振興基金の管理運用、広域文化行政団体への参加を行う。	13,339	11	文化まちづくり推進委員会の協議を踏まえて、策定したアクションプラン【後期】を推進する。文化振興基金の周知を図り、基金への協力を促す。	文化まちづくり推進委員会の議論・意見を踏まえながら、文化振興ビジョン及びアクションプラン【後期】を推進していく。引き続き文化振興基金の周知を図る。	3,016	2,852	△ 164	印刷製本費の減額。 R7:0円(R6:100千円)	
420302		大谷記念美 術館改修補 助事業	文化スポーツ 課(文化)	同館の設備については、平成2年から3年にかけて実施した増改築工事での設置以来30年以上が経過し、劣化が進み、更新時期が到来している。寄託品を含む収蔵品及び他館からの借り受け作品の適正な保存管理、最適な展示室環境を維持するため、計画的な設備更新が必要である。そのため、大谷記念美術館の中長期修繕計画に基づき補助金を支出する。令和5年度は、熱源2次ポンプコントローラー等交換工事、空調機コイル更新工事を実施した。令和6年度は、中央監視装置更新工事、リモートユニット更新工事を実施する。	21,890	11	中央監視装置更新工事、リモートユニット更新工事を実施する。	作品の適正な保存管理、来館者の安全確保など求められる展示室環境を維持するため、今後も優先度の高い設備機器等から順次更新工事を進める。	50,867	24,702	△ 26,165	(令和6年度実施) 中央監視装置及びリモートユニット更新工事 (令和7年度実施) 非常照明更新工事 加圧ポンプユニット更新 制御盤内機器電源ユニット交換 以上の差し引きによる減額。 R7:24,702千円(R6:50,867千円)	
430303		運動施設設 備事業	文化スポーツ 課(運動施設 整備)	西宮中央運動公園及び中央体育館・陸上競技場等再整備事業では、老朽化した中央体育館、陸上競技場等を建て替え、本市のスポーツ推進の中核をなす総合運動施設として、市民の誰もが快適で安全にスポーツを楽しめる環境を整備するとともに、災害対策活動の拠点としての機能の充実にを図る。 具体的には、新中央体育館はスポーツエリア面積を拡充し、サブアリーナを新設、環境性能を重視した施設とした。また、新陸上競技場は、全天候舗装・投てき対応人工芝とし、日本陸連の公認を取得する予定である。あわせてリニューアルする公園施設については、公園とスポーツ施設が共鳴し、さまざまな遊び・楽しみ・コミュニケーションを誘発する公園を目指すこととし、にぎわいを創出し魅力あふれる空間となるよう計画を進める。 【今後の予定】令和9年4月新陸上競技場供用開始、令和9年12月新中央体育館供用開始、令和11年3月公園全面供用開始	12,477	11	PFI事業契約に基づき、本事業の設計、解体、埋蔵文化財調査等を実施していく。	事業の進捗に応じて、新中央体育館、新陸上競技場の建設工事を進める。	376,074	550,332	174,258	・西宮中央運動公園再整備事業による公有財産購入費の増額。 R7:531,076千円(R6:349,976千円) ・西宮中央運動公園再整備事業の委託費(設計・建設モニタリング等支援業務)の減額。 R7:18,260千円(R6:19,910千円) ・西宮中央運動公園再整備事業による過年度地域環境保全対策費国費補助金返納金の減額。 R7:0円(R6:6,188千円) ・西宮中央運動公園再整備事業による事務費の増額。 R7:996千円(R6:0円)	
420201		市民会館管 理運営事業	市民文化施設 課	平成31年3月に策定した「西宮市文化振興ビジョン(第2期)」における【みんなが創る文化の力で「文教住宅都市」を未来へつなぐ】という基本理念を実現するため、本市における文化芸術の拠点施設として、文化芸術の浸透に寄与するよう、広く市民の利用を図る。また、施設を効果的に運営するとともに、施設の機能を発揮できるよう適切に維持管理を行う。	138,795	11	指定管理者へのモニタリングを適切に行いながら、効果的な施設の管理運営と市民サービスの向上及び稼働率の回復に努める。次期指定管理者選定に向け、制度や業務仕様等の検討を進める。	指定管理者へのモニタリングを適切に行いながら、効果的な施設の管理運営を行い、稼働率の向上に努める。次期指定管理者の選定を行う。	138,844	138,391	△ 453	・指定候補者選定委員会委員報酬の増額。 R7:310千円(R6:0円) ・指定管理料の増額。 R7:130,050千円(R6:128,242千円) ・実施工事の差による工事請負費の減額。 R7:4,343千円(R6:6,554千円)	

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10: 拡充、11: 現状どおり継続、12: 縮小、13: 手法・内容の見直し、21: 他事業との整理・統合、31: 休・廃止の方向で検討、32: 次年度より休止、33: 次年度より廃止、41: 完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①									事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度 決算 事業費 (千円)	基本方針	改善・見直し内容		令和6年度 当初予算 事業費 (千円)	令和7年度 当初予算 事業費 (千円)	6年度から 7年度への 増減額 (千円)	事業費増減の主な理由	
							令和6年度で 対応するもの	令和7年度以降で 対応する予定のもの					
420202		市民ホール 管理運営事業	市民文化施設課	平成31年3月に策定した「西宮市文化振興ビジョン[第2期]」における【みんなが創る文化の力で「文教住宅都市」を未来へつなぐ】という基本理念を実現するため、本市における文化芸術の拠点施設として、文化芸術の浸透に寄与するよう、広く市民の利用を図る。また、各施設を効果的に運営するとともに、施設の機能を発揮できるよう適切に維持管理を行う。	208,472	11	施設の修繕を適切に行い安定した利用環境を市民に提供する。指定管理者へのモニタリングを適切に行うほか、指定管理者からの提案を受けながら市民サービス及び稼働率の向上に努める。	計画的に施設の修繕を実施し、安定した利用環境を市民に提供する。また、指定管理者へのモニタリングを適切に実施し、効果的な管理運営に努める。	217,929	224,406	6,477	・指定管理料及び施設維持管理委託料の増額。 R7:144,826千円(R6:141,503千円) ・プレラにのみや管理費負担金の増額。 R7:9,754千円(R6:7,271千円)	
420203		市立ギャラリー 管理運営事業	市民文化施設課	平成31年3月に策定した「西宮市文化振興ビジョン[第2期]」における【みんなが創る文化の力で「文教住宅都市」を未来へつなぐ】という基本理念を実現するため、本市における文化芸術の拠点施設として、文化芸術の浸透に寄与するよう、広く市民の利用を図る。また、各施設を効果的に運営するとともに、施設の機能を発揮できるよう適切に維持管理を行う。	68,978	11	施設の修繕を適切に行い、安定した利用環境を市民に提供するほか、指定管理者へのモニタリングを適切に行い、市民サービス及び稼働率の向上に努める。	計画的に施設の修繕を実施し、安定した利用環境を市民に提供する。また、指定管理者へのモニタリングを適切に実施し、効果的な管理運営に努める。	73,804	73,471	△ 333	・電気使用料及びガス使用料の減額。 R7:8,623千円(R6:9,891千円) ・指定管理料及び施設維持管理委託料の増額。 R7:43,489千円(R6:42,294千円)	
420301		市民ホール 等改修事業	市民文化施設課	老朽化した市民ホール・市立ギャラリー等の諸設備を改修し良好な使用環境を整えることにより、利用者のニーズに応え、利用者・入場者の満足度向上を目指す。 令和5年度は、下記実施内容欄に記載の工事等を行った。令和6年度は、市民会館改修実施設計業務、フレンテ西宮公益施設空調設備FCU改修設計業務等、山口センター空調設備改修設計業務、市民会館非常用自家発電設備改修工事、市民会館空調制御機器改修工事、フレンテ西宮公益施設空調制御機器改修工事、プレラホール客席照明設備他改修工事、プレラホール舞台吊物機構改修工事、プレラホール天井耐震改修工事、西宮浜公民館・貝類館防災発電設備改修工事等を実施する。	125,130	11	市民会館では、改修実施設計業務を実施するほか、非常用自家発電設備改修工事、空調制御機器改修工事を実施する。プレラホールでは、天井耐震改修工事と併せて客席照明のLED化工事を実施し効率化を図る。	市民会館は、設計内容をもとにスケジュール等改修工事について利用者への周知を図る。フレンテホールをはじめとしたその他の施設についても、優先順位の高いものから計画的に改修工事を行う。	418,684	154,786	△ 263,898	(令和6年度実施) 市民会館改修実施設計、非常用自家発電設備改修工事、空調制御機器改修工事 フレンテ西宮公益施設空調設備FCU改修設計、空調制御機器改修工事 プレラホール天井耐震改修工事、客席照明設備他改修工事、舞台吊物機構改修工事、会議室机・椅子更新 山口センター空調設備改修設計 西宮浜公民館・貝類館防災発電設備PCB収集・運搬等業務、防災発電設備改修工事 アプリ甲東変電設備更新負担金 (令和7年度実施) 市民会館改修支援及び舞台音響設備改修設計等業務、プラットホーム及び東側広場タイル改修設計等業務、直流電源設備整備工事 フレンテホール天井耐震改修設計、舞台袖車椅子昇降機設置設計、トイレ改修工事、床改修工事、移動式観覧席改修工事 フレンテ西宮公益施設空調設備FCU改修工事 甲東ホール天井耐震改修調査、同調査に伴う工事 プレラホールピアノ庫防火防煙扉設置工事、控室1給湯器更新工事 山口センター空調設備改修工事 以上の差し引きによる減額。 R7:154,786千円(R6:418,684千円)	
450301		大学交流センター改修事業	市民文化施設課	老朽化した大学交流センターの諸設備を改修し良好な使用環境を整えることにより、利用者のニーズに応え、利用者・入場者の満足度向上を目指す。 令和5年度は、下記実施内容欄に記載の工事を行った。令和6年度は、大講義室音響設備改修工事を行う。	17,495	11	大講義室の音響設備改修工事を行う。	老朽化に伴う改修工事を適宜行う。	15,543	0	△ 15,543	大講義室音響設備改修工事終了に伴う工事請負費の減額。 R7:0円(R6:15,543千円)	

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①									事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度決算事業費(千円)	基本方針	改善・見直し内容		令和6年度当初予算事業費(千円)	令和7年度当初予算事業費(千円)	6年度から7年度への増減額(千円)	事業費増減の主な理由	
							令和6年度で対応するもの	令和7年度以降で対応する予定のもの					
630410		公民館改修事業	市民文化施設課	公民館施設は地域の生涯学習及びコミュニティ形成の拠点として、地域住民の学習活動を支援している。安全で良好な学習環境を維持するため、市内24公民館の施設・設備を適切に保全する必要がある。 施設・設備の安全性や機能性の確保、建築物自身の長寿命化を図ることを目的とした本市の中長期修繕計画の耐用年数及び更新方針に基づき、建築後一定年数の経過した施設・設備について、改修・更新工事を実施する。	58,731	11	トイレ洋式化(3館)、照明設備LED化(1館)の工事を実施。中長期修繕では、屋上防水・外壁改修(1館)、空調(1館)、受変電(1館)、繰越分受変電(1館)を実施。空調設備改修工事に伴う設計業務(1館)を実施。	中長期修繕計画に基づいた改修工事及び照明LED化工事を順次実施する。また、実習室改修等を計画的に進めていく。	88,451	120,814	32,363	・公共施設照明設備LED化対象工事の増額。 R7:64,187千円(R6:3,760円) ・中長期修繕計画対象工事の減額。 R7:38,246千円(R6:70,830千円) ・公民館計画整備事業対象工事の増額。 R7:18,381千円(R6:13,861千円)	
450101		大学交流センター管理運営事業	市民文化施設課／地域学習推進課	平成4年3月に「カレッジタウン西宮」構想を策定し、その推進拠点として平成13年4月に大学交流センターを設置した。市内に集積する大学・短期大学を都市の文化的資源と位置付け、魅力的なまちづくりに活かすため、大学間及び大学と地域社会、産業界との交流活動を行うことを目的に市内大学を中心に設立された西宮市大学交流協議会と連携し、各種事業を企画・実施してきた。今後も時代のニーズに合った魅力ある事業の展開を図るとともに、施設の効率的運営に努め、カレッジタウン西宮のブランドをまちづくりに活かす。	61,274	21	地域社会の多様な主体の活動に大学・学生との連携を加えることにより、市民活動の活性化を図るため、大学交流センターの事業を見直し、市民交流センターとの再編を検討する。	令和7年度中に大学交流センターと市民交流センターの再編を目指す。	57,338	53,905	△ 3,433	・大学交流協議会の解散に伴う負担金補助及び交付金の減額。 R7:0千円(R6:5,000千円) ・大学交流協議会の解散に伴い大学交流祭等委託事業の減額。 R7:0千円(R6:2,110千円) ・市制100周年記念事業に伴う報償費・需用費及び委託料の増額。 R7:1,784千円(R6:0円)	
610109		公民館管理運営事業	市民文化施設課／地域学習推進課	公民館は、学習ニーズや生活課題に対応した学習の支援や場の提供を行う社会教育施設として、市内に24館設置されており、地域の生涯学習及び地域づくりの拠点、また災害時の避難所としての役割を担っている。 ■以下の学習体系を通じて、生涯学習社会の推進を図る。 【主催事業】福祉関連学習事業、青少年事業、ボランティア育成事業など、多様化する社会に対応した事業を実施 【公民館地域学習推進委員会講座】地域住民が自主的に講座を企画・実施。地域課題の解決を図る地域活動 【その他事業】公民館グループ活動の支援、公民館活用促進プロジェクトなど ■施設維持管理…学習の場そして避難所としての良好な施設・設備を維持できるよう管理を行う。	588,518	13	事業面では、生涯学習を通じたつながりや地域づくりの取組みを継続する必要があるため、担い手不足等の課題について検討する。また、施設管理の効率的な方法や仕様内容の見直しを図る。	引き続き、生涯学習を通じたつながりや地域づくりの取組みを進める。市民がより公民館を利用しやすい仕組みづくりを行う。	614,033	627,412	13,379	【歳入】 使用料改定による公民館使用料の増額。 R7:73,648千円(R6:68,052千円) 【歳出】 ・会計年度任用職員A人件費の増額。 R7:180,128千円(R6:168,210千円) ・需用費(電気・ガス使用料他)の減額。 R7:110,882千円(R6:117,956千円) ・労務準備上昇に伴う施設維持管理委託料の増額。 R7:230,154千円(R6:227,042千円) ・予約システム改修に伴う委託料の増額。 R7:3,300千円(R6:1,556千円) ・プレラにしのみや管理費の改定に伴う負担金及び交付金の増額。 R7:13,931千円(R6:10,385千円)	・一部公民館の窓口業務等運営体制の見直し ・公民館活動の企画・運営の見直し
420401		文化財保護関係事業	文化財課	法律、条例における文化財保護の理念に則り、地域の文化財の保存と活用に関する事業を行う。 (1)指定等文化財の予防保存として、毎月1回以上の文化財ハロー、1年2回の消防設備機器点検、1年1回の消防設備総合点検を実施する。(文化財保存整備等補助事業) (2)埋蔵文化財の保護については、文化財保護法に基づく土木工事等の届出又は通知の受理及び進達を行い、市内遺跡の試掘確認調査等発掘調査を実施する。 (3)指定等文化財の毀損・設備不備等については、国・県及び市補助事業として保存修理事業等を実施する。 (4)文化財の調査及び活用事業の一部については、郷土資料館管理運営事業において実施する。 (5)総合計画部門別計画「西宮市における文化財の保存と活用に関する総合的な計画」に基づいた、文化財調査を継続して実施する。	19,888	11	国指定重要文化財等の保存修理事業、遺跡出土遺物保存事業を継続して実施する。	「西宮市文化財保存活用地域計画」に基づき、文化財の保存(保存修理事業等の適正な実施)と活用(指定等文化財公開事業)を行う。	25,572	34,214	8,642	・重要文化財建造物「神戸女学院」保存修理事業等による負担金補助及び交付金の増額。 R7:22,731千円(R6:17,489千円) ・具足塚古墳管理工事による増額。 R7:1,373千円(R6:0円) ・PC新規リースによる使用料・賃借料の増額。 R7:427千円(R6:126千円)	

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10: 拡充、11: 現状どおり継続、12: 縮小、13: 手法・内容の見直し、21: 他事業との整理・統合、31: 休・廃止の方向で検討、32: 次年度より休止、33: 次年度より廃止、41: 完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①									事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度決算事業費(千円)	基本方針	改善・見直し内容		令和6年度当初予算事業費(千円)	令和7年度当初予算事業費(千円)	6年度から7年度への増減額(千円)	事業費増減の主な理由	
							令和6年度で対応するもの	令和7年度以降で対応する予定のもの					
420402		郷土資料館管理運営事業	文化財課	文化財保護の理念に則り、市民等と共に文化財の調査・活用に関する事業、郷土資料館及び名塩和紙学習館の施設及び設備の維持管理事業。 (1)郷土資料館展示事業(常設展示の運営、特別展示等の開催) (2)郷土資料館教育普及等事業(講座、ボランティア事業等の実施及び資料の保存管理) (3)分館名塩和紙学習館事業(和紙実習事業等の実施) (4)郷土資料館情報提供業務(地域の歴史と文化財に関する情報の提供、広報、調査研究成果の公開) (5)市内小学校等学校との連携(小学校団体対応、和紙実習等) (6)無形文化財緊急調査事業(令和5年度調査地域:塩瀬・甲東・瓦木) (7)郷土資料館及び名塩和紙学習館の施設維持管理事業	53,324	11	「西宮市文化財保存活用地域計画」に基づき、積極的な指定文化財の公開や収蔵資料を活用した事業を実施する。新たにボランティア事業を開始し、博物館や文化財に関わる市民を増やす。	「西宮市文化財保存活用地域計画」に基づき、文化財の保存と活用、文化財や地域の魅力を発信する事業を実施する。	54,126	56,396	2,270	会計年度任用職員A人件費の増額。 R7:32,413千円(R6:31,081千円)。 無形文化財緊急調査映像記録、燻蒸業務委託料等の増額。 R7:14,074千円(R6:13,103千円)	
420404		史跡整備事業	文化財課	指定史跡等の整備や保存活用計画策定を順次進め、地域や日本の歴史を体感できる学習拠点を市内各所に設ける。	0	11	具足塚古墳整備用地の取得に向けた協議及び買収、不動産鑑定(時点修正)を行う。	具足塚古墳整備用地の保存整備事業、大坂城石垣石丁場跡の追加指定に向けた調査・調整、西宮砲台の保存整備にむけた調整等に取り組む。	80,088	3,000	△ 77,088	・具足塚古墳整備用地購入費の減額。 R7:0円(R6:80,000千円) ・西宮砲台測量委託料の増額。 R7:3,000千円(R6:0円)	
420405		郷土資料館改修事業	文化財課	郷土資料館(1985年建築)及び分館名塩和紙学習館(1989年建築)の老朽化した施設、設備を適切に更新し、長寿命化を図る。	25,040	11	令和6年度の改修はなし。	郷土資料館収蔵庫、展示室の改修及び名塩和紙学習館の施設・設備の改善を目指す。	0	0	0		
410103		生涯学習推進事務	生涯学習企画課	1 市の附属機関として西宮市生涯学習審議会を設置し、生涯学習施策の総合的な推進に関する事項について、調査及び審議を行う。また、社会教育法に規定される社会教育委員の職務も担う。 2 生涯学習推進本部を設置し、庁内の生涯学習関連部局の情報共有と連携強化を図る。 3 生涯学習関係職員の資質向上と情報提供を行う。 4 生涯学習に関する施策の方向性を示す「生涯学習推進計画」に基づき、学びを通じたつながりづくりや地域づくりの推進を図る。 ※過年度数値の修正分:令和5年度評価シートの成果指標「未来づくりパートナーズcafeの満足度」について、単位に誤りがあったため修正(誤(回)→正(%))	5,871	10	公民館地域づくりワークショップの取組みを他の館にも広めていけるよう担当部局と連携する。コーディネーターによる庁内連携や地域団体との連携の取組みを継続し、学びを通じたつながりづくりを推進する。	公民館による地域づくりの取組みについて引き続き担当部局と連携して進める。生涯学習関係事業の体系化を行い庁内連携の取組みを推進するとともに、職員の縦割り意識の解消や資質向上に努める。	5,711	6,411	700	・生涯学習・地域づくりコーディネーター報酬費及び(仮称)越木岩センターセンター準備委員会実施事業に係る講師謝金の増額。 R7:3,956千円(R6:2,206千円) ・市民文化複合施設指定候補者選定委員会に係る委員報酬の増額。 R7:992千円(R6:794千円) ・地域づくりワークショップ開催等支援業務委託料の減額。 R7:448千円(R6:1,650千円) ・印刷製本費の減額。 R7:525千円(R6:622千円)	・生涯学習推進計画に基づく施策の進捗について中間評価を行い、生涯学習審議会等で意見聴取を行う。 ・未来づくりパートナーズcafeをはじめとする庁内連携の取り組みについて、生涯学習・地域づくりコーディネーターと協働し推進する。 ・学びと活動のぶらっとフォームを活用し、より分かりやすい情報発信を図る。
610201		(仮称)越木岩センター整備事業	生涯学習企画課(図書館・越木岩センター)	築後45年以上が経過している越木岩公民館の耐震化を行うとともに、同一般地内に存在する中央図書館越木岩分室・消防団越木岩分団車庫の3つの建物を合築することにより、土地の有効活用と施設管理の効率化を図る。 また、これらの機能を融合することで、新たな地域の拠点施設として整備を行う。	57,414	11	・建物の解体、新築工事に着手するとともに、センターの利用方法や運営体制などについて協議を進める。 ・(仮称)越木岩センター準備委員会において、センターが活動拠点や居場所として適切に運営されるよう協議を進める。	・令和8年度夏頃の供用開始に向け、新築工事を進めるとともに備品選定など具体的な準備作業を進める。 ・(仮称)越木岩センター準備委員会において、地域住民と地域のつながりづくり、居場所づくりに関する協議を継続する。	314,496	1,402,119	1,087,623	【歳入】 ・森林環境譲与税基金繰入金 の増額。 R7:120,000千円(R6:0円) ・住宅・建築物安全ストック形成事業費の増額。 R7:16,144千円(R6:3,563千円) 【歳出】 ・(仮称)越木岩センター整備に係る建設工事費の増額。 R7:1,202,969千円(R6:284,307千円) ※令和7年度当初予算事業費に令和6年度からの繰越明許費を含む。 【繰越明許費:170,585千円】	

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10:拡充、11:現状どおり継続、12:縮小、13:手法・内容の見直し、21:他事業との整理・統合、31:休・廃止の方向で検討、32:次年度より休止、33:次年度より廃止、41:完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①							事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など		
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度決算事業費(千円)	基本方針	改善・見直し内容		令和6年度当初予算事業費(千円)	令和7年度当初予算事業費(千円)		6年度から7年度への増減額(千円)	事業費増減の主な理由
							令和6年度で対応するもの	令和7年度以降で対応する予定のもの					
410202		生涯学習事業	地域学習推進課(宮水学園等)	・宮水学園関連事業…60歳以上の市民を対象に、高齢者がいきいきと生活するとともに、住みよい地域社会づくりに取り組むための学習と交流を目的に、各種事業を企画実施している。 実施している講座は、「教養講座」、「選択講座」、より専門性の高い知識や技術を系統的に学ぶ「マスター講座」、主に塩瀬地域・山口地域の方を対象とした「塩瀬地域・山口地域講座」がある。 ・西宮湯川記念事業…湯川秀樹博士が本市在住中に中間予論を提唱したことを契機に、「こども科学教室」「西宮湯川記念賞」「こども課外教室」「科学セミナー」といった事業や講座を実施している。 ・ライフサイエンスセミナー…ライフサイエンス(生命科学)の意義や面白さを知る機会として、「市民セミナー」「高校生対象講座」といった講座を実施している。 ※令和5年度より「生涯学習管理事業」を本事業に統合した。	38,230	11	・各事業について、受講者が安心して受講できる環境を整えつつ、受講者にとって満足度が高くなるよう事業運営を行う。 ・受益者負担について、物価高など社会情勢の変化を受けて適正化に取り組む。	・各事業とも受講者が安心して受講できる環境を整えつつ、満足度の高い事業運営を行うとともに、持続可能な事業運営に向けて、課題解決に向けた見直しを適宜行う。 ・生涯学習事業の推進を図る中、関係部局と連携し魅力的・効率的な事業展開を行う。	43,347	44,052	705	【歳入】 宮水学園受講料改定に伴う講座受講者負担金収入の増額。 R7:14,870千円(R6:11,730千円) 【歳出】 フレンテ西宮4階地域学習推進課学習室清掃業務等、施設維持管理に関する委託料の増額。 R7:2,437千円(R6:2,225千円)	
410301		図書館管理運営事業	読書振興課／読書振興課(図書館企画)	●図書館4館(中央・北部・鳴尾・北口)及び7分室(越木岩・段上・上ヶ原・甲東園・高須・山口・若竹)の管理運営 中央・鳴尾・北口:正規事務等13人・正規司書13人・会計年度任用職員A(司書)52人・会計年度任用職員B(学校司書)2人・会計年度任用職員B20人 北部・分室:民間委託 ●「西宮市立図書館基本的運営方針」及び「西宮市立図書館事業計画」に基づき、貸出、調査・相談、予約サービス等の図書館サービスの充実を図る。また、市民の多様なニーズに的確に応えられるよう、資料を収集・整理・保存して利用に供する。 ●「西宮市子供読書活動推進計画」を推進するため、読書活動の機会や情報提供に努め、学校図書館など関係機関との連携を図りながら読書環境の充実・整備に取り組む。 ●生涯学習の場として多数の利用がある施設を良好な状態に維持し、誰もが安心して利用できる環境を整える。 ●「中央図書館移転整備基本構想及び基本計画(案)」の策定を行う。	732,010	11	・図書館事業計画及び子供読書活動推進計画のあり方の見直しを行う。 ・中央図書館の移転整備について検討を行う。 ・危険度や緊急性の優先順位に応じて施設の維持補修を行う。	・令和8年度に供用開始予定である越木岩分室の開室準備を進める。 ・中央図書館の移転整備について引き続き検討を進める。 ・危険度や緊急性の優先順位に応じて施設の維持補修を行う。	684,705	715,448	30,743	・会計年度任用職員A及びBの人員費の増額。 R7:274,033千円(R6:257,168千円) ・座席予約システム導入に係る委託料等の増額。 R7:7,285千円(R6:0千円) ・中央図書館移転整備業務に係る委託料等の増額。 R7:6,204千円(R6:2,120千円)	
630411		図書館改修事業	読書振興課／読書振興課(図書館企画)	各市立図書館の老朽化した設備や施設について、耐用年数や中長期修繕計画に基づき、機器更新や施設改修を行い施設の機能維持管理をするとともに、利用者の安全・快適性を確保する。	23,659	11	鳴尾図書館昇降機設備改修工事、山口分室(山口センター)空調設備改修工事設計業務委託、甲東園分室(アブリ甲東)受変電設備(キュービクル)更新工事負担金	各施設の計画的な改修を行う。	29,729	67,874	38,145	・鳴尾図書館昇降機設備改修工事完了による工事請負費の減額。 R7:0千円(R6:28,500千円) ・山口センター空調設備改修工事設計業務委託完了による委託料の減額。 R7:0千円(R6:646千円) ・北部図書館除湿器設置工事による工事請負費等の増額。 R7:4,141千円(R6:0千円) ・鳴尾図書館屋上防水外壁改修工事による工事請負費の増額。 R7:58,720千円(R6:0千円) ・山口センター空調設備改修工事による工事請負費の増額。 R7:1,453千円(R6:0千円)	
【健康福祉局】													
310101		社会福祉協議会補助事業	福祉総務課	社会福祉協議会は、昭和26年に、社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び地域福祉の推進を目的として設立された。現在まで地域福祉を推進する中心的な団体であり、市との連携が求められる。団体の健全で安定した運営を図ることを目的として総務課職員の人件費と事務経費の一部を補助している。	87,565	11	決算時の事務審査において執行状況を精査することにより、経費節減につなげる。また、団体の効率的な運営のため、業務改善についても必要に応じて協議を行う。西波止会館は、利用者増加策を継続して検討するよう促す。	継続して実施する。	92,687	95,873	3,186	人事異動に伴う人件費増による社会福祉協議会補助金(事務局)の増額。 R7:88,566千円(R6:85,604千円)	
330201		阪神福祉事業団分担金事業	福祉総務課	阪神福祉事業団は、阪神間6市1町(尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、芦屋市、川西市及び猪名川町)の住民の福祉向上、特に知的障害のある人を支援する福祉施設の拡充を図ることを目的に設立された。団体の健全で安定した運営を図るために、施設整備にかかる経費の一部を、阪神間6市1町で分担している。	28,613	11	団体は福祉サービスの充実を図るとともに、団体運営の効率化に努める。また、施設の老朽化対策では、団体及び6市1町が協力し、大規模修繕や改築を安全かつ円滑に進める。	団体は福祉サービスの充実と団体運営の効率化を図る。また、利用者の安全確保のため、施設の老朽化対策を進める。	28,574	18,795	△ 9,779	法人本部分担金の廃止による分担金の減額。 R7:18,795千円(R6:28,574千円)	

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10:拡充、11:現状どおり継続、12:縮小、13:手法・内容の見直し、21:他事業との整理・統合、31:休・廃止の方向で検討、32:次年度より休止、33:次年度より廃止、41:完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①									事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度決算事業費(千円)	基本方針	改善・見直し内容		令和6年度当初予算事業費(千円)	令和7年度当初予算事業費(千円)	6年度から7年度への増減額(千円)	事業費増減の主な理由	
							令和6年度で対応するもの	令和7年度以降で対応する予定のもの					
310103		福祉施策調査研究事務	地域共生推進課	社会福祉法に基づき、市の附属機関として西宮市社会福祉審議会を設置し、社会福祉についての調査及び審議を行う。 また、同法の規定により、社会福祉審議会には専門的な事項を調査審議するための専門分科会を設置している。	2,448	11	各専門分科会に置いて効率的な運営を図り、社会福祉に関する調査・審議を行う。	委員の意見を聴取しながら、引き続き効率的かつ効果的な運営を行う。	2,363	2,016	△ 347	児童福祉専門分科会における「西宮市子ども子育て支援事業計画」(5年ごと)策定完了に伴う委員数と開催数の減少による報酬の減額。 R7:1,674千円(R6:1,935千円)	
310104		民生委員・児童委員活動推進事業	地域共生推進課	民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱されて活動しており、児童福祉法に基づく児童委員も兼ねている。 職務内容として、住民に最も近い立場で地域の見守りや相談支援活動、情報提供を行うとともに、行政や関係機関と住民をつなぐ役割を担っており、民生委員・児童委員の活動を推進することで地域福祉の向上を図る。	77,096	11	次年度の一斉改選に向け、各校区の常務等と連携して、欠員区域の解消に取り組んでいく。	引き続き、欠員区域の解消及び民生委員の負担軽減についての対応策を検討する。	82,254	88,698	6,444	3年に1度の一斉改選に伴う費用の増額。 ・会計年度任用職員(パートタイムB・1人)の人員費: R7:3,246千円(R6:0千円) (消耗品費) R7:2,087千円(R6:157千円) (委託料) R7:1,810千円(R6:859千円) (会場借上料) R7:137千円(R6:0千円)	
310105		地域福祉活動助成事業	地域共生推進課	地区社会福祉協議会(以下、「地区社協」という。))が主体となって行う地域福祉活動を推進するため、地区社協の支援を行う社会福祉法人西宮市社会福祉協議会(以下、「市社協」という。))に対して、地域福祉課の人員費と事業費の一部を補助する。 【地域福祉活動補助金】 市社協地域福祉課職員の人件費に関する補助 【地域ふれあい福祉活動補助金】 地域において「支え合い」「助け合い」の活動を推進することを目的に実施される地区社協の事業に対する補助 *地区社協ボランティアセンター(以下、「VCC」という。)、地区ネットワーク会議、地域づくり事業(敬老のつどい、昼食会、ふれあいいきいきサロンなど)	140,533	13	より効果的かつ効率的な地域福祉推進体制の構築に向け、地区担当職員と生活支援コーディネーターの役割の一体化について検討する。	地区担当職員と生活支援コーディネーターの役割を一体化し、より効果的かつ効率的な地域福祉推進体制を実施する。	147,243	88,770	△ 58,473	「生活支援体制整備事業」(重層的支援体制整備事業(一般会計)として新設)への一部統合による補助金の減額。 R7:88,629千円(R6:147,099千円)	令和7年度より、「生活支援体制整備事業(介護保険特別会計)」と「地域福祉活動助成事業(一般会計)」を「生活支援体制整備事業(重層的支援体制整備事業(一般会計)として新設)」に統合。
310106		地域のつどい場推進事業	地域共生推進課	地域福祉計画の基本理念「みんながつながり 支えあい 誰一人として取り残すことなく 共に生きるまち 西宮」を推進するために、個人の自宅を活用した集まりや自治会域での交流の場など、住民が気軽に立ち寄って集まることのできるつどい場づくりを推進する。 ・つどい場づくりに関する広報・啓発や企画運営 ・つどい場の開設や運営に関する相談・支援活動	166	11	地域の身近な居場所であるつどい場に対し、参加者の見守り等地域福祉の視点での連携ができるよう働きかけを行っていく。	委託先である市社協と連携し、つどい場新規開設に向けた支援を推進するとともに、既存のつどい場の活動支援として「西宮市社会資源情報サイト」等を活用した効果的な広報の方策を検討していく。	213	0	△ 213	「生活支援体制整備事業」(重層的支援体制整備事業(一般会計)として新設)への統合による事業費の減額。 ・(委託料) R7:0千円(R6:123千円) ・(負担金補助及び交付金) R7:0千円(R6:90千円)	
310201		福祉サービス利用援助事業補助事業	地域共生推進課	日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)に関わる西宮市社会福祉協議会(以下、「市社協」という。))職員の人件費等を補助している。 ※日常生活自立支援事業は、兵庫県社会福祉協議会(以下、「県社協」という。))が市社協に実施を委託している事業である。認知症や知的障害・精神障害等により判断能力が不十分である人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者ととの契約に基づき、金銭管理や福祉サービスの利用援助等の意思決定支援を行うものである。 ※本事業は、県社協からの委託料では不足する市社協職員の人員費等について補助を行うものである。	16,538	10	増大する事業利用ニーズへ対応するため、他市町社会福祉協議会における事業実施状況等を把握するとともに、支援者人員の拡充等による事業実施体制の見直しについて検討を行う。	契約者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を送れるよう、専門職や地域活動等と連携をしつつ、よりきめ細やかな支援を行っていく。	19,398	20,658	1,260	兵庫県最低賃金の引き上げ等に伴う非常勤職員賃金の増額による補助金の増額。 R7:20,658千円(R6:19,398千円)	
310401		戦没者等遺族関係事業	地域共生推進課	・西宮市遺族会及び西宮市原爆被害者の会に対して、運営費の補助を行う。 ・先の大戦における犠牲者を追悼し平和を祈念するため、戦没者、戦災死没者、海外物故者及び原爆死没者の合同慰霊祭を毎年開催している。	6,695	11	合同慰霊祭について、式典内容や実施形態について各団体と協議可能を検討する。	合同慰霊祭について、式典内容や実施形態についての協議を進める。	6,337	13,985	7,648	第十二回特別弔慰金交付申請受付開始に伴う会計年度任用職員(パートタイムB・2人)の人員費の増額。 R7:6,489千円(R6:0千円)	
320102		老人クラブ活動推進事業	地域共生推進課	高齢者の生活を豊かなものにするとともに明るく長寿社会に資することとを目的として、単位老人クラブ及び一般社団法人西宮市老人クラブ連合会が行う高齢者の知識及び経験を活かした「生きがいと健康づくり」のための多様な社会活動に対して補助金を交付している。	49,998	11	老人クラブ活動強化等に取り組んでいる連合会と連携を図り、活動強化・会員増加の取組を支援する。	魅力ある老人クラブとなるよう、またそれにより地域福祉の推進に寄与する団体に発展するよう、連合会との連携を深め支援していく。	49,757	48,770	△ 987	単位老人クラブ数減少に伴う老人クラブ関係補助金の減額。 R7:41,640千円(R6:42,491千円)	

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10: 拡充、11: 現状どおり継続、12: 縮小、13: 手法・内容の見直し、21: 他事業との整理・統合、31: 休・廃止の方向で検討、32: 次年度より休止、33: 次年度より廃止、41: 完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①							事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など		
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度 決算 事業費 (千円)	基本方針	改善・見直し内容		令和6年度 当初予算 事業費 (千円)	令和7年度 当初予算 事業費 (千円)		6年度から 7年度への 増減額 (千円)	事業費増減の主な理由
							令和6年度で 対応するもの	令和7年度以降で 対応する予定のもの					
320105		老人福祉施設等管理運営事業	地域共生推進課	次の老人福祉施設等の管理運営に関わる事業。●市立介護老人保健施設(高齢介護課所管):指定管理者は社会福祉法人西宮市社会福祉事業団。介護報酬による利用料金体制で運営しているため指定管理料はなし。設備の修繕改修を行う。●市立鳴尾老人福祉センター(地域共生推進課所管):指定管理者は特定非営利活動法人なごみ。指定管理者制度において運営。●老人いこいの家及び老人専用集会所(地域共生推進課所管):いこいの家は市内22か所に設置し運営委託している。専用集会所は市内10か所に設置し運営補助を行う。●地域交流室(地域共生推進課所管):旧市立デイサービスセンターに設置されている地域交流室(今津南、小松、高須の3か所)について運営補助を行う。●旧市立デイサービスセンター(福祉のまちづくり課所管):他の市立施設が併設されている旧市立デイサービスセンター(甲子園口、甲東、高須の3か所)について施設の修繕改修を行う。	49,369	13	担い手不足、利用者の固定化等に対応し、各施設の運営体制について現状に沿った運営方法を検討する。	時代に合った社会参加の場を地域のニーズと照らし合わせ、整理していく。	45,688	47,799	2,111	・旧高須デイサービスセンター建物維持及びすこやかケア西宮スプリングラー設置工事の実施に伴うデイサービスセンター等管理委託料の増額。 R7:1,570千円(R6:500千円) ・すこやかケア西宮スプリングラー設置工事の実施による工事請負費の増額。 R7:5,757千円(R6:3,407千円)	
320203		高齢者給付・貸与事業	地域共生推進課	●高齢者日常生活用具給付等事業(高齢介護課所管):市内在住の65歳以上の認知症等により防火の配慮が必要な独居・高齢世帯老人に対して、電磁調理器・火災警報器・自動消火器を給付する。また、福祉電話(固定電話)を貸与する(新規貸与は終了)。●車いすバンク事業(高齢介護課所管):介護保険の対象外の者が一時的に自宅に必要な場合に、2ヶ月を限度として無料で車いすを貸与する。●高齢者用交通安全杖給付事業(高齢介護課所管):高齢者が外出する際に交通事故等を未然に防ぐため、無料で交付する。●緊急通報救助事業(地域共生推進課所管):事前に対象者宅に取り付けた緊急通報ボタンを緊急時に押すことにより、受信センター(民間)に連絡が入り、内容に応じて福祉協力員への確認依頼や救急車の出動要請を行ったり、必要な時は、受信ステーションより利用者宅に出勤する(新規申請は終了)。	11,829	11	適正な予算確保と事業の継続に努める。緊急通報救助事業については新事業の見守りホットライン事業への切り換えを促す。	各事業で市民のニーズに沿った事業体制を検討する。	13,674	11,983	△ 1,691	緊急通報救助事業福祉協力員の減少による報償費の減額。 R7:711千円(R6:999千円)	
320204	特会	地域自立生活支援事業	地域共生推進課	本市の高齢化率は今後も上昇する傾向にあり、核家族化の進行等により、高齢独居世帯数は増加している。そのため、見守りが必要な在宅の高齢者又は障害者等における家庭内の事故等による通報に随時対応するための体制整備等を行う。	9,327	11	広報を強化し、事業の周知啓発を促進する。旧事業の緊急通報救助事業からの移行を促す。	引き続き広報を強化し、事業の周知啓発を促進していく。	12,932	12,964	32	見守りホットライン事業新規利用者の増加に伴う委託料の増額。 R7:12,926千円(R6:12,834千円)	
320601	特会	認知症地域ケア推進事業	地域共生推進課	認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを目指し、認知症への社会理解を深め、早期発見・早期対応に向けた地域の見守り支援体制の強化を進める。認知症地域支援推進員を配置し、医療と介護の連携強化や地域における支援体制の構築を進めるため、地域の見守り支援の強化を目的とした「認知症サポーター養成講座」、「あったか見守り声かけ講座」の実施、認知症の人やその家族を支援するための事業として「専門職等に対する認知症研修会」、「家族介護者の交流会」、「認知症カフェの開設・運営支援」、「認知症サポーターバンク」の発行等を実施している。 また、早期発見を目的に、認知症等により行方不明となるおそれのある方を事前に登録し行方不明になった場合に、捜索協力者に対してメール配信を行う「認知症SOSメール配信事業」や、認知症高齢者等を介護している方に位置探索システム専用端末機を貸与する「認知症高齢者等位置探索サービス事業」を実施している。	15,817	10	企業等と連携して認知症の講座等を実施し、認知症の理解促進を図るとともに、認知症チェックシートや認知症サポーターバンクの周知、SNSでの啓発等に取り組む。また、関係機関と連携し、早期発見・早期支援につながる取組を実施する。	関係機関と連携しながら認知症の周知・啓発を引き続き実施し、早期発見・早期対応の取組を進めていく。	17,715	18,104	389	認知症高齢者等位置探索サービス事業の申請件数増加に伴う使用料及び賃借料の増額。 R7:1,047千円(R6:764千円)	
320701	特会	生活支援体制整備事業	地域共生推進課	生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目的とする。 ○生活支援コーディネーター設置事業 生活支援コーディネーターを設置し、地域福祉の推進を目的として、地域住民をはじめ、NPO法人、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人等の事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を図る。 ○介護予防・生活支援員養成研修 家事援助限定型訪問サービスを提供する人材の養成を目的として、介護予防・生活支援員養成研修を実施する。	42,373	13	生活支援コーディネーター設置事業においては、生活支援コーディネーター及び地区担当職員の役割の一体化について検討を行う。介護予防・生活支援員養成研修においては、効果的な広報と就業者の増加に向けた取組を検討しながら実施する。	生活支援コーディネーター設置事業については、生活支援コーディネーター及び地区担当職員の役割の一体化を進め、より効果的かつ効率的な地域福祉推進体制を実施する。介護予防・生活支援員養成研修においては、受講生の確保及び修了者の就業促進に努める。	44,500	0	△ 44,500	「生活支援体制整備事業(重層的支援体制整備事業(一般会計)として新設)」への移行による事業費の減額。 R7:0円(R6:44,500千円)	令和7年度より、「生活支援体制整備事業(介護保険特別会計)」と「地域福祉活動助成事業(一般会計)」の一部を統合し、重層的支援体制整備事業における「生活支援体制整備事業」(新設)として実施するため、特別会計から一般会計へ変更。

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10:拡充、11:現状どおり継続、12:縮小、13:手法・内容の見直し、21:他事業との整理・統合、31:休・廃止の方向で検討、32:次年度より休止、33:次年度より廃止、41:完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①								事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など	
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度 決算 事業費 (千円)	基本 方針	改善・見直し内容		令和6年度 当初予算 事業費 (千円)	令和7年度 当初予算 事業費 (千円)	6年度から 7年度への 増減額 (千円)		事業費増減の主な理由
							令和6年度で 対応するもの	令和7年度以降で 対応する予定のもの					
310402		総合福祉センター等福祉ゾーン再整備事業	福祉のまちづくり課	総合福祉センター周辺の福祉ゾーンにおける下記の課題解決を図るため、既存施設の解体、移転、改修を行う。 ・肢体不自由児通園施設「わかば園」跡地の活用 ・福祉会館の老朽化 ・障害者自立支援施設「いずみ園」の受入強化 ・総合福祉センターの機能強化(相談窓口の集約など)	123,468	31	福祉会館跡地の活用方法を検討する。	検討した活用方法に向けて手続きを進める。	0	0	0		令和6年度末事業廃止予定
310403		福祉人材確保養成対策事業	福祉のまちづくり課	介護保険や障害福祉サービスの従事者となる人材が不足していることから、兵庫県福祉人材センターや介護労働安定センター、ハローワーク西宮等と連携し、福祉人材を確保するための事業を実施する。	6,589	10	介護職員初任者研修等受講費助成金の交付などの事業について、多くの人に活用してもらえるよう引き続き広報に努める。	既存の取組を進めるとともに、人材確保のためのさらなる支援策について、引き続き検討を行う。	8,593	8,811	218	助成件数の増による介護職員初任者研修等補助金の増額。 R7:5,740千円(R6:5,515千円)	
320301		介護療養型医療施設転換整備補助事業	福祉のまちづくり課	介護保険法改正により、既存の介護療養型医療施設については、令和5年度末までに介護医療院等に転換することが定められている。そこで、市内にある介護療養型医療施設が期限内に円滑に事業転換できるよう、県の補助制度を活用して支援する。	11,150	41			0	0	0		令和5年度末事業廃止
320302		地域の福祉サービス拠点整備事業	福祉のまちづくり課	○地域密着型サービス事業所整備補助(福祉のまちづくり課所管) 介護保険事業計画等に基づき整備を行う認知症高齢者グループホーム等の地域密着型サービス事業所について、その施設を建設運営する社会福祉法人等に対し建設費等の補助を行う ○地域のショートステイ整備補助(福祉のまちづくり課所管) 本市独自の基準該当短期入所生活介護サービスである「地域のショートステイ」の整備促進を図るため、当該事業を開始する法人に対し施設整備にかかる費用の助成を行う。 ○共生型地域交流拠点開設補助金(地域共生推進課所管) 共生型地域交流拠点の新規開設・移設に要する経費について、補助金の交付を行う。	31,880	11	認知症高齢者グループホームについて、工事の進捗率に応じて整備補助を実施する。共生型地域交流拠点は、生活支援コーディネーター等と連携し、拠点の新規開設を目指す。	地域包括ケアシステムを推進するため地域密着型サービスの整備を進める。	7,660	9,730	2,070	大規模修繕補助事業による地域密着型サービス事業所施設整備補助金の増額。 R7:7,730千円(R6:0千円)	
320303	特会	地域ケア会議推進事業	福祉のまちづくり課	平成27年に施行された改正介護保険法において、高齢者支援における包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施のために、地域ケア会議を活用することが明文化された。本市においては、介護保険サービス利用者の自立に向けた効果的な支援手法について検討する「自立に向けたケアマネジメント会議」を地域ケア会議の一つと位置づけ、平成29年度より開始した。高齢者の生活の質の向上を目指して、多職種による協議を通じ、自立を阻害する生活上の課題に対して具体的な支援方法を検討する。併せて、会議参加者の自立支援に対する考え方や支援方法のスキルアップを目指す。 会議は、地域包括ケア連携圏域(5圏域)毎に定期開催とする。地域包括支援センターが主体的に運営し、事例提供者やサービス提供事業者、リハビリテーション専門職、栄養士、薬剤師等が参画し事例についての協議を行う。	2,654	13	開催回数や方法を見直し、より効果的な会議になるよう検討を行う。	会議に参加する多職種と意見交換するなどして、今後も会議がより円滑かつ効果的なものになるよう取り組んでいく。	2,534	2,535	1		
320401	特会	在宅医療・介護連携推進事業	福祉のまちづくり課	平成27年4月施行の改正介護保険法において、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実が図られ、在宅医療・介護連携の推進については、平成30年4月までに全ての市区町村で実施することとされた。 市では在宅医療・介護を一体的に提供できる基盤づくりのため「西宮市医療介護連携推進協議会(メディカルケアネット西宮)」の活動を支援するほか、在宅療養相談支援センター運営等にかかる事業を実施する。	48,873	11	在宅医療・介護連携において、専門職の相互理解を念頭に、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築のため、多職種連携の強化と課題抽出及び対応策の検討・実施を進めていく。	引き続き多職種連携の強化と課題の抽出及び対応策を検討・実施するほか、みやこケアノート、在宅療養ガイドブックの交付、看取りのシンポジウム開催による、在宅療養に関する市民への理解促進と意識醸成を進める。	52,874	52,860	△ 14		

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①									事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度 決算 事業費 (千円)	基本方針	改善・見直し内容		令和6年度 当初予算 事業費 (千円)	令和7年度 当初予算 事業費 (千円)	6年度から 7年度への 増減額 (千円)	事業費増減の主な理由	
							令和6年度で 対応するもの	令和7年度以降で 対応する予定のもの					
320502		民間老人福祉施設建設補助事業	福祉のまちづくり課	介護保険事業計画等に基づき整備を行う特別養護老人ホーム等について、その施設を建設運営する社会福祉法人等に対し建設費等の補助を行う。	298,990	11	介護保険事業計画等に基づき、年次計画的に整備を進める。	引き続き介護保険事業計画に沿った整備を進める。	721,592	992,148	270,556	・特別養護老人ホーム改築補助事業費の増額による民間老人福祉施設整備補助金の増額。 R7: 147,798千円(R6: 63,342千円) ・高齢者施設等非常用自家発電設備整備補助事業等の減額。 R7: 0円(R6: 7,205千円) ※令和7年度当初予算事業費に令和6年度からの繰越明許費を含む。 【繰越明許費内訳: 253,305千円】 ・民間老人福祉施設整備補助金	
320504		経費老人ホーム補助事業	福祉のまちづくり課	●経費老人ホーム事務費補助:経費老人ホームに入居する利用者の負担軽減を目的に、経費老人ホームの運営に要する費用のうち国通知「経費老人ホームの設備及び運営に関する基準について」に基づき徴収すべき「サービスの提供に要する費用」(事務費)の一部を減免した場合における減免した経費を補助することにより、経費老人ホームが円滑な施設運営が行えるよう支援する(中核市移行に伴う移譲事務)。 ●都市型経費老人ホーム居住費負担軽減補助:都市型経費老人ホームに低額な料金で入居することができるよう、入居者の収入に応じて居住費の一部を補助する。 ●サービス付き高齢者向け住宅利用料負担軽減補助:サービス付き高齢者向け住宅に低額な料金で入居することができるよう、入居者の収入に応じて利用料の一部を補助する。	127,966	11	補助事業の適切な運営に努める。	引き続き補助事業の適切な運営に努める。	137,849	143,291	5,442	事務費単価の増額による経費老人ホーム事務費補助金の増額。 R7: 134,045千円(R6: 128,604千円)	
320509		民間老人福祉施設運営補助事業	福祉のまちづくり課	介護保険事業計画等に基づき整備を行う特別養護老人ホーム等について、その施設を運営する社会福祉法人等に対し開設準備経費等の補助を行う。	267,880	11	施設整備を促進するため引き続き県補助を活用し、開設前後の運営面の補助を行う。	介護保険事業計画に基づいた施設整備が円滑に進むよう、引き続き開設前後の運営面の補助を行う。	180,290	225,712	45,422	特別養護老人ホーム等の新規開設による民間老人福祉施設開設準備経費補助金の増額。 R7: 209,455千円(R6: 178,230千円)	
320602	特会	認知症初期集中支援事業	福祉のまちづくり課	平成27年4月施行の改正介護保険法において、市町村が実施する地域支援事業に位置付けられ、平成30年4月までにはすべての市町村で実施することが義務付けられた。認知症初期集中支援チームを設置し、医療・介護専門職が概ね6ヶ月以内に集中的に訪問支援等を行うことで、適切な医療・介護等が受けられる初期の対応体制を構築するとともに、検討委員会を設置し、支援チームの活動状況を総合的に検討する。	38,210	11	関係機関、特に認知症サポート医ではない在宅医や、支援対象者が受診していることの多い眼科など、医療機関との連携強化に努める。	引き続き、関係機関との連携強化及び支援対象者に対する適切かつ迅速な支援体制の構築に取り組む。	38,265	38,284	19		
320702		地域包括支援センター運営事業	福祉のまちづくり課	平成18年度の介護保険法改正に伴い、新たに地域支援事業が創設された。その中で地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域でできるだけ長く生活できるよう支援を行うための包括的・継続的マネジメント支援事業の中核として、介護保険法により位置付けされている。	484,284	11	地域包括支援センターの報告書等について、クラウドサービスを活用した業務改善を図るとともに、研修等を通じた職員の質の向上を図る。	高齢者人口増に伴う相談支援件数の増加が見込まれる中で、体制の強化や業務の効率化を図っていく。	517,443	519,125	1,682	・権利擁護業務の外部評価を実施するため報償費の増額。 R7: 720千円(R6: 120千円) ・みみより広場事業の外部講師謝金を委託料に含めたことによる増額。 R7: 517,401千円(R6: 516,375千円)	
330202		民間障害福祉施設建設等補助事業	福祉のまちづくり課	障害のある人の生活の場や就労訓練等の場を確保するために、障害福祉施設の創設・改築・大規模修繕等を行う法人に対して、その建設費等の一部を補助する。	110,903	11	引き続き、障害者グループホームの開設準備補助を行い、施設整備を進める。	障害福祉推進計画に基づいて、障害者グループホームの整備に対して補助を行う。	1,820	1,820	0		
310107		社会福祉法人・施設指導監査等事務	法人指導課	1. 社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人の設立・定款変更等の認可 2. 社会福祉法人・施設等の指導監査 3. 介護保険サービス事業者及び障害福祉サービス事業者の指導監査 4. 障害児通所サービス事業者の指導監査 5. 社会福祉法人・施設等の職員に対する研修 など	7,933	11	研修参加等を通じ、職員一人ひとりの業務の習熟度を高め、着実に指導監査等の事務を実施する。また、効率的かつ効果的な指導監査の実施に向けて、監査項目等の見直しを図るとともに、部分的に外部委託をする方法がないか、調査・研究する。	引き続き、より効率的・効果的な実地指導等を実施する。	9,044	48,819	39,775	福祉事業所等運営指導他適正化事業の実施による委託料の増額。 R7: 39,600千円(R6: 0円)	

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10:拡充、11:現状どおり継続、12:縮小、13:手法・内容の見直し、21:他事業との整理・統合、31:休・廃止の方向で検討、32:次年度より休止、33:次年度より廃止、41:完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①									事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度 決算 事業費 (千円)	基本方針	改善・見直し内容		令和6年度 当初予算 事業費 (千円)	令和7年度 当初予算 事業費 (千円)	6年度から 7年度への 増減額 (千円)	事業費増減の主な理由	
							令和6年度で 対応するもの	令和7年度以降で 対応する予定のもの					
320304	特会	介護相談員派遣事業	法人指導課	介護相談員が介護サービス利用者の相談に応じ、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、介護サービス担当者との意見交換により介護サービスの質の向上を図る。 ・地域支援事業の任意事業として実施。 ・平成30年度より事業名称を介護相談員派遣事業に変更し、事業の一部を介護給付等費用適正化事業へ統合。	920	11	感染症対策等の施設側の事情にも配慮しながら、当該事業の周知を図ることで介護相談員及び受入先の介護老人福祉施設等の増を図る。	引き続き介護老人福祉施設等へ介護相談員派遣事業を実施するとともに、介護相談員及び受入先の介護老人福祉施設等の増を図る。	1,376	1,636	260	介護相談員派遣事業委託料の増額。 R7:1,627千円(R6:1,367千円)	
320305		介護事業所指定等事務	法人指導課	1.介護事業所指定事務:介護保険サービス及び障害福祉サービスの指定事業所及び施設の新規指定及び指定更新等の事務を実施。 2.訪問看護師・訪問介護員がサービスを提供する際、利用者等からの暴力行為等の対策として2人体制での訪問が必要となるケースで、利用者及び家族等の同意が得られず、介護報酬上の2人訪問加算等が適用できない場合に、加算相当額の一部を補助することで、訪問看護師・訪問介護員の安全確保を図り、離職防止に資することを目的とする。	6,963	11	指定事業所指定等の事務を実施する。安全確保等事業については、令和5年度補助対象事業者の現状確認を行い、補助継続を検討するとともに、令和7年度予算を適切に確保する。また、指定等事務について、部分的に外部委託をする方法がないか、調査・研究する。	引き続き、指定事業所からの届出等及び既存の指定等事務を実施する。安全確保等事業は、引き続き補助事業の周知を図り補助事業を実施する。	5,609	3,870	△ 1,739	介護保険指定機関等管理システム改修費の減額。 R7:462千円(R6:1,980千円)	
320106		はり・きゅう・マッサージ施術費補助事業	高齢介護課	年齢とともに、はり・きゅう・マッサージの施術を受ける機会が増加する高齢者の経済的負担を軽減し、健康増進に寄与するために実施。	15,133	11	年度当初の交付申請事務と請求事務の負担軽減を図る。また、郵送申請にかかる郵便料を原則本人負担とし、郵便料の削減を図る。	引き続き、事業の周知と事務の負担軽減を図る。	17,289	16,263	△ 1,026	交付率の減少による補助金の減額。 R7:15,957千円(R6:16,987千円)	
320107		敬老行事等事業	高齢介護課	100歳到達者祝福事業は平成14年度から、米寿のお祝い事業は平成21年度から、男女最高齢者祝福事業は平成23年度からそれぞれ実施している。 ※米寿のお祝い事業については、令和5年度をもって廃止。	3,059	12	米寿のお祝い事業については、令和5年度を以て廃止。100歳到達者祝福事業と男女最高齢祝福事業は継続する。	引き続き実施する。	1,877	2,252	375	100歳到達者数の増による消耗品費の増額。 R7:1,419千円(R6:1,075千円)	
320108		老人福祉施設等改修事業	高齢介護課	次の老人福祉施設の補修・改修工事を行う。 ●介護老人保健施設すこやかケア西宮(高齢介護課所管) ●老人いこいの家、鳴尾老人福祉センター(地域共生推進課所管) ●公民館・市民館・図書館との複合施設である旧市立デイサービスセンター(福祉のまちづくり課所管)	51,399	11	すこやかケア西宮空調設備改修工事、甲東デイサービスセンター屋上防水・外壁改修工事を行う。	施設の老朽化に伴い、点検や診断等で優先順位をつけ、計画的に補修等を行う。	55,702	1,869	△ 53,833	・設計委託料の減額。 R7:0千円(R6:164千円) ・施設改修工事費の減額。 R7:1,869千円(R6:30,000千円) ・デイサービスセンター改修工事費の減額。 R7:0千円(R6:25,538千円)	
320201	特会	家族介護支援事業	高齢介護課	●介護用品支給事業:要介護認定4又は5に認定され、世帯構成全員の前年度の市民税が非課税であり、在宅で常時失禁のある在宅高齢者を介護している家族に対し、市が指定した紙おむつと尿とりパッド等を月1回支給する。(上限6,500円/月) ●家族介護型労金支給事業:要介護認定4又は5に認定された市民税非課税世帯で、過去1年間介護保険サービスを利用していない在宅高齢者を介護している家族に対し、年額12万円支給する。	10,831	13	介護用品支給事業は、介護保険特別会計の交付金の対象である地域支援事業・任意事業から、介護保険料100%を財源とする保健福祉事業へ移行して実施する。	引き続き実施する。	360	360	0		
320202		高齢者外出支援サービス事業	高齢介護課	●高齢者福祉タクシー派遣事業:本市に住所を有する者で、要介護認定の要介護3～5に認定された在宅高齢者のうち、登録申請者に対して利用券を一括交付する。ただし、重度身体障害者福祉タクシー利用対象者は除く。利用方法は、前日までの予約が必要で行き先制限があるが助成金が多い「予約制」(市南部地域2,000円、市北部地域4,000円)と、予約不要で行き先制限がない「定額制」(1枚につき500円)が助成対象になる「定額制」の2種類があり、新規登録時及び年度当初時に要選択。(年度途中の変更はできない) ●高齢者バス運賃助成事業:4月1日現在、満70歳以上かつ西宮市に住所を有している者で、登録申請をした者に対して、高齢者バス運賃割引購入証(1,000円分の割引購入証が5枚綴)を交付する。バス会社指定の対象商品(ICカード等)を購入又はチャージする際にその半額分を割引購入証により助成する。	128,839	13	スマート申請による受付を開始し、市民の利便性向上を図る。バス会社の窓口負担軽減のため、市政ニュースやHPで協力を呼び掛ける。	令和7年度より、前年度に利用実績がない人には割引購入証の一斉発送をしないこととし、郵便料等の削減を図る。	157,191	158,380	1,189	・福祉タクシー登録者数増見込みによる委託料の増額。 R7:22,063千円(R6:20,489千円) ・高齢者バス運賃助成金の増額。 R7:121,900千円(R6:121,045千円)	

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10:拡充、11:現状どおり継続、12:縮小、13:手法・内容の見直し、21:他事業との整理・統合、31:休・廃止の方向で検討、32:次年度より休止、33:次年度より廃止、41:完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルリスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①								事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など	
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度決算事業費(千円)	基本方針	改善・見直し内容		令和6年度当初予算事業費(千円)	令和7年度当初予算事業費(千円)	6年度から7年度への増減額(千円)		事業費増減の主な理由
							令和6年度で対応するもの	令和7年度以降で対応する予定のもの					
320306	特会	介護保険事業(地域支援事業を除く)	高齢介護課	・介護保険制度は、国民の共同連帯の理念に基づき、加齢に伴う疾病等により要介護状態となっても、尊厳を維持し、自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者の介護を社会全体で支えるための制度である。 ・平成9年に制定された介護保険法に基づき、市が保険者となっており、平成12年4月から実施している。 ・被保険者は保険料を負担する。要介護認定により介護や支援が必要と認定されれば、介護(介護予防)サービスを利用する。 ・介護サービス利用者は費用の1割～3割を負担し、保険者である市が9割～7割を保険給付する。 ・給付費の財源は、約半分が国・県・市による公費、約半分が保険料となっている。 ・平成27年度より公費による保険料軽減の強化を実施し、令和元年度からは軽減の拡充を図っている。	36,539,574	10	介護保険システムの標準準拠システムの導入に向け、業務の平準化及び効率化への取り組みを検討する。	引き続き、業務の平準化及び効率化への取り組みを検討する。	37,829,340	41,041,555	3,212,215	要介護認定者数の増等に伴う介護給付費の増額。 R7:40,130,440千円(R6:36,813,199千円)	
320307		介護サービス利用者負担軽減事業	高齢介護課	①社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業 低所得で生計が困難な方について、介護サービスの提供を行う社会福祉法人が、その社会的な役割にかんがみ、利用者負担を軽減することにより、介護サービスの利用促進を図ることを目的としている。市は、社会福祉法人が利用者負担の軽減を実施した場合、その一部を補助する。 ②障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業 障害者総合支援法によるホームヘルプサービスを利用して、低所得(境界層該当)のために定率負担額が0円だった方が、介護保険制度の対象となった場合に、訪問介護サービスに係る自己負担分を全額免除する。	2,534	11	居宅介護支援事業所への周知を図る。	引き続き実施するとともに、業務効率の改善等を検討する。	4,378	3,992	△ 386	社会福祉法人特別対策事業補助金の減額。 R7:3,702千円(R6:4,104千円)	
320308	特会	介護保険住宅改修サービス支援事業	高齢介護課	地域支援事業の任意事業として実施している。 財源内訳:国38.5%、県・市:19.25%、第1号被保険者23% ・住宅改修費申請時の必要書類「住宅改修が必要な理由書」(以下理由書という。))については居宅介護(介護予防)支援の一環として、担当する介護支援専門員等が作成することとされている。しかし、介護サービスのうち住宅改修のみ利用する要介護認定者については、居宅介護(介護予防)支援の提供を受けていないため、理由書の作成者を確保するのが困難な場合がある。このため、住宅改修に係る適切なマネジメントを受けられるよう、作成者が所属する居宅介護支援事業所等に作成経費として住宅改修支援費を支給する。 ・助成金額:2,000円/件(＋消費税)	26	11	市HPを活用し、制度の周知を図る。	引き続き実施する。	66	66	0		
320309	特会	介護給付等費用適正化事業	高齢介護課	地域支援事業の任意事業として実施している。 財源内訳:国38.5%、県・市:19.25%、第1号被保険者23% ・ケアプラン点検の実施。 ・要介護認定の委託調査について、訪問調査員に対する研修及び調査票のチェックの実施。 ・介護サービスの質の向上のための研修の開催。 ・介護サービス事業者への集団指導の実施。	23,078	11	共同開催する県の動向を見極めながら、介護保険サービス事業者に対する集団指導及び報酬改定説明会の開催方法については、柔軟な対応を行う。また、給付費通知は令和6年度以降の事業実施を取りやめる。	引き続き給付適正化の強化に取り組む。	29,562	31,988	2,426	認定調査の適正化業務委託料の増額。 R7:14,984千円(R6:13,208千円)	
320317	特会	介護予防・生活支援サービス事業	高齢介護課	・地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業で平成29年度より実施している。 ・財源内訳:国25%、県・市:12.5%、第1号被保険者23%、第2号被保険者27% ・この事業は、高齢者が要支援・要介護状態になることをできるだけ予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止をするとともに、高齢者自身の力を活かした自立に向けた支援を行う。また、高齢者が住み慣れた地域の中で、人と人とのつながりを通じ、生きがいや役割等をもって暮らしていくことができる、多様で柔軟な生活支援が受けられる地域づくりを行うための制度である。 ・総合事業利用者は費用の1割～3割を負担し、保険者である市が9割～7割を保険給付する。	1,523,021	10	介護保険システムの標準準拠システムの導入に向け、業務の平準化及び効率化への取り組みを検討する。	引き続き、業務の平準化及び効率化への取り組みを検討する。	1,626,687	1,711,878	85,191	要介護認定者数の増等に伴う介護予防・生活支援サービス事業支給費の増額。 R7:1,558,484千円(R6:1,504,147千円)	

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10:拡充、11:現状どおり継続、12:縮小、13:手法・内容の見直し、21:他事業との整理・統合、31:休・廃止の方向で検討、32:次年度より休止、33:次年度より廃止、41:完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①								事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など	
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度 決算 事業費 (千円)	基本方針	改善・見直し内容		令和6年度 当初予算 事業費 (千円)	令和7年度 当初予算 事業費 (千円)	6年度から 7年度への 増減額 (千円)		事業費増減の主な理由
							令和6年度で 対応するもの	令和7年度以降で 対応する予定のもの					
320318	特会	高額介護予防サービス費相当事業	高齢介護課	・介護保険法に基づく、高額介護予防サービス費等の調整後に、その自己負担額が月額上限を超える場合に、総合事業の利用料を償還する。	7,316	11	窓口やHP等で市民への周知を図る。	引き続き実施する。また、業務の平準化及び効率化への取り組みについて検討をする。	10,821	12,165	1,344	介護予防・生活支援サービス事業支給費の増額に伴う高額第1号事業支給費の増額。 R7:5,526千円(R6:4,596千円)	
320503		人生いきいき住宅改造成(福祉)事業	高齢介護課	高齢社会の進行とともに、介護を必要とする高齢者等が増加している。ノーマライゼーションの考えからも、住み慣れた住居でより長く生活する事が、QOL(生活の質)の維持にもつながり、これからの高齢社会においては、住環境の整備が必要となっている。	50,970	11	引き続き事務の効率化に取り組む。	引き続き事務の効率化に取り組むとともに、市HP等での広報に努める。	41,993	54,443	12,450	件数及び単価上昇に伴う住宅改造成費の増額。 R7:46,170千円(R6:34,193千円)	
710601		介護施設等新型コロナウイルス感染症対策支援事業	高齢介護課	・介護サービス事業所及び介護施設等が新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らしつつ、日常生活に必要な介護サービスの提供を維持するために要する経費について、補助等を行う制度である。 ・新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス継続支援事業 ・新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等受診支援事業 ・新型コロナウイルス感染症に係る物価高騰対策支援給付金事業	543,332	41	令和6年度より事業廃止	令和6年度より事業廃止	0	0	0		令和6年度より事業廃止
320505		養護老人ホーム管理運営事業(寿園)	高齢施設課	環境上及び経済的な理由で居宅において養護を受けることが困難な高齢者に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講ずるため、昭和58年4月に建替えにより設置された。平成18年度からは、高齢者の緊急一時保護を行う短期入所生活事業も実施している。令和3年4月に定員変更を行い、2名1室100名から個室50名となった。	105,777	11	人材派遣を活用し入所者の支援及び緊急一時避難的な受入れに対応する。また、「西宮市立養護老人ホームのあり方検討懇話会」からの提言を踏まえ、今後の運営方針等を具体化させていく。	増加していく退職者を計画的な人材派遣の活用で補いつつ、入所者の安定的な支援及び緊急一時避難的な受入れに対応する。また、「西宮市立養護老人ホームのあり方検討懇話会」からの提言を踏まえて運営を行っていく。	124,027	133,894	9,867	人材派遣の活用による委託料の増額。 R7:14,272千円(R6:9,445千円)	
330203		障害者団体補助事業	障害福祉課	障害者団体等が行う事業に対する補助事業。	4,414	11	新型コロナウイルス感染症発生に伴う事業中止がなくなる見込であり、参加者を増やす取り組みなど事業の実施方法を検討する。	引き続き参加者が増えるような取組みを検討するとともに、安定した事業実施に努める。	4,888	4,891	3	利用者の増によるはんしん自立の家ショートステイ運営費分担金の増額。 R7:2,171千円(R6:2,154千円)	
330204		障害者社会参加促進事業	障害福祉課	障害のある人の社会参加と自立を促進する為に、移動手段として福祉タクシーの派遣等をする事により、外出を支援し、福祉の向上を図る事業。	85,302	11	制度の改善について、検討しつつ、適正な実施に努める。	制度に影響を与える関係情報に注視しつつ、適正な実施に努める。	87,203	83,780	△ 3,423	利用件数の減による福祉タクシー派遣委託料の減額。 R7:68,610千円(R6:71,976千円)	
330205		特別障害者手当等支給事業	障害福祉課	精神または身体が著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の人を対象に手当を支給することにより、重度の障害のために必要となる特別な経済的負担の軽減を図る。	309,958	11	受給者増に伴う事務量の増加に対応するとともに、更なる改善点がないか注視しつつ、引き続き適正な事務の実施に努める。	事務は一定程度、効率化されているが、更なる改善点がないか注視しつつ、継続して適正な実施に努める。	309,798	334,366	24,568	【歳入】 各種手当交付金の増額による国庫負担金の増額。 R7:249,524千円(R6:230,736千円) 【歳出】 受給者の増による扶助費の増額。 R7:333,999千円(R6:309,391千円)	
330206		障害者介護給付等事業	障害福祉課	障害者総合支援法に基づき、障害者(児)等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、その他の支援を行う。	16,006,649	11	令和6年度の報酬改定に対応するとともに、適切に事務を執行する。	引き続き利用者に障害福祉サービスの提供を行えるよう、安定的な事業の運営を行う。	16,097,733	19,905,370	3,807,637	【歳入】 障害児給付費等事業の増額による国庫負担金、県負担金の増額。 R7:3,230,677千円(R6:2,525,910千円) 【歳出】 障害福祉サービス、障害児通所等の利用者増による扶助費の増額。 R7:19,798,919千円(R6:15,987,711千円)	

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①									事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度 決算 事業費 (千円)	基本方針	改善・見直し内容		令和6年度 当初予算 事業費 (千円)	令和7年度 当初予算 事業費 (千円)	6年度から 7年度への 増減額 (千円)	事業費増減の主な理由	
							令和6年度で 対応するもの	令和7年度以降で 対応する予定のもの					
330207		地域生活支援事業	障害福祉課	障害者(児)等の福祉の増進を図るとともに、市民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施するもの。	837,066	11	国等の動向を注視するとともに、安定的な事業運営を行う。	事業を運営するなかで、事業の改正が見込まれる場合は、適切に対応するとともに、引き続き安定的な事業運営を行う。	861,230	930,790	69,560	【歳入】 移動支援事業費の増などによる地域生活支援事業補助金、重層的体制整備事業交付金の増額(地域生活支援事業補助金の一部は重層的支援体制整備事業交付金に移行している)。 R7:567,476千円(R6:512,898千円) 【歳出】 利用者の増による移動支援事業費の増額。 R7:464,365千円(R6:402,909千円)	
330208		自立支援医療事業	障害福祉課	障害のある人が、障害を軽減して、日常生活能力や職業能力を回復・改善するための医療(手術等)に助成する事業。	532,623	11	申請者数増に伴う、事務量の増加に対応しつつ、改善点がないか注視しながら、継続して適正な事業実施に努める。	改善点がないか注視しつつ、継続して適正な事業実施に努める。	548,570	548,963	393	郵便単価の増による郵便料の増額。 R7:2,071千円(R6:1,678千円)	
330209		心身障害者扶養共済事業	障害福祉課	重度心身障害者を扶養する人が死亡した場合などに、その後の障害者の生活の安定を図ることを目的とした年金給付で、県が心身障害者扶養共済制度として実施している。 本市では、各種手続の受付及び県への進達事務のほか、条例に基づき掛金の助成や年金付加金の支給を行なっている。	34,565	11	障害者手帳を交付する際に窓口で対象者に案内をするほか、パンフレットの活用やホームページ及び市政ニュースへの掲載など、効果的な広報に努める。	継続して適正な実施に努める。	33,990	33,207	△783	補助金支給対象者の減による障害者扶養共済加入者補助金等の減額。 R7:32,898千円(R6:33,699千円)	
330210		障害者自立支援施設管理運営事業	障害福祉課	総合福祉センターは、機能回復訓練のほか、スポーツ、レクリエーション、各種サークル活動などの余暇活動及び社会参加の場として、障害のある人を中心に多くの市民が利用する施設である。 いずみ園は、重度の知的障害者に対して、日常生活習慣や作業能力を身につけ、一人ひとりが自分らしく豊かに地域生活を送れるように、個別支援計画に基づいたきめ細やかな支援を行なっている。	467,799	11	老朽化に伴う設備・備品の更新を計画的に行うとともに、費用面も考慮しつつ、利用者の利便性を高める方法を検討する。	設備面での更新を行うとともに、利用者の要望に応えるように対応する。	560,198	573,083	12,885	人件費や業務委託料の増による総合福祉センター管理運営委託料の増額。 R7:322,781千円(R6:316,374千円)	
330301		障害者就労支援等事業	障害福祉課	障害のある人の就労機会の拡大を図るとともに、安心して働き続けることができるよう障害のある人の一般就労及び自立生活の支援と社会参加の推進に資する。また、障害のある人の特性やニーズに応じたための福祉的就労を含めた多様な就労支援体制を構築する。	63,003	12	障害に関する理解を促進し、就労機会の拡大に向けた企業訪問等に対応できるよう支援を行う。なお、障害者臨時雇用事業は、令和2年度から人事課が設置しているワークステーションが一定の役割を果たしていることから、発展的解消として事業廃止を予定。	障害関係法令の整備及び社会情勢を注視し、障害に関する理解を促進し、一般就労、就労定着の促進、工資の向上に効果がある事業を検討する。	76,670	78,717	2,047	人件費の増等による障害者就労生活支援センター運営委託料の増額。 R7:60,740千円(R6:56,433千円)	障害者臨時雇用事業を人事課が設置しているワークステーションに引継ぎ、発展的解消として事業廃止を行ったため、令和6年度については、縮小とした。 (事業廃止による人件費等の減額が障害者就労生活支援センター運営委託料の増額を上回ったため、事業費は増額となった。)
330501		福祉作品展開催事業	障害福祉課	「西宮市障害福祉推進計画」の重点的な取り組みの一つである「共生社会の実現に向けた理解の促進」のため、ノーマライゼーションの理念に沿った福祉のまちづくりを目指し、その啓発を行う。	911	11	会場変更に伴う効果検証を行いながら、さらに効果的な展示方法等を検討していく。	継続的に効果検証を行いながら、効果的な展示方法等を検討していく。	1,372	1,287	△85	作品展での参加賞数の減による消耗品費の減額。 R7:383千円(R6:516千円)	
630406		総合福祉センター改修事業	障害福祉課	昭和60年(1985年)5月の開館から38年目を迎え、老朽化により必要となった設備等の更新工事を行い、福祉施設の整備と維持管理を図る。	146,114	11	直流電源装置蓄電池更新工事	中庭アスファルト化工事や東側駐輪場屋根改修工事など	20,955	14,190	△6,765	工事箇所の違いによる工事請負費の減額。 R7:12,760千円(R6:20,955千円)	

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①									事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度決算事業費(千円)	基本方針	改善・見直し内容		令和6年度当初予算事業費(千円)	令和7年度当初予算事業費(千円)	6年度から7年度への増減額(千円)	事業費増減の主な理由	
							令和6年度で対応するもの	令和7年度以降で対応する予定のもの					
320507		老人保護措置事業	生活支援課	65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者を本市の設置する養護老人ホームに入所させ、又は本市以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託する措置等を講じる。	20,781	11	相談内容を確認し、相談者の現状把握を行い措置入所が妥当であるか適正な判断をする。また、入所者の生活状況等を把握し、施設及び本人・親族と協議しながら措置継続の必要性を判断する。	引き続き、相談者の現状把握、措置入所の必要性についての適正な判断に努める。入所中の被措置者については施設と連携を取り、生活および介護等の身体状況を把握し、措置継続の要否を検討する。	23,931	38,616	14,685	老人ホーム措置費に係る扶助費の増額。 R7:37,491千円(R6:22,575千円)	
320508	特会	高齢者住宅等安心確保事業	生活支援課	高齢者住宅等安心確保事業は、シルバーハウジング等に居住する高齢者の生活面・健康面での不安に対応するため、地域の実情に応じて、高齢者の安否確認や生活相談等を実施するため生活援助員の派遣や関係機関の連携及び各種資源を活用することにより、高齢者の生活の安心を確保するための体制づくりを図ることを目的とする。平成2年8月27日 厚生省老福第168号「高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業について」に基づき介護予防・地域支え合い事業の事業として平成17年度まで行っていたが、平成18年度の介護保険制度改正に伴い、地域支援事業に移行した。	38,003	11	委託先との情報共有及び連携を行い、高齢者の見守りを行う。支援状況を把握し適切な相談対応を実施することで、事業の質を高める。	複合化、複雑化する福祉課題に対応できるように、委託先と継続して情報共有及び適正な実施に努める。	38,003	38,003	0		
320703	特会	成年後見制度利用支援事業	生活支援課	成年後見制度の利用が必要と判断される対象者に配偶者や4親等内の親族が不在又は対象者が虐待されている若しくはその恐れがある等の理由で法定後見の申立ができない場合、市長が親族に代わり、後見申立を家庭裁判所に行う。また、生活保護受給者等で申立費用や後見人等の報酬の全部又は一部の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な者に対して後見人等の申立費用や報酬費用の全部又は一部を助成する。	22,045	11	市長申立、報酬助成担当者マニュアルの整備を行う。また、関係機関に対しパンフレットやマニュアル等の配布、研修等を行い周知を図るとともに、助成金の支出に関しても、増加が見込まれるが、チェック体制を整え適正な運用を行っていく。	引き続き担当者マニュアルの整備およびその周知を行うことで事務の効率化を図るとともに、助成金の支出に関して適正な運用を行っていく。	30,065	32,554	2,489	成年後見人等報酬助成申請に係る扶助費の増額。 R7:32,014千円(R6:29,680千円)	
320704	特会	高齢者虐待防止ネットワーク事業	生活支援課	平成18年4月より、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律が施行され、各市区において高齢者の虐待に関する情報収集、課題解決に向けたネットワークの構築や、虐待を受けている高齢者の保護と養護者の支援を行なうよう義務づけられた。また、地域において虐待防止に関する普及啓発活動を行う。	116	11	令和5年度に作成した西宮市高齢者虐待対応マニュアルの簡易版冊子による普及啓発に努めるとともに、関係機関との連携強化により、適切な事業実施に努める。	今後も高齢化や地域との繋がりが希薄となっていく中で、通報件数の増加は見込まれるが、引き続き、関係機関と連携し、西宮市高齢者虐待対応マニュアルに沿った適切な事業実施に努める。	179	355	176	・対応マニュアル改修に係る印刷製本費の増額。 R7:193千円(R6:179千円) ・kintoneライセンス取得による電話・回線使用料の増額。 R7:162千円(R6:0千円)	
330101		権利擁護支援センター運営事業	生活支援課	高齢者及び障害者(児)に対し、権利擁護に関する総合的な支援を行う機関として西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センターを設置し、運営を特定非営利活動法人PASネットに委託している。権利擁護支援センターの機能としては、相談支援機能、法的支援の対応、成年後見制度の利用支援、後見活動の支援、普及啓発活動等がある。また、当センターの公平・中立的な運営を図るため、西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センター運営委員会を設置している。 ※令和4年度より地域共生推進課から移管。	42,780	11	課題を抱える個人や世帯の権利擁護を達成するため、権利擁護支援センターをはじめ、支援に関わる関係機関等が協働して支援を展開できる体制づくりに取り組む。	本市の権利擁護支援体制の強化に向けて、権利擁護支援センターを含む関係機関等が協働して支援に取り組む権利擁護支援ネットワークの構築に努める。	44,854	45,593	739	・審議会(部会)開催回数の増加に伴う委員報酬の増額。 R7:397千円(R6:286千円) ・権利擁護支援センター運営事業委託先の人件費の増による委託料の増額。 R7:45,154千円(R6:44,419千円)	
330211		障害者児在宅福祉事業	生活支援課	住宅改造費助成は、障害のある人が住み慣れた住宅で安心して生活を送ることができる住環境を整備するため、住宅におけるバリアフリー化工事に係る経費の助成等を行う。 福祉電話設置事業は、外出困難な在宅単身の重度身体障害者に福祉電話を貸与することにより、障害のある人のコミュニケーション及び緊急連絡等の手段の確保を図る。	4,668	11	現行通り継続していく中で審査等業務改善を進め、適正な事務に努める。	ニーズが増加することで、件数及び助成額は増加する可能性がある。そのため、引き続き事務の効率化を進め、適正な事業実施に努める。	8,121	6,812	△ 1,309	・住宅改造費助成金の減による扶助費の減額。 R7:4,575千円(R6:5,804千円) ・福祉電話使用料の減による役務費の減額。 R7:223千円(R6:303千円)	令和6年度予算において事業費に人件費を加算せず記載していたため修正。
330212		補装具給付事業	生活支援課	障害者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や就労場面における能率の向上を図ること及び障害児が将来、社会人として独立自立するための素地を育成助長することを目的としている。 身体障害者手帳の交付を受けている人で、体の失われた部分や障害のある部分を補い、基本的な動作や社会生活を安易にするため、障害の程度・種類に応じて、装具などの購入費及び修理にかかる費用の一部を支給する事業。	102,434	11	現行どおり継続していく中で、支給管理等の業務改善を進め、適正な事業実施に努める。	給付件数の増加が見込まれるため、引き続き事務の効率化を進め、迅速かつ適正な実施に努める。	117,563	172,994	55,431	・補装具給付費の増による扶助費の増額。 R7:168,153千円(R6:112,873千円) ・郵便料及び手数料の増額。 R7:429千円(R6:278千円)	令和6年度予算において事業費に人件費を加算せず記載していたため修正。

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10: 拡充、11: 現状どおり継続、12: 縮小、13: 手法・内容の見直し、21: 他事業との整理・統合、31: 休・廃止の方向で検討、32: 次年度より休止、33: 次年度より廃止、41: 完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①								事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など	
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度 決算 事業費 (千円)	基本 方針	改善・見直し内容		令和6年度 当初予算 事業費 (千円)	令和7年度 当初予算 事業費 (千円)	6年度から 7年度への 増減額 (千円)		事業費増減の主な理由
							令和6年度で 対応するもの	令和7年度以降で 対応する予定のもの					
340201		生活困窮者 自立支援等 事業	厚生課／生 活支援課	生活困窮者自立支援制度において、生活困窮者に対して、生活保護に至る前の段階での自立相談支援、住居確保給付金の支給、就労準備支援、家計改善支援、学習支援等の支援を実施する。 また、生活保護制度において、生活保護受給者に対して、生活困窮者自立支援制度と一体となった効果的・効率的な就労支援等を実施する。	142,893	11	生活困窮者自立支援機関の機能強化として、新たに家計改善支援事業を実施しており、相談支援体制の充実を図る。	生活困窮者自立支援機関において、コロナ禍の影響による相談者層の多様化、相談内容の複合化・複雑化に対応するため、引き続き、自立に向けた必要な支援や相談支援体制の向上を図る。	162,340	126,223	△ 36,117	自立相談支援事業委託料の減額。 R7:38,236千円(R6:62,710千円)	・重層的支援体制整備事業の実施に伴う生活困窮者自立相談支援事業の再編の実施。 ・重層的支援体制整備事業における生活困窮者支援等のための地域づくり事業の実施。 ・ひきこもり支援推進事業における居場所づくり事業の実施。
340401		行旅死亡人 取扱事業	厚生課	身元不明等で引取り者のいない死亡者の遺体を火葬し、遺骨を保管するとともに、官報公告及び告示を行う。	5,725	11	今後も引き続き適正に事務を実施する。	継続して実施する。	4,755	6,018	1,263	葬祭委託料の増額。 R7:4,307千円(R6:3,394千円)	
340402		中国残留邦 人等生活支 援給付事業	厚生課	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を必要とする市民に、必要に応じた支援給付を行う。 平成20年度からの支援給付制度の開始に伴い、対象全世界が生活保護から支援給付に移行している。	12,048	11	今後も引き続き適正に事務を実施する。	継続して実施する。	18,740	18,866	126		
340101		生活保護扶 助事業	厚生課(保護 業務)	日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮する市民に対して必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。	14,102,827	11	令和3年度から任用開始した高齢者見守り支援員の増員などにより業務効率を高め、訪問計画に沿ったケースワーカーの訪問調査の実施を進める。生活保護の標準システムの導入に合わせて、本市の関連業務のICT化を検討する。	受益者への効果を考慮しつつ、業務負担の軽減や事務効率を図るため、ICT化を進めていく。	14,501,256	14,339,092	△ 162,164	医療扶助費の減額。 R7:6,951,300千円(R6:7,100,100千円)	
310301		非課税世帯 等臨時給付 金事業	臨時給付金 担当課	「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)に基づき、令和5年11月10日に内閣府より示された「令和5年度補正予算案の閣議決定を踏まえた「重点支援地方交付金」の取扱い等について」及び「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱(令和5年11月29日)」が示されたことを受け、緊急かつ機動的に支給するため実施した。	3,998,426	11	令和5年度繰越分の給付事業を継続実施するとともに、令和6年度実施予定の「令和6年度定額減税補足給付金(調整給付)」「令和6年度低所得者支援給付金」にも対応する。		249,639	822,522	572,883	不足額給付の事業費の増額。 R7:460,000千円(R6:0円) ※令和6年度当初予算事業費は令和5年度事業費からの繰越明許費。 【繰越明許費内訳:249,639千円】 令和5年度均等割のみ課税世帯分及びこども加算分 ※令和7年度当初予算事業費に令和6年度からの繰越明許費を含む。 【繰越明許費内訳:201,320千円】 令和6年度非課税世帯支援金及びこども加算他	
360201		医事関係事 務	保健総務課	・医療法に基づく医療機関への立入検査。 ・医療関係施設の開設等に伴う許可申請事務。医療従事者等の免許申請事務。 ・患者・市民からの医療に関する相談等に対応する窓口業務等。	367	11	医療施設の立入検査は、過年度未実施の施設を中心に、積極的に実施する。 医療安全相談窓口については、職員のメンタルヘルスに留意のうえ、相談事例を共有する等してチーム員のスキルアップを図り、市民に役立つ窓口になるよう努める。	継続して実施する。	499	505	6		

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10:拡充、11:現状どおり継続、12:縮小、13:手法・内容の見直し、21:他事業との整理・統合、31:休・廃止の方向で検討、32:次年度より休止、33:次年度より廃止、41:完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①								事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など	
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度決算事業費(千円)	基本方針	改善・見直し内容		令和6年度当初予算事業費(千円)	令和7年度当初予算事業費(千円)	6年度から7年度への増減額(千円)		事業費増減の主な理由
							令和6年度で対応するもの	令和7年度以降で対応する予定のもの					
360202		薬事関係事務	保健総務課	・医薬品医療機器等法、毒物及び劇物取締法等に基づき、薬局開設等の許認可・監視指導等を行う。 ・一般市民層にまで浸透し、深刻な社会問題となっている薬物乱用に対し、その防止に係る普及啓発活動を実施する。 ・血液難病の患者にとって有効な治療法である骨髄等移植を推進するために、骨髄・臍帯血バンク事業を実施する。	1,263	10	近年の薬事関係施設の増加や医薬品医療機器等法改正に伴い業務量の増加が見込まれるため、円滑に業務を遂行できるよう効率化を図るとともに、情勢に応じて立入検査体制を強化する。	継続して実施する。	3,332	1,982	△ 1,350	・購入品目の見直しによる消耗品費の減額。 R7: 371千円(R6: 722千円) ・申請見込件数(R7: 5人、R6: 10人)の見直しによる負担金補助及び交付金の減額。 R7: 1,000千円(R6: 2,000千円)	業務の効率化を図り、立入検査体制の強化に努める。
360206		西宮市献血推進協議会運営補助事業	保健総務課	昭和39年8月、国において「献血の推進について」の閣議決定により、昭和40年7月に西宮市献血推進協議会(会長は西宮市長)が発足。一人でも多くの市民の献血に関する意識を高め、また計画的な献血を推進することを目指し、各地域・職域での献血活動を実施している。また、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(平成15年施行)」において、地方公共団体は献血が円滑に実施されるよう必要な措置をとらなければならないとその責務が定められた。	1,913	13	西宮市献血推進協議会補助金の廃止に伴い、令和5年度で事業廃止。令和6年度以降は、「献血推進事業」として、市による直接執行とする。		0	0	0		令和5年度廃止事業。 令和6年度より、「献血推進事業」として、市が直接執行。
370602		保健衛生統計調査事務	保健総務課	兵庫県等との委託契約による保健統計調査(法定受託事務)。	1,526	11	統計調査員・調査対象施設等に対して調査の意義を理解させるとともに、調査票等個人情報の管理を徹底するよう指導する。また、継続的に広報を行い、市民の信頼・協力が得られる調査体制づくりを行う。	継続して実施する。	1,619	2,273	654	・調査地区数の増に伴う調査員報酬の増額。 R7: 965千円(R6: 692千円) ・消耗品費の増額。 R7: 1,069千円(R6: 735千円)	
370603		保健所施設整備事業	保健総務課	保健所及び保健所関連施設の機能強化を図る。 また、旧保健所の解体工事を行う。	10,456	11	旧保健所の解体工事(建物部分)及び動物管理センターの空調入替工事を行う。	旧保健所の解体工事(基礎部分)を行う。	81,183	224,972	143,789	旧保健所解体工事の進捗による施設解体工事費の増額。 R7: 224,972千円(R6: 56,243千円)	
360101		救急医療対策事業	保健総務課(企画調整)	昭和54年2次救急の「病院群輪番制」発足。昭和56年歯科の休日応急診療及び阪神各市の協力で尼崎医療センターで耳鼻咽喉科の休日診療開始。昭和60年「在宅当番医制」を西宮市医師会への委託事業とする。昭和63年尼崎医療センターで眼科の休日診療開始。平成13年小児科救急対応輪番制を開始。また、2次救急の病院群輪番制事業を補完するものとして、平成20年度「阪神南園域小児救急病院群輪番制」事業を阪神南園域の3市(西宮市、尼崎市、芦屋市)で共同実施。従来の兵庫県小児救急医療電話相談に加え小児患者を持つ親等の相談に応える「阪神南園域小児救急医療電話相談」事業を開始(令和5年3月末廃止)。平成27年度より深夜0時以降の小児科診療・小児科電話相談について阪神北広域こども急病センターと連携を開始。平成27年7月24時間対応の電話医療相談サービス「健康医療相談ハローにしのみや」を開始。平成18年「西宮市応急診療所」の管理運営に(一社)西宮市医師会を指定管理者として指定。	405,357	11	引き続き医療機関や関係団体と連携しながら、救急医療体制の安定的な運営と維持・強化を図る。また、1次救急情報や医療等に関する電話相談窓口について、市政ニュース、市ホームページ、SNSなどを活用し、市民に積極的に周知する。	継続して実施する。	396,761	440,499	43,738	・施設建替による特殊救急診療所運営費分担金の増額。 R7: 25,335千円(R6: 3,944千円) ・西宮歯科総合福祉センター設備改善費補助金の増額。 R7: 9,179千円(R6: 0円) ・阪神北広域こども急病センター負担金の増額。 R7: 29,924千円(R6: 25,905千円) ・応急診療所管理運営委託料の増額。 R7: 183,039千円(R6: 176,017千円)	
360203		看護学生奨学事業	保健総務課(企画調整)	平成7年4月、西宮看護婦家政婦労働組合の代表清算人からの寄附金146,626,451円をもとに西宮市協奨奨学基金を設置。西宮市内の民間医療機関・福祉施設において看護に従事する有能な人材を育成することを目的として、基金の運用収益を財源に看護学生に奨学金を貸付ける。	10,260	11	引き続き奨学金を貸付けし、看護に従事する優れた人材を育成することに寄与する。	継続して実施する。	4,404	6,752	2,348	協奨奨学基金積立金の増額。 R7: 2,403千円(R6: 55千円)	
360204		看護専門学校運営費補助事業	保健総務課(企画調整)	(一社)西宮市医師会が運営する西宮市医師会看護専門学校に係る運営経費を補助する。	25,588	11	今後さらなる看護師の人材確保が求められることから、引き続き看護専門学校に対し運営費の補助を行う。	看護師等の人材確保の促進に関する法律第4条の規定に基づく看護師等の人材確保の促進に係る地方公共団体の責務により、引き続き事業内容を精査しながら、適正な補助を実施する。	26,064	26,064	0		

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①									事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など	
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度 決算 事業費 (千円)	基本 方針	改善・見直し内容		令和6年度 当初予算 事業費 (千円)	令和7年度 当初予算 事業費 (千円)	6年度から 7年度への 増減額 (千円)	事業費増減の主な理由		
							令和6年度で 対応するもの	令和7年度以降で 対応する予定のもの						
360205		西宮医療連盟補助事業	保健総務課 (企画調整)	西宮医療連盟は、5師会(医師会・歯科医師会・薬剤師会・助産師会・保健師会)が加盟する団体として、専門的な知識を活かした市民の健康づくりに資する各種事業を実施しており、市は西宮医療連盟の実施する事業費等を補助している。	5,184	11	引き続き西宮医療連盟が実施する事業費等を補助することで、市民が自主的に健康づくりに取り組む環境を醸成することに寄与する。	引き続き事業内容を精査しながら、適正な補助を実施する。	5,184	4,360	△ 824	さくらFMへの健康番組の提供に係る経費に対する補助を削減したことによる西宮医療連盟補助金の減額。 R7:4,360千円(R6:5,184千円)		
360207		障害者歯科診療補助事業	保健総務課 (企画調整)	障害者(児)に対する歯科治療(診療)に関し、(一社)西宮市歯科医師会が地域医療の一環として実施する障害者歯科診療事業への補助。	8,797	11	障害者歯科診療は市の重要な施策であることから、事業内容を精査し、引き続き適正な補助を実施する。	引き続き事業内容を精査しながら、適正な補助を実施する。	8,797	8,797	0			
370104		生活衛生関係事業	生活衛生課	生活衛生関係営業施設(理容所、美容所、クリーニング所、旅館、公衆浴場、興行場)については、許認可事務及び監視指導要領に基づいて、公衆衛生の向上及び営業者に生活衛生の知識普及を図ることを目的に監視指導を実施している。 また、温泉法、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、化製場等に関する法律等の該当施設についても公衆衛生の向上を目的に監視指導を実施している。 その他、コインランドリー、遊泳用プール等についても市民が安心して利用できるように設置者等に衛生指導を行っている。	1,029	11	チーム員削減のため、無駄のない効率的な監視計画を立て、衛生管理の実態に基づき有効な監視を行うことで、営業者の衛生知識の向上に務める。	オンライン講習会の受講や近隣自治体との情報共有等により職員のスキルアップを図り、その情報をチーム員で共有する。また、近隣自治体のDX化やICT化の導入状況による業務改善を確認し、生活衛生業務の業務改善について検討する。	1,182	1,254	72	・水質検査を食品衛生関係事業経費から移管することによる衛生検査委託料の増額。 R7:267千円(R6:0円) ・備品購入費の減額。 R7:0円(R6:157千円)		
370105		衛生検査関係事業	生活衛生課	法律に基づいた検査(行政検査)及び市民等から依頼を受けて行う検査(依頼検査)を実施している。 行政検査は食品の規格・基準等の検査、食中毒発生時の原因究明のための検査、公衆浴場・プールなどの水質検査、感染症に関する検査(腸管出血性大腸菌(O157等))を行っている。またHIV等の臨床検査を行っている。 依頼検査は市民、事業者からの依頼により食品、農産物の検査を行っている。	13,109	11	全ての職員が対応できるように、検査技術の標準化や新任職員の育成に努める。 また予防計画に沿って新興感染症に対応できるように、研修や機器の維持管理に努める。	継続して実施する。 耐用年数に達した機器の更新を計画実施していく。	20,879	16,304	△ 4,575	会計年度任用職員Aの退職による報酬等の減額。 R7:0円(R6:4,817千円)		
370106		食品衛生関係事業	生活衛生課	食品衛生法に基づく営業の許可及び届出事務、監視指導計画に基づく営業施設の立入検査及び収去検査等の実施、食品衛生に関する知識の普及等に努めることにより、違反食品等の排除や食中毒等の危害発生を防止して食品の安全性を確保している。また、違反食品や食中毒の疑いがあれば、調査及び原因究明等を行い、被害拡大防止を図り、市民の健康の保護に努めている。 その他、市民等からの食品に関する相談受付、事業者や市民団体を対象にした衛生講習会を実施している。	9,569	11	改正食品衛生法に基づく営業許可及び届出に対する事務量削減及び効率化を図る。 また各業務におけるDX、ICT化の推進に努める。	継続して実施する。	13,554	14,129	575	残留農薬検査及び防かび剤検査業務等の見積単価上昇による委託料の増額。 R7:3,077千円(R6:2,914千円)		
370103		動物管理センター管理運営事業	生活衛生課 (動物愛護管理)	狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律等に基づき、公衆衛生の向上並びに人と動物が調和し共生する社会づくりに寄与するための事業を実施している。 動物による危害防止等のため犬の登録管理・狂犬病予防注射・犬の捕獲収容、また犬猫の引取りや相談・苦情を受け付けているほか、所有者のいない猫不妊手術助成金交付事業を実施している。 また動物の適正な取扱いのため、動物取扱業の登録・立入検査などを行っているほか、動物愛護思想の高揚を図るため犬猫の譲渡事業や動物ふれあい事業、長寿動物表彰等の啓発イベント、ふるさと納税を活用した動物愛護基金を実施している。	48,382	11	多頭飼育など不適切な動物の飼育管理に起因する諸問題の解決に取り組むとともに、殺処分数、猫の路上死体数の減少及び譲渡数増加の為、動物愛護基金を効果的に活用していく。また、各業務におけるICT化の推進に努める。	引き続き成果達成に向けて諸問題の解決に取り組む。また、法改正の動向を注視し、規制強化される事項については速やかに対応できる体制を整える。	44,057	45,792	1,735	【歳入】 動物愛護基金を用いた事業拡充による動物愛護基金繰入金金の増額。 R7:7,173千円(R6:6,243千円) 【歳出】 多頭飼育問題対策事業拡充等による委託料の増額。 R7:25,765千円(R6:24,465千円)		
370107		食肉・食鳥肉衛生検査事業	食肉衛生検査所	市民(消費者)により衛生的で安全な食肉を提供できるよう、食肉センターで処理される食用に供される牛、馬、豚、ひつじ及び山羊を1頭ごとに法に基づき、と畜検査を行い、畜産部や疾病罹患獣畜を排除している。また、食肉中の抗生物質などの有害物質の残留検査や、HACCPに基づく衛生管理が適切に行われるよう微生物試験等による外部検証を行っている。生産者には、生産段階から飼育管理の改善を図り、より健康な家畜が育てられるよう、と畜検査データの還元を行っている。 食鳥肉については、管内の食鳥処理施設から毎月、食鳥処理状況を報告させるとともに、立入検査し、監視指導を行っている。	14,428	11	新しい検査法や関連情報の収集蓄積、また研修会に積極的に参加し他食肉衛生検査所との情報交換を図る。検査技術の向上と継承に努め、と畜検査の確実な実施とともに、と畜業者等が取組むHACCP衛生管理に対し外部検証を適切に実施し、助言指導を行う。	継続して実施する。	16,478	16,124	△ 354	工事実施内容の変更による工事請負費の減額。 R7:16千円(R6:462千円)		

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①									事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度 決算 事業費 (千円)	基本方針	改善・見直し内容		令和6年度 当初予算 事業費 (千円)	令和7年度 当初予算 事業費 (千円)	6年度から 7年度への 増減額 (千円)	事業費増減の主な理由	
							令和6年度で 対応するもの	令和7年度以降で 対応する予定のもの					
370301		母子・成人保健事業	地域保健課	母子保健法に基づく乳幼児健康診査、妊婦・産婦健康診査、母親学級など妊産婦への健康支援、産後ケア事業、未熟児養育医療給付事業、離乳食講座、育児等健康相談、訪問指導事業等のほか、伴走型相談支援・出産子育て応援給付金一体実施事業を実施。乳幼児の発達支援や虐待予防も念頭に、妊娠期から乳幼児期に至るまで児童福祉部門と連携をとりながら、切れ目のない支援を行っている。特に妊娠期からの支援の強化として、母子健康手帳交付時の保健師・助産師面接を保健福祉センターと本庁で行っているほか、妊娠6か月頃にもアンケートによる状況把握に務め、支援が必要な妊婦を早期に把握し、継続的なサポートにつなげている。 健康増進法に基づき、健康の保持増進を図ることを目的に成人を対象として健康教育、健康相談、訪問指導等を実施。また高齢者医療確保法に基づき特定保健指導を実施している。精神保健に係る個別支援、措置入院患者等退院後支援を実施している。	1,236,302	10	新生児聴覚検査の費用助成、未熟児養育医療給付金事業(保健予防課より移管)を開始する。 伴走型相談支援・出産子育て応援給付金一体事業の給付金を令和6年10月より現物給付から電子クーポンに切り替えを行う。 1か月児健診の実施について検討する。	健診未受診者の把握及び妊娠中からの伴走型相談支援と児童福祉部門と連携を保ちつつ、切れ目のない子育て支援に引き続き務める。	1,096,441	1,149,157	52,716	【歳入】 ・伴走型相談支援・出産子育て応援交付金一体実施事業の法制度化(妊婦のための支援給付事業)に伴う下記歳入の増減。 (伴走型相談支援・出産子育て応援交付金一体実施事業) R7:86,791千円(R6:388,780千円) (妊婦のための支援給付交付金) R7:394,000千円(R6:0千円) (妊婦のための支援給付費補助金) R7:7,354千円(R6:0千円) ・産後ケア事業対象補助金変更及び重層的支援体制整備事業開始に伴う下記歳入の増減。 (妊婦・出産包括支援事業費) R7:134千円(R6:16,242千円) (重層的支援体制整備事業交付金) R7:7,171千円(R6:0千円) (子ども・子育て支援交付金) R7:35,748千円(R6:3,748千円) 【歳出】 ・産後ケア事業利用者増に伴う委託料の増額。 R7:44,088千円(R6:26,335千円) ・会計年度任用職員2人の異動に伴う人件費(報酬・職員手当等・共済費・旅費)の増額。 R7:92,668千円(R6:79,283千円) ・妊婦のための支援給付事業(旧:伴走型相談支援・出産子育て応援交付金一体実施事業)の事業費の増額。 R7:507,273千円(R6:474,990千円) ・妊婦健診・歯科検診事業の扶助費の減額。 R7:300,900千円(R6:313,450千円)	
370302		環境保健事業	地域保健課	法に基づく健康被害予防事業として、平成元年度から健康相談事業を実施。ぜん息に関する相談・指導を行うことにより、当該疾患の予防並びに当該疾患に係る患者の健康の回復、保持増進に関する知識の普及並びに意識の向上を図ることを目的としている。平成4年度から機能訓練事業(ぜん息児童キャンプ)、平成9年度から健康診査事業(小児気管支ぜん息予防健康診査)を実施したが、平成27年度からぜん息児童キャンプは補助対象外となり平成28年度で終了した。健康診査事業においても平成27年度から4か月児が補助対象外、平成29年度には1歳6か月児と3歳児も補助対象外となり、保健師・管理栄養士によるアレルギーに関するリスク児への指導事業のみが補助対象となった。健康相談事業(教育含む)として、小児対象のぜん息アレルギー相談、アレルギー栄養相談、子どものアレルギー講座、アレルギー幼児食講座を実施。成人対象のぜん息呼吸器相談、COPD講演会を実施。	5,933	11	子どものアレルギー講座を、申込者が多い北口開催を前半にし、定員を超えた申込があった場合に、後半の中央開催分を案内する。また、当日欠席を見越し、定員より多く受け付ける枠を増やす。 成人対象のぜん息相談の開催を6回/年とする。	個別相談の実施状況を踏まえ、小児・成人対象ともに適切な実施回数となるよう検討する。	6,973	6,653	△ 320	・COPD講演会の健康診査・保健事業への事業移管による減額。 (報償費)R7:91千円(R6:118千円) (印刷製本費)R7:272千円(R6:364千円) (郵便料)R7:301千円(R6:482千円) ・アレルギー栄養相談の実施回数の削減等による委託料の減額。 R7:4,305千円(R6:4,347千円)	
370604		保健福祉センター維持管理事業	地域保健課	5か所の保健福祉センター維持管理事業 中央保健福祉センターは昭和60年に西宮健康開発センター内に保健センター類似施設として開所し、平成13年度に保健福祉センターと改称した。西宮健康開発センターを管理運営する一般社団法人西宮市医師会と締結する契約に基づき、その管理運営費の一部を負担。北口保健福祉センターは平成13年5月にアクタ西宮西館5階に開所。アクタ西宮全体に係る管理運営費等を面積按分で負担。山口保健福祉センターは、平成21年4月に山口センター2階に開所。山口センター全体に係る管理運営費等を面積按分で負担。鳴尾保健福祉センターは、平成22年6月に鳴尾支所2階に開所。鳴尾支所全体に係る管理運営費等を面積按分で負担。塩瀬保健福祉センターは、平成20年4月に塩瀬センター健康相談室を開設した後、平成23年4月に開所。平成24年度より塩瀬センター全体に係る管理運営費等を面積按分で負担。	111,894	11	各保健福祉センターの計画的かつ適切な施設管理を実施し、快適な施設環境で市民サービスを提供するため、各保健福祉センターの計画的かつ適切な施設管理を実施していく。	快適な施設環境で市民サービスを提供するため、各保健福祉センターの計画的かつ適切な施設管理を実施していく。	107,784	108,223	439	・委託料の増額。 R7:19,488千円(R6:18,858千円) ・西宮健康開発センター維持管理経費等負担金の減額。 R7:19,684千円(R6:20,181千円)	
370605		西宮健康開発センター改修事業	地域保健課	昭和60年に西宮健康開発センター内に保健センター類似施設として開設し、平成13年度に保健福祉センターと改称した。西宮健康開発センターを管理運営する一般社団法人西宮市医師会との間で締結する、「西宮健康開発センターの施設改修等費用負担に関する契約書(投資的事業)」に基づき、改修工事等の一部を負担。施設の維持を図る。	23,680	11	保全計画書を基に西宮市医師会と施設の改修が必要な案件の実施時期・方法について精査する。また、LED照明器具等更新工事等を実施する。	引き続き保全計画書の実施内容を西宮市医師会と協議し、必要な補修・改修等を実施する。	14,825	2,400	△ 12,425	改修等工事実施内容の変更により負担金補助及び交付金の減額。 R7:2,400千円(R6:14,825千円)	

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10:拡充、11:現状どおり継続、12:縮小、13:手法・内容の見直し、21:他事業との整理・統合、31:休・廃止の方向で検討、32:次年度より休止、33:次年度より廃止、41:完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①									事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度決算事業費(千円)	基本方針	改善・見直し内容		令和6年度当初予算事業費(千円)	令和7年度当初予算事業費(千円)	6年度から7年度への増減額(千円)	事業費増減の主な理由	
							令和6年度で対応するもの	令和7年度以降で対応する予定のもの					
370606		保健福祉センター改修事業	地域保健課	市内の各保健福祉センター(中央保健福祉センター除く)所在の各支所等(鳴尾支所、塩瀬支所、山口支所、アクタ西宮ステーション)と連携をとりながら、実施計画又は中長期修繕計画に則り、計画的かつ適切な施設の補修・改修等を実施する。	0	11	各支所との連携を取りながら、適切かつ計画的な施設管理に努めていく。	令和7年度以降の実施計画又は中長期修繕計画に則り、補修・改修工事等を実施する。	496	1,116	620	・山口保健福祉センター空調設備工事設計委託による委託料の減額。 R7:0円(R6:496千円) ・山口保健福祉センター空調設備工事による工事請負費の増額。 R7:1,196千円(R6:0円)	
370201		健康づくり推進事業	健康増進課	○令和6年3月に策定した「第3次西宮市健康増進・食育推進計画」の進行管理、推進 ○健康増進法に基づく国民健康・栄養調査、給食施設の指導 ○食品表示法に基づく食品の表示に係る指導 ○歯科保健に関する相談、教育 ○受動喫煙防止対策 ○健康ポイント事業 ○不育症治療支援事業、不妊治療ペア検査助成事業(申請受理、審査、給付) ○保健師・看護師、管理栄養士、歯科衛生士養成施設からの臨地実習の受入れ ○保健師活動の総合調整業務 ※令和5年度より、特定不妊治療費助成事業の終了及び健康ポイント事業の統合に伴い、活動指標を一部変更している。	158,397	13	・新たに策定した健康増進・食育推進計画を効果的に推進するため、ロードマップを作成する。 ・健康ポイント事業(第3期)及び効果検証のため、資料調査を行う。	・ロードマップに基づき、健康づくり・食育を推進するための施策を実施する。 ・健康ポイント事業の効果検証を行う。	132,646	16,713	△ 115,933	【歳入】 8020運動・口腔保健推進事業費の増額。 R7:769千円(R6:0円) 【歳出】 事業見直しによる健康ポイント事業運営委託料の減額。 R7:0円(R6:115,000千円)	
370202		健康診査・保健事業	健康増進課	○健康増進法及び関係法令に基づく健康診査・検診(胃がん・バリウム・内視鏡、肺がん・結核、大腸がん、乳がん、子宮頸がん、骨粗しょう症、肝炎ウイルス、歯周疾患、基本健康診査) ○市独自実施の健康診査・検診(すこやか健康診査、北口健康ドック、前立腺がん) ○がん検診の精度管理検討会運営 ○各検診結果に基づくフォローアップ	452,914	11	・コスト削減のため、無料クーポン券及び個別勧奨通知の様式を封書から大判はがきに変更 ・申請手続きの利便性向上のためのスマート申請導入の促進	・国施策要領改定に伴う歯周疾患検診の対象年齢の拡充 ・国が推進する健康管理システム標準化への対応(令和9年度本番稼働予定)	490,109	504,084	13,975	・母子・成人保健事業、環境保健事業からの事業移管による増額。 R7:10,559千円(R6:0円) ・歯周疾患検診対象者拡充による委託料等の増額。 R7:14,668千円(R6:14,610千円) ・全戸配布リーフレットや歯周疾患検診受診券の仕様見直しによる印刷製本費の減額。 R7:10,119千円(R6:12,236千円)	
370401		精神保健福祉事業	健康増進課	○精神保健福祉法、「新・にしのみや健康づくり21(第2次)」に基づく市民の心の健康の保持増進、精神保健福祉に関する普及啓発、精神障害者や家族に対する相談援助、人権に配慮した適正な医療の確保、精神保健福祉に関する施策の企画立案、地域移行地域定着支援、精神保健医療体制の構築事業など ○自殺対策基本法、自殺総合対策大綱に基づく自殺対策事業として、自殺対策推進本部会議、自殺対策庁内連絡会議・自殺対策ネットワーク会議の開催、相談窓口の周知、人材養成事業、広告・ポスター・リーフレット等での普及啓発など ○障害者総合支援法、西宮市障害福祉推進計画に基づく自立支援・地域生活支援事業に関する事業、地域生活支援の体制整備など ○平成22年度から、各保健福祉センターで、手帳・自立支援医療の申請受理及び相談・訪問業務を実施	29,302	11	・自殺対策事業を実施する。 ・精神障害者地域移行推進事業を推進する。 ・保健福祉センターの精神保健活動への支援を継続する。	・自殺対策庁内連絡会議のメンバーで市職員対象にしたゲートキーパー研修企画を検討し実施する。	27,652	28,012	360	自殺対策計画の印刷部数減による印刷製本費の減額。 R7:782千円(R6:1,102千円)	
320103	特会	みみより広場事業	健康増進課(フレイル予防)	高齢者がいつまでも住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、介護予防や日常生活で必要な情報提供を行うとともに、高齢者相互の交流及び活動の場として本事業を実施している。	2,605	13	地域包括支援センターやシルバー人材センターと連携し、事業を改めて周知できるように広報活動を見直し、更なる開催回数および参加人数の回復を図る。	対象者に関心を持ってもらえるように現在の講座内容の更なる充実を図るとともに、効率的な事業方法について見直し、検討を行っていく。	4,163	0	△ 4,163	・【みみより広場事業(地域講座)】 「地域包括支援センター運営事業」への移行による減額。 R7:0円(R6:979千円) ・【みみより広場事業(湯治講座)】 「地域介護予防活動支援事業」(新設)への統合による減額。 R7:0円(R6:3,184千円)	・令和7年度より地域講座の実施方法変更に伴い、「地域包括支援センター運営事業」に移行。 ・令和7年度より湯治講座を「地域介護予防活動支援事業」(新設)に統合。

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10: 拡充、11: 現状どおり継続、12: 縮小、13: 手法・内容の見直し、21: 他事業との整理・統合、31: 休・廃止の方向で検討、32: 次年度より休止、33: 次年度より廃止、41: 完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①							事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など		
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度 決算 事業費 (千円)	基本方針	改善・見直し内容		令和6年度 当初予算 事業費 (千円)	令和7年度 当初予算 事業費 (千円)		6年度から 7年度への 増減額 (千円)	事業費増減の主な理由
							令和6年度で 対応するもの	令和7年度以降で 対応する予定のもの					
370203		フレイル対策事業	健康増進課 (フレイル予防)	フレイル対策として、生活習慣病をはじめとする疾病の発症や重症化の予防及び心身機能の低下を防止し、できる限り長く地域で自立した生活を送ることのできる高齢者を増やすことを目的として「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」(以下「一体的実施事業」という。)等を実施する。 一体的実施事業では、高齢者に対する個別的支援(ハイルスクアップローチ)と通いの場等への積極的な関与等(ポピュレーションアプローチ)の双方の取組を行う。(兵庫県後期高齢医療広域連合からの受託事業)	18,332	11	ハイルスクアップローチで健康状態の不明な高齢者の把握支援、ポピュレーションアプローチで相談会を実施しより多くの高齢者への啓発支援を行っていく。庁内、医療機関、地域包括支援センター等と連携強化しながら、支援内容等を検討していく。	事業内容や手法の見直しを行いながら、より効果的な展開を検討する。 また、令和4年から実施している事業についての効果分析を行う。	21,962	22,277	315	・必要物品の見直しによる消耗品費の減額。 R7:955千円(R6:1,483千円) ・対象者増による印刷製本費の増額。 R7:2,119千円(R6:1,881千円)	
320104	特会	介護予防事業	健康増進課 (フレイル予防)／地域共生推進課／福祉のまちづくり課／生活支援課	一般介護予防事業は65歳以上のすべての高齢者とその支援者を対象とし、地域において自主的な介護予防に資する活動が広く実施されるような地域社会の構築を目的とする。 【西宮いきいき体操】高齢者向けの体操を通して介護予防の啓発や活動を行う地域活動組織や人材の育成・支援を実施する。 【共生型地域交流拠点運営等補助事業】地域住民が主体となり介護予防・相談支援等を目的とした地域福祉拠点を設置し、高齢者の地域における自立した日常生活の実現を目指す。 【シニアサポート事業】高齢者の会員同士による助け合い事業(有償ボランティア)。 【高齢者自立生活支援事業】災害復興住宅において、生きがい交流事業などを通じ高齢者の自立を高めることを目的とする。 【リハビリテーション専門職によるケアマネジメント支援事業】ケアプラン作成者が、利用者に対してよりよいケアマネジメントを行えるよう支援することで、介護予防・自立支援の取り組みを強化することを目的として実施する。	72,629	10	西宮いきいき体操は、関係機関と連携強化し普及啓発に努め、新規グループ立ち上げ支援を実施する。シニアサポート事業は、新たに会員・活動管理システムを導入し、事務局の業務効率化を図るとともに、新規提供会員確保のための広報活動に注力する。	西宮いきいき体操は、身近な地域で継続して参加できるよう支援していく。また、参加者の高齢化や新規参加者の増加に対応できるよう支援していく。共生型地域交流拠点は、生活支援コーディネーター等と連携し、関係団体とのネットワークの形成を推進する。	87,860	17,609	△ 70,251	・【西宮いきいき体操】「地域介護予防活動支援事業」(新設)への統合による減額。 R7:0円(R6:15,258千円) ・【共生型地域交流拠点運営等補助事業】「地域介護予防活動支援事業」(新設)への統合による減額。 R7:0円(R6:56,000千円) ・【シニアサポート事業】「地域介護予防活動支援事業」(新設)への統合による減額。 R7:0円(R6:9,642千円) ・【高齢者自立生活支援事業】令和6年度にて事業終了による減額。 R7:0円(R6:6,415千円)	・令和7年度より「介護予防事業」から「地域リハビリテーション活動支援事業」に名称変更。 ・令和7年度より【西宮いきいき体操】、【共生型地域交流拠点運営等補助事業】および【シニアサポート事業】については、重層的支援体制整備事業における「地域介護予防活動支援事業」(新設)として実施するため、特別会計から一般会計へ変更。 ・【高齢者自立生活支援事業】を令和6年度をもって終了。 ・「共生型地域交流拠点運営等補助事業」においては、令和7年度に高須地区での新規拠点開設予定。
370101		予防接種事業	保健予防課	・定期予防接種事業 … 予防接種法及び関係法令で規定された対象疾病の予防接種を行う。また、対象者への接種勧奨(個別通知、市ホームページ、市政ニュース、学校や医療機関でのポスター掲示など)や、健康管理システムでの定期予防接種の接種履歴管理などを行う。 ・定期予防接種費用助成事業 … 被接種者が市外で実施した定期予防接種に、市内で負担する額を超過する自己負担額が発生した場合、被接種者からの申請に基づいて接種費用の助成を行う(上限額あり)。 ・風しん抗体検査事業 … 風しんの流行と先天性風しん症候群の発生を防ぐことを目的に、主に妊娠希望女性等に風しん抗体検査費用の助成を行う。また、国が風しんの追加的対策と位置付けている抗体保有率の低い世代の男性を対象にした抗体検査、予防接種を令和4年度から令和6年度まで行う。 ・骨髄移植後の予防接種の再接種に対する助成事業 ・新型コロナウイルスワクチン接種事業	2,580,723	11	・新型コロナウイルスワクチンの定期接種化や带状疱疹ワクチン接種費用助成の円滑な実施を図る。 ・電子申請の対象拡大等により、業務効率の改善と市民サービスの向上を図る。	予防接種事務のデジタル化への対応を適切に行う。	2,563,564	2,438,165	△ 125,399	・子宮頸がんワクチンキャッチアップ事業の縮小による医薬材料費の減額。 R7:759,722千円(R6:838,904千円) ・新型コロナウイルスワクチン接種者数の減少による委託料の減額。 R7:1,384,849千円(R6:1,468,828千円) ・新型コロナウイルスワクチン健康被害給付の障害年金件数の増加による予防接種事故措置費の増額。 R7:233,222千円(R6:200,019千円)	風しんの追加的対策事業は令和6年度完了事業。

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10: 拡充、11: 現状どおり継続、12: 縮小、13: 手法・内容の見直し、21: 他事業との整理・統合、31: 休・廃止の方向で検討、32: 次年度より休止、33: 次年度より廃止、41: 完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①								事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など	
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度 決算 事業費 (千円)	基本方針	改善・見直し内容		令和6年度 当初予算 事業費 (千円)	令和7年度 当初予算 事業費 (千円)	6年度から 7年度への 増減額 (千円)		事業費増減の主な理由
							令和6年度で 対応するもの	令和7年度以降で 対応する予定のもの					
370102		結核感染症 予防対策事業	保健予防課	感染症法に基づき、医師からの患者発生届を受理したときは、感染症の発生の状況、動向、原因について迅速に把握するため積極的疫学調査を行い、消毒指導、就業制限、入院勧告など必要な措置を実施し、感染予防・まん延防止に努める。感染症相談として結核、肝炎、エイズ、梅毒相談等を実施。 ・感染症発生動向調査事業：感染症発生状況の把握、情報の収集・解析、国・県の感染症情報を報告。 ・結核患者の登録及び患者管理：結核登録票を備え、結核患者及び回復者の状況の把握。 ・患者の接触者に対する健康診断：感染症にかかっている疑いのある者に対して健康診断の実施。 ・結核・感染症に係る医療費の取扱い：結核患者一般医療費及び入院医療費の公費負担処理。 ・西宮市感染症の診査に関する協議会の運営：患者の就業制限、入院勧告等を諮問し、答申を受けての処理。 ・結核予防費補助金事業：学校及び施設の長が行う結核定期健康診断に対する補助金の交付事業の実施。	325,075	11	・結核患者と接触者の管理及び治療継続の支援を行う。 ・結核及び感染症に関する知識の普及啓発活動に取り組む。	継続実施	95,773	52,931	△ 42,842	【歳入】 ・新型コロナウイルス感染症対策費用の減額による感染症予防事業費の減額。 R7:1,791千円(R6:9,541千円) ・新型コロナウイルス感染症対策費用の減額による感染症発生動向調査事業費の減額。 R7:3,114千円(R6:19,441千円) 【歳出】 ・新型コロナウイルス感染症入院医療費及びPCR検査医療費の減少による感染症医療扶助費の減額。 R7:2,002千円(R6:11,849千円) ・新型コロナウイルス感染症検体検査委託業務終了による委託料の減額。 R7:6,243千円(R6:36,495千円)	
370501		難病保健事業	保健予防課	・難病保健指導事業 難病患者に対する家庭訪問、所内面接、電話相談の実施及び事例検討会、患者交流会、医療相談会等の開催 ・厚生労働省が定める指定難病、特定疾患、兵庫県単独で定める特定疾患及び先天性血液凝固因子障害等の医療費公費負担制度の申請受理及び県への進達事務 ・厚生労働省が定める小児慢性特定疾病に対する医療費公費負担制度の申請受理、審査、医療受給者証交付、医療費給付事務及び小児慢性特定疾病児童への日常生活用具の給付事務	178,828	13	・難病対策地域協議会を新設し、課題の洗い出しと関係機関の連携強化を図る。 ・小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の委託先の見直し及び医療的ケア児等相談支援事業との合同実施により、相談しやすい窓口環境の提供と効果的な事業実施を目指す。	令和6年度までの実績と傾向から、対応方法等を検討していく。	184,709	186,799	2,090	・自立支援給付費の増額による扶助費の増額。 R7:167,414千円(R6:165,827千円) ・郵便料金値上げによる郵便料の増額。 R7:1,462千円(R6:1,190千円)	
370502		児童医療等 給付事業	保健予防課	①母子保健法に基づく未熟児養育医療の給付：入院による養育が必要な未熟児の医療費を公費負担。 (申請受理、書類審査、養育医療券交付、一部自己負担金は西宮市が負担している) ②障害者総合支援法に基づく自立支援医療(育成医療)の給付：手術等により治療効果が期待できる、身体に障害のある児童の医療費を公費負担。 (申請受理、書類審査、医療受給者証交付、医療費公費負担) ③児童福祉法に基づく結核児童療育給付：骨関節結核等により入院治療が必要な児童の学用品・日用品給付公費負担。 (申請受理、書類審査、療育券交付)	42,820	21	未熟児養育医療を母子・成人保健事業(地域保健課)、育成医療を難病保健事業(保健予防課)にそれぞれ統合する。		0	0	0		令和5年度廃止事業。 令和6年度より、未熟児養育医療を母子・成人保健事業、育成医療を難病保健事業にそれぞれ統合。
【こども支援局】													
210101		子ども・子育て 支援プラン 推進事務	子供支援総務課(計画推進)／子供支援総務課(幼保連携推進)	1. 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況について調査審議する合議制の機関として、平成25年8月に「西宮市子ども・子育て会議」を設置した。 子ども・子育て会議での審議を踏まえ、西宮市子ども・子育て支援プラン及び第2期西宮市子ども・子育て支援事業計画を策定し、進捗管理及び評価を実施している。 令和6年度まで計画期間が終了するため、令和5年度～令和6年度に第3期西宮市子ども・子育て支援事業計画(令和7年度～令和11年度)を策定する。 2. 「宮っ子つながり支える条例(仮称)」の策定に向けた検討を進める。 3. 令和4年3月に策定した西宮市幼児教育・保育ビジョンに掲げる理念の実現に向けて各種取組を推進する。	11,655	11	西宮市子ども・子育て支援プラン及び第2期西宮市子ども・子育て支援事業計画の進捗管理及び評価を行う。第3期西宮市子ども・子育て支援事業計画を策定する。 条例の策定に向けた検討を進める。 西宮市幼児教育・保育ビジョンを推進する。	第3期西宮市子ども・子育て支援事業計画の進捗管理及び評価を行う。 条例の策定に向けた検討を進める。 西宮市幼児教育・保育ビジョンを推進する。	12,080	1,741	△ 10,339	第3期西宮市子ども・子育て支援事業計画の策定が完了したこと等による委託料等の減額。 R7:602千円(R6:8,088千円)	令和7年度より「子ども・子育て支援事業計画推進事務」に名称変更。 幼児教育・保育センターの設置に伴い、西宮市幼児教育・保育ビジョンの事業費を「幼児教育・保育センター管理運営事業」へ移管。

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①								事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など	
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度 決算 事業費 (千円)	基本方針	改善・見直し内容		令和6年度 当初予算 事業費 (千円)	令和7年度 当初予算 事業費 (千円)	6年度から 7年度への 増減額 (千円)		事業費増減の主な理由
							令和6年度で 対応するもの	令和7年度以降で 対応する予定のもの					
210216		公立認定こども園管理運営事業	子供支援総務課(幼保連携推進)	令和5年3月に策定した「西宮市幼児教育・保育のあり方」に基づき、公立幼稚園及び公立保育所を再編し、公立認定こども園を設置する。また、令和4年3月に策定した「西宮市幼児教育・保育ビジョン」の理念を実現するため、幼児教育・保育センターを設置する。 本事業では、公立認定こども園及び幼児教育・保育センターの設置に向けて、課題整理・現場の意見集約なども含めた制度設計、開設準備を進めている。	9,805	41	公立認定こども園及び幼児教育・保育センターの設置に向けて、引き続き課題整理・現場の意見集約なども含めた制度設計、開設準備を進める。	令和6年度完了	4,396	1,864	△ 2,532	・会計年度任用職員A(1人)を「幼児教育・保育センター管理運営事業」に移管することによる人件費の減額。 R7:0円(R6:3,475千円) ・保育所、幼稚園、認定こども園の常勤一般職に対して、グループウェアライセンスを試行的に個人配属することによる役務費の増額。 R7:1,604千円(R6:119千円)	令和7年度より「幼保再編関係事務」に名称変更した上で継続実施。
210201		民間保育所等整備事業	保育幼稚園指導課	女性の就業率が増加したこと等による要保育児童数の増加に対応するため、社会福祉法人等が整備する保育所、認定こども園、地域型保育事業に対し、施設整備に係る費用を補助する。また、施設整備により、定員増を図り待機児童の解消を目指す。	567,683	10	不足する1、2歳児の受入枠拡大に向けて、より重点的に取組みを進める。	増加する保育需要を精査し、保育所の適正配置を考慮しながら、待機児童の早期解消に努める。	381,811	1,147,461	765,650	・設計等委託料の増額。 R7:3,000千円(R6:1,000千円) ・使用料及び賃借料の増額。 R7:24,915千円(R6:0円) ・民間保育所建設等補助金の増額。 R7:1,119,446千円(R6:380,711千円)	定員枠の拡大見込みは次のとおり。 R7:278人 (R6:62人)
210214		特定教育・保育施設指導監査等事務	保育幼稚園指導課	保育所等の指導監査	19,266	11	指導監査の対象施設数の増加に対応するため、より効果的な事務の実施を図るとともに、認可外保育施設については、全施設に対する指導監査の実施を目標とする。	引き続き、より効果的で効率的な指導監査の実施に取り組む。	3,274	3,446	172	・会計年度任用職員に係る人件費の増額。 R7:3,226千円(R6:3,054千円)	
210102		児童手当支給事業	子育て手当課	児童手当法及び平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法に基づく法定受託事務。 支給対象は、15歳到達後の最初の3月31日までの子どもを養育している親等。 0歳～3歳誕生日月まで……………15,000円 3歳誕生日の翌月～小学生(第1子・第2子)……………10,000円 〃(第3子以降)……………15,000円 中学生……………10,000円 特例給付(所得制限以上、児童一人につき一律)・・5,000円 資格消滅(所得上限以上、受給資格が消滅となる)	6,678,216	11	児童手当の安定的かつ適切な支給に努め、制度改正への適切な対応を速やかに図る。 特に制度改正による受給者拡大に伴う新規審査業務の増加への対応を迅速に行い、オンライン申請を活用した適切かつ効率的な運営に努める。	引き続き、児童手当の受給者拡大に伴う、年度更新等審査業務の適切かつ効率的な運営に努める。 国の自治体システム標準化への対応の準備を適切に進める。	8,001,793	10,812,245	2,810,452	令和6年10月児童手当制度改正に伴う支給対象延べ児童数の増(延べ846,218人→延べ698,900人)及び支給金額の増による扶助費の増額。 R7:10,750,400千円(R6:7,928,500千円)	
210401		児童扶養手当支給等事業	子育て手当課	【児童扶養手当】児童扶養手当法に基づく法定受託事務。離婚等により父(母)と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。支給対象は、18歳到達後最初の3月31日までの児童(中度以上の障害者の場合は20歳到達まで)を養育している親等。令和5年度の手当月額は44,140円～10,410円、第2子加算10,420円～5,210円、第3子以降加算6,250円～3,130円。 【特別児童扶養手当】特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく法定受託事務。精神又は身体に障害を有する児童を養育している親等に手当を支給することにより、その家庭の福祉の増進を図ることを目的とする。対象児童は、20歳未満の(政令で定める程度の)重度障害者。令和5年度の手当月額は1級53,700円、2級35,760円。	1,413,585	11	児童扶養手当の安定的かつ適切な支給に努めるとともに、制度改正への適切な対応を速やかに図る。	児童扶養手当の安定的かつ適切な支給に努めるとともに、引き続き、制度改正への適切な対応を速やかに図る。 国の自治体システム標準化への対応の準備を適切に進める。	1,215,618	1,197,970	△ 17,648	受給者数の減(2,249人→2,363人)による扶助費の減額。 R7:1,187,645千円(R6:1,201,996千円)	

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①									事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度決算事業費(千円)	基本方針	改善・見直し内容		令和6年度当初予算事業費(千円)	令和7年度当初予算事業費(千円)	6年度から7年度への増減額(千円)	事業費増減の主な理由	
							令和6年度で対応するもの	令和7年度以降で対応する予定のもの					
230101		青少年施策推進事業	青少年施策推進課	青少年の健全な育成を図るため、さくらFMスポーツ放送、インターネット問題に関する研修支援事業等の広報・啓発事業を実施する。 青少年行政に関する総合調整を図るための青少年育成推進本部会議を開催する。 若者の意見を市政に反映するため、高校生が主体となる会議Youth委員会を開催する。	2,030	11	Youth委員会の内容を充実させるため高校生が主体となって活動できるよう支援を行う。	Youth委員会の市民の認知度を高めるため広報・啓発を実施していく。	2,085	2,085	0		「令和6年度当初予算事業費」について、令和6年度事務事業評価結果報告書の記載内容に誤りがあったため、修正。
230301		留守家庭児童対策施設整備事業	育成センター課	留守家庭児童育成センターの待機児童解消、高学年児童の受入れ、老朽施設の建替えのため実施する。	267,337	10	待機児童の発生している小学校区の特性を鑑みて公共施設の活用も含めた育成センターの拡充を計画・実施する。	民設放課後児童クラブの整備等も活用しながら育成センターの改修及び拡充を計画・実施する。	449,505	78,510	△ 370,995	・新築整備箇所の省減等による工事請負費の減額。 R7: 48,335千円(R6: 392,354千円) ・放課後児童クラブ開設補助金の増額。 R7: 12,600千円(R6: 0千円)	基本方針と予算が矛盾している理由は次のとおりです。 新築整備箇所数の省減(0→6) 民設放課後児童クラブの開設箇所数の皆増(1→0)
230302		留守家庭児童育成センター管理運営事業	育成センター課	保護者が就労等により昼間家庭にいない留守家庭児童を対象に、放課後や長期休業中における子供たちの安全と健全育成を図るために留守家庭児童育成センター(学童保育)事業を実施している。 利用時間: 日曜祝日・年末年始を除く、下校時から午後5時まで。土曜日及び夏休み等の学校休業中は午前8時から午後5時まで。希望者は土曜日を除き午後7時まで利用時間延長可。 利用料: 育成料として月額8,200円。(所得状況等により減免制度あり)延長利用は月額3,000円加算。(生活保護世帯等は減免制度あり)	2,109,602	10	指定管理者の公募について計画的に実施する。利用児童数が増加傾向にある地域の実態を把握した上で、必要に応じた対策を講じる。また、4年生受入れや5・6年生受入れの拡大を検討する。	民設民営による整備等により、利用児童数が増加傾向にある地域での待機対策を講じると共に、4年生受入れや5・6年生受入れ未実施校区において、受入れを順次拡大していく。	2,371,965	2,474,424	102,459	・施設数の増等による指定管理料の増額。 R7: 2,255,679千円(R6: 2,144,306千円) ・リース期間の終了による施設借上料の減額。 R7: 42,465千円(R6: 56,617千円)	
210103		育児支援訪問事業	子供家庭支援課	1a. 健やか赤ちゃん訪問事業(令和5年11月まで): 生後2ヶ月頃の乳児がいるすべての家庭を、地域の民生委員・児童委員、主任児童委員が訪問。 1b. 乳児家庭全戸訪問事業(令和6年1月より)※令和5年12月は実施無し・保健師・助産師による新生児訪問を実施済または実施予定のある家庭を除いた生後3か月頃の乳児がいるすべての家庭に、子育てひろばや子育てコンシェルジュを実施している事業者が訪問。いずれも出生後の家庭の様子を伺いながら、子育て支援に関する情報提供を行い、子育ての不安や悩みの相談に応じる。 2. 育児支援家庭訪問事業(※令和6年度より子育て世帯訪問支援事業(子育てヘルプ)と養育支援訪問事業(専門的支援)に名称変更。): 親族等の援助がなくお子さんの養育負担が大きい産前産後期の家庭に、市と契約している事業者から家事等を支援するヘルパーを派遣する。育児に関する助言などの専門的支援のため、市から保育士等を派遣する。	21,705	11	子育てヘルプの更なる事業周知を図るとともに実施手法を検討し、利用満足度の向上、受託事業者の追加に努める。	各事業とも引き続き実施手法等を検討するとともに、乳児家庭全戸訪問事業における把握率の維持向上、並びに子育てヘルプにおける利用満足度の向上に努める。	28,351	27,972	△ 379	・子育てヘルプの見込み回数の減に伴う委託料の減額。 R7: 7,932千円(R6: 8,125千円) ・廃車に伴う課専用車維持管理経費(燃料費・修繕料)の減額。 R7: 0千円(R6: 101千円)	
210402		家庭児童相談事業	子供家庭支援課	・児童虐待に関する相談をはじめ、育児不安等による児童の養育等に関する相談業務を行う。 ・児童虐待の発生予防のため、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う。 ・発生時の迅速・的確な対応を行うために、関係機関との連絡調整、研修や広報活動を行う。 ・要保護児童対策地域協議会の機能強化のために、相談員の資質向上、関係機関職員のスキルアップを図る。 ・西宮市要保護児童対策協議会を運営し、要保護児童への支援、要保護児童の進行管理を行う。 ・家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、市が指定する児童福祉施設や里親宅で児童を養育、保護する子育て家庭ショートステイ事業を行う。 ・乳幼児健診未受診者、未就園、不就学児等に関する定期的な安全確認を行う。 ・子ども食堂を、子どもの居場所、地域の交流拠点として市内全域に広げていく。	70,798	11	・相談件数増加に対応する子ども家庭総合支援拠点の人材育成に努め、支援の必要性が高い世帯にはサポートプランを作成し効果的な支援に努める。こども家庭センターの設置について、検討を進める。 ・子ども食堂への補助金のあり方について、検討を進める。	・西宮市子どもの食サポート事業補助金について廃止する。 ・引き続き、子ども食堂への補助金のあり方について、検討を進める。	85,151	110,246	25,095	【歳入】 ・利用者支援事業(こども家庭センター型)及び妊婦等包括相談支援事業を重層的支援体制整備事業として実施することによる重層的支援体制整備事業交付金の増額。 R7: 49,943千円(R6: 0千円) ・利用者支援事業(こども家庭センター型)の重層的支援体制整備事業交付金への移管による子ども・子育て支援交付金の減額。 R7: 13,944千円(R6: 24,337千円) 【歳出】 ・児童育成支援拠点事業の実施による委託料の増額。 R7: 12,988千円(R6: 0千円) ・妊婦等包括相談支援事業の健康福祉局からの移管による報償費等の増額。 R7: 4,187千円(R6: 0千円)	「令和7年度以降で対応する予定のもの」について、令和6年度事務事業評価結果報告書にて「引き続き、こども家庭センターの設置について、検討を進める。」と記載していたが、令和7年度当初に設置する予定であるため、削除。

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10:拡充、11:現状どおり継続、12:縮小、13:手法・内容の見直し、21:他事業との整理・統合、31:休・廃止の方向で検討、32:次年度より休止、33:次年度より廃止、41:完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①								事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など	
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度 決算 事業費 (千円)	基本方針	改善・見直し内容		令和6年度 当初予算 事業費 (千円)	令和7年度 当初予算 事業費 (千円)	6年度から 7年度への 増減額 (千円)		事業費増減の主な理由
							令和6年度で 対応するもの	令和7年度以降で 対応する予定のもの					
210403		ひとり親家庭相談事業	子供家庭支援課	ひとり親家庭は、経済的・精神的にも就労や子育てで面でも困難を抱えた親が少なくないため、母子・父子自立支援員が問題解決に向けて相談を受けている。 相談内容は多様化・複雑化しており、長期的に関わるケースもある。また、多重債務や精神不安、住宅困窮など相談内容も深刻なものが多い。 生活保護受給世帯、児童扶養手当の全部支給世帯、生活困窮世帯等の中学生を対象に無料の学習支援を、中学3年生は週2回、中学1・2年生は週1回の頻度で1回2時間の授業を実施している。	41,126	11	ひとり親家庭の支援制度について、きめ細やかな情報提供に努め、ひとり親家庭の自立を支援していく。	ひとり親家庭の支援制度について、引き続き周知・広報していく。	60,333	79,558	19,225	・母子生活支援施設入所措置負担金について、これまで他市施設への負担金は女性相談事業経費、市内施設への負担金はひとり親家庭相談事業経費に予算計上していたものを、ひとり親家庭相談事業経費に予算を統合したことによる入所措置負担金の増額。 R7:23,820千円(R6:7,349千円) ・高等職業訓練促進給付金等の支給見込額の増による扶助費の増額。 R7:26,118千円(R6:22,334千円)	
210404	特会	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	子供家庭支援課	母子・父子家庭及び寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、児童の福祉の増進を目的とする貸付制度。 子が高校等に進学する場合の就学支度資金及び修学資金や技能習得に必要な資金など12種類を無利子または低金利で貸し付ける。	13,259	11	引き続き、コールセンターによる電話催告や、委託弁護士による償還指導等により、収納率の向上に努めていく。	引き続き、滞納整理を進め、適正な償還整理を行うとともに、収納率の向上に努めていく。	30,437	32,276	1,839	歳入歳出を均衡させるため、貸付金以外の歳入歳出の増減を貸付金で調整したことによる貸付金の増額。 R7:26,983千円(R6:25,032千円)	
340301		婦人相談事業	子供家庭支援課	・問題を抱えた女性の相談に応じ、必要な支援・情報提供を行う。 ・西宮市配偶者暴力相談支援センター(西宮市DV相談室)が平成24年9月10日に開設(所管課非公表)されたことに伴い、センターと連携してDV被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、被害者の安全を確保し、社会生活を円滑に営み自立することができるようにする。 ※令和6年度より「女性相談支援事業」に名称変更。	21,365	11	他市の先進事例等の情報収集に努める。また、研修等を通じた職員の資質向上や、相談窓口の周知を図る。	引き続き、職員の資質向上に努めるとともに、関係機関と連携した支援を行っていく。	33,607	15,467	△ 18,140	母子生活支援施設入所措置負担金について、これまで他市施設への負担金は女性相談事業経費、市内施設への負担金はひとり親家庭相談事業経費に予算計上していたものを、ひとり親家庭相談事業経費に予算を統合したことによる入所措置負担金の減額。 R7:0千円(R6:18,665千円)	
210104		ファミリーサポートセンター事業	子育て総合センター	「子育ての援助を受けたい人」と「子育ての援助を行いたい人」が会員となって、依頼・提供・両方会員のいずれかに登録し、お互いが助け合いながら、地域の中で育児の援助活動を行い、地域の中で子供を預け、預けあい、地域ぐるみの子育て支援を目指す。	13,646	11	支援が必要な子育て家庭へ事業の周知を積極的に行う。	引き続き、養成講座の開催を周知し、提供会員の確保に努めるとともに、活動の安全と質の向上を図るため、効果的な研修会を企画し、参加を呼びかける。	14,657	15,236	579	郵便料金の改定による郵便料の増額。 R7:1,075千円(R6:903千円)	
210105		子育て総合センター管理運営事業	子育て総合センター	西宮市立子育て総合センターは、少子化や核家族化を背景に、保護者の子育てに対する孤独感・不安感・負担感などを解消するための子育て支援の拠点施設として、また幼稚園・保育所・関係機関等と十分な連携を取りながら、幼児教育・子育て支援の事業を展開することを目的に、平成13年に開設された。さらに、子育て総合センターの屋外施設として、主に就学前の子供たちが思いっきり五感を活かし、色々な人との出会いや自然とのふれ合い、仲間作りをしながら社会力を身につけることを目的に、みやっこキッズパークが平成15年に開設された。	90,986	11	利用者が必要とする相談支援や情報提供が行えるよう、庁内及び他の施設・拠点との連携を図り、充実に努める。また、子ども家庭総合支援拠点との連携強化や一体的な相談支援体制を検討する。	引き続き、子育て支援の拠点施設として、利用しやすい環境整備に努める。また、母子保健や子育て支援拠点等と連携し、利用者支援の充実に努めるとともに、地域連携を進めていく。	98,729	92,165	△ 6,564	幼児教育研修事業の移管による人件費(報酬、職員手当、共済費、旅費)の減額。 R7:57,674千円(R6:61,917千円)	
210107		地域子育て支援事業	子育て総合センター	・地域子育て支援拠点事業 大学や公募事業者等において、就学前児童(特に0～2歳児)のいる世帯を対象に①親子でいつでも自由に集い遊べる場の提供②子育て相談窓口③情報提供④講座・講習・イベントの企画及び開催を実施する。 ・利用者支援事業 親子の身近な場所である地域子育て支援拠点事業実施施設で子育てコンシェルジュが個々の家庭のニーズを必要支援制度や施設へつなげる「利用者支援」と地域の既存施設や関係団体との関係づくりを進める「地域連携」を行う。 ・子育て支援ルーム事業 地域子育て支援拠点事業の空白地域を補完する事業として実施し、将来的に拠点事業につなげる。	91,365	11	利用者の多様なニーズに応じるため、地域子育て支援拠点事業の質の向上を図る。また、地域子育て相談機関としての体制や連携について検討する。	他機関や地域の社会資源との連携を図り、利用者支援事業の充実に努めるとともに、地域子育て相談機関の体制等について具体的な検討を進める。	105,165	115,718	10,553	重層的支援体制整備事業、地域子育て相談機関開始に伴う負担金補助及び交付金の増額。 R7:100,445千円(R6:89,448千円)	

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10:拡充、11:現状どおり継続、12:縮小、13:手法・内容の見直し、21:他事業との整理・統合、31:休・廃止の方向で検討、32:次年度より休止、33:次年度より廃止、41:完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①								事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など	
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度決算事業費(千円)	基本方針	改善・見直し内容		令和6年度当初予算事業費(千円)	令和7年度当初予算事業費(千円)	6年度から7年度への増減額(千円)		事業費増減の主な理由
							令和6年度で対応するもの	令和7年度以降で対応する予定のもの					
210108		子育て支援拠点施設整備事業	子育て総合センター	地域における子育て支援の中心となる拠点施設等を整備する。	4,000	11	地域子育て支援拠点事業実施施設の空白地域の検討と、新設整備について検討していく。	新設整備については、地域の需要や施設全体の適正配置等を踏まえ検討していく。	0	505	505	高木北地域子育て支援施設照明LED化工事による工事請負費の増額。 R7:505千円(R6:0円)	
230303		児童館管理運営事業	子育て総合センター	地域社会において、児童の健全育成に寄与することを目的に、楽しい遊び場を与えるレクリエーション施設として、児童館・児童センターを開設している。 児童館・児童センターは、西宮市が直接管理運営する4児童館(むつみ・浜脇・津門・鳴尾)、2児童センター(大社・高須)、西宮市社会福祉事業団が設置運営を行う段上児童館、西宮市が設置し、西宮市社会福祉事業団が指定管理者として管理運営にあたっている2児童センター(塩瀬・山口)の合計9施設がある。利用対象は、乳幼児から中学3年生までの児童・生徒とその保護者。開館時間は午前10時から午後5時まで。休館日は日曜日・祝日・国民の休日・年末年始。利用は無料。 このほか、児童館や子育て支援施設のない地域では、公民館等を利用して、乳幼児親子を対象に移動児童館(市直営)を実施している。	228,838	11	新型コロナウイルス感染症の影響で中止していた行事等を再開するとともに、児童館受付システムや行事予約システムを活用した事務の効率化を進める。	乳幼児親子や小中学生のより良い居場所となるように、環境づくりやイベント・講座等の実施、地域や関係機関と連携した子育て支援を行う。	248,850	269,877	21,027	国県補助事業である地域子育て支援拠点事業において、より補助基準額が高い「一般型」の適用が受けられるようにするため、会計年度任用職員Bを増員することに伴う人件費等の増額。 R7:159,727千円(R6:138,358千円)	児童館における地域子育て支援拠点事業において、より補助基準額が高い「一般型」の適用を受けることで、国県補助金が増額となり、一般財源は10,995千円減となる。
230304		児童館改修事業	子育て総合センター	老朽化した箇所を随時補修し、利用者が快適に過ごせる環境を整備する。 また、施設の長寿命化を図るため、「中長期修繕計画」に基づき適切な周期で修繕を実施し、予防保全に努める。	0	11	山口センター空調設備改修工事設計業務を行う。	施設の老朽化が進んでおり、関係課と連携し、優先順位をつけて適切な時期で改修を行う。	657	8,732	8,075	・児童館の照明設備LED化工事及び山口センター空調設備改修工事による工事請負費の増額。 R7:7,671千円(R6:0円) ・段上センター屋上防水外壁改修工事及び空調設備改修工事による設計委託料の増額。 R7:1,061千円(R6:657千円)	
210202		公立保育所改築等整備事業	保育所事業課	入所児童の安全確保を図るため、耐震診断の結果、耐震基準を満たさない公立保育所の建物について、建替えもしくは耐震補強工事により耐震化を図る。	815,760	33	事業完了に向けて、引き続き実施する。		191,745	0	△ 191,745	本事業の完了による事業費の減額。 R7:0円(R6:191,745千円)	令和6年度完了事業
210203		公立保育所管理運営事業	保育所事業課	保護者の就労や病気などのため家庭において十分な保育をすることができない乳幼児を保育するため、市が公立保育所を設置、運営する。 ※Ⅲ事業費(コスト)の推移欄の令和4年度決算額のうち「その他」と「(加算)減価償却費」、令和3年度決算額のうち「(加算)減価償却費」の数値に誤りがあったため、修正を行った。	2,330,528	11	医療的ケア児の受入園に対し、ケア等を行う看護師・保育士を配置し、医師等の有識者による助言を受けながら、安定・継続した支援を行う。	医療的ケア児の受入ニーズを踏まえながら、受入保育所の拡大や職員確保など、受入体制の整備を進める。 また、委託範囲等を見直すことで、維持管理コストの節減を図る。	2,617,125	2,616,850	△ 275	・会計年度任用職員の必要数を見直したことによる会計年度任用職員人件費の減額。 R7:1,846,947千円(R6:1,869,628千円) ・物価高騰による食糧費の増額。 R7:269,689千円(R6:258,169千円) ・環境局主導でリバースオークションを実施することによる電気使用料の減額。 R7:53,886千円(R6:68,158千円)	清掃委託業務において清掃範囲や清掃時間の見直し、また日常清掃と年に1回の特別清掃とを分けて契約することにより安価で業務可能な事業者の参入を図っている。 令和7年度より「公立保育施設管理運営事業」に名称変更。 令和7年度より「保育こども園課」に課名変更。
210204		保育所施設改修事業	保育所事業課	老朽化が著しい公立保育所の保育室の改修等を実施する。また、保育環境改善のための改修等工事を実施する。	6,882	11	対象事業なし。	公立保育所の施設、設備の老朽化が進んでいることから、安全で良好な保育環境の確保のため、中長期修繕計画等をはじめとした計画的な改修工事に取り組む必要がある。	0	46,073	46,073	照明設備LED化工事、調理室空調機の入替工事による工事請負費の増額。 R7:46,073千円(R6:0円)	令和7年度より「公立保育施設改修事業」に名称変更。 令和7年度より「保育こども園課」に課名変更。
210205		地域型保育等支援事業	保育所事業課	地域型保育事業等に対して保育の充実と安定を図るため、保育支援員・保健師・管理栄養士の巡回や研修機会の提供、事故予防への取組等を実施する。 また、子ども・子育て支援法に基づく事業として実施される地域型保育事業等での従事希望者に対し、子育て支援員研修を実施する。	51,536	11	巡回支援等による各種相談対応、安全対策への助言や、基礎研修や子育て支援員研修等を実施することで保育の質の向上に取り組む。	教育・保育施設が増加している中で、巡回支援だけでなく電話による各種相談対応や、各種研修の実施により、引き続き保育の質の向上に取り組む。	56,322	17,900	△ 38,422	巡回支援等業務を幼児教育・保育センター管理運営事業及び、保健所に移管することによる会計年度任用職員Aの人件費の減額。 R7:14,457千円(R6:53,256千円)	令和7年度より「保育こども園課」に課名変更。

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10:拡充、11:現状どおり継続、12:縮小、13:手法・内容の見直し、21:他事業との整理・統合、31:休・廃止の方向で検討、32:次年度より休止、33:次年度より廃止、41:完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①									事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度決算事業費(千円)	基本方針	改善・見直し内容		令和6年度当初予算事業費(千円)	令和7年度当初予算事業費(千円)	6年度から7年度への増減額(千円)	事業費増減の主な理由	
							令和6年度で対応するもの	令和7年度以降で対応する予定のもの					
210206		民間保育所給付等事業	保育幼稚園支援課	子ども・子育て支援新制度の公定価格に基づく特定教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等に要した費用を民間保育所に支給・補助する。	4,208,624	11	主に、以下のことについて適切に対応する。 ・公定価格における単価改定、加算項目の運用の変更 ・処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの事務手続の見直し、同加算Ⅱの研修修了要件の拡大	今後も引き続き公定価格に基づき適切に給付等を行う。子ども・子育て支援法の改正等により、国がこども政策を更に強力に進めていくことが予想されるため、変化に柔軟に対応する。	4,000,750	15,312,768	11,312,018	認定こども園が4園新設されること及び公定価格の加算項目や単価の増による施設型給付費(負担金補助及び交付金)の増額。 R7:15,151,419千円(R6:12,671,998千円)	令和6年度より「施設型給付費等事業」(新設)に統合。 ただし、令和6年度当初予算事業費と比較するため、「民間保育所給付等事業」の令和7年度当初予算事業費に記載している。
210207		地域型保育給付等事業	保育幼稚園支援課	<地域型保育給付費等の支給・補助> 子ども・子育て支援新制度の公定価格に基づく特定地域型保育及び地域子ども・子育て支援事業等に要した費用を特定地域型保育事業者に支給・補助する。 <施設型病児保育事業> 病気等により保育所等での集団保育を利用することができず、就労等の事情で保護者による保育が困難である場合に、保育所、病院、その他の場所において保育を行う事業。 <訪問型病児・病後児保育利用料助成制度> 病気等により保育所等での集団保育を利用することができず、就労等の事情で保護者による保育が困難である場合に、ベビーシッターの派遣による保育サービス利用料を助成する制度。	2,102,973	11	主に、以下のことについて適切に対応する。 ・公定価格における単価改定、加算項目の運用の変更 ・処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの事務手続の見直し、同加算Ⅱの研修修了要件の拡大	今後も引き続き公定価格に基づき適切に給付等を行う。子ども・子育て支援法の改正等により、国がこども政策を更に強力に進めていくことが予想されるため、変化に柔軟に対応する。	2,032,492	0	△ 2,032,492		令和6年度より「施設型給付費等事業」(新設)に統合。 ただし、令和6年度当初予算事業費と比較するため、「民間保育所給付等事業」の令和7年度当初予算事業費に記載している。
210208		認定こども園給付等事業	保育幼稚園支援課	子ども・子育て支援新制度の公定価格に基づく特定教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等に要した費用を認定こども園に支給・補助する。	5,965,118	11	主に、以下のことについて適切に対応する。 ・公定価格における単価改定、加算項目の運用の変更 ・処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの事務手続の見直し、同加算Ⅱの研修修了要件の拡大	今後も引き続き公定価格に基づき適切に給付等を行う。子ども・子育て支援法の改正等により、国がこども政策を更に強力に進めていくことが予想されるため、変化に柔軟に対応する。	6,001,007	0	△ 6,001,007		令和6年度より「施設型給付費等事業」(新設)に統合。 ただし、令和6年度当初予算事業費と比較するため、「民間保育所給付等事業」の令和7年度当初予算事業費に記載している。
210209		私立幼稚園給付等事業	保育幼稚園支援課	子ども・子育て支援新制度の公定価格に基づく特定教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等に要した費用を私立幼稚園(特定教育・保育施設に限る。以下「新制度私立幼稚園」という。)に支給・補助する。 (参考 私立幼稚園と子ども・子育て支援新制度) 1 新制度に移行して運営(特定教育・保育施設) → 子ども・子育て支援法に基づく給付費の支給を受ける。 2 従来制度のまま運営 → 都道府県の補助(私学助成)を受ける。	899,888	11	主に、以下のことについて適切に対応する。 ・公定価格における単価改定、加算項目の運用の変更 ・処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの事務手続の見直し、同加算Ⅱの研修修了要件の拡大	今後も引き続き公定価格に基づき適切に給付等を行う。子ども・子育て支援法の改正等により、国がこども政策を更に強力に進めていくことが予想されるため、変化に柔軟に対応する。	801,890	0	△ 801,890		令和6年度より「施設型給付費等事業」(新設)に統合。 ただし、令和6年度当初予算事業費と比較するため、「民間保育所給付等事業」の令和7年度当初予算事業費に記載している。
210210		私立幼稚園等保護者負担軽減事業	保育幼稚園支援課	<施設等利用費の支給> 令和元年10月から実施の幼児教育・保育の無償化に係る施設等利用費を支給 <預かり保育費用軽減補助事業(協力幼稚園事業)> 保育所等の利用が保留となった又は地域型保育事業等を卒園した児童が、登録されている私立幼稚園の預かり保育を利用するときの費用を軽減 <認可外保育施設利用料の補助> 保育所等の利用が保留となった児童が、やむを得ず認可外保育施設を利用するときの利用料を補助	1,396,165	11	子ども・子育て支援法に基づき、施設等利用費を適切に支給するとともに、システムの標準化に対応していく。	標準化に対応したシステム環境においても施設等利用費を適切に支給できるよう必要に応じて事務を再構築する。	1,492,431	1,256,550	△ 235,881	施設等利用費の支給に係る特定子ども・子育て支援施設等の利用見込み人数の減等による給付費等の減額。 R7:1,238,173千円(R6:1,474,549千円)	

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①									事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度決算事業費(千円)	基本方針	改善・見直し内容		令和6年度当初予算事業費(千円)	令和7年度当初予算事業費(千円)	6年度から7年度への増減額(千円)	事業費増減の主な理由	
							令和6年度で対応するもの	令和7年度以降で対応する予定のもの					
210211		私立幼稚園教育振興補助事業	保育幼稚園支援課	本市の幼児教育に不可欠な役割を果たしている市内の私立幼稚園の教育の振興を図り、本市教育の維持充実及び発展に資することを目的として、私立幼稚園に対して補助金を交付している。 補助対象事業 ・施設及び設備の改善 ・教育上の研究 ・災害のため不測の損害をこうむったとき ・教育の振興上必要があるとき 補助金の上限 3,200円×園児数+540,000円	37,094	11	本市の幼児教育の振興を図るために、補助事業を実施するとともに、昨年実施した申請手続きのオンライン化を定着させ、事務の効率化を図る。	本市の幼児教育の振興を図るとともに、より効果的な事業に継続して取り組む。	37,193	68,520	31,327	私立幼稚園に対して、特別支援教育・保育に係る補助金を実施することによる増額。 R7:68,509千円(R6:37,187千円)	
210212		新制度認定関係事務	保育入所課	保育の支給認定、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の入所申込に係る利用調整、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担額の決定、公立・私立保育所の利用者負担額の徴収	79,983	11	入所業務の円滑な執行のため、事務内容の整理を行う。保育所等入所等業務労働者派遣契約による窓口対応等の外部委託や電子申請、保育所入所選考システム等ICTを活用することによる業務の効率化や市民の利便性の向上を図る。	増大する事務に対して円滑な執行のため、更なるICT化等の検討を行い、業務の効率化を図るとともに市民の利便性の向上に努める。	94,734	89,644	△5,090	【蔵入】 認可保育所から幼保連携型認定こども園に移行することに伴う利用児童見込数の減による保育所保育料の減額。 R7:724,557千円(R6:777,170千円) 【蔵出】 派遣契約に係る契約期間等を見直したことによる委託料の減額。 R7:8,912千円(R6:16,705千円)	
210301		診療・リハビリ事業	診療事業課	こども未来センター診療所は、子供の運動発達の遅れや、ことばの発達についての診療など、医療的な側面からの支援を行っている。診療所の特徴は、単に診療を行うだけではなく、本人の日常生活の充実や向上につなげていくことを主眼とした取組を行っているところにある。医師や看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理療法士など多職種の医療専門職が、さまざまな取組を行い、センター内の関係部門や学校園等と連携した各種の支援にも力を入れ、センターの基本理念である「こども自身の自分らしい豊かな人生を実現する」ことに向けた総合的な支援を目指している。	196,987	13	初診・再診待機期間の短縮に向け、医師の確保に努める。また、待機期間中の児童・家族の不安等解消のため学校園等へのアウトリーチや講座開催による支援を行う。地域医療機関との連携による、症状に応じた適切な対応を進める。	医師の確保による診療体制の充実、学校園等へのアウトリーチの拡充、地域医療機関との連携による児童の状況に応じた適切な診療・療育支援が行えるよう、これらの取組を引き続き行っていく。	220,955	254,454	33,499	・外来受付等業務及び業務システム保守等に係る委託料の増額。 R7:45,011千円(R6:20,692千円) ・業務システム機器賃借料の増額。 R7:16,059千円(R6:10,296千円)	
210302		児童発達支援事業	発達支援課	旧「西宮市立わかば園」の移転を機に、福祉・教育・医療が連携した切れ目のない支援を目指して、「児童発達支援センター」と「スクーリングサポートセンター」の両施設を複合した西宮市立こども未来センターを平成27年に新設した。 「こども未来センター」全体の施設管理業務と児童福祉法に基づく児童発達支援センターとして、こども未来センター内において通園療育等の事業を行っている「わかば園」、そして社会福祉法人を指定管理者としている「西宮市立北山学園」の管理運営を実施している。 〔こども未来センター わかば園〕2歳児から就学前の肢体不自由児、知的・発達障害児を対象に通園療育を実施。 〔北山学園〕3歳児から就学前の知的・発達障害児を対象に通園療育を実施。	130,592	13	引き続きフォロー事業を充実させつつ、こども未来センター全体で、児童発達センターとしての地域の中核的役割を担い、新設された「中核機能強化加算」の獲得を目指す。 北山学園のプール水漏れ補修工事、2階ホール非常口扉改修工事を実施する。	管内の事業所を中核機能強化事業所として位置づけ、日常的な連携体制を構築し、地域の支援体制を強化することで、子供と家族に対する支援を充実させていく。	147,465	149,820	2,355	・会計年度任用職員Bの増(6人→7人)による人件費の増額。 R7:43,191千円(R6:37,122千円) ・北山学園のプール水漏れ補修工事及び2階ホール非常口扉改修工事の完了による工事請負費の減額。 R7:1,510千円(R6:4,919千円)	
210303		北山学園施設整備事業	発達支援課	西宮市立北山学園は、児童福祉法第43条に基づく児童発達支援センターとして、就学前の主に知的障害のある児童を対象に、独立自活に必要な指導支援を提供することを目的として設置しており、施設の適正な維持管理を図るとともに、機能の増進を図る必要がある。 令和2年度は老朽化対策としてプール槽内及びプールサイドシート補修工事を実施した。 令和3年度は外壁等改修工事及びプールの過設置更新工事を実施した。 令和4年度はボイラー室用途変更工事及び厨房前コンクリート補修工事を実施した。 令和5年度は玄関の二重扉化工事を実施した。	1,734	11	令和7年度の補修工事等に向けて、北山学園と連携して準備を進めていく。	令和7年度に雨漏りの補修工事を行うなど、老朽化に伴う不具合箇所の補修により、引き続き安心して療育できる環境づくりに努めていく。	0	2,712	2,712	屋上防水工事及び照明設備LED化工事による工事請負費の増額。 R7:2,712千円(R6:0円)	

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①									事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度 決算 事業費 (千円)	基本 方針	改善・見直し内容		令和6年度 当初予算 事業費 (千円)	令和7年度 当初予算 事業費 (千円)	6年度から 7年度への 増減額 (千円)	事業費増減の主な理由	
							令和6年度で 対応するもの	令和7年度以降で 対応する予定のもの					
210304		発達・教育相談事業	地域・学校支援課	18歳までの子供の「心身の発達や療育・福祉サービスに関すること、不登校・情緒不安定・特性等や教育に関すること」等、保護者や本人の悩みや困ったことについて、専門の相談員が電話や面談等により、相談に応じている。	35,725	13	市民のニーズに応じるため、インテーク(初受理面接)枠を増やし、診療との連携を図る。土曜日の相談事業を縮小し、平日の相談員の配置を充実させる。	引き続き、相談員の専門性を活かし、ニーズに応じた支援を行う。	40,356	43,018	2,662	会計年度任用職員人件費の増額。 R7:42,378千円(R6:39,828千円)	
210305		地域・学校支援事業	地域・学校支援課	さまざまな課題のある子供を支援するうえで、子供が普段の生活で最も長い時間を過ごす学校・幼稚園・保育所や関係機関などとの連携をとりながら支援を行い、早期の気づき・発見を早期の支援につなげていけるよう、ネットワーク作りを行う。 不登校児童生徒や学校生活で配慮を必要としている児童生徒に対して、きめ細かな支援を行い、社会的自立や学校生活の安定に向けたさまざまな支援を行う。 障害福祉サービス等を利用する際に作成することとなっている「本人中心支援計画」(障害児支援利用計画)の作成やモニタリングを行い、本人やご家族の現在の状況や希望などを整理し、課題や方針などについて支援関係者間での認識共有を図る。	60,166	10	学校園等からの多様なニーズに対応したアウトリーチ事業を進めていく。「あすなる みらい」では、小人数制等の特色を生かした運営を行っている。	今後もニーズに合った支援体制を整えていく。「あすなる みらい」は市内のあすなる学級と綿密な連携を図っていく。	64,956	66,864	1,908	・会計年度任用職員人件費の増額。 R7:53,527千円(R6:50,728千円) ・発達障害早期発見支援等委託料の減額。 R7:982千円(R6:1,848千円)	
【環境局】													
520501		公衆衛生向上補助事業	環境企画課	国及び地方公共団体は、公衆浴場経営の安定化を図る措置等により、公衆浴場の確保に努めなければならないとされている。一般家庭での自家風呂の普及により浴場利用者は減少し、浴場の経営は厳しい状況であるが、公衆衛生の観点のみならず、地域コミュニティの場としても重要な役割を担っている公衆浴場を保護するために助成を行う。	3,800	11	今後も、公衆浴場の確保のため、助成をしていく	現状どおり事業を継続し、公衆浴場の確保に努める。	2,313	2,254	△ 59	公衆浴場設備改善資金利子補給金の申請見込み額の減額による負担金補助及び交付金の減額。 R7:2,254千円(R6:2,313千円)	
621001		都市整備公社運営調整事務	環境企画課	西宮市都市整備公社は、公益法人制度改革への対応として、平成25年4月1日付けで一般財団法人へ移行した。公社は、地域的特性を生かした土地の合理的利用、都市環境の整備事業を推進することにより、住民福祉の向上に寄与することを目的としている。公社に派遣した市職員等の person 件費を補助することにより、公社の健全で安定した運営が図られ、ひいては実施事業の充実につながり、住民福祉の向上に寄与する。	15,726	13	都市整備公社のあり方について検討する。	検討結果をもとに事業を継続し、引き続き住民福祉の向上を図る。	15,893	10,928	△ 4,965	職員1人減による負担金補助及び交付金の減額。 R7:10,928千円(R6:15,893千円)	
510101		環境学習都市推進事業	環境企画課 (環境学習都市推進)	環境問題は、生活様式の変化や都市化が進む中、多様化、複雑化し、身近な環境問題から地球温暖化やオゾン層の破壊など地球規模まで広がっている。これらの環境問題に対処していくためには、市民、事業者、行政の連携のもと環境保全に関する取り組みと市民の自主的な環境学習の発展が求められている。 本事業は、「地球ウォッチングクラブ(EWVC)事業」を中心に子どもたちの発達段階に応じた環境学習の仕組みを導入すると共に、環境学習活動の拠点となる「環境学習サポートセンター」の運営や地域ぐるみのエコ活動の拠点となる「エココミュニティ会議」への活動支援など、あらゆる場で生涯にわたって環境に関して学ぶ力を育成するための基盤整備を行うものである。	28,302	11	地域や学校など、各主体の事情やニーズに応じた環境プログラムの提供や活動の支援について検討を行う。	第3次西宮市環境基本計画の内容や環境審議会等における議論に基づき、市民・事業者との参画と協働による環境学習システムの運用を図る。	31,156	30,841	△ 315	木製文具等の購入減による消耗品費の減額。 R7:2,747千円(R6:3,458千円)	
510102		環境計画推進事務	環境企画課 (環境学習都市推進)	「環境学習都市宣言」の具体化のため策定した「第3次西宮市環境基本計画」に基づき、市民、事業者、行政の参画と協働で、持続可能なまちづくりを行う。計画で定めた4つの環境目標の達成のため、環境計画推進パートナーシップ会議を中心とした体制で各種事業を実施する。また、環境マネジメントシステムに基づくPDCAサイクルの運用により、市役所の事務・事業活動による環境への負荷の継続的な低減を行う。	20,677	12	会議体の整理統合、環境マネジメントシステムの事務内容の効率化を図る。	第3次西宮市環境基本計画に基づき計画を推進する。環境マネジメントシステムはPDCAサイクルに基づき継続的な改善を図る。	1,869	1,262	△ 607	会議体の整理統合による委員報酬の減額。 R7:744千円(R6:1,017千円)	

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10:拡充、11:現状どおり継続、12:縮小、13:手法・内容の見直し、21:他事業との整理・統合、31:休・廃止の方向で検討、32:次年度より休止、33:次年度より廃止、41:完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①							事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など		
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度 決算 事業費 (千円)	基本 方針	改善・見直し内容		令和6年度 当初予算 事業費 (千円)	令和7年度 当初予算 事業費 (千円)		6年度から 7年度への 増減額 (千円)	事業費増減の主な理由
							令和6年度で 対応するもの	令和7年度以降で 対応する予定のもの					
510302		環境衛生協議会補助事業	環境企画課 (環境学習都市推進)	市民が直面している地球規模の環境問題を解決するため、今までのライフスタイルを見直し、少ない資源を有効に活用する循環型社会をめざし、環境衛生協議会に補助することにより、ごみの減量化・再資源化を図ることを目的に環境衛生、保健衛生及び環境美化に関する啓発、地区協議会の育成、連絡調整、クリーン大作戦や地域美化の促進など「環境学習都市にしのみや」にふさわしい持続可能な様々な実践活動を進める。	6,616	12	補助金の減額により事業の縮小を行うが、実施できる事業の中で、地域に住む様々な世代が参加し、地域活動を進めていけるよう魅力ある会運営をサポートしていく。	各地域において、組織の育成強化、多様な世代の参加により、地域が一体となって活動を進めていけるよう適切な会運営のサポートを図る。	5,658	5,300	△ 358	会計年度任用職員Bに係る一部の経費を一般事務経費に移管したことによる人件費の減額。 R7:0円(R6:327千円)	
510201		地球温暖化対策事業	環境企画課 (ゼロカーボンシティ)	「2050年ゼロカーボンシティにしのみや」の実現を目指し、地球温暖化対策実行計画の推進及び進捗管理を行う。 再生可能エネルギー及び省エネルギーに資する活動や機器等の設置に対する支援を行う。 太陽光発電設備の設置を行う事業者に対し、周辺住民等との調整を促す。 ※令和4年度より「エネルギー政策推進事業」から「地球温暖化対策事業」へ名称変更。	130,236	11	太陽光発電設備の共同購入事業や省エネ家電の買替え促進事業等を展開し、家庭部門の二酸化炭素排出削減に努める。公共施設に省エネ機器の導入する。	「地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業評価編)」の推進を行い、脱炭素社会の実現に向け、より意欲的で効果的な施策を実施する。公共施設に省エネ機器の導入を推進する。	546,086	71,117	△ 474,969	ゼロカーボン推進事業の内容を精査したことによる減額。 R7:70,639千円(R6:542,388千円)	
520503		葬儀・斎場管理運営事業	斎園管理課	近年、家族形態の変化と生活様式の変遷に伴い、葬祭に対する市民ニーズは多様化し、「清楚で低廉」な葬儀を望む市民は多いと思われる。西宮市では市営葬儀が市民に定着していることもあり、年間600件程度行われ、市内葬儀の1割強を市営葬儀が占めている。	151,780	11	斎場施設の改修に取り掛かっていく。	斎場施設に係る改修計画に基づき、取組を進めていく。	169,582	184,659	15,077	葬儀件数等の増による指定管理委託料の増額。 R7:179,608千円(R6:163,466千円)	
520504		墓地・納骨堂管理運営事業	斎園管理課	「墓地、埋葬等に関する法律」の定めるところにより、国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地に基づき、焼骨を葬るための施設である市立墓地6箇所(合葬式墓地を含む)及び市立満池谷納骨堂の管理を行う。	223,394	11	合葬式墓地の円滑な運営に努める。返還墓所の整理を進め、墓地の安定供給に努める。	返還墓所の整理に伴い、墓地の安定供給に係る公募の促進に努め、使用者増への取り組みを進める。	267,304	286,084	18,780	墓園管理システムの再構築及び墓地販売促進に伴う墓地管理等委託料の増額。 R7:226,221千円(R6:208,162千円)	
520505		火葬場管理運営事業	斎園管理課	「墓地、埋葬等に関する法律」により、火葬場以外での火葬は禁止されている。国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地に基づき、遺体を葬るために焼骨とする施設である。	90,165	11	火葬場における24時間受付業務の円滑な運営に努める。	引き続き、指定管理者によって、サービスの向上と経費節減を図るとともに、市も安全安心な施設運営に関わっていく。	94,670	100,101	5,431	残骨灰の処理業務に係る委託料の増額。 R7:6,177千円(R6:0円)	
520506		満池谷火葬場設備改修事業	斎園管理課	満池谷火葬場は、平成3年4月に現施設を稼動して以来、11基の火葬炉により年間約5,000件の火葬を実施している。設備の維持管理については、日常のメンテナンスを始め、耐火煉瓦、台車等の補修を計画的に行い、火葬業務に支障がない様に努めているが、1炉あたりの火葬件数が2,000～2,500件(満池谷火葬場で約6年～7年半)で耐火煉瓦、周辺機器の全面更新が必要であり、第3次更新として令和元年度より順次改修を実施している。	58,300	11	火葬炉内設備等の更新を計画的に行う。	火葬炉本体や火葬設備等の更新を計画的に行っていく。	71,800	22,660	△ 49,140	・屋上防水外壁改修に係る工事請負費の減額。 R7:0円(R6:41,000千円) ・炉内等設備改修に係る工事請負費の減額。 R7:22,660千円(R6:30,646千円)	
520508		墓地施設改修事業	斎園管理課	市立墓地施設において、利用者が安全安心に利用していただけるよう、改修・維持補修等を行う。	29,296	11	緊急及び臨時にて対応すべき事業について解決を図る。	緊急事業を含め、墓園全体の改修工事について、年次的に取り組めるよう検討する。	31,700	34,645	2,945	・満池谷墓地香花売場1、2号店屋上防水外壁改修に係る工事請負費の減額。 R7:0円(R6:18,700千円) ・墓地内駐車場整備に係る工事請負費の増額。 R7:17,000千円(R6:0円) ・満池谷納骨堂改修に係る工事請負費の増額。 R7:3,645千円(R6:0円)	

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10: 拡充、11: 現状どおり継続、12: 縮小、13: 手法・内容の見直し、21: 他事業との整理・統合、31: 休・廃止の方向で検討、32: 次年度より休止、33: 次年度より廃止、41: 完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①								事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など	
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度 決算 事業費 (千円)	基本方針	改善・見直し内容		令和6年度 当初予算 事業費 (千円)	令和7年度 当初予算 事業費 (千円)	6年度から 7年度への 増減額 (千円)		事業費増減の主な理由
							令和6年度で 対応するもの	令和7年度以降で 対応する予定のもの					
520517		斎場施設改修事業	斎園管理課	斎場施設において、利用者が安全安心に利用していただけるよう、改修・維持補修等を行う。	4,337	11	施設の改修工事について、年次的に取り組めるよう検討する。	施設の改修を計画的に行っていく。	46,200	7,300	△ 38,900	・計画変更に伴う屋上防水外壁改修に係る工事請負費の減額。 R7:0円(R6:44,700千円) ・既存施設改修設計に係る委託料の増額。 R7:6,700千円(R6:1,000千円)	
510301		環境保全事業	環境保全課	(1)駐車場、洗車場及び資材等置場の設置を行う事業者に対し、環境への配慮を促す。 (2)公共の場所での迷惑花火、深夜騒音発生、犬のふん放置、ポイ捨て、指定区域内での路上喫煙を禁止する(迷惑花火・喫煙規制業務以外は他課所管)。 (3)旅館業、風俗営業及び店舗型風俗特殊営業の用途に供する建築物の建築の際、建築主に居住環境及び教育環境への配慮を促す。	12,275	13	喫煙禁止区域の追加に係る実現化に向けた検討を促進する。また、注意指導業務及びマナー啓発活動のより効果的な取組内容の精査と併せ、特に委託業務の人員費抑制とコスト縮減に留意のうえ改善を図る。	喫煙禁止区域の拡充とさらなる喫煙マナーに係る実効性ある対策に取り組む。	12,846	27,465	14,619	客引き禁止区域へのパトロール隊導入による県からの負担金の増額。 R7:10,790千円(R6:0円)	
520101		環境監視事業	環境保全課	環境関係法令に規定する第1号法定受託事務が中心である。環境汚染等による市民への健康影響及び騒音等による生活環境保全上の支障の未然防止対策に資するため、人の生存基盤である大気、水質、土壌の各環境の汚染状況並びに市民の生活環境である騒音、振動等の状況について監視、測定調査する。 得られた結果は、環境省や国土交通省、その他関係機関への各種公害対策要望を行う際に資料として活用するほか、庁内の各事業部局でも、環境面への影響調査等に活用されている。 大気汚染常時監視測定の結果は、光化学スモッグ注意報の発令等、緊急時の広報発令に不可欠であり、また市民等からの測定データに関する問い合わせも多い。 工場・事業場に対する法的規制では、立ち入り検査を実施し、排水、排ガスの分析調査等を行っている。	65,382	11	アスベスト含有建造物の今後の解体工事のピーク等社会的需要の増大を見据え、職員のスキルアップと効果的で持続可能な監視体制の強化を目指す。	携帯型分析機材の活用と職員の資格保有とスキル向上に努め、調査件数と実績率の増及び調査精度の向上を目指す。また、今後の解体工事等社会的需要の増大を見据えた効果的で持続可能な検査体制を整備する。	76,399	74,050	△ 2,349	仕様見直しによる委託料の減額。 R7:50,292千円(R6:53,411千円)	
520102		環境監視設備等整備事業	環境保全課	大気汚染防止法第22条、騒音規制法第18条、水質汚濁防止法第15条の規定に基づき、大気、騒音、水質の汚染状況等の常時監視測定等、及び振動規制法第19条の規定に基づく振動の測定に必要な測定機器等を計画的に整備更新する。	7,968	11	法定受託事務に係る常時監視測定の円滑な実施のため、測定機器の整備や老朽化した機器の計画的な更新を図る。	法令や環境基準等の改正により新たな項目が定められた場合にも対応できるよう計画的な測定機器の整備更新を図り、効率的な機器の活用と延命化に留意のうえ経費の抑制に努める。	9,493	9,878	385	計画的な測定機器更新に係る備品購入費の増額。 R7:9,878千円(R6:9,493千円)	
520201		ごみ減量等推進事業	美化企画課	平成31年4月に改定した一般廃棄物処理基本計画に基づき、環境負荷の少ない持続可能なまちづくりを目指して、市民・事業者・行政の各主体の自律と協働により、リデュース(発生抑制)とリユース(再使用)の2Rを優先的に進めることによりごみの減量化を図るとともに、分別排出の徹底によるリサイクルに取り組む等、資源循環型社会の形成に向けて積極的な取り組みを進める。	31,429	10	引き続きごみの減量及び分別排出の徹底に努め、一般廃棄物処理基本計画の目標数値の実現に向け取り組みを進める。また、令和8年度から実施する新区分に向け、啓発及び広報の準備を進める。	令和8年度からの分別区分の見直しに向けて、住民説明会や様々な広報媒体を活用しながら周知啓発活動を展開し、市民の理解を深めるとともにさらなるごみの減量及び再資源化に努める。	34,608	34,723	115	・再生资源集団回収奨励金の減額。 R7:26,572千円(R6:26,797千円) ・出前授業用パソコンの新規購入による備品購入費の増額。 R7:292千円(R6:0円)	
520217		じんかい等収集車両整備事業	美化企画課	一般家庭じんかい(ごみ)等収集搬送を滞りなく行うために適切な車両の配備を行う。また、購入時は、環境基準に適応した、CO2排出量の少ない低公害車を順次導入する。 令和5年度末保有台数 じんかい収集車 33台(内 低公害車 33台) ダンプ車 18台(内 低公害車 18台) 水路清掃車 3台(内 低公害車 2台) 糞尿車 1台(内 低公害車 1台) タンク車 1台(内 低公害車 1台) その他 14台(内 低公害車 2台) ＜合 計＞ 70台(内 低公害車 57台)	42,768	11	小型ダンプ車(クレーン付)(クリーンディーゼル仕様車:1台)以上の更新を予定している。	引き続き、クリーンディーゼル車・ハイブリッド車をはじめとする低公害車の整備を計画的に行っていく。	6,424	0	△ 6,424	令和7年度更新予定車両の納期が令和8年度に延びたことにより、令和7年度新規債務負担行為を設定したことによる減額。 R7:0円(R6:6,424千円)	

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10: 拡充、11: 現状どおり継続、12: 縮小、13: 手法・内容の見直し、21: 他事業との整理・統合、31: 休・廃止の方向で検討、32: 次年度より休止、33: 次年度より廃止、41: 完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①								事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など	
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度 決算 事業費 (千円)	基本 方針	改善・見直し内容		令和6年度 当初予算 事業費 (千円)	令和7年度 当初予算 事業費 (千円)	6年度から 7年度への 増減額 (千円)		事業費増減の主な理由
							令和6年度で 対応するもの	令和7年度以降で 対応する予定のもの					
520516		し尿圧送管撤去事業	美化企画課	昭和43年に旧西部工場(浜松原町)から枝川浄化センターの間をし尿を送るために設置されたし尿圧送管(全長は3465.5m(内、埋設管路3,352.3m、河川渡河部116.2m))について、平成7年1月の阪神大震災以降は、使用していないため撤去する。 なお、阪神大震災以降は、代替施設として久寿川ポンプ場(今津久寿川町)と甲子園浜浄化センター(甲子園浜1丁目)内に仮投入所を設置し、平成10年5月に甲子園浜浄化センター(甲子園浜1丁目)内にし尿投入所を設置し、現在に至る。 また、当該施設の大部分は一般県道甲子園六湛寺線の道路敷地内の地中に埋設しており、県事業にてリニューアル工事が予定されていることから、一般県道甲子園六湛寺線の埋設箇所については、県道リニューアル工事と併せて撤去を行う予定である。	15,828	11	令和5年度からの繰り越し工事を実施する。 上記以外は、令和6年度はし尿圧送管が埋設されている場所について兵庫県の県道リニューアル工事が行ないため、撤去工を行わない。	兵庫県の県道リニューアル工事の日程にあわせて、し尿圧送管の撤去工を進めていく。	30,012	16,500	△ 13,512	令和7年度は、現時点で兵庫県の県道リニューアル工事の予定は未定であり、実施されない場合は、県道以外について撤去工を進めることによる工事請負費の減額。 R7:15,000千円(R6:30,012千円)	
630407		環境事業部施設維持管理事業	美化企画課	じんかい収集作業および水路清掃作業等の拠点である環境事業部が所管する各施設(環境事業部庁舎、美化第2課事務所、美化第3課事務所、甲子園浜し尿投入所)について、常に美化保全に努め、日常業務に支障のないよう適正・効率的な維持管理を行う。 また、西宮市環境マニュアルに留意した事務・事業活動を実施する。 ※西宮市環境マニュアルとは市関連施設における事務・事業活動及び施策において、環境保全活動を継続的に推進することを目的として制定された基本文書であり、それに基づく体制を西宮市環境マネジメントシステム(西宮市EMS)という。	95,058	11	引き続き、適切な修繕及び工事を実施し、業務遂行に支障が生じないよう施設の維持管理に努める。 部内の全職員が日頃からコスト意識をもつて電気・ガス等の使用量節減に努める。	老朽化の進む施設の状況を把握し、適切な修繕及び工事を計画的に実施する。引き続き、部内の全職員のコスト意識向上を図り、電気・ガス等の使用量節減に努める。	117,712	113,082	△ 4,630	工事請負費の減額。 R7:10,780千円(R6:17,107千円)	
520202		じんかい収集事業	美化第1課	生活系一般廃棄物は市直営及び委託業者によって計画収集を行っている。 ①ごみの適正処理(分別排出、分別収集) ②ごみの減量化 ③ごみの再資源化 にこやか収集:近隣や身近な人、親族等の協力が得られない介護を必要とする高齢者や障害がある人で、自宅からごみステーションまでのごみ出しが困難な世帯を対象に個別収集を実施している。	1,333,437	13	令和8年度予定の新収集体制を見込んで、曜日変更や地区割等の決定を行う。勤務時間の見直し案を策定。各関係部署と協議を行い、方針を確定する。粗大ごみ処理手数料の改定に向けて検討を進める。	令和8年度からの分別区分の見直しに向けて、住民説明会や様々な広報媒体を活用しながら周知啓発活動を展開し、市民の理解を深める。	1,402,706	1,449,358	46,652	・生活系ごみの分別区分見直しに伴う増額。 【印刷製本費】 R7:36,096千円(R6:4,824千円) 【委託料】 R7:21,126千円(R6:0円) 【備品購入費】 R7:911千円(R6:0円) ・粗大ごみ処理手数料に係るキャッシュレス決済導入に伴う手数料の増額。 R7:813千円(R6:0円)	
520203		ごみ電話受付センター運営事業	美化第1課	・市民からの粗大ごみ収集の申込の電話受付。 ・市民からの死獣・汚物の申込の電話受付及び、直接持込に対する電話案内。 ・市民及び、事業者からの西部総合処理センター直接持込の電話受付。 ・ごみ分別等の簡易な問合せに対する回答。	48,067	11	近隣他市と比較した場合、受付時間が過剰となっていたため、令和6年度より月～金の受付時間を17時30分までに短縮、土日の受付は廃止し、事業費の削減を行った。	LINEによる収集申込時に電子マネー・クレジットカード決済に対応すべく、検討を進める。	57,092	53,533	△ 3,559	粗大ごみ等電話等受付業務の従事者の人件費等の減額。 R7:44,517千円(R6:47,531千円)	
520510		死獣汚物等収集事業	美化第1課	犬・猫等の動物の死体や汚物等の収集と処理。	18,370	11	市民に不快感を与えることがないよう、亡くなった動物は丁寧に扱うとともに通報を受けた際は、場所・種別等を正確に聞き取り速やかに収集に努める。	引き続き、市民に不快感を与えることのない様、正確な受付と適切かつ速やかな収集に努める。	18,865	18,865	0		
520204		不法投棄対策事業	美化第2課	家電リサイクル法対象機器を含む廃棄物の不法投棄を防止するための指導・啓発を行う。 ※家電リサイクル法対象機器:テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン(平成21年度より衣類乾燥機が追加)	3,471	11	不法投棄やボイ捨てを減らすためには、日頃からまちの美観や清潔の保持に努める必要があることから、パトロールの強化や、自主的に清掃活動の視野を広げる取組として、ごみ拾いアプリ「ピリカ」を導入した。ピリカの普及を図る広報活動に努める。	引き続き、関係機関・部局との連携をとりながらパトロール等の各種啓発活動に取り組む。また、ピリカを活用し不法投棄発生件数の減少に努める。	3,739	3,924	185	地域清掃活動用ごみ袋の単価上昇による消耗品費の増額。 R7:2,067千円(R6:1,927千円)	

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10:拡充、11:現状どおり継続、12:縮小、13:手法・内容の見直し、21:他事業との整理・統合、31:休・廃止の方向で検討、32:次年度より休止、33:次年度より廃止、41:完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①									事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度 決算 事業費 (千円)	基本 方針	改善・見直し内容		令和6年度 当初予算 事業費 (千円)	令和7年度 当初予算 事業費 (千円)	6年度から 7年度への 増減額 (千円)	事業費増減の主な理由	
							令和6年度で 対応するもの	令和7年度以降で 対応する予定のもの					
520511		し尿収集事業	美化第3課	・市内の未水洗化世帯のし尿の計画的収集、事業活動に伴い随時に排出されるし尿の収集の委託 ・市内の浄化槽設置・管理者への適正管理指導 ・甲子園浜浄化センター(投入所)へのし尿、浄化槽汚泥の受入	34,927	12	令和6年度末をもって臨時分し尿については行政収集を廃止し、許可収集に移行する。定期収集分については、引き続き、公共水域の保全のため、汲取り世帯や浄化槽設置者・管理者に適切な指導・勧告を行う。	生活環境と公共用水域の水質保全を図るため汲取り世帯や浄化槽設置者・管理者に浄化槽法に基づき適切な指導・勧告を行う。	40,157	26,131	△ 14,026	【歳入】 臨時分し尿収集廃止によるし尿処理手数料の減額。 R7:3,099千円(R6:13,148千円) 【歳出】 臨時分し尿収集廃止によるし尿収集運搬委託料の減額。 R7:25,472千円(R6:39,449千円)	
520512		公衆便所清掃等維持管理事業	美化第3課	人の往来が多く、数多くの人が集まる駅周辺等市内4箇所(香爐園浜公衆便所は、平成28年12月末に公園緑地課に移管)に設置している公衆便所について清掃、管理するとともに、周辺環境の美化や衛生状態の維持・向上を図る。	9,914	12	利用者が多い夙川駅前公衆便所は存続することとし、それ以外の3ヶ所については、令和7年度末の閉鎖に向けて、地元自治会等への説明を行うなどの調整を進める。	閉鎖する公衆便所については可能な限り早い時期での解体撤去工事を実施する。存続する公衆便所については、引き続き適切な維持管理に努める。	10,828	11,405	577	労務単価の上昇による公衆便所清掃委託料の増額。 R7:8,302千円(R6:7,695千円)	公衆便所の解体等費用については令和7年度より「公衆便所解体等事業費」にて実施。 令和8年度以降委託料は減額となる。
520513		移動便所貸出事業	美化第3課	公衆便所が設置されていない公園や河川敷等での自治会やサークルなどの集会、行催事の際に、移動便所の貸出しを行い、行事の円滑な進行と参加者の利便性の向上と環境衛生の維持を図る。	4,668	33	令和6年度末をもって移動便所の貸出事業を廃止する。	令和7年度より事業廃止。	7,603	0	△ 7,603		令和7年度より廃止。
520514		水路清掃事業	美化第3課	水路の洪水等の災害を防止し、市民の安全と生活環境保全を目的として、計画的な清掃作業等に努めている。しかし、雨水とともに流入する土砂やボイ捨てゴミ及び不法投棄による多種多様なゴミが堆積し、いっ水(水がふれ出る)の原因となるほか、雑草や藻の繁茂による悪臭等の発生で生活環境が損なわれていることから清掃を効果的にを行い被害を低減し水路の流路確保に努めていく必要がある。	42,587	13	予防清掃の実施等、豪雨や台風等による災害防止に努めるとともに、水路清掃回数等を整理し、水路清掃計画及び実施体制の見直しを行う。	今後の水路清掃のあり方について、土木局と水路清掃の工程案を検討し、令和8年度からの委託拡大に向けて委託対象水路を選定する。	47,116	47,680	564	・燃料費の減額。 R7:3,536千円(R6:3,943千円) ・リース終了による使用料及び賃借料の減額。 R7:8,695千円(R6:9,329千円) ・備品購入費の増額。 R7:261千円(R6:0円)	
520301		産業廃棄物対策事務	事業系廃棄物対策課	産業廃棄物処理に係る適正な監督・指導等により、産業廃棄物の不適正な処理を防止する。	4,525	11	排出事業者に対する立入検査強化 処理業者に対する立入検査強化 不適正処理等の監視/パトロール強化 事業者に対する関係法令の周知徹底 市職員を対象とした研修の実施 PCB廃棄物の期限内処理指導に強化	令和6年度の実施内容を継続、強化する。	5,335	5,708	373	会計年度任用職員Bの人員費の増額。 R7:3,200千円(R6:2,787千円)	
520401		空き地・空き家対策事業	環境衛生課	空き地については、良好な生活環境を確保するため、市条例で所有者等に空き地の適切な管理を義務付けている。そのため、市民からの相談や空き地のパトロールの実施により、適切な管理が必要な空き地の所有者等に対して通知することで適切な管理を促している。また、草刈機の貸出しを行うほか、自己処理が困難な場合は、所有者から実費を徴収したうえで除草を民間に委託している。 空き家についても法において所有者等に空き家の適切な管理を義務付けており、市民から管理が不適切な空き家についての相談を受けた場合、その空き家の所有者等に対して文書等で改善を促している。	10,762	11	適切に管理されていない空き地・空き家の所有者等に対して指導を行い、適切に管理されていない空き家の解消や発生抑制につながる啓発を行う。西宮市空き家等緊急安全措置条例を制定するとともに、改正空き家法等の内容を踏まえた運用の見直しを検討する。	継続して、適切に管理されていない空き地・空き家の所有者等に対して指導を行い、適切に管理されていない空き家の解消や発生抑制につながる啓発を行う。改正空き家法等の内容を踏まえた運用の見直しを行う。	17,961	26,421	8,460	・財産管理制度予納金による手数料の増額。 R7:2,447千円(R6:5千円) ・特定空き家等分別解体等委託料等による委託料の増額。 R7:16,205千円(R6:9,678千円) ・特定空き家等飛散防止等対策工事による工事請負費の増額。 R7:1,000千円(R6:0円)	
520502		ねずみ族昆虫等駆除事業	環境衛生課	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき感染症の予防、蔓延防止のため水路や下水道等の公共施設で感染症媒介害虫等の調査、駆除を実施する。 また、害虫防除のための啓発事業、刺咬被害やアレルギーの原因となるダニ対策を実施し、市民の快適な生活環境を確保する。 災害・感染症が発生した場合に消毒作業を実施する。	48,722	11	害虫防除については令和5年度の作業実績を元に作成した年間事業計画に基づき効果的、効率的に即時対応できる体制を構築する。	感染症発生時に即時対応できる体制を維持し、より効率的に実施できる体制を構築する。	58,702	64,987	6,285	・会計年度任用職員の超過勤務計上等による会計年度任用職員報酬の増額。 R7:22,176千円(R6:16,450千円) ・車庫様前路面アスファルト工事による工事請負費の増額。 R7:2,200千円(R6:979千円)	

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10:拡充、11:現状どおり継続、12:縮小、13:手法・内容の見直し、21:他事業との整理・統合、31:休・廃止の方向で検討、32:次年度より休止、33:次年度より廃止、41:完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①							事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など		
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度決算事業費(千円)	基本方針	改善・見直し内容		令和6年度当初予算事業費(千円)	令和7年度当初予算事業費(千円)		6年度から7年度への増減額(千円)	事業費増減の主な理由
							令和6年度で対応するもの	令和7年度以降で対応する予定のもの					
520205		その他プラスチック処理事業	施設管理課	循環型社会形成の推進のため、その他プラスチック製容器包装(以下その他プラと言う)の再資源化に必要な、保管・選別・圧縮の中間処理を行う。 処理概要 開始時期：平成25年2月より一部地域、4月より全市において開始 処理内容：収集後のその他プラの中間処理を行い、再商品化事業者者に引渡す。 処理場所：鳴尾浜・西宮浜内の民間事業者敷地	97,293	11	良好な選別精度を維持するため、委託事業者へのモニタリングを継続する。	引き続き、良好な選別精度を維持するため、委託事業者へのモニタリングを継続する。	109,627	107,683	△ 1,944	処理量の減による委託料の減額。 R7:107,628千円(R6:109,560千円)	
520206		広域廃棄物埋立処分場建設補助事業	施設管理課	大阪湾フェニックス事業による廃棄物埋立処分場のうち、一般廃棄物(焼却灰等)分にかかる建設費を負担する。 Ⅰ期計画:尼崎沖処分場(1,600万立方メートル)、泉大津沖処分場(3,100万立方メートル)…受け入れは完了。 Ⅱ期計画:神戸沖処分場(1,500万立方メートル)、大阪沖処分場(1,400万立方メートル)…神戸沖処分場については平成14年4月から撤入開始。 工事期間…昭和62年度から46ヶ年 埋立期間…平成元年から44ヶ年 受入区域…近畿2府4県169市町村	24,855	11	応分の建設費用を負担する。	引き続き、応分の建設費用を負担する。	21,179	26,682	5,503	大阪湾広域廃棄物埋立処分場建設負担金の増額。 R7:26,682千円(R6:21,179千円)	
520207		西部総合処理センター管理運営事業	施設管理課	西宮市内で発生する一般廃棄物の処理 西宮市では家庭から排出される一般廃棄物は主に直営と委託により収集し、事業所から排出される一般廃棄物は許可業者等の収集運搬により、2箇所の処理施設(西部総合処理センターと東部総合処理センター)に搬入される。 これらのごみは、焼却・破砕・選別などの中間処理と資源化物の回収の後に、焼却灰や残渣は大阪湾フェニックス事業の広域処分場(神戸沖埋立処分場)で埋立処分している。	1,275,760	11	・安定したごみ処理の継続のため、計画的な点検・補修を行い、施設を適切に維持管理する。 ・処理手数料の適正な料金について検討する。	引き続き、計画的な維持管理を行い、新施設竣工までの間、大きなトラブルが発生しないようにする。	1,836,112	1,608,231	△ 227,881	・「西部総合処理センター改修事業」で焼却施設の改修を行うことによる修繕料の減額。 R7:554,679千円(R6:668,580千円) ・各種機器等の点検箇所減による委託料の減額。 R7:848,752千円(R6:939,615千円)	令和7年度より「西部総合処理センター改修事業」を新設。
520208		東部総合処理センター管理運営事業	施設管理課	西宮市内で発生する一般廃棄物の処理 西宮市では家庭から排出される一般廃棄物は直営又は委託により収集し、事業所から排出される一般廃棄物は許可業者の収集により、2箇所の処理施設(西部総合処理センターと東部総合処理センター)に搬入される。 東部総合処理センターでは、排出される一般廃棄物のうち、燃やすごみの焼却処理を行い、焼却灰については大阪湾フェニックス事業の広域処分場(神戸沖埋立処分場)で埋立処分している。	1,006,079	11	良好な運営状況を維持すべく、委託事業者へのモニタリングを継続する。	引き続き、良好な運営状況を維持すべく、委託事業者へのモニタリングを継続する。	929,020	577,811	△ 351,209	運営委託契約に基づく委託料の減額。 R7:577,811千円(R6:929,020千円)	
520210		ごみ意識高揚啓発事業	施設操作課	市民にごみ減量、資源リサイクルの大切さを認識してもらうために、リサイクルプラザを活用し、ごみとして搬入された粗大ごみの展示・再利用や、「自転車修理教室、こどもが店主のフリーマーケット、いきいきごみ展」など各種教室・イベントを実施する。加えて、処理施設の見学を受け入れ、ごみ処理工程を理解してもらう。	13,954	11	利用者アンケートを踏まえ、展示品やイベントを適宜見直し、施設の魅力を高める。	市民にとって魅力ある施設となる様に、引き続き事業展開を検討していく。令和8年度よりリサイクルプラザの運営を包括管理委託予定である。	14,287	15,092	805		
520212		西部総合処理センター焼却施設整備事業	施設整備課	老朽化に伴う西部総合処理センター焼却施設の代替施設として、西部総合処理センター破砕選別施設を解体し、跡地に新焼却施設を整備する。新焼却施設稼働後、現有西部総合処理センター焼却施設の解体工事(国庫補助対象)を行う事業。 対象施設:西部総合処理センター焼却施設(西宮市西宮浜3丁目8番) 処理規模:現有施設 525t/日(175t/日×3炉 ただし、1号炉は休止中)発電設備 6,000kW 将来施設 472t/日 発電設備および余熱利用設備 熱回収効率 23.0%以上 事業期間:令和2年度から令和17年度まで 概算事業費:約608億円(税込み)	34,309	11	発注者支援 生活環境影響調査 縦覧 汚染物調査	発注者支援 既設破砕選別施設の解体工事 新焼却施設の建設工事 現有焼却施設の解体工事	39,959	20,519	△ 19,440	施設整備関係委託料の減額。 R7:20,119千円(R6:39,611千円)	

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10: 拡充、11: 現状どおり継続、12: 縮小、13: 手法・内容の見直し、21: 他事業との整理・統合、31: 休・廃止の方向で検討、32: 次年度より休止、33: 次年度より廃止、41: 完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①								事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など	
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度 決算 事業費 (千円)	基本方針	改善・見直し内容		令和6年度 当初予算 事業費 (千円)	令和7年度 当初予算 事業費 (千円)	6年度から 7年度への 増減額 (千円)		事業費増減の主な理由
							令和6年度で 対応するもの	令和7年度以降で 対応する予定のもの					
520214		東部総合処理センター破砕選別施設整備事業	施設整備課	東部総合処理センター将来施設用地に、老朽化した西部総合処理センター破砕選別施設及び、東部総合処理センターベクトル圧縮施設を統合した新破砕選別施設を整備する。 対象施設:東部総合処理センター破砕選別施設(西宮市鳴尾浜2丁目1番4) 処理規模: 現有施設 破砕選別施設 不燃:72.0t/5h、粗大:38.0t/5h 合計110t/5h PET圧縮施設 2.15t/5h 将来施設 破砕選別施設 缶・ペット:10t/日、びん:13t/日、その他不燃ごみ:10t/日、粗大ごみ23t/日 合計56t/日 事業期間:平成27年度から令和8年度 全事業費:約78億円 事業手法:DBO方式(令和8年度から20年間の運営・維持管理費が必要)	82,555	11	工場棟建設	令和7年度 工場棟建設・試運転調整 令和8年度 新分別区分で処理開始	1,544,594	5,972,235	4,427,641	破砕選別施設の建設工事に伴う工事請負費の増額。 R7:5,942,915千円(R6:1,531,420千円)	
520218		プラスチック処理事業	施設整備課	循環型社会の形成を推進するために、容器包装リサイクル法に基づくその他プラスチック製容器包装(「その他プラ」)の再資源化に加えて、令和4年4月1日から施行されたプラスチック資源循環法により、製品プラスチックの分別・回収・再資源化も求められている。その為、その他プラと製品プラスチックの再資源化に必要な中間処理(保管・選別・圧縮梱包)を民間事業者に委託し、適正かつ効率的な処理を行うための処理方式の検討および処理を行うもの。 処理概要 開始時期 :第1期 令和8年～12年度 処理想定量:その他プラ 約4,200t/年 製品プラ 約 580t/年 処理内容 :収集⇒保管⇒選別⇒圧縮・梱包⇒保管⇒再商品化事業者へ引渡し⇒再商品化 処理場所 :鳴尾浜内、西宮浜内の民間事業者敷地	4,294	21	令和8年度からの製品プラスチック一括回収向け施設整備等の準備	令和7年度 事業者施設整備・試運転 分別区分見直しの住民説明会 令和8年度～ その他プラスチック処理事業と統合	0	0	0		令和8年度より「その他プラスチック処理事業」に統合。
520211		西部工場解体整備事業 (施設建設)	施設整備課	東部総合処理センターの稼働開始により、平成24年度より廃止となった西部工場の解体撤去 施設概要 対象設備:西宮市西部工場 場 所:西宮市浜松原町3-1 焼却施設:全連続燃焼式ストーカ炉、120t/日×2炉 延床面積:焼却棟 2,237.47㎡、車庫棟 1,559.38㎡ その他付属棟 一式 敷地面積:5,517.25㎡	142,235	11	除染工事 解体工事	敷地管理	768,460	37,080	△ 731,380	解体に伴う工事請負費の減額。 R7:37,080千円(R6:768,460千円)	
【都市局】													
140201		狭あい道路拡幅事業	市街地整備課	建築行為を行う場合において、建築敷地に面する道路が建築基準法第42条第2項に該当する場合、原則として道路中心線から2mの後退が必要となる。 当該道路が市道等である場合、建築行為に伴う後退部分を市道等の拡幅用地として提供(寄附又は土地使用貸借契約)頂くよう建築主等に協力を求め、用地提供の協議が調えば、市が後退部分の測量、市道等の拡幅整備工事を行う事業である。また市道の隅切り用地を提供頂いた土地所有者に対し、奨励金を交付している。 (注)建築基準法第42条第2項に該当する道路とは、建築基準法の施行日時点[昭和25年11月23日。それ以降に都市計画区域に指定された地域ではその指定された日現在既に存在している道(公道・私道の区別なし)]において、既に建築物が立ち並んでいた幅員4m未満の道路のうち特定行政庁が指定したもの。	62,396	11	事業地隣接地や近接地への事業の働きかけを行うとともに、要望に対し速やかに事業実施し施工実績の増加を目指す。また、引き続きホームページや照会等により先進事例等の調査・研究を行い、本市制度の改善策等を検討して行く。	引き続き事業の促進を図るため、申請地及びその隣接地等への働きかけを行うとともに、前年度までに検討した改善策等を用い、制度のあり方の検討をすすめる。	63,329	63,486	157	・助成制度化に伴う委託料及び工事請負費減額。 委託料 R7:2,607千円(R6:14,875千円) 工事請負費 R7:3,000千円(R6:43,164千円) ・助成制度化による負担金補助及び交付金増額。 R7:53,001千円(R6:616千円)	狭あい道路拡幅整備助成金交付要綱及び同実施要領を策定し、令和7年度より市直営事業から助成制度へ切り替える。
140202		丸山線整備事業	市街地整備課	都市計画道路丸山線(幅員22m～25m)の未整備区間である有馬川から山口南幹線までの区間(L=290m)を整備し、国道176号と山口南幹線を接続するための事業手法や実施時期等を検討する。	0	33	事業手法等について再検討が必要となったため、当面の間整備着手は延期するものとし、令和6年度より本事務事業は廃止する。		0	0	0		令和6年度より廃止。

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10:拡充、11:現状どおり継続、12:縮小、13:手法・内容の見直し、21:他事業との整理・統合、31:休・廃止の方向で検討、32:次年度より休止、33:次年度より廃止、41:完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①									事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度 決算 事業費 (千円)	基本方針	改善・見直し内容		令和6年度 当初予算 事業費 (千円)	令和7年度 当初予算 事業費 (千円)	6年度から 7年度への 増減額 (千円)	事業費増減の主な理由	
							令和6年度で 対応するもの	令和7年度以降で 対応する予定のもの					
140203		甲東瓦木地区・武庫川新駅関係事務	市街地整備課	甲東瓦木地区の土地区画整理事業の都市計画廃止区域において、地区住民のまちづくり活動に対して必要に応じて支援を行う。 また、阪急武庫川新駅予定地周辺においては、都市基盤施設整備の調査・検討を行う。	1,430	11	新駅開業時に必要不可欠な付帯施設を整理し、段階的な整備手法について検討する。地区住民のまちづくり活動を必要に応じて支援し、必要性や妥当性を判断した上で実現に向けた検討を行う。	新駅開業時に必要不可欠な付帯施設を整理し、段階的な整備手法について検討する。地区住民のまちづくり活動を必要に応じて支援し、必要性や妥当性を判断した上で実現に向けた検討を行う。	6,000	0	△ 6,000	新駅開業時に必要不可欠な付帯施設を整理しているが、計画策定する段階に達していないことによる減額。 【委託費】 R7:0円(R6:5,000千円) 【工事請負費】 R7:0円(R6:950千円) 【印刷製本費】 R7:0円(R6:50千円)	新駅開業時に必要不可欠な付帯施設を整理しているが、計画策定する段階に達していないため。
140204		樋ノ口土地区画整理事業	市街地整備課	樋ノ口土地区画整理事業 A=6.6ha 権利者数 36名 都市計画道路甲子園段上線 W=12m L=256m含む 総事業費 約27億円 施行期間 令和2年度から令和8年度 事業主体 西宮市樋ノ口土地区画整理組合	488,816	11	・土地区画整理法に基づく組合への技術的援助 ・補助金・負担金の交付	・土地区画整理法に基づく組合への技術的援助 ・補助金・負担金の交付	311,190	571,407	260,217	・事業の進捗に伴う組合への補助金の増額。 R7:465,207千円(R6:239,890千円) ・事業の進捗に伴う公共下水道整備負担金の増額。 R7:106,200千円(R6:68,300千円) ・事業に係る市有地の地籍更正に伴う測量完了による減額。 R7:0円(R6:3,000千円) ※R6当初事業費にはR5明許繰越を、R7当初事業費にはR6明許繰越を含む。 (R6繰越明許費内訳:18,707千円)	
140207		甲東瓦木地区都市基盤整備事業	市街地整備課	阪急武庫川新駅予定地周辺における、都市計画道路武庫川広田線、甲子園段上線の整備を行う。 武庫川広田線:計画延長180m、計画幅員15m 甲子園段上線:計画延長280m、計画幅員12m	13,457	11	武庫川広田線の事業認可申請、用地測量を行う。	武庫川広田線は、用地買収、物件補償、工事等を行う。甲子園段上線は、予備設計等の後事業認可を得て、用地測量、用地買収、物件補償、工事等を行う。	16,500	0	△ 16,500	事業の着手がR11年度以降に延期することになったことによる減額。 【委託費】 R7:0円(R6:15,000千円) 【役務費】 R7:0円(R6:1,500千円)	事業の着手が令和11年度以降に延期されることとなったため。
550102		武庫川広田線整備事業(中津浜線以东～瓦木なかの道)	市街地整備課	本事業は、都市計画道路武庫川広田線の未整備区間の一部区間(中津浜線以东～瓦木なかの道)の整備である。整備対象区間は、部分的に整備されているものの歩道が断続的で狭い道路区間があるため、歩行者や自転車、車両等が輻輳し、一部区間が路線バスの運行ルートとなっているため、改善が必要となっていた。また、本線沿いには瓦木中学校があり、高木小学校の通学路でもあることから、本市計画道路の整備により歩行者等の安全確保と車両通行の円滑化を図るとともに整備済み区間との機能的な幹線ネットワークを形成する。 路線延長 L=325m 計画幅員 W= 15m 施行者 西宮市	148,732	41	令和5年度事業完了	令和5年度事業完了	0	0	0		令和5年度完了事業
110202		住まい関連推進事業	すまいづくり推進課	1. 住まいに関する市民生活相談の実施(各種専門家による相談窓口)。 2. 「分譲マンション管理セミナー」の実施、「マンション管理セミナー動画」の配信・分譲マンション管理アドバイザー派遣業務の実施・分譲マンション実態調査の実施・令和6年2月よりマンション管理計画認定制度の実施。 3. 空き家の適正管理や利活用促進のセミナー実施や冊子の作成・空き家利活用制度として「空き家等地域活用支援事業」・空き家跡地活用まちづくり推進事業・戸建賃貸住宅住居支援事業、「空き家バンク制度」を実施。 4. 高齢者等がバリアフリー工事実施の際に費用の一部に助成金支給を行う「人生いきいき住宅改造成助成制度」の実施。 5. 住宅確保要配慮者への居住支援「すましかえサポート事業」の実施。	15,846	11	住宅リフォームアドバイザー事業の実施。 すましかえサポート事業において関係団体との連携充実。 西宮市マンション管理適正化推進計画における認定制度の広報と推進。	西宮市住宅マスタープランの中間改定による住まい関連推進事業の総合的な見直し。	18,320	19,809	1,489	高齢年分譲マンション実態調査業務に係る委託料の増額 R7:1,342千円(R6:0円)	
110105		建築開発関連審査会等運営事務	建築調整課	開発及び建築行為に対する同意、裁決、調査、審議、建議を行う審査会及び開発行為等に関する紛争調停などの機関運営を通じて、良好な市街地形成、住環境の整備・誘導を図り、安全で安心のある快適なまちづくりを目指す。 機関は外部の委嘱委員による審議等が主たる業務であるため、市は事務局を役務として側面支援業務を行う。	1,050	11	審査会ではWEB形式による会議の開催を更に進める等、効率的な運営に努め、適切な審査が行われるよう事務局として支援を行う。 紛争調停についても、引き続き高い終結(合意形成)率の維持を目指す。	これまでの実績に倣い、安定的な機関運営を維持することを念頭に、事業ごとの特性を丁寧かつ的確に捉えながら、効率的な事務作業を実施する。	2,663	2,530	△ 133	・委員報酬の減額。 R7:1,935千円(R6:1,984千円) ・旅費の減額。 R7:92千円(R6:177千円)	

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10: 拡充、11: 現状どおり継続、12: 縮小、13: 手法・内容の見直し、21: 他事業との整理・統合、31: 休・廃止の方向で検討、32: 次年度より休止、33: 次年度より廃止、41: 完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①									事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度 決算 事業費 (千円)	基本 方針	改善・見直し内容		令和6年度 当初予算 事業費 (千円)	令和7年度 当初予算 事業費 (千円)	6年度から 7年度への 増減額 (千円)	事業費増減の主な理由	
							令和6年度で 対応するもの	令和7年度以降で 対応する予定のもの					
110101		開発指導関係事務	開発指導課	開発事業等におけるまちづくりに関する条例・都市計画法等により、「良好な住環境の形成及び保全並びに安全で快適な都市環境を備えた市街地の形成を図る」(開発条例第1条)のために、届出等について適切な審査及び指導を行う。	4,080	11	時代の変化に応じた開発条例等の見直しを継続する。また、適切で効率的な開発協議を行うために、事業者、市民への条例内容等の周知手法の見直しを継続するとともに、各種届出の電子化に向けた調整を行い、運用を開始する。	時代の変化に応じた開発条例等の見直しを継続する。また、適切で効率的な開発協議を行うために、事業者、市民への条例内容等の周知手法の見直しを継続するとともに、届出の電子化の運用における課題を把握し、改善を図る。	8,797	8,043	△ 754	・小規模開発事業における電子申請導入事業に伴うソフトウェア購入等の減額に係る消耗品費の減額。 R7: 330千円(R6: 1,619千円) ・小規模開発事業における電子申請導入事業に伴うWebGISシステム改修委託料の減額。 R7: 818千円(R6: 1,202千円)	
110102		開発審査事務	開発審査課	【都市計画法】 ・都市計画法に基づく開発行為の許可・変更許可・中間検査・完了検査 ・市街化調整区域における建築等の制限に関する業務 【宅地造成等規制法】 ・宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事の許可・変更許可・中間検査・完了検査 ・宅地造成工事規制区域内における宅地防災に関する業務 【風致地区条例】 ・風致地区条例に基づく許可・変更届・完了検査等	1,596	11	宅地造成及び特定盛土等規制法による新たな規制への対応に向けて技術マニュアル等の改正を行う。	職員の派遣研修や職場内での指導・研修の実施により、技術力の向上に努める。また、業務のマニュアルを作成し、効率的に業務を行えるようにする。	16,431	38,258	21,827	既存盛土調査業務に伴う委託料の増額。 R7: 37,081千円(R6: 15,355千円) ※令和7年度当初予算事業費に令和6年度からの繰越明許費を含む。 (繰越明許費内訳: 36,443千円)	
110103		建築確認等審査事務	建築指導課	建築基準法に基づく確認審査及び現場検査、許可などの申請処理業務 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定業務 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定業務 兵庫県福祉のまちづくり条例に関する申請処理業務 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律による届出審査業務	14,205	11	建設予定地に関する調査依頼書のオンライン申請を令和6年度に実施するため、スマート申請のフォームの作成、台帳の作成、指定確認検査機関との調整等を行う。	各法律、条例に基づく業務を遂行するにあたり、手続きのマニュアル化、各種データの電子化を進め、ホームページ等に掲載する。また、研修等を通じて職員の能力向上を図る。	23,683	25,522	1,839	システム改修委託料の増額。 R7: 7,406千円(R6: 5,739千円)	
110204		耐震化促進等事業	建築指導課	簡易耐震診断推進事業:所有者の求めに応じ、簡易な診断法で耐震診断を行う。 住宅耐震改修促進事業:耐震診断の結果、耐震改修が必要と診断された住宅の改修等費用に補助金を交付する。 緊急輸送道路沿道建築物・大規模多数利用建築物等耐震化事業:災害時に緊急輸送道路の通行確保のため、道路を開塞する可能性の高い建築物の耐震化のため、耐震診断と耐震補強設計へ助成。大規模多数利用建築物に対しての耐震診断費助成は平成27年度より実施。 吹付けアスベスト除去等補助事業:民間建築物のアスベスト飛散による健康被害に対する不安を解消するため、吹付けアスベストの含有調査や除去等工事に要する費用の一部を補助する。	15,909	11	引き続き啓発活動に取り組んでいく。	啓発活動により、耐震化の重要性を周知していく。また、国・県の補助制度の動向に注視し、適切に対応する。	35,402	36,182	780	意識啓発活動パンフレット配布委託料の増額。 R7: 3,510千円(R6: 2,712千円)	
110205		市営住宅等管理業務	住宅調整課 住宅管理課 住宅入居・家賃課 住宅入居・家賃課(入居・家賃制度設計)/住宅整備課	健康で文化的な生活を保障するため、住宅困窮者に下記の住宅を低廉な家賃で賃貸し、管理を行う。 ・低額所得者に賃貸又は転賃する住宅で、公営住宅法の規定による公営住宅その他これに準ずる普通市営住宅 ・住宅地区改良法に規定する住宅その他これに準ずる改良住宅 ・密集住宅市街地整備促進事業に係るコミュニティ住宅 ・住宅市街地総合整備事業に係る従前居住者用住宅 ・兵庫県住宅供給公社から取得し、中堅所得者向けに賃貸する特別賃貸住宅 ・特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に係る特定公共賃貸住宅 ・兵庫県住宅供給公社が建設し、市が取得するため償還を行っている、県公社住宅 ・震災復興のためのUR都市機構からの借上住宅	1,257,064	11	西宮市営住宅等指定管理者評価の実施に関する方針に基づき定めた評価方法により指定管理者のモニタリングを実施し、指定管理業務に対する適切な指導・監督を行い市営住宅等の適正な管理に務める。	・モニタリングの継続実施により、指定管理業務に対する適切な指導・監督を行う。 ・高齢化社会の進行等に伴い社会のニーズに沿った施策を検討する。	1,472,859	1,506,984	34,125	・例年に比べ定期修繕業務がR7年度に多く計画されていることによる市営住宅等指定管理料の増額。 R7: 1,215,583千円(R6: 1,169,554千円) ・予算を精査したことによる電気使用料の減額。 R7: 37,020千円(R6: 42,020千円) ・特公賃貸住宅の空室が減少したことによる仲介手数料・広告手数料の減額。 R7: 892千円(R6: 4,608千円) ・県公社住宅管理委託料の減額。 R7: 7,368千円(R6: 14,736千円) ・宅移転補償費の減額。 R7: 8,976千円(R6: 16,048千円) ・令和7年度当初予算事業費に令和6年度からの繰越明許費を含む。 樋ノ口2丁目訴訟和解金: 800千円	

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10:拡充、11:現状どおり継続、12:縮小、13:手法・内容の見直し、21:他事業との整理・統合、31:休・廃止の方向で検討、32:次年度より休止、33:次年度より廃止、41:完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①								事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など	
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度決算事業費(千円)	基本方針	改善・見直し内容		令和6年度当初予算事業費(千円)	令和7年度当初予算事業費(千円)	6年度から7年度への増減額(千円)		事業費増減の主な理由
							令和6年度で対応するもの	令和7年度以降で対応する予定のもの					
110207		市営住宅等改修事業	住宅管理課	・市営住宅外壁改修 既存住宅の外壁改修(補修＋塗装)を行い建物の耐久性の向上を図る。 ・既存市営住宅のエレベーターリニューアル 既存エレベーターに地震管制運転装置や福祉型仕様を付加する。	384,339	11	市営住宅整備・管理計画及び長寿命化計画に基づいて、引き続き効果的な事業を行う。	市営住宅整備・管理計画及び長寿命化計画に基づいて、事業費の見直しを行いながら効果的な事業を行う。	445,943	467,704	21,761	・外壁改修工事設計委託料の増額。 R7:17,492千円(R6:13,578千円) ・外壁改修工事実施に係る工事請負費の増額。 R7:392,538千円(R6:359,559千円)	
110206		市営住宅等整備事業	住宅整備課	西宮市営住宅整備・管理計画に基づき市営住宅の建替事業及びエレベータ設置事業を実施する。 ＜第1次建替計画＞ 阪急線以南の市営住宅の建替計画。 事業期間:平成20年度～令和2年度 管理戸数:1,028戸→735戸 ＜第2次建替計画＞ JR線以北の市営住宅の建替計画。 事業期間:令和元年度～令和12年度 管理戸数:1,826戸→1,045戸 ＜エレベータ設置事業＞ 階段室型既存市営住宅にエレベータを設置。	259,468	11	第2次建替計画に係る市営城ヶ堀町住宅整備事業や市営江上町住宅建替事業などの建替集約事業を行う。	引き続き第2次建替計画に係る建替集約事業を行う。	670,815	2,121,705	1,450,890	・建替計画に係る「市営城ヶ堀町住宅整備事業」の工事進捗による工事請負費等の増額。 R7:1,617,938千円(R6:480,574千円) ・建替計画に係る「市営江上町住宅建替事業」の事業進捗による委託料等の減額と公有財産購入費の増額。 R7:233,772千円(R6:19,842千円) ・令和7年度当初予算事業費に令和6年度からの繰越明許費を含む。 市営城ヶ堀町住宅整備工事:145,464千円	
【土木局】													
110104		住居表示整備事業	土木調査課	・住居表示実施地区内の新築建物等に住居番号を付番する。 ・新築建物の届出に基づいて、町名表示板及び住居番号表示板を交付する。 ・住居番号を付番するために必要な住居表示台帳のデータ更新等を行う。 ・町名や街区番号を表示した街区表示板等の作成及び維持管理を行う。	7,605	11	住居番号の付番及び町名表示板・住居番号表示板の交付を行う。また、街区表示板の維持・管理を行う。	・引き続き住居番号の付番及び町名表示板・住居番号表示板の交付を行う。また、街区表示板の維持管理を行う。	6,684	6,681	△3	会計年度任用職員に係る人件費の減額。 R7:3,597千円(R6:3,599千円)	
550301		明示・権原処理事務	土木調査課	市が管理する道路・水路敷地と隣接する土地所有者からの申請に基づき現地調査・立会を行い、道路・水路との境界を確定し、道水路境界明示書として交付する。境界確定により、市が管理する道路・水路の区域が確定する。 ※道水路境界明示書は土地所有者が土地の登記(地積更生・分筆)、売買、開発事業等に必要となる。	24,828	11	事務の効率化のためにオンライン申請の改良(様式変更・機能の追加等)や、境界明示資料の整理(電子化等)を行う。	引き続きオンライン申請の改良や、境界明示資料の整理(電子化等)を行い、事務処理の効率化を図る。	26,481	22,365	△4,116	会計年度任用職員減による人件費の減額。 R7:2,517千円(R6:6,512千円)	
550302		道路台帳整備事業	土木調査課	○道路台帳作成業務 都市再生地籍調査事業を活用し、道路法第28条により調製及び保管が義務付けられている道路台帳(調書・図面)を作成する。 ○道路台帳補正業務 道路台帳整備区域において、境界明示・道路用地の寄付及び開発事業等により道路形態が変更となった箇所の台帳補正を行う。 ○電子地図整備関連 航空測量(航空写真等)により電子基本地形図(1:2500)を作成し、電子道路台帳図(1:500)や地図情報サービス(GIS)に活用する。	71,531	10	都市再生地籍調査事業を活用し、小松北町1丁目、若草町1丁目の道路台帳整備を行う。	引き続き都市再生地籍調査事業を活用し、小松北町2丁目、小松東町1～3丁目の道路台帳整備を行う。 都市再生地籍調査事業補助金の増額を要望する。	77,256	83,455	6,199	道路台帳作成関係委託料の増額。 R7:78,221千円(R6:71,900千円)	
550303		道路管理事務	土木管理課	○道路情報管理関連 市道路等管理のための情報を一元化し、庁内外へ公開可能な道路情報を配信するためのシステムの更新と運用を行っている。 ・庁内向け情報:道路施設などの道路管理上必要な情報 ・庁外向け情報:道路認定路線網図、道路舗装種別路線図など ○道路占用許可関連 道路法32条に基づく道路占用の許可事務、道路法39条に基づく道路占用料等の徴収事務及び道路工事や道路占用工事等の調整を図る道路工事等調整協議会の運営など	13,231	11	・道路工事等調整協議会はコロナ禍により書面協議とされていたが、委員と協議し今後も書面協議を有効活用することで省力化を図る。 ・紙で管理している情報の電子化を進める。 ・道路占用許可申請の電子申請導入について検討する。	・申請手続きにおける許可条件の画一化や許可条件作成の省力化について取り組む。 ・紙で管理している情報の電子化を進める。 ・道路占用許可申請の電子申請導入について検討する。	21,434	21,328	△106	・仕様見直しに伴う委託料の減額。 R7:5,249千円(R6:5,870千円) ・リース単価増に伴う使用料及び賃借料の増額。 R7:867千円(R6:537千円)	

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10:拡充、11:現状どおり継続、12:縮小、13:手法・内容の見直し、21:他事業との整理・統合、31:休・廃止の方向で検討、32:次年度より休止、33:次年度より廃止、41:完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①								事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など	
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度 決算 事業費 (千円)	基本方針	改善・見直し内容		令和6年度 当初予算 事業費 (千円)	令和7年度 当初予算 事業費 (千円)	6年度から 7年度への 増減額 (千円)		事業費増減の主な理由
							令和6年度で 対応するもの	令和7年度以降で 対応する予定のもの					
550304		不正使用取締事務	土木管理課	○市道路等上の不法投棄(混合ごみ)の撤去等の是正措置 ○不正使用等に対する勧告、撤去等の是正措置 ○自転車放置禁止区域以外の放置自転車、単車(125CC以下)に対する勧告、撤去等の是正措置 ○放置自動車に対する勧告、撤去等の是正措置 ○工事用車両通行届出書の審査及び運行に関する指導 ○特殊車両の運行許可等の事務 ○路上違反広告物追放推進員制度等による簡易除却	14,655	11	・不正使用や不法投棄に対して、ホームページや市政ニュースなどを活用し、市民への啓発に努める。 ・特殊車両の運行許可等に関する事務の受付や審査手順の効率化を検討する。	・不正使用や不法投棄に対して、引き続きホームページや市政ニュースなどを活用し、市民への啓発に努める。 ・特殊車両の通行許可等に関する事務の効率化を図る。	15,892	16,173	281	会計年度任用職員に係る人件費の増額。 R7:5,553千円(R6:5,272千円)	
550305		自転車対策事業	自転車対策課	交通の妨げとなる駅周辺の放置自転車等の撤去・整理、及び主要な駅周辺での駐輪マナー指導を実施するとともに、自転車等駐車場のサービス向上や運営の効率化により利用率を向上させ、放置自転車等の解消を図る。	642,872	11	放置台数抑制に繋がる効果的な対策について検討する。	令和6年度の検討結果を基に、施策を実施する。	624,712	635,109	10,397	・指定管理料の増額。 R7:377,081千円(R6:350,165千円) ・駅周辺放置自転車等移動整理及び返還所における保管業務の人員数見直しによる委託料の減額。 R7:54,496千円(R6:64,551千円)	
550306		自転車駐車場整備事業	自転車対策課	自転車等駐車場の収容台数が不足して自転車等の放置が多い駅、または将来人口動向を踏まえて自転車等駐車場の収容台数が不足する駅周辺において、自転車等駐車場の整備を行い、自転車等利用者の利便を図るとともに、自転車等の放置の防止に努める。	45,030	11	阪急西宮北口北西第3自転車駐車場改修工事等を行う。	主要5駅等を中心に、自転車等駐車場の新・増設を図るとともに、自転車等駐車場の建物・施設・整備の効果的な改修と、利用要望の高い駅周辺での自転車等駐車場の整備及び改修を適宜行っていく。	57,200	24,200	△ 33,000	自転車駐車場改修工事費の減額。 R7:21,500千円(R6:47,700千円)	「令和6年度当初予算事業費」について、令和6年度事務事業評価結果報告書の記載内容に誤りがあったため、修正。
580201		交通安全対策事業	交通安全対策課	昭和37年に安全都市を宣言し、平成12年にその精神を継承した「市民生活の安全の推進に関する条例」を施行しており、市民の安全を確保するため警察、交通安全協会及び地域住民団体等の協力を得て効果的な交通安全運動を行う。	49,451	11	注意喚起サインによる安全対策や効果的な啓発活動を継続、推進し、自転車の交通ルールの周知徹底を図る。効果的な交通安全教室等の実施とSNSなどあらゆる広報媒体を利用し啓発活動に取り組む。	交通安全教室等の各種啓発活動や注意喚起サインによる交通安全対策を継続し、SNSなどあらゆる広報媒体を利用し啓発活動に取り組む。第11次西宮市交通安全計画、西宮市自転車利用環境改善計画に基づく施策を推進する。	49,609	52,031	2,422	・会計年度任用職員に係る人件費の増額。 R7:45,741千円(R6:43,519千円) ・工事請負費の増額。 R7:1,500千円(R6:1,300千円)	
140206		臨海対策事務	臨海対策課	埋立地内の土地利用促進、臨海部の自然環境保全及び防災減災事業の実施等に関して、関係する地域団体や関係機関と協議調整を図る場づくりを行うことが主な業務である。	12,495	11	・各事業における地域団体や関係機関との協議調整の場づくりに努め、事業促進を図る。 ・臨海部の土地活用を検討する。	・引き続き、各事業における地域団体や関係機関との協議調整の場づくりに努め、事業促進を図る。 ・引き続き、臨海部の土地活用を検討する。	9,802	9,857	55	会計年度任用職員に係る人件費の増額。 R7:6,555千円(R6:6,232千円)	
550101		街路事業	道路建設課	市内道路網の骨格を形成する幹線道路の未整備区間の早期整備を図る。 ・山手幹線 東西交通の円滑化、安全性の向上、周辺道路の交通渋滞緩和 計画延長851m、計画幅員22m ・競馬場線 交通の円滑化、鳴尾駅への安全な歩行者動線の確保 計画延長329m、計画幅員16m ・鳴尾今津線 歩道の拡幅、バリアフリー整備 計画延長1,400m、計画幅員15m ・門戸仁川線 南北交通の円滑化、安全性の向上 計画延長280m、計画幅員12m ・小菅根線 電線共同溝を含め、歩道のバリアフリー化、自転車道の整備 計画延長420m、計画幅員30m ・今津西線 地域間の移動円滑化 計画延長490m 計画幅員16m ・山口南幹線 4車線化 計画延長1,380m 計画幅員32m	444,739	11	山手幹線・鳴尾今津線は道路改良工事を実施する。 小菅根線は電線共同溝工事・道路改良工事を実施する。 今津西線は詳細設計を実施する。 山口南幹線は道路改良工事を実施する。	鳴尾今津線は道路改良工事を実施する。 小菅根線は電線共同溝工事・道路改良工事を実施する。 今津西線は用地測量・物件調査・用地買収を実施する。 山口南幹線は道路改良工事を実施する。	1,551,040	1,190,235	△ 360,805	・門戸仁川線等に係る委託料の減額。 R7:325,135千円(R6:451,500千円) ・山手幹線等に係る工事費の減額。 R7:839,100千円(R6:992,340千円) ※令和7年度当初予算事業費に令和6年度からの繰越明許費を含む。 【繰越明許費内訳:522,285千円】 ・山手幹線:322,543千円 ・今津西線:10,000千円 ・門戸仁川線:51,735千円 ・小菅根線:78,007千円 ・山口南幹線:60,000千円	

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10:拡充、11:現状どおり継続、12:縮小、13:手法・内容の見直し、21:他事業との整理・統合、31:休・廃止の方向で検討、32:次年度より休止、33:次年度より廃止、41:完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①									事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度 決算 事業費 (千円)	基本 方針	改善・見直し内容		令和6年度 当初予算 事業費 (千円)	令和7年度 当初予算 事業費 (千円)	6年度から 7年度への 増減額 (千円)	事業費増減の主な理由	
							令和6年度で 対応するもの	令和7年度以降で 対応する予定のもの					
550310		道路橋梁新設改良事業	道路建設課 ／道路補修課	・道路改良事業：道路の整備・拡幅・改築、歩道の整備・拡幅、踏切の改良等 ・西178号線道路改良等事業：西第178・180号線の道路拡幅等 ・舗装補修事業：道路舗装の補修 ・道路防災事業：道路法面・擁壁の補修等 ・歩道新設事業及び歩道改良事業：歩道の整備、段差解消及び勾配改善 ・道路附属施設更新事業：道路附属施設及び立体横断施設等の更新 ・橋梁改良事業：橋梁の架替え ・橋梁長寿命化修繕事業：橋梁及び横断歩道橋の長寿命化修繕等	1,049,981	11	・道路改良工事を実施する ・事業に必要な関係機関等協議を進める ・道路整備等の進捗を図る ・道路付属施設等の更新を継続実施する ・橋梁の長寿命化及び架替を実施する	・道路改良工事を実施する ・事業に必要な関係機関等協議を進める ・道路整備等の進捗を図る ・道路付属施設等の更新を継続実施する ・橋梁の長寿命化及び架替を実施する	2,485,640	2,386,029	△ 99,611	・道路改良事業に係る工事費の増額。 R7：593,942千円(R6：417,100千円) ・道路防災事業に係る工事費の減額。 R7：54,571千円(R6：135,950千円) ・橋梁改良事業に係る負担金の増額。 R7：264,216千円(R6：130,000千円) ・橋梁長寿命化修繕事業に係る委託料の減額。 R7：184,092千円(R6：362,996千円) ※令和7年度当初予算事業費に令和6年度からの繰越明許費含む。 【繰越明許費内訳：736,187千円】 ・道路改良事業：152,600千円 ・西178号線道路改良等事業：67,948千円 ・道路防災事業：54,571千円 ・歩道新設事業：40,362千円 ・橋梁改良事業：133,596千円 ・橋梁長寿命化事業：287,110千円	
550307		道路橋梁維持管理事業	道路補修課	市道については、道路法により道路管理者の維持・修繕義務が定められているため、道路管理者である市が管理を行っている。 また、公道と同様に一般交通の用に供されている私道について、交通安全や生活環境改善のための舗装整備要望に応えるため、舗装等整備を実施している。	827,685	11	道路バトロールの点検を強化し、道路施設の破損等を早期に発見・対処し、道路の安全確保に努める。	引き続き、道路バトロールの点検を強化し、道路施設の破損等を早期に発見・対処し、道路の安全確保に努める。	921,815	928,761	6,946	道路維持保守等委託料の増額。 R7：314,978千円(R6：308,750千円)	
550308		交通安全施設維持管理事業	道路補修課	道路法により、道路管理者の道路の維持・修繕義務が定められているため、市道の交通安全施設の管理は道路管理者である市が行っている。	53,018	11	・道路の交通安全施設の更新を進める。 ・道路照明灯のLED化を進める。	・道路の交通安全施設の更新を進める。 ・壁面式等の照明灯のLED化を進める。	77,570	74,680	△ 2,890	電気使用料の減額。 R7：46,700千円(R6：49,590千円)	
550309		交通安全施設等整備事業	道路補修課	・道路交通の安全と円滑を図るために、交通安全施設の整備を行っている。 ・交通安全対策特別交付金を活用して実施している。 ※交通安全対策特別交付金とは、交通反則金収入を原資として、地方公共団体が単独事業として行う道路交通安全施設の設置及び管理に要する費用に充てるため、都道府県及び市町村に年2回(9月、3月)交付されるもの。	59,933	11	要望等に基づき交通の安全と円滑化を図るため、交通安全施設の整備を実施する。	引き続き、要望等に基づき交通の安全と円滑化を図るため、交通安全施設の整備を実施する。	58,100	50,000	△ 8,100	交通安全対策特別交付金収入の減額に伴う工事費の減額。 R7：50,000千円(R6：58,100千円)	
550311		河川水路維持管理事業	水路治水課	・西宮市が管理する河川水路等を良好な状態に維持し、農業用水の流れを確保するとともに、雨水排水を安全に流下させる。また、景観、環境に配慮した河川水路整備を進める。 ・兵庫県が管理する二級河川について、管理者からの委託を受けて除草、ゴミ掃除等の日常管理を行っている。 ・水路の適正な管理を行う。	409,984	11	・河川水路の除草・清掃業務について効果的かつ合理的な方法について引き続き美化第3課と連携して検討する ・環境等に配慮した河川水路整備を行う ・水路の適正な管理に努める	・河川水路の除草・清掃業務について効果的かつ合理的な方法について引き続き美化第3課と連携して検討する ・環境等に配慮した河川水路整備を進める ・水路の適正な管理に努める	420,487	423,575	3,088	労務単価の上昇による河川維持保守等委託料の増額。 R7：271,300千円(R6：260,000千円)	
120103		公園施設更新事業	公園緑地課	老朽化した公園施設の更新を計画的に実施する。 ○遊具更新 約2,000基ある遊具のうち、老朽化が著しく安全対策の強化を図る必要がある遊戯施設(更新対象：複合遊具、すべり台、ジャングルジムなど)の更新を順次行う。 その他の遊具やベンチ・舗装・排水施設などは、塗装や修繕など適切な維持管理を行う。 ○公園トイレ 約90箇所ある公園トイレのうち、設置後30年以上経過した19箇所から洋式化を含めバリアフリー対応トイレに順次更新する。 ○鳴尾浜臨海公園南地区 再整備に向けて、旧リソ鳴尾浜を經由して各エリアに供給されている電気・水道設備の改修等を行う。	116,592	11	令和3年度に改定した公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化した遊具及びトイレを更新する。トイレ更新はバリアフリー化及び洋式化を含めて実施する。公園トイレの更新優先順位及び廃止について検討する。	引き続き遊具及びトイレの更新を実施する。利用頻度の低い老朽化した公園トイレを廃止する。	418,864	1,033,624	614,760	・設計等委託料の増額。 R7：92,031千円(R6：50,845千円) ・急傾斜地対策工事費の増額。 R7：790,000千円(R6：200,000千円)	令和7年度より公園施設更新事業の整理に伴い「公園施設更新事業」と「鳴尾浜臨海公園南地区再整備事業」に分けてそれぞれ事業実施することとなった。

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10:拡充、11:現状どおり継続、12:縮小、13:手法・内容の見直し、21:他事業との整理・統合、31:休・廃止の方向で検討、32:次年度より休止、33:次年度より廃止、41:完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①								事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など	
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度 決算 事業費 (千円)	基本 方針	改善・見直し内容		令和6年度 当初予算 事業費 (千円)	令和7年度 当初予算 事業費 (千円)	6年度から 7年度への 増減額 (千円)		事業費増減の主な理由
							令和6年度で 対応するもの	令和7年度以降で 対応する予定のもの					
120105		公園施設維持管理事業	公園緑地課	令和2年3月に改定した「西宮市みどりの基本計画」を基に、緑の保全や都市の緑化に関する将来像とその実現に向けて公園・緑地の整備を行い、総合的な緑化推進を図ることにより都市部の身近な環境問題の改善を図る。	1,282,135	10	学校や地域との連携や広報等により公園利用マナーの向上に努める。 外部委託を含めた効率的な公園の維持管理を行う。	引き続き、学校や地域との連携や広報、マナー啓発等により公園利用マナーの向上に努める。 更なる外部委託を視野に入れ、適切かつ効率的な公園の維持管理を行う。	1,341,109	1,331,269	△ 9,840	利用料金制導入による委託料の減額。 R7:989,972千円(R6:998,143千円)	事務事業評価結果報告書作成時点では拡充としてたが、方針変更となった。
120106		公園新設整備事業	公園緑地課 (公園整備)	市民一人当たりの歩いて行ける身近な公園面積が特に少ない小学校区において、生産緑地を活用した公園新設への取組を進める。また、県市統合病院に隣接する(仮称)大塚中公園についても、公園新設に向けた計画を進める。	13,694	11	上ヶ原四番町中公園の整備工事を実施する。	(仮称)大塚中公園の整備工事を実施するとともに、市内の公園が不足している地域において公園用地の取得に向けた取り組みを行う。	476,753	85,508	△ 391,245	用地買収費の減額。 R7:0円(R6:369,036千円)	
120107		公園リニューアル事業	公園緑地課 (公園整備)	整備後30年以上を経過した都市計画公園は、施設の老朽化による更新やバリアフリー化対策が必要で、園内の部分更新のみでは公園機能が十分に発揮されない現況にある。本事業では、子供の遊び場や健康増進施設の充実、バリアフリー化、防災・減災機能の向上などの視点を取り入れ、地域の状況やニーズに対応した公園づくりを推進する。	68,335	11	井天公園のリニューアル工事を実施する。	名来南公園の基本計画の作成及び実施設計を行う。	62,966	5,500	△ 57,466	公園リニューアル工事業費の減額。 R7:0円(R6:62,858千円)	
120201		花と緑のまちづくり事業	花と緑の課	市民生活に潤いと安らぎを与え、地球温暖化抑制や多様な生物の生育環境形成などの重要な役割をもつ「緑」の大切さを啓発し、市民・企業・行政の協働による「花と緑のまちづくり」を推進する。 ・緑化資材の提供・緑化基盤の整備など、緑化活動団体の実践活動を支援する。 ・地域緑化活動の中核を担う園芸ボランティア「はなパル・にしのみや」を養成する。 ・はなパルとの協働による地域緑化活動や家庭園芸等の普及・啓発・推進を目的とした事業を展開する。 ・夙川や武庫川に代表される桜や松の美しい景観を守り未来に引き継ぐため、樹勢回復処置や後継樹の植栽を実施し、西宮権現平桜などの西宮市オリジナルサクラも併せて植栽する。また、夙川の桜の名所保全管理計画の策定を進める。 ・市街地における良好な環境、緑地の保全及び緑化を推進するため、民間主体が都市緑地法に基づいて実施する緑地協定制度や市民緑地制度等の認可・認定などを行う。	49,256	13	市民の参画・協働による緑化活動の「花のコミュニティづくり事業」は各団体の活動状況を把握し有効な支援を検討する。緑化イベント等は財政構造改革の取り組みとして、当面中止としている。桜の名所再生は手法を改善するために中長期計画の策定を進めている。	緑化活動に参加しやすい仕組みとして「花のコミュニティづくり事業」や、活動を中心的に担う「はなパル・にしのみや」養成を引き続き継続する。また、桜の名所再生は、中長期的な計画の策定から明らかとなる課題について、対応可能なものは随時取り組む。	28,439	21,525	△ 6,914	夙川公園桜の名所保全計画策定業務等に係る委託料の減額。 R7:11,161千円(R6:16,336千円)	令和7年度に、当課に事務局を置く任意団体『西宮を花と緑にする会』を解散予定。
120202		北山緑化植物園管理運営事業	花と緑の課	西宮市の緑の拠点として、昭和53年度より8か年計画で整備を行った北山緑化植物園の管理運営を行い、「西宮市みどりの基本計画」の理念に基づき、都市緑化の必要性や効果に対する情報提供、市民の緑化意識の高揚及び植物知識の普及を図る。 また「第3次西宮市環境基本計画」の行動目標の1つである「学びあい」の実現に向けた環境学習関連施設としても位置付けられている。	145,377	11	安心・安全で魅力的な植物園の実現に向け、園内施設の不具合箇所を速やかに修繕する。また、花と緑のまちづくり事業との連携を強化し、市民緑化の拠点施設としての更なる充実を図る。	財政構造改善の取組みにおいて、将来的な指定管理者制度の活用を検討する。	145,927	149,319	3,392	会計年度任用職員に係る人件費の増額。 R7:66,748千円(R6:62,944千円)	
120203		北山緑化植物園施設改修事業	花と緑の課	昭和53年度より8か年計画で整備を行った北山緑化植物園の各施設等の老朽化に伴い、今後計画的に水道管や舗装等の改修を行うとともに、中国庭園周辺の施設改修を実施する。	25,660	11	老朽水道管更新(令和4年度未実施部分)について、滞りなく実施する。	引き続き、計画的な修繕・改修等に向けて取組む。	35,300	0	△ 35,300	事業完了による工事請負費の減額。 R7:0円(R6:35,300千円)	令和6年度完了事業

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①									事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度 決算 事業費 (千円)	基本方針	改善・見直し内容		令和6年度 当初予算 事業費 (千円)	令和7年度 当初予算 事業費 (千円)	6年度から 7年度への 増減額 (千円)	事業費増減の主な理由	
							令和6年度で 対応するもの	令和7年度以降で 対応する予定のもの					
120301		海浜公園管理運営事業	花と緑の課	阪神間では貴重な自然海浜を公園として開放している甲子園浜や御前浜を維持管理するとともに、市民の参画と協働によって保全し、人と海がふれ合う場として活用する。また、自然環境に対する意識の向上を図る。 ・甲子園浜生物保護地区(浜甲子園鳥獣保護区含む)の環境の維持や周辺環境の保全対策を行う。 ・兵庫県立甲子園浜海浜公園を、公園設置者である兵庫県から西宮市が指定管理者として指定を受けて管理運営を行う。 ・海の環境学習拠点施設である甲子園浜自然環境センターの管理運営を行う。	99,845	11	甲子園浜海浜公園においては、老朽化した公園施設の更新について設置者である兵庫県と協議を行う。 御前浜公園においては、指定管理者と市民ボランティア団体等との協働により海浜植物の保全等を推進する。	甲子園浜・御前浜の自然環境を保全するため、地域ボランティアとの協働を行うとともに、市民等に対する保全活動への理解や適切な維持管理を推進する。	108,862	109,252	390	公園等の維持管理に係る工事請負費の増額。 R7:3,220千円(R6:2,400千円)	
120302		生物多様性推進事業	花と緑の課	(1)「未来につなぐ 生物多様性」にのみや戦略2019-2028」に基づき、環境学習を通じて子供から大人までの各世代が生態系に配慮した地球にやさしい営みを持続していくまちの実現を目指し、事業を実施する。 (2)保護樹木・景観樹林保護地区・生物保護地区・自然保護地区等において、自然と共生するまちづくりの観点から、これらの保全や利活用を市民の理解と参画を得て進めるとともに、市内の自然環境を定期的に把握し自然環境の保全を行う。 (3)山の環境学習拠点である甲山自然環境センター(甲山自然の家、甲山自然学習館、甲山キャンプ場、社家郷山キャンプ場)及びに川緑地の管理運営を行う。 (4)松くい虫ならびにナラ枯れ被害の防止拡大のための予防及び駆除対策を実施する。 (5)森林環境譲与税を活用し、危険木の調査・伐採等を行う。	164,640	11	森林環境譲与税の活用や市民との協働により森林整備を進めるとともに、市民自然調査のホームページ等を活用し生物多様性に係る広報・啓発を推進する。また、特定外来生物に係る市民等への広報・啓発及びその対策を進める。	引き続き、生物多様性の推進や森林整備、特定外来生物への対応などを行う。	157,209	152,591	△ 4,618	・里山林保全関係委託料の一部移管による減額。 R7:14,000千円(R6:21,000千円) ・甲山自然環境センター指定管理料の増額。 R7:49,870千円(R6:48,210千円)	
630415		甲山自然環境センター施設改修事業	花と緑の課	環境学習の拠点施設の一つである甲山自然環境センターの機能を維持するため、以下の施設の改修を計画的・予防的に行う。 ・甲山自然の家 ・甲山自然学習館 ・甲山キャンプ場 ・社家郷山キャンプ場	30,535	11	予算計上はされていないが、計画的な修繕・改修等に向けて取り組む。	引き続き、計画的な修繕・改修等に向けて取り組む。	0	0	0		令和5年度完了事業
630409		営繕関係事務	営繕課／設備課／公共施設保全課／学校施設保全課	・建築および建築設備工事に係る事務処理 ・建築および建築設備に関する調査および研究 ・建築費および建築設備費の調査および積算資料の作成 ・公共用または公用建築物の建築および建築設備工事の調査、設計、施工管理および竣工検査 ・公共用または公用建築物の建築に係る保全計画の策定および推進に関すること	27,311	11	・施設の計画および維持保全について、コスト縮減を念頭に取り組む。・維持保全業務は業務効率化のため、包括管理委託の実施に向けて取り組みを行う。・人材育成の方針を定め、職場教育、実務および研修を通じて知識および技術力の修得を図る。	継続して事務の効率化、技術力の向上を図る。	27,868	23,770	△ 4,098	・会計年度任用職員減による人件費の減額。 R7:13,364千円(R6:20,441千円) ・DX環境整備費用の増額。 R7:558千円(R6:0円) ・建築積算チェックツール導入による増額。 R7:1,809千円(R6:0円)	
630408		公共施設点検業務	公共施設保全課	(1)建築基準法第12条の規定に基づき、特殊建築物で延べ面積が100㎡超の公共建築物(市営住宅を除く)等について、劣化状況を把握し安全性を確保することを目的として、定期的に点検を実施している。点検には、建築物点検、建築設備点検、防火設備点検の3つがある。 (2)公共建築物の維持保全を適切に行い、快適な執務環境及び安全性を確保することを目的として、中長期修繕計画で対象とした公共建築物(主に市営住宅、学校園を除く公共建築物)の「屋上防水」「外壁」「空調設備」「受変電設備」「昇降機」について、計画的に修繕を実施している。	81,010	11	令和7年度の点検対象施設増加に対する準備を行う。	中長期修繕計画に基づく修繕工事が計画通りに実行できていることを確認する。	89,889	69,720	△ 20,169	包括管理業務移行に伴う学校施設の12条点検に係る委託料の減額。 R7:42,864千円(R6:62,745千円)	
【会計室】													
620502		会計管理事務	会計課	会計管理者は市の会計事務をつかさどるが、本事業はそのうち、現金、有価証券、物品の出納・保管、支出負担行為の確認、支出命令の審査等を行う。	27,027	13	令和9年度予算編成時より更新が予定されている「新財務会計システム」と、それに合わせた「電子請求」の導入について、運用方法の検討及びシステム仕様書の作成を進める。また、引き続き業務見直しによる事務量の削減に努める。	「新財務会計システム」の更新及び「電子請求」の導入に向けた作業を進める。	33,978	57,055	23,077	指定金融機関からの要望による公金取扱手数料の増額。 R7:27,090千円(R6:3,300千円)	

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10:拡充、11:現状どおり継続、12:縮小、13:手法・内容の見直し、21:他事業との整理・統合、31:休・廃止の方向で検討、32:次年度より休止、33:次年度より廃止、41:完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①									事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度 決算 事業費 (千円)	基本方針	改善・見直し内容		令和6年度 当初予算 事業費 (千円)	令和7年度 当初予算 事業費 (千円)	6年度から 7年度への 増減額 (千円)	事業費増減の主な理由	
							令和6年度で 対応するもの	令和7年度以降で 対応する予定のもの					
【消防局】													
570101		消防職員研修事務	総務課	消防職員として必要な知識、技術の習得及び資質の向上を目的に、専門性の高い各種派遣研修等を実施することで、人材育成を推進し、いかなる災害にも柔軟に対応できる人と組織をつくる。	21,258	11	各分野、階級等により求められる専門的知識及び技術を正確かつ効果的に習得するため、兵庫県消防学校等への派遣研修を有効に活用し、組織力の向上に努める。	各分野、階級等により求められる専門的知識及び技術を正確かつ効果的に習得するため、兵庫県消防学校等への派遣研修を有効に活用し、組織力の向上に努める。	14,364	21,191	6,827	負担金の増額。 R7:18,630千円(R6:12,035千円)	
570102		消防団運営事業	総務課	火災又は地震等の災害に対して効果的な訓練を実施することで、各種災害に適切に対応するとともに、災害出動や訓練等の消防団活動に伴う報酬を適切に支給する。	111,103	11	各種災害に適切に対応するため、各種訓練を実施するとともに、災害出動や訓練等の消防団活動に伴う報酬を適切に支給する。	各種災害に適切に対応するため、各種訓練を実施するとともに、災害出動や訓練等の消防団活動に伴う報酬を適切に支給する。	131,626	122,835	△ 8,791	報償費の減額。 R7:11,548千円(R6:16,479千円)	
570103		消防団設備維持管理事業	総務課	消防団車庫及び消防団車両を維持管理する。	6,218	11	消防団車庫の修繕又は補修工事を実施し、適正に維持管理するよう努めるとともに、消防団車両についても、確実に点検整備することで、各種災害に適切な対応ができる体制を維持する。	消防団車庫の修繕又は補修工事を実施し、適正に維持管理するよう努めるとともに、消防団車両についても、確実に点検整備することで、各種災害に適切な対応ができる体制を維持する。	7,509	4,600	△ 2,909	工事請負費の減額。 R7:500千円(R6:3,086千円)	
570104		消防団車両等整備事業	総務課	消防団車両及び資機材を計画的に更新する。	0	11	消防団車両及び資機材を計画的に更新する。	消防団車両及び資機材を計画的に更新する。	46,342	48,822	2,480	備品購入費の増額。 R7:48,822千円(R6:46,342千円)	
570105		消防団車庫整備事業	総務課	消防団車庫を耐久性と機能性を兼ね備えた施設に建替える。	12,443	11	消防団施設整備事業計画に基づき、着実に消防団車庫の更新を進める。	消防団施設整備事業計画に基づき、着実に消防団車庫の更新を進める。	80,139	10,593	△ 69,546	工事請負費の減額。 R7:1,500千円(R6:75,648千円)	
570201		消防音楽隊運営事業	総務課	消防局の広報媒体として、音楽を通じて市民に火災予防等呼びかけるとともに、西宮市の音楽隊としての役割も果たす。	351	11	音楽を通じて効果的な消防広報を推進する。	音楽を通じて効果的な消防広報を推進する。	520	552	32	消耗品費の増額。 R7:100千円(R6:83千円)	
570106		消防庁舎維持管理事業	企画課	災害活動拠点となる消防庁舎を維持管理する。	103,092	11	緊急度、優先度、コストを考慮し、施設及び設備を適正に維持管理する。	緊急度、優先度、コストを考慮し、施設及び設備を適正に維持管理する。	134,114	120,231	△ 13,883	工事請負費の減額。 R7:8,833千円(R6:18,523千円)	
570107		消防庁舎等整備事業	企画課	災害活動拠点となる消防庁舎を計画的に整備する。	39,976	11	鳴尾消防署派分署の受変電設備や北消防署空調設備の改修工事等を実施する。また、救急ワークステーションの整備に向けた取組を進めるとともに、今後建替え時期を迎える既存消防署の建替えに向け、計画的に準備を進める。	救急ワークステーションを整備するとともに、既存消防署の改修工事を計画的に実施する。また、今後建替え時期を迎える既存消防署の建替えに向け、計画的に準備を進める。	65,805	357,743	291,938	救急ワークステーション整備事業による負担金の増額。 R7:289,984千円(R6:0円)	
570202		予防活動推進事業	予防課	防火対象物、危険物施設への査察・検査及び設備指導のほか、住宅火災による死者防止対策として、住宅用火災警報器設置指導と住宅防災診断を実施することで、火災予防の推進を図る。また、家庭防火クラブをはじめとする各種防火団体を育成することで、地域の防火・防災知識の普及を図る。	1,645	11	防火対象物の危険性に応じて、優先的、重点的に査察を実施し、消防法令違反の早期発見、早期是正を図る。また、的確な検査を実施し法令適合対象物の増加を図る。更に、高齢者住宅への住宅用火災警報器の設置を促進する。	防火対象物の危険性に応じて、優先的、重点的に査察を実施し、消防法令違反の早期発見、早期是正を図る。また、的確な検査を実施し法令適合対象物の増加を図る。更に、高齢者住宅への住宅用火災警報器の設置を促進する。	1,369	1,534	165	消耗品費の増額。 R7:1,239千円(R6:991千円)	
570108		通信指令業務	指令課	デジタル無線及び消防緊急情報システムを最大限活用することにより、119番通報の受信から始まる一連の通信指令業務を迅速かつ的確に実施する。	370,075	11	デジタル無線及び消防緊急情報システムの維持管理に万全を期し、機能を最大限活用するとともに、市の危機管理部局と緊密な連携をとり、大規模災害時における対応能力の向上を図る。	デジタル無線及び消防緊急情報システムの維持管理に万全を期し、機能を最大限活用するとともに、市の危機管理部局と緊密な連携をとり、大規模災害時における対応能力の向上を図る。	379,210	380,562	1,352	委託料の増額。 R7:44,311千円(R6:41,709千円)	

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①									事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度 決算 事業費 (千円)	基本方針	改善・見直し内容		令和6年度 当初予算 事業費 (千円)	令和7年度 当初予算 事業費 (千円)	6年度から 7年度への 増減額 (千円)	事業費増減の主な理由	
							令和6年度で 対応するもの	令和7年度以降で 対応する予定のもの					
570109		通信施設等 整備事業	指令課	通信施設を計画的に更新する。	4,301	11	北消防署の電話設備を更新し、安定した通信体制を確保する。	通信施設を計画的に更新し、安定した通信体制を確保する。	6,391	11,211	4,820	負担金の増額。 R7:7,900千円(R6:0円)	
570110		消防局車両 運用事務	警防課	消防車両の車検整備、法定点検、臨時整備に伴う各種装置の分解整備を実施する。	85,055	11	消防局整備センターによる車検整備、定期整備及び臨時整備を実施することにより、故障を未然に防止する。	消防局整備センターによる車検整備、定期整備及び臨時整備を実施することにより、故障を未然に防止する。	51,077	84,864	33,787	はしご車分解整備による修繕料の増額。 R7:41,940千円(R6:5,221千円)	
570111		消防局車両 等整備事業	警防課	各種災害対応に必要な消防車両及び資機材を計画的に更新、整備する。	136,052	11	各種災害に万全を期し、市民の生命、身体及び財産を守るため、消防車両及び資機材を計画的に更新、整備する。	各種災害に万全を期し、市民の生命、身体及び財産を守るため、消防車両及び資機材を計画的に更新、整備する。	596,284	219,532	△ 376,752	備品購入費の減額。 R7:219,532千円(R6:596,284千円)	
570112		消防活動業務	警防課	火災又は地震等の災害に対して効果的な訓練等を実施することで、災害による被害を軽減し、市民の生命、身体及び財産を守る。	43,532	11	各種災害に対応する訓練や現場活動における課題の抽出及び対策を検討するとともに、必要資機材を適切に維持管理し、警防力の向上を図る。さらに、防火装備品の適切な更新を行い、隊員の安全管理を徹底する。	各種災害に対応する訓練や現場活動における課題の抽出及び対策を検討するとともに、必要資機材を適切に維持管理し、警防力の向上を図る。さらに、防火装備品の適切な更新を行い、隊員の安全管理を徹底する。	39,830	40,372	542	消耗品費の増額。 R7:39,921千円(R6:39,543千円)	
570113		救助活動業務	警防課	火災又は地震等の災害に対して効果的な訓練等を実施することで、災害により、生命又は身体に危険が及んでおり、自らその危険を排除できない者(要救助者)を安全、確実かつ迅速に救出する。	7,887	11	自然災害等、各種災害に対する対応力の向上に努めるとともに、テロ災害等の発生に備え、特殊災害用資機材を活用した対応力を強化する。	自然災害等、各種災害に対する対応力の向上に努めるとともに、テロ災害等の発生に備え、特殊災害用資機材を活用した対応力を強化する。	5,286	11,249	5,963	修繕料の増額。 R7:2,664千円(R6:1,101千円)	
570114		消防水利維持 管理事業	警防課	火災の消火に必要な消防水利を維持管理するため、定期的に調査を行い、補修が必要な場合は補修工事を行う。 また、消防水利周辺への不正駐車を防止するため、蓋の塗色や区画線の施工をするとともに、老朽化した消防水利標識を建替える。	39,709	11	消防水利を適宜調査し、補修が必要な場合は補修工事を実施する。	消防水利を適宜調査し、補修が必要な場合は補修工事を実施する。	59,639	61,119	1,480	負担金の増額。 R7:47,898千円(R6:46,418千円)	
570115		消防水利等 整備事業	警防課	公設防火水槽のうち、老朽化により崩落する危険性がある、道路下に設置されている防火水槽内部の調査点検を行う。 また、調査点検結果を基に詳細設計を実施し、適正に補修等工事を行う。	26,656	11	設置から50年が経過した防火水槽内部の調査点検を実施し、工事に必要な詳細設計を作成する。 また、調査点検結果に基づき、優先度が高い防火水槽から補修等工事を行う。	設置から50年が経過した防火水槽内部の調査点検を実施し、工事に必要な詳細設計を作成する。 また、調査点検結果に基づき、優先度が高い防火水槽から補修等工事を行う。	98,874	89,100	△ 9,774	工事請負費の減額。 R7:70,000千円(R6:78,874千円)	
570301		救急活動業務	救急課	傷病者の救命効果の向上を目指し、応急手当の普及を促進するとともに、救急教育体制の充実に努め、効果的な研修を実施することで、市民の生命、身体及び財産を守る。	34,802	10	救命効果を高めるため、応急手当の普及を促進するとともに、救急ワークステーションの開庁を見据え、医療機関と連携した効果的な運用や教育体制の構築に取り組む。 また、関係機関との連携を強化し、想定を超える救急需要の増加等、情勢の変化に適切に対応する。	救命効果を高めるため、応急手当の普及を促進するとともに、救急ワークステーションの開庁を見据え、医療機関と連携した効果的な運用や教育体制の構築に取り組む。 また、関係機関との連携を強化し、想定を超える救急需要の増加等、情勢の変化に適切に対応する。	31,825	30,574	△ 1,251	備品購入費の減額。 R7:0円(R6:4,017千円)	

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①									事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度決算事業費(千円)	基本方針	改善・見直し内容		令和6年度当初予算事業費(千円)	令和7年度当初予算事業費(千円)	6年度から7年度への増減額(千円)	事業費増減の主な理由	
							令和6年度で対応するもの	令和7年度以降で対応する予定のもの					
【議会事務局】													
711301		議会総務事務	総務課	・議会関係予算の執行管理 ・政務活動費関係事務 ・議員関係団体事務…市議会議員共済会、西宮市議会議員互助会、西宮市議会議員待遇者会 ・情報公開の実施 ・表彰・栄典関係業務…春秋叙勲、全国市議会議長会議表彰、兵庫県功労者表彰候補者の推薦等 ・秘書業務…議長、副議長の日程調整、各種行事の随行業務、議長交際費執行管理等 ・議長会、事務局局長連絡調整等業務…全国・近畿・兵庫県・阪神市議会議長会、中核市議会議長会 ・加盟協議会連絡調整等業務…丹波少年自然の家事務組合、大阪国際空港周辺都市対策協議会等 ・議会広報誌発行業務…議会広報誌「議会だより」の編集、発行、ホームページ掲載	43,074	11	議会運営委員会等で実施するとされた項目に着実に取り組み、議会の協議に即し適切に事務を執行する。また、事務局の業務執行体制の見直しや事務の効率化の観点から政務活動費のオンライン化等の調査研究を行う。	議会運営委員会等で協議される事項について、事務局として適切にサポートするとともに、引き続き業務執行体制の見直しや事務の効率化に取り組む。	47,700	49,914	2,214	・議会だより印刷単価増に伴う印刷製本費の増額。 R7:10,529千円(R6:10,164千円) ・議会だより全戸配布業務及び議会検受付・本会議傍聴受付・整理業務にかかる委託料の増額。 R7:21,729千円(R6:20,451千円)	
711302		議事調査関係事務	議事調査課	・本会議、委員会等の議事運営に関すること。 ・本会議、委員会等の会議記録の作成に関すること。 ・本会議インターネット中継に関すること。	17,635	11	令和6年4月1日施行の地方自治法改正に伴う議会手続きのデジタル化及びオンライン委員会への対応に係る協議のほか、委員会及び本会議が円滑に運営できるよう、引き続き支援する。	本会議・委員会等の議事運営が、適切かつ円滑にできるよう支援するとともに、新たな課題等の調査・研究にも迅速に支援が行えるよう、一層の事務の合理化・効率化を進める。	23,489	21,863	△1,626	1号委員会室への会議マイクシステムの導入に伴う備品購入費の減額。 R7:0千円(R6:1,954千円)	
【教育委員会】													
220901		教育委員会関係事務	教育総務課	教育委員会(教育長及び4人の委員をもって組織する合議制の執行機関)の運営 ・教育委員会会議の開催、議事録及び資料の公表 ・教育委員会と事務局との連携強化 ・総合教育会議に関する市長事務部局との調整 ・教育委員研修会、学校行事、各種式典等に係る連絡調整 ・教育事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する事務	8,327	11	教育委員への積極的な情報提供と意見交換を行うとともに、新型コロナウイルス感染症により一部中断していた学校訪問や視察を実施する。また、教育行政に対する市民の理解及び協力が得られるよう、Webサイトを活用した広報活動を行う。	教育委員活動の活性化を図るため、教育委員への積極的な情報提供と意見交換を引き続き行う。	8,925	8,743	△182		
220902		教育委員会人事関係事務	教育人事課 ／教育職員課	・市費職員の人事配置、任免、賞罰、人事記録、定数管理や職員の服務、研修、被服の貸与など。 ・会計年度任用職員Aの採用試験の実施、任用及び任用更新並びに会計年度任用職員Bの任用など。 ・会計年度任用職員A及びBの任用にあたり、必要となる社会保険等の手続き。 ・県費負担教職員の人事配置、任免、賞罰、人事記録(履歴書の整備)、定数管理、服務の管理監督。 ・非常勤講師(県費負担)の人事、任免。 ・学校園管理職、指導主事研修の実施、叙位叙勲・教育功労等の表彰など。 ・幼稚園教諭の採用試験の実施。 ・関係職員団体等との団体交渉。 ・事務局の学校園に係る業務の簡素化、効率化の推進。	219,995	11	令和7年1月の人事給与システムの本格稼働に向けて導入準備を進めるとともに、県費負担教職員の人事権移譲についても近隣他都市の動向を注視しながら法的・財政的課題に関し研究する。	市長事務部局等との関連業務の把握に努めて引き続き統廃合可能な事務の検討を重ねるとともに、県費負担教職員の人事権移譲について、国・中核市・近隣市の動向把握に努める。	235,585	302,704	67,119	・正規職員の退職不補充等に伴う会計年度任用職員Bの増員等による報酬等の増額。 R7:210,718千円(R6:162,752千円) ・スクールサポートスタッフの報酬日額及び期末手当支給率の改定等による報酬等の増額。 R7:50,031千円(R6:40,766千円) ・服務管理システム等構築業務によるシステム改修等委託料の増額。 R7:8,537千円(R6:0千円)	令和7年度より「教育委員会給与関係事務」を統合。
220903		教育委員会給与関係事務	教育人事課 ／教育職員課	・市費職員の勤務状況のチェック、月例給与・期末勤勉手当・退職手当の支給事務 ・各種手当の認定事務 ・給与査定・勤務評定事務、人件費の予算・決算・統計事務、公務災害の事務処理 ・県費負担教職員の給与に関する内申等事務 ・県費負担教職員の給料の調整額支給申請事務(特別支援学級の担当者への手当支給・停止申請) ・県費負担教職員の復職調整、昇格・昇給、退職等内申事務 ・県費負担教職員の退職手当関係事務、勤務状況報告書(毎月1回全教職員対象)、昇格昇給台帳(61校)の整備	0	11	令和7年1月の人事給与システムの本格稼働に向けて導入準備を進めるとともに、県費負担教職員の人事権移譲についても近隣他都市の動向を注視しながら法的・財政的課題に関し研究する。	市長事務部局等との関連業務の把握に努めて引き続き統廃合可能な事務の検討を重ねるとともに、県費負担教職員の人事権移譲について、国・中核市・近隣市の動向把握に努める。	0	0	0		令和7年度より「教育委員会人事関係事務」に統合。

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10:拡充、11:現状どおり継続、12:縮小、13:手法・内容の見直し、21:他事業との整理・統合、31:休・廃止の方向で検討、32:次年度より休止、33:次年度より廃止、41:完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①							事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など		
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度決算事業費(千円)	基本方針	改善・見直し内容		令和6年度当初予算事業費(千円)	令和7年度当初予算事業費(千円)		6年度から7年度への増減額(千円)	事業費増減の主な理由
							令和6年度で対応するもの	令和7年度以降で対応する予定のもの					
220801		学校管理運営事務	学校管理課	市立学校園の運営に係る予算編成・決算事務、予算配分事務、物品出納管理事務、支出負担行為に係る支出命令精査事務等を行っている。 特に学校への予算配分方法については、各学校が児童・生徒や地域の実態等を十分踏まえ、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開出来るよう配慮し、配分予算の各費目への充当額を校長の自由裁量に委ねる、いわゆる総額裁量予算制度を採用している。ただし、学校が偏った費目で割り当てを行わないよう配分前に学校管理課において金額の精査を行っている。	883,951	11	効率的な予算執行に努めるとともに、学習環境整備に係る予算確保や事務の効率化に努める。また、学校配分予算のあり方について見直しを行い、新たな指標を検討する。	引き続き、効率的な予算執行、学習環境整備に係る予算の確保や事務の効率化に努める。	877,375	792,604	△ 84,771	・教科用図書採択替えに伴う指導書整備完了による消耗品費の減額。 R7:0千円(R6:65,205千円) ・施設補修工事費の減額。 R7:38,162千円(R6:43,355千円) ・中学3年生到達度調査委託料の減額。 R7:0千円(R6:2,929千円)	令和7年度より中学3年生到達度調査を中学校学習指導推進事業へ移管。
220802		施設管理関係事務	学校管理課／学校管理課(施設整備)	教育施設用地と隣接地との境界を確定するための測量業務のほか、施設管理・整備に係る調査分析業務や学校備品管理システムの管理などを行っている。また、施設管理については、効率的な管理に関する検討を行っている。	7,540	11	教育財産の管理について、複数人体制で境界確定の用地整理に取り組む。	引き続き境界確定の用地整理に取り組む。施設管理効率化に向けた取組みについても進める。	32,427	13,542	△ 18,885	・会計年度任用職員Bの減員による報酬等の減額。 R7:0千円(R6:840千円) ・長寿化計画改定等支援業務完了による計画改定等委託料の減額。 R7:0千円(R6:20,000千円)	
220803		学校維持管理事業	学校管理課／学校管理課(施設整備)	子供たちの安全・衛生面を保障し、日々の教育活動を支えるとともに、地域住民の環境保全を図るため、市立学校園の施設・設備を維持管理している。 また、特別支援学級開設による学校のバリアフリー化など、時代のニーズに適応した施設改善にも取り組んでいる。	2,246,355	13	各種点検結果に基づき、要是正項目の改善を図る。また、令和7年度からの包括管理業務委託の導入に向けて準備を行う。	包括管理業務委託の導入により、対象となる業務について、民間ノウハウの活用による維持管理の効率化及び管理品質の向上を図る。	2,928,607	2,897,957	△ 30,650	・光熱水費の減額。 R7:1,298,205千円(R6:1,570,791千円) ・学校施設包括管理業務の開始等に伴う施設管理関係委託料の増額。 R7:1,354,890千円(R6:804,539千円) ・学校施設包括管理業務の開始等に伴う施設補修工事費の減額。 R7:200,420千円(R6:508,395千円)	令和7年度より汚泥運搬・処分業務を給食管理運営事業へ移管。
220804		学校跡施設管理事業	学校管理課／学校管理課(施設整備)	休園中の幼稚園跡施設について、整理業務を行う。また、転用先への引渡しを行うまでの暫定措置として、当該施設の管理を行う。	4,250	11	必要最小限の管理を行う。	転用先への引き渡しまで暫定的に管理を行う。	8,433	23,215	14,782	・光熱水費の減額。 R7:3,580千円(R6:4,405千円) ・幼稚園の閉園に伴う産業廃棄物等運搬処理委託料の増額。 R7:15,468千円(R6:200千円)	
220805		学校施設長寿命化改修事業	学校管理課(施設整備)	市立学校園施設は、児童・生徒が教育を受ける場であり、地域住民が活動する場でもある。また、災害時の避難場所としても重要な役割を担っている。 学校の設置者として、児童・生徒の学習活動を支える学校施設を十分な安全性や衛生的環境を備えたものにし、充実した教育活動を展開出来るよう学校施設の整備を行う。	3,667,508	11	長寿命化改修・大規模改修の他、長寿命化予防改修(外壁改修・屋上防水)、空調設備改修、トイレ改修、変電設備改修等を行う。また、学校施設長寿命化計画の見直しを完了させる。	長寿命化改修・大規模改修の他、長寿命化予防改修(外壁改修・屋上防水)、空調設備改修、トイレ改修、変電設備改修等を行う。また、学校施設長寿命化計画の見直しを完了させる。	5,134,833	6,524,952	1,390,119	[現年]R7:5,959,368千円(R6:5,059,231千円) ・長寿命化改修・大規模改修等工事費の増額。 R7:5,078,703千円(R6:3,923,255千円) ・学校体育館空調設備設置工事費の減額。 R7:502,675千円(R6:519,546千円) ・ブロック塀改修工事費の減額。 R7:0千円(R6:57,146千円) ・学校施設照明LED化改修工事費の減額。 R7:185,750千円(R6:373,574千円) [繰越]R7:565,584千円(R6:75,602千円) ・屋上防水・外壁改修工事費の増額。 R7:294,714千円(R6:0千円) ・空調設備改修工事費の増額。 R7:270,870千円(R6:0千円) ・長寿命化改修設計委託料の減額。 R7:0千円(R6:35,752千円) ・防犯・安全対策工事費の減額。 R7:0千円(R6:16,300千円) ・給水設備改修工事費の減額。 R7:0千円(R6:23,550千円)	

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①									事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度決算事業費(千円)	基本方針	改善・見直し内容		令和6年度当初予算事業費(千円)	令和7年度当初予算事業費(千円)	6年度から7年度への増減額(千円)	事業費増減の主な理由	
							令和6年度で対応するもの	令和7年度以降で対応する予定のもの					
220806		教室不足対策事業	学校管理課(施設整備)	児童・生徒の増加に伴い、西宮市立の小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校の教室不足が見込まれる場合、義務教育施設の設置者責務として早急に教室を整備する必要がある。今後の児童・生徒数や学級数の推計をもとにして、教室不足が見込まれる学校について、当該前年度末までに仮設教室を設置して教室不足にならないよう対応する。 また、教育環境保全のための住宅開発抑制に関する指導要綱を適切に運用し、幼児・児童・生徒の急激な増加を抑制する。	67,626	11	児童・生徒数の推計などをもとに、仮設校舎の新規設置及び更新、不要となった仮設校舎の撤去を計画、既存仮設校舎の現状確認を行い、修繕を実施する。また、仮設校舎の新規設置については詳細を各校と十分に協議し、既存整備の状況を考慮して決定する。	児童・生徒数の推計などをもとに、各校の教室使用状況、教室不足見込み数や期間を把握し、コストと教育環境を勘案しながら、仮設校舎の新規設置及び更新、不要となった仮設校舎の撤去、既存仮設校舎が適切に使用できるよう、修繕を計画的に実施する。	110,423	82,998	△ 27,425	【歳入】 仮設校舎解体費還付金の減額。 R7: 0円(R6: 8,505千円) 【歳出】 ・新規設置予定仮設校舎数の減による地質調査等委託料の減額。 R7: 1,000千円(R6: 2,000千円) ・上甲子園中学校仮設校舎の当初リース期間終了等に伴う使用料及び賃借料の減額。 R7: 65,498千円(R6: 69,513千円) ・新規設置予定仮設校舎数の減による工事請負費の減額。 R7: 16,500千円(R6: 30,000千円) ・既存仮設校舎買取を実施しないことによる公有財産購入費の減額。 R7: 0円(R6: 8,910千円)	
220810		安井小学校教育環境整備事業	学校管理課(施設整備)	安井小学校については、昭和30年代に建築された校舎棟の老朽化が著しく、改築工事着手前は仮設校舎4教室を運動場に設置しており、教室不足の状況は深刻であった。 以上のことから、安井小学校を優先的に整備すべき学校として位置づけており、校舎を増改築することにより、老朽校舎の解消と教育環境の改善を図ることとし、平成28年度から基本計画策定に着手した。平成29年度は近隣説明会やパブリックコメントを実施、平成30年度に基本計画を策定し、令和2年度に基本設計実施設計が完了した。令和3年度には校舎増改築工事に着手、令和4年度に新校舎が竣工、令和5年度より運動場整備工事に着手、令和6年度に竣工を予定している。	294,075	11	新校舎での授業を円滑に進められるよう、学校関係者との調整を行う。運動場整備工事について、工事中の騒音、振動などの環境面や安全対策に十分配慮して事業を進める。	令和6年度完了	220,182	0	△ 220,182		令和6年度完了事業
220811		瓦木中学校教育環境整備事業	学校管理課(施設整備)	瓦木中学校について、昭和30年代に建築された校舎棟の老朽化が著しく、仮設校舎6教室を設置するなど教室不足の状況も深刻であった。平成29年度には校区変更を実施したが、校区変更実施後も依然として生徒数が多い状況で仮設校舎の撤去には至らなかった。 以上のことから、瓦木中学校を優先的に整備すべき学校として位置づけ、校舎を増改築することで教育環境の改善を図る。 令和元年度に基本計画を策定し、令和2年度に基本設計実施設計に着手した。令和4年度に基本設計実施設計を完了させ、校舎増改築工事に着手した。新校舎は令和6年度の竣工、供用開始を目指す。並行して改築しない既存校舎の改修工事や外構の整備工事を行う。	808,661	11	新校舎での授業を円滑に進められるよう、学校関係者との調整を行う。校舎改築工事中の騒音、振動等の環境面や安全対策に十分留意して事業を進める。また、学校と連携し、工事期間中の適切な教育環境確保に留意する。	工事中の騒音、振動等の環境面や安全対策に十分留意して事業を進める。また、学校と連携し、工事期間中の適切な教育環境確保に留意する。	2,052,717	1,197,528	△ 855,189	・学校消耗品購入等に係る消耗品費の減額。 R7: 5,301千円(R6: 12,891千円) ・改築校舎への物品・機器等の移設完了による委託料の減額。 R7: 17,127千円(R6: 32,457千円) ・改築校舎竣工による仮設校舎等借上料の減額。 R7: 10,000千円(R6: 140,258千円) ・改築工事の進捗に伴う工事請負費の減額。 R7: 1,139,227千円(R6: 1,826,416千円) ・学校備品購入に係る備品購入費の減額。 R7: 16,375千円(R6: 27,932千円)	
220813		大社中学校教育環境整備事業	学校管理課(施設整備)	大社中学校について、市内で唯一昭和20年代に建築された校舎があるなど、校舎の老朽化状況は深刻であるため、校舎の増改築を行うことにより老朽校舎の解消と教育環境の改善を図る。 令和4年度に基本構想・基本計画の策定に着手した。また、令和6年度に基本構想・基本計画の策定を完了させ、基本設計実施設計に着手する。令和8年度に基本設計実施設計を完了させ、校舎増改築工事に着手する。	13,684	11	基本構想・基本計画の策定後、基本設計実施設計に着手する。事業の推進に滞りのないよう、学校関係者等と協議しながら、円滑に設計等を進める。	事業の推進に滞りのないよう、学校関係者等と協議しながら、円滑に設計等を進める。	57,299	21,493	△ 35,806	基本構想・基本計画策定業務の完了等に伴う委託料の減額。 R7: 21,140千円(R6: 57,051千円)	
220508		給食管理運営事業	学校給食課／学校給食課(収納)	学校給食法に基づき、西宮市立小・中・義務教育学校・特別支援学校において、児童・生徒の心身の健全な発達に資することを目的として「栄養のバランスがよく、安全でおいしい、楽しい給食」をモットーに完全給食(主食・牛乳・副食)を全校自校調理方式で実施している。 ①献立作成と給食実施 ②調理器具及び備品の整備 ③調理員、栄養教諭等の研修の実施 ④給食費の収納及び滞納整理	197,329	11	共通コールセンターを活用する等して標準的な債権事務管理モデルに則った滞納整理を継続する他、収納対策本部と連携して法的措置の実施に向けた準備を進める。	令和6年度の法的措置実施状況をふまえ、過年度分の滞納整理に重点的に取り組む。	193,932	217,613	23,681	・物価高騰等に伴う食器類購入費の増等による消耗品費の増額。 R7: 16,738千円(R6: 11,034千円) ・汚泥運搬・処分業務の学校維持管理事業からの移管等による委託料の増額。 R7: 140,344千円(R6: 128,128千円) ・物価高騰に伴う牛乳保冷库等の備品購入費の増額。 R7: 13,114千円(R6: 8,869千円)	令和7年度より汚泥運搬・処分業務を学校維持管理事業から移管。

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10: 拡充、11: 現状どおり継続、12: 縮小、13: 手法・内容の見直し、21: 他事業との整理・統合、31: 休・廃止の方向で検討、32: 次年度より休止、33: 次年度より廃止、41: 完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①									事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度 決算 事業費 (千円)	基本 方針	改善・見直し内容		令和6年度 当初予算 事業費 (千円)	令和7年度 当初予算 事業費 (千円)	6年度から 7年度への 増減額 (千円)	事業費増減の主な理由	
							令和6年度で 対応するもの	令和7年度以降で 対応する予定のもの					
220509		給食施設設備整備事業	学校給食課	文部科学省の「学校給食衛生管理基準」により整備を図る必要がある事項と、本市の施設・設備の状況の点検結果に基づき、学校給食施設整備の改修等を年次的に進める。 ①耐用年数が経過する備品の買換え ②老朽化した施設の改修 ③児童・生徒の増加に伴う給食室の増改築及び備品の購入 ④空調設備の設置	131,998	11	備品の耐用年数などを把握し、計画的・効果的に買換えを実施する。	給食施設設備の改修、空調整備工事及び備品の買換えを計画的・効果的に実施していく。	231,119	238,190	7,071	【現年】 ・天井・空調設備等設計委託料の増額。 R7:8,008千円(R6:6,700千円) ・天井・空調整備等工事費の増額。 R7:99,813千円(R6:98,815千円) ・回転釜等備品購入費の増額。 R7:49,981千円(R6:49,044千円) 【繰越】 空調整備工事費の増額。 R7:80,388千円(R6:76,560千円)	
220510		給食物資購入事業	学校給食課	市内各小・中・義務教育学校・特別支援学校の給食実施のための食材を一括購入で行う。	2,057,476	11	献立内容の工夫をしながら、安全で良質な食材を適正な価格で調達する。 また、指標として「物資登録業者数」や「給食の実施率(献立どおりの給食が実施できたか)」の視点を取り入れていく。	引き続き献立内容の工夫をしながら、安全で良質な食材を適正な価格で調達する。	2,058,612	2,216,161	157,549	【歳入】 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額。 R7:177,392千円(R6:0円) 【歳出】 ・物価高騰による食糧費の増額。 R7:2,103,301千円(R6:1,951,912千円) ・給食物資運搬委託料の増額。 R7:112,860千円(R6:106,700千円)	
230201		家庭教育関係事業	地域学校協働課	1 家庭教育振興事業 生きる力と社会性のある子供たちを育成できる教育力を持った家庭を育むため啓発活動の実施や学習機会の提供を行う。 2 PTA等の支援事業 PTAの全市的な組織であるPTA協議会等と連携を図るとともに、PTA活動を充実させるための支援を行う。また、西宮ユネスコ協会と協働するとともに、ユネスコ精神の啓発等の支援を行う。	1,628	11	家庭教育におけるニーズの把握や実施方法や参加方法について研究を深める。各校のPTAの現状を把握しながら、PTA活動の支援内容を検討・実施していく。	令和6年度の事業実施の結果を踏まえつつ、引き続き支援方法について研究・検討する。	1,697	1,462	△ 235		
230202		学校・家庭・地域の連携協力推進事業	地域学校協働課	【教育連携事業】 ●各学校で学校運営協議会を開催し、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を明確にした上で、学校や地域の課題について熟議を重ね、社会総がかりで子供を育成する。 ●地域住民等の参画を得て、授業の補助、部活動の指導、図書の整理や読み聞かせ、校内の環境整備、登下校時における子供の安全確保に係る活動や、学校行事の運営支援など学校の要望に応じて学校支援ボランティア活動を実施する。 ●西宮市学校・家庭・地域の連携協力推進協議会を開催し、各学校での課題や成果の把握に努め、市全体の総合調整を行う。 【コミュニティ・スクール事業】 広報や研修会開催によりコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)に対する理解を深め、市立学校におけるコミュニティ・スクールの運営を支援する。	58,885	11	各校の実施状況の把握に努めるとともに運営支援を行うほか、学校訪問や研修会を通じて教職員や地域住民のコミュニティ・スクールに対する理解を深める。	コミュニティ・スクールについて取組内容の更なる充実を図るとともに、継続した運営ができるよう支援していく。	65,460	64,938	△ 522		
230305		放課後キッズルーム事業	地域学校協働課(放課後事業)	小学校の教室や運動場等を活用し、子供たちの自由で安全な遊び場や学びの場を提供する。 平成27年度に試行を開始。平成28年度より実施形態を多様化させ試行を進めてきた。令和元年度からは、育成センターの待機児童対策にもつながるよう運用を見直し、事業者に委託して実施する「放課後キッズルーム事業(委託型)」を実施。 総合的な放課後施策のあり方について検討を重ねた結果、市職員であるコーディネーターが、地域の方々とともに子供たちの成長を支える「放課後キッズルーム事業(直営型)」を基本に導入を進めることとし、育成センターの待機児童が発生する見込みがある場合は、「放課後キッズルーム事業(委託型)」の導入を検討することとしている。	214,505	10	効果的に総合的な放課後施策推進の観点から、引き続きこども支援局とも協議し、より適切な事業形態での導入を検討する。	財政構造改善基本方針を踏まえ、引き続き導入の方法について検討し、今後の財政状況を勘案しつつ全校導入を目指す。	249,527	288,722	39,195	・実施内容(直営型)の拡充等による会計年度任用職員報酬等の増額。 R7:95,963千円(R6:86,975千円) ・見守りサポーターの増員等による報償費の増額。 R7:60,194千円(R6:57,513千円) ・実施校(委託型)の拡充等による委託料の増額。 R7:113,991千円(R6:85,398千円)	

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10: 拡充、11: 現状どおり継続、12: 縮小、13: 手法・内容の見直し、21: 他事業との整理・統合、31: 休・廃止の方向で検討、32: 次年度より休止、33: 次年度より廃止、41: 完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①								事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など	
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度 決算 事業費 (千円)	基本 方針	改善・見直し内容		令和6年度 当初予算 事業費 (千円)	令和7年度 当初予算 事業費 (千円)	6年度から 7年度への 増減額 (千円)		事業費増減の主な理由
							令和6年度で 対応するもの	令和7年度以降で 対応する予定のもの					
230102		青少年育成事業	青少年育成課	【体験活動の推進】子供達が自立心や協調性等を身に付けることができるよう、自然体験・野外体験活動事業を実施する。親子のふれあいや絆づくりのため、ファミリー向けのキャンプを実施する。青少年体験学習リーダー育成のため、高校生や大学生を対象に体験・参加型の演習を取り入れたセミナーや自らが企画、運営を担うイベントを開催する。以上の事業は令和6年度より廃止する。 シチズンシップを醸成する機会として、「二十歳のつどい」を実施する。 【青少年関係団体活動への支援】青少年愛護協議会等の青少年育成団体に事業費等の補助や事業委託を行うことにより、青少年に多彩な地域活動の場を提供し、青少年の社会参加を促すとともに、子供達の見守り活動やあいさつ運動など、安全・安心なまちづくりを進める中で青少年健全育成活動の促進を図る。	31,312	12	事業を見直し、一部の事業を廃止した。 青少年愛護協議会をはじめとする青少年関係団体に対して、持続可能な活動ができるよう、適切な支援・助言を行っている。	青少年愛護協議会をはじめとする青少年関係団体に対して、持続可能な活動ができるよう、適切な支援・助言を行っている。	31,195	31,546	351		物価高騰に伴う二十歳のつどい関係費の増額により、予算額は増加している。
230104		山東自然の家管理運営事業	青少年育成課	転地学習施設市島学園の代替施設として、山東町(現:朝来市)の協力を得て、平成元年4月に設置した山東自然の家の管理運営事業。利便性の向上と運営費のコスト削減を図るため、指定管理者制度を導入している。同施設は、西宮市の小学校の自然学校、中学校の転地学習のほか、青少年団体や一般市民の活動の場としても活用されている。	86,918	11	指定管理者と協議し、利用者増の促進に努める。	利用者の安全を確保するため、改修工事、設備更新の実施時期や費用負担について、今後も指定管理者と協議を行いながら計画的に進めていく。	91,112	93,071	1,959	指定管理料増による施設管理関係委託料の増額。 R7:92,967千円(R6:90,934千円)	
230105		丹波少年自然の家運営費負担事業	青少年育成課	昭和47年4月、阪神広域行政都市協議会と丹波総合開発促進協議会が阪神丹波地方行政連合協議会を設立。その中で阪神・丹波地域の連携のあり方について調査研究が進められた結果、丹波地域の恵まれた自然環境の活用を通して阪神丹波両地域の連携を深めることを目的に昭和53年6月に丹波少年自然の家が設置された。施設の管理運営は「丹波少年自然の家事務組合」が行っている。令和5年度末をもって、事務組合が解散し、利用者の受入れは令和5年6月30日以降中止となった。 管理運営費は阪神6市1町、丹波市、丹波篠山市で負担している。 *負担率＝阪神6市1町で管理運営費総額の90%を負担 うち西宮市負担は35.17%(人口割33.74%+均等割1.43%)令和2年度国勢調査により負担率を算定。	24,689	41	令和5年度完了		0	0	0		
230106		山東自然の家改修事業	青少年育成課	山東自然の家の利用者の安全と利便性を確保するため、耐用年数や劣化状況を踏まえて、施設や設備の計画的な修繕・改修を行う。	17,765	11	施設の不具合等の状況把握に努める。	利用者の安全を確保するため、改修工事、設備更新の実施時期や費用負担について、今後も指定管理者と協議を行いながら計画的に進めていく。	0	23,051	23,051	【歳入】 ・山東自然の家改修事業債の増額。 R7:8,600千円(R6:0円) ・公共施設保全積立基金繰入金 の増額。 R7:9,451千円(R6:0円) 【歳出】 ・浴槽遮過機等改修工事費の増額。 R7:5,280千円(R6:0円) ・非常用照明設備LED改修工事費の増額。 R7:12,771千円(R6:0円) ・木製遊具(アスレチック遊具)撤去工事費の増額。 R7:5,000千円(R6:0円)	
230107		教育委員会神祇宮分室維持管理事業	青少年育成課	青少年育成課の事務室等として使用する教育委員会庁舎(分室)の維持管理 ※令和4年4月1日より供用開始	7,152	11	施設の不具合等の状況把握に努め、適切に維持管理を行う。	引き続き施設の維持管理を行うとともに、長期的な維持補修について検討する。	8,852	7,632	△ 1,220	・電気使用料の減額。 R7:1,135千円(R6:1,429千円) ・施設管理関係等委託料の減額。 R7:5,475千円(R6:5,801千円) ・施設補修工事費の減額。 R7:0円(R6:500千円)	
210213		入園関係事業	学事課	市立幼稚園では4歳児1学級30人の定員となっており、複数の園で30人の応募を超えることが想定されたため、制度導入時より全体での一括抽選を実施し、入園児のスムーズな選考を行っている。平成27年度の子ども・子育て支援新制度施行に伴い、保育料を従来の定額制から収入に応じた負担額へと段階的に移行した。平成29年度以降は4歳児・5歳児とも応能負担となった。また、令和元年10月からは幼児教育無償化に伴い、保育料は0円となった。	2,721	11	特別支援対象児や要保護児を含めて支援が必要な幼児のセーフティネット、地域における幼児教育・保育ニーズの受け皿としての役割を果たしていく。	市立幼稚園としてのセーフティネット等の役割を果たしつつ、公私立が連携しながら取り組める体制づくりについて検討していく。	3,729	3,349	△ 380		

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10:拡充、11:現状どおり継続、12:縮小、13:手法・内容の見直し、21:他事業との整理・統合、31:休・廃止の方向で検討、32:次年度より休止、33:次年度より廃止、41:完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①								事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など	
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度決算事業費(千円)	基本方針	改善・見直し内容		令和6年度当初予算事業費(千円)	令和7年度当初予算事業費(千円)	6年度から7年度への増減額(千円)		事業費増減の主な理由
							令和6年度で対応するもの	令和7年度以降で対応する予定のもの					
220202		学籍等事務	学事課	憲法及び教育基本法において、保護者は学齢児童・生徒を学校教育法第1条に規定されている学校に就学させる義務を有する。その制度に則り、学齢児童・生徒の学齢簿を作成、管理し、就学事務を実施する。また、私立等に就学していることを教育委員会に届け出していない場合や、本市に住民登録をしたまま海外に出国した場合等、就学先が確認できない学齢児童・生徒について、就学先の調査を行い、その把握に努めている。	23,310	11	他部署との連携を行い、学齢児童・生徒の在籍校把握に努める。他部署と連携し、地方公共団体情報システムの標準化事業の研究・準備を進める。	他部署との連携を行い、学齢児童・生徒の在籍校把握に努める。他部署と連携し、地方公共団体情報システムの標準化事業につき、調達・契約事務を進める。	18,709	18,468	△ 241		
220502		奨学事業	学事課	能力を有するにもかかわらず、経済的理由により修学困難な者に対して、修学に必要な資金を給付し、又は貸し付けることにより、教育の機会均等を図る。	76,563	13	国の「高校生等奨学給付金」の単備変更に対応するため、給付金額等を見直しで実施する。ふるさと納税を活用した給付型奨学金の創設を検討する。	国の「高校生等奨学給付金」の単備変更が予想されるため、動向を注視し、必要な対応をとる。	60,332	62,303	1,971	【歳入】 私立高等学校入学給付金等に係る奨学金繰入金金の増額。 R7:9,964千円(R6:2,389千円) 【歳出】 ・新設に伴う私立高等学校入学給付金の増額。 R7:7,500千円(R6:0円) ・対象者数の減による高校奨学金の減額。 R7:37,818千円/383人(R6:40,722千円/516人) ・新規募集終了等に伴う対象者数の減による大学奨学金の減額。 R7:6,048千円/37人(R6:9,192千円/55人)	
220503		就学奨励助成事業	学事課	①市立小・中・義務教育学校及び県立戸屋国際中等教育学校(前期課程) 就学の機会を保障するため、経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、給食費などの援助を行っている。 ②市立特別支援学校(小・中学校) 市立特別支援学校に通う児童・生徒に対し、市立小・中学校の特別支援学級に通う就学援助対象の児童・生徒と同様の措置を行うため、県補助との差額を就学援助として実施している。	381,301	11	経済的に就学が困難な児童・生徒がいる世帯に対し、必要な支援が行き届くよう、周知方法を拡大するとともに、新入学用品費(入学前支給)の申請方法の電子化等、保護者の利便性の向上を図る。	文部科学省・厚生労働省が示す支給基準の単備変更の動向を注視し、西宮市の支給金額についても必要な対応を取る。	397,027	415,346	18,319	給食費の改定等による就学奨励金の増額。 ・小学校 R7:213,603千円/2,835人(R6:212,480千円/3,089人) ・中学校 R7:198,155千円/1,650人(R6:180,658千円/1,675人)	
220101		学校改革事務	学事課(幼保連携)/学事課(企画)	学校園の統廃合や校区調整など、制度の改革・改善や企画・調整を行う。 ・学校園の統廃合及び校区調整に関すること ・児童生徒数の推計に関すること(年2回の推計及び関係各課との調整等) ・通学路に関すること(学校や地域からの要望窓口及び通学路合同点検の実施等)	61,112	11	通学路合同点検を実施し、関係機関と協力しながら掲示物等の点検・修繕・更新を行っていく。	通学路合同点検を継続して実施し、関係機関と協力しながら通学路の安全確保に取り組む。	85,375	89,727	4,352	会計年度任用職員A報酬等の増額。 R7:70,546千円(R6:66,289千円)	
220203		基礎学力向上事業	学校教育課	「基礎学力の定着」のために、子供たちの学習を支援する制度を整備する。 ■セイフティネットプラン ICT機器を活用した授業の支援、学習課題の作成、各教科等学習指導補助等子供たちの学習を支援する人材(学びの指導員)を学校に配置する。 ■ESD推進事業 ESD(持続発展教育)を通して、新しい時代に必要となる「資質・能力」を育む。環境に配慮した施設の利用、自然・社会・文化等に係る体験活動、防災教育推進に係る体験学習の費用を一部負担する。	23,538	11	学びの指導員の研修方法について、引き続き改善を進める。ESD推進を目的とした施設見学が、児童生徒の資質・能力の向上に有効であったかどうかを検証するアンケートを引き続き実施する。	毎年行われる全国学力・学習状況調査の結果を分析して、学習指導要領で求められる基礎学力に関する西宮の児童生徒の課題を明らかにし、課題克服に向けて他課と連携を図りながら学習支援策を講じる。	22,320	21,926	△ 394		
220204		小学校学習指導推進事業	学校教育課	■小学校学習指導の推進 音楽等の表現活動による文化的な体験を通して、人と文化を育む生涯学習に取り組む人材を育成する。 また、全市的な音楽行事の開催により、西宮市における音楽教育の質の高さを維持する。 西宮市立小学校合同音楽会(基本4年生対象)の開催。(令和4年度までは各校4～6年生を対象としていたが、基本4年生の参加とすることを令和5年度に決定した。)	3,405	13	保護者の入場は令和6年度もないかたちで実施予定。実施後、小学校音楽連盟や全市的行事検討委員会と連携し令和7年度の検討を進める。	令和6年度実施方法等を踏まえ、児童にとっての効果的なあり方、教職員も含めた負担軽減等の観点から開催方法を検討する。	3,661	3,853	192		

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10: 拡充、11: 現状どおり継続、12: 縮小、13: 手法・内容の見直し、21: 他事業との整理・統合、31: 休・廃止の方向で検討、32: 次年度より休止、33: 次年度より廃止、41: 完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①							事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など		
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度決算事業費(千円)	基本方針	改善・見直し内容		令和6年度当初予算事業費(千円)	令和7年度当初予算事業費(千円)		6年度から7年度への増減額(千円)	事業費増減の主な理由
							令和6年度で対応するもの	令和7年度以降で対応する予定のもの					
220205		中学校学習指導推進事業	学校教育課	■中学校学習指導推進事業 ①中学校体育連盟分担金…西宮市の中学校生徒の体育・スポーツ振興等の事業を主目的とする西宮市中学校体育連盟に対し分担金を支出することにより一層の成果を上げる。 ②進路指導支援事業…各校の進路指導に対して、指導助言を行う。 ■部活動推進事業 部活動の充実、発展を図る。 ■中学校音楽教育推進事業 ①音楽教育の充実を図り、豊かな心の育成を目指して、中学校合同音楽会や合唱祭を開催する。 ②市保有の和楽器の修理・メンテナンスを行う。	17,042	13	部活動地域移行は、推進協議会を設置し市としてのあり方を検討する。音楽等の市内合同行事は、引き続き全市的行事検討委員会で検討を行う。令和6年度より中学校合唱祭へ予算面での市費負担は行わない。	部活動地域移行について、推進協議会で協議・検討を行い推進していく。音楽等の市内合同行事は、学習成果発揮の機会としての各種大会の意義を踏まえたうえで、全市的行事検討委員会で継続して検討していく。	26,821	27,742	921	中学3年生到達度調査委託料の増額。 R7:3,085千円(R6:0千円)	令和7年度より中学3年生到達度調査を学校管理運営事務から移管。
220206		指導助言関係事務	学校教育課	■各学校園への指導助言 各学校園への訪問指導を行い、学校園経営の方針や計画、研究実践について管理職を指導し、各学校園の推進目標に到達できるよう指導助言を行う。主に以下の業務を行う。①各学校園の教育課程の編成、実施、評価に関する指導助言、②各学校園の校内研究会等での指導助言、③各学校園の学校行事等の参観 ■教科書採択の実施 西宮市教育委員会が、次年度に使用する西宮市立小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校の教科書及び特別支援学校用の一般図書を採択するに当たって、必要な事務を行う。 ■小中一貫教育の推進 西宮市の実情を踏まえた西宮型小中一貫教育を進め、9力年で子供の育ちと学びを支える。	12,305	11	会計年度任用職員への業務割り振り等による個々の業務量等の削減・標準化をさらに推し進め、指導主事一人あたりの学校訪問回数を増やす。	課内業務改善をさらに進め、指導主事の業務軽減を図ることで、学校園への訪問回数を増やしていく。小中一貫教育は、引き続き各ブロックの取組みをホームページを活用し市内へ発信し、全学的に推進していく。	12,947	13,093	146		
220301		高等学校学習指導推進事業	学校教育課	■高等学校学習指導推進事業 これからの高等学校では、生徒一人一人の個性や能力を最大限に尊重した教育への転換を図っていくことが求められている。平成27年度入試から「新進学区域」が導入され、一層の特色化をめざした取組みや、学びたいことが学べる魅力ある学校づくりを進めている。特設講座、学校開放講座、海外語学研修などに取り組む。また、高等学校の体育・スポーツ振興では西宮市の高等学校生徒の体育・スポーツ振興等の事業を主目的とする西宮市高等学校体育連盟に対し、分担金を支出することにより一層の成果を上げる。令和5年度より西宮高等学校においてスーパーサイエンスハイスクール(SSH)に新規採択された。 ■市立高等学校パワーアップ事業 市立高等学校を、より市民満足度の高いものにしていくため、更なる特色化を進める環境整備に取り組む。	10,134	11	各事業において、ICTを活用する等工夫を凝らし、各校のスクールポリシーに従って、より具体的に特色化・魅力化を進める。年次進行で導入される学習指導要領に对应し、指導と評価の一体化について引き続き研究を進める。	生徒一人一人が学校生活に満足できるよう継続して高校教育改革等検討委員会で、各事業の更なる充実を検討し、市立高等学校の特色化・魅力化を進める。学習指導要領の内容に沿った学習指導を進めている。	10,634	8,590	△ 2,044	海外語学研修事業に係る引率旅費の減額。 R7:0千円(R6:2,196千円)	令和7年度より海外語学研修事業を国際教育事業へ移管。
220601		学習研修等奨励事業	学校教育課	■中学生夏期キャンプ等生活体験派遣(姉妹都市、スポーケン市) ■各種競技大会選手派遣補助事業 西宮市立小・中・義務教育学校及び高等学校における課外活動・部活動等の対外的行事への参加に必要な児童生徒の旅費等を補助し、学校の体育的及び文化的水準の向上とその振興を図る。	15,934	13	中学生米国キャンプ派遣は、派遣再開の是非も含め検討を行う。各種競技大会選手派遣補助事業は、より実態に即した補助のあり方について継続して検討する。	中学生米国キャンプ派遣は、実施の可否を含め継続的に検討する。各種競技大会選手派遣補助事業は、令和6年度に見直した補助のあり方について継続して研究していく。	5,986	7,247	1,261	開催場所の変更等に伴う各種競技大会選手派遣旅費等補助金の増額。 R7:6,607千円(R6:5,456千円)	令和7年度より中学生米国生活体験派遣事業を国際教育事業へ移管(令和2年度以降中止)。
220602		学校体育推進事業	学校教育課	■学校体育の推進 子供の体格は向上しているが、それを支える運動能力が育っていない現状がある。「全国体力・運動能力等調査」で明らかになった課題を踏まえ、体力・運動能力の向上を目指す。 ①体育関係研修の実施…若手教員の指導力を高めることによって、子供たちの体力向上を図る。 ②小学校連合体育大会、中学校連合体育大会の実施…市立小学校・義務教育学校(前期課程)及び西宮支援学校(小学部)6年生、市立中学校・義務教育学校(後期課程)及び西宮支援学校(中学部)の生徒が阪神甲子園球場で一室に会し、集団行動や適切な運動を通して体・心・仲間とのつながりなど人格形成に必要な資質・能力を身に付けさせる。 ③小学校陸上競技会の実施。 ④学校体育連盟による教員研修を通して、市内学校体育の一層の充実を図る。	15,602	11	みやつ子体力向上すくすくプランで作成した「体づくり運動指導資料」の活用を促進し、体力の向上につながる取組みのあり方を検討する。小学生陸上競技大会は、休止。連合体育大会の財源確保のため、ふるさと納税の研究をする。	引き続き外部講師による高度で専門的な知見を踏まえた研修を行うとともに、内部人材を講師とした研修を通して、市内全体の指導力向上を図る。また、連合体育大会を通して、体力の向上とともにふるさと意識の醸成や子供たち同士のつながりや連携を育む。	21,785	21,822	37	連合体育大会事業費に係る教育振興基金繰入金の増額。 R7:3,960千円(R6:0千円)	

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10: 拡充、11: 現状どおり継続、12: 縮小、13: 手法・内容の見直し、21: 他事業との整理・統合、31: 休・廃止の方向で検討、32: 次年度より休止、33: 次年度より廃止、41: 完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルリスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①							事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など		
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度決算事業費(千円)	基本方針	改善・見直し内容		令和6年度当初予算事業費(千円)	令和7年度当初予算事業費(千円)		6年度から7年度への増減額(千円)	事業費増減の主な理由
							令和6年度で対応するもの	令和7年度以降で対応する予定のもの					
220603		小学校体験活動事業	学校教育課	■西宮市立小学校自然学校推進事業・環境体験事業 ・自然学校趣旨…学習の場を教室から豊かな自然の中へ移し、児童が人や自然とふれあい、4泊5日の長期宿泊体験を通して「生きる力」を育成する。 ・環境体験趣旨 命の営みやつながり、命の大切さを学ぶため、自然に触れ合う体験型環境学習を行う。 ・実施日程 自然学校…小学校5年生対象。平成21年度より、県の要項により、4泊5日となっている。 環境体験…小学校3年生対象。年間を通して随時。(各学校3回以上)	78,027	13	自然学校は、全校4泊5日で実施、環境学習は3日以上の実施となるため、施設や関係者と連携を図りながら、児童の安心・安全を最優先に考えて実施する。現地で学校が困らないよう、丁寧に支援していく。	関係課や施設と連携を図る。自然学校指導補助員の質や量の担保、体験場所の確保、教員の事務量の負担軽減等について、検討を継続する。	87,422	95,321	7,899	・貸切バスの単価増等に伴う小学校体験活動事業委託料の増額。 R7:68,724千円(R6:58,345千円) ・自然学校指導補助員の減に伴う報償費の減額。 R7:26,439千円(R6:28,908千円)	
220604		学校人権教育事業	学校教育課	■学校園における人権教育を推進し、教職員の人権教育の取組みを支援する。 ・人権教育地区別研修会や担当者会を開催し研修の場を設ける。 ・人権平和作文集を編集・配布する。 ・新しい人権課題に関する研究を行う。 ・各種研究会への教職員の参加を促し、人権教育の広がりと深まりを目指す。 ■日本語指導が必要な園児児童生徒に対して支援を行う。 市立学校園の帰国・外国人園児児童生徒の日本語指導や生活適応に対する支援(日本語教室の開催、生活学習相談員の配置)を行う。	11,702	11	人権教育地区別研修会について、各地区と連携し授業・保育実践を重ね、新たなあり方について検証する。日本語指導の必要な子供への支援は、相談員や指導員、学校と連携し、支援策を研究・検討する。	人権教育地区別研修会において、各地区と連携し、教員の人権意識高揚につながる研修や人権課題解消への授業づくりについて継続的に検証をしていく。日本語指導が必要な子供への支援は、相談員や指導員、学校と連携し支援策を研究、検討する。	21,220	21,148	△ 72		
220606		トライやる・ウィーク推進事業	学校教育課	■背景 平成7年1月に阪神・淡路大震災が発生し、甚大な被害をもたらした一方、自他の生命や人権を尊重する心、ボランティア精神、共に生きる心の涵養など多くの貴重な教訓を得た。その矢先、平成9年には神戸市須磨区での大変痛ましい事件が発生し、「心の教育」の充実を図ることの大切さを再認識させることになった。 ■概要・趣旨 市立中学校2年生及び義務教育学校8年生全員と、特別支援学校(中学部)2年生が、1週間学校を離れ、地域や自然の中で生徒の主体性を尊重した様々な体験活動をおして「生きる力」を身に付ける。西宮市では、平成10年度から市立中学校20校で、また、平成16年度から西宮養護学校(現 西宮支援学校)が「トライやる・ウィーク」に参加している。	14,715	11	5日間連続した実施ができるよう、引き続き事業所の確保に取り組む。また、事業実施後も地域とのつながりが継続できる取組みとなるよう、各地区推進協議会との連携を図る。	生徒にとって充実した活動となるよう、事業本来の趣旨を広く周知し、市の推進協議会や各校区推進協議会とともに課題を分析し、解決のための具体的な方策を継続して検討する。	15,549	15,480	△ 69		
220504		生徒指導事業	学校保健安全課	時代の変化に伴い、児童生徒の行動や保護者の考え方・価値観が多様化し、問題行動は多岐に亘る。児童生徒の人格の完成を目指し、自己指導能力を育成する生徒指導は極めて重要である。また、児童生徒が抱える課題に対して、個別指導や家庭・地域・関係機関と連携を図る取組みなど、生徒指導事業の充実は今後も必要である。西宮市立学校生徒指導推進協議会では、全市的な生徒指導の状況を分析し、校内外での問題行動に対する生徒指導活動の充実を図っている。平成25年度より学校問題解決支援チームを設置し、スクールサポーター(以下SS)とスクールソーシャルワーカー(以下SSW)の配置や委託弁護士への相談、その後、学校問題主任専門員を配置、SSの増員及び教育相談員を配置、いじめ相談専用ダイヤルを設置、また、生徒指導に係る非常勤講師を平成30年度に2名、SSWを令和元年度に5名、人権課題解決のための非常勤講師を令和4年度に2名、令和5年度に1名配置し支援体制の充実を図っている。	86,324	11	引き続き、学校問題解決支援チームによる迅速かつ効果的な学校支援に努める。また、小学校生徒指導担当者会を充実させ小学校の生徒指導体制の確立、対応方法の共通化等を図り、事業への対応能力を向上させる。	様々な事案に対して関係機関との効果的な連携を図る。さらに、引き続きいじめの認知について研修会等で啓発を行い、「西宮市いじめ防止基本方針」に基づいた、適切な対応を行うよう各学校へ啓発を行う。	95,952	100,968	5,016	会計年度任用職員A報酬等の増額。 R7:88,788千円(R6:83,239千円)	
220505		校内災害対策事業	学校保健安全課	学校管理下における災害に備え、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を締結している。この災害共済給付制度に基づき、学校園での事故による負傷・疾病・障害・死亡に対して、医療費・障害見舞金・死亡見舞金を支給している。 また、学校施設の瑕疵や学校業務遂行中の不注意による事故のため、全国市長会学校災害賠償補償保険に加入している。市に法律上の賠償責任が生じた場合に、その負担を補填する。	42,233	11	損害賠償事故発生時には、事故内容に応じて担当課を決め、迅速に対応するよう関係部署に協力を求める。また、情報の共有、事故原因の分析を行い、同様の事故を発生させないよう予防措置について働きかける。	引き続き、関係部署間での連携・情報共有を図り、迅速かつ適切に対応できるよう体制を整えていく。	44,186	43,441	△ 745		

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10: 拡充、11: 現状どおり継続、12: 縮小、13: 手法・内容の見直し、21: 他事業との整理・統合、31: 休・廃止の方向で検討、32: 次年度より休止、33: 次年度より廃止、41: 完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①								事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など	
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度 決算 事業費 (千円)	基本 方針	改善・見直し内容		令和6年度 当初予算 事業費 (千円)	令和7年度 当初予算 事業費 (千円)	6年度から 7年度への 増減額 (千円)		事業費増減の主な理由
							令和6年度で 対応するもの	令和7年度以降で 対応する予定のもの					
220506		学校健康診断事業	学校保健安全課	学校保健安全法に基づき、西宮市立学校園の幼児・児童・生徒・教職員の健康の保持増進を図り、心身ともに健康で安全に学校生活を過ごせるよう、健康診断を実施している。 ①幼児・児童・生徒の健康診断 結核、心臓、腎臓、脊柱検診、内科・眼科・耳鼻咽喉科・歯科健康診断 ②就学前健康診断 ③入園前健康診断 ④教職員健康診断	219,122	11	児童生徒数は減少傾向にあるが、2次検診対象者は年度により変動がある。引き続き学校園と事務局双方の事務作業の改善、事務の効率化を図り、2次検診の円滑な実施につなげる。	検診予約システムの導入により、心臓・腎臓2次検診にかかる事務作業の効率化が図られている。より円滑に実施できるよう、システムの業者と細かな仕様変更を行いながら、引き続き活用して実施する。	230,174	232,637	2,463	検査費用の増による各種検診等委託料の増額。 R7:91,845千円(R6:89,889千円)	
220507		学校保健管理事業	学校保健安全課	生涯にわたって心身ともに健康で安全な生活を送る子供たちを育成するために、計画的・系統的に保健教育・管理を実施する。 ①学校環境衛生対策…学校の飲料水検査・教室内空気環境検査・水泳プールの水質検査・給食調理室の衛生検査等。 ②学校精神保健推進…学校精神保健推進協議会を開催し、精神科医を学校に派遣してコンサルテーション事業を行っている。コンサルテーションとは、子供の抱えている精神保健に関係した問題を学校教育の中で効果的に解決するために、教員と精神科医という二者の専門家が協議する事業である。 ③教職員精神保健の推進…教職員の精神保健面での課題に対して必要に応じて専門家に指導助言いただくことにより課題解決を図る。	13,056	11	コンサルテーション事業では発達課題のみならず精神保健全般を取り扱う。令和6年度の研修会では精神保健に特化した内容とし、事例選定の幅を広げるよう手立てを講じる。	コンサルタントの確保と安定した運営について取り組む。	16,882	15,411	△ 1,471	・更新に伴うAED賃借料の減額。 R7:2,157千円(R6:3,050千円) ・備品購入費の減額。 R7:117千円(R6:366千円)	
220511		不登校児童生徒支援事業	学校保健安全課	市立小・中学校及び義務教育学校の不登校児童生徒の個々の状況に応じた支援を行うため、不登校児童生徒が学校外で学ぶ公的施設である教育支援センター「あすなろ」を運営する事業である。 令和元年10月1日に、これまでの「あすなろ学級」(こども支援局所管)を、少人数制、半日制の「あすなろ学級みらい」に再編した。また、令和2年4月には、幼稚園休園施設を活用して学級制、一日制の「あすなろ学級なるおきた」を開級し拡充した。令和3年4月には、他の幼稚園休園施設を活用して3箇所目となる「あすなろ学級かわらぎ」を開級し、また塩瀬公民館を利用した「あすなろ学級しおせ」を開級した。さらに令和3年9月には山口中学校内の空き教室を利用して「あすなろ学級やまぐち」を開級した。令和4年4月からは上ヶ原公民館に「あすなろ学級うえがはら」、浜脇公民館に「あすなろ学級はまわき」を開級した。そして令和4年12月からオンライン支援を開始し、支援人数を拡充した。	50,787	11	「あすなろ」登録者の利用状況を踏まえ、定員の拡充を検討する。また、保護者の会を拡充し、保護者支援を進める。また、新たな不登校児童生徒をうまい取組みを進める。	利用者の社会体験活動を充実させるために、地域人材を活用した支援を進める。	54,260	57,097	2,837	【歳入】 不登校児童生徒支援員配置事業費の増額。 R7:2,254千円(R6:0円) 【歳出】 ・居場所サポーター事業見直しに伴う報償費の増額。 R7:6,857千円(R6:4,357千円) ・事務機器等借上料の減額。 R7:2,088千円(R6:2,928千円)	
230103		青少年補導関係事業	学校保健安全課	青少年の健全育成と非行化防止のために、関係機関・団体と連携をとりながら、以下の事業を行っている。 1 子供たちの安心・安全のため、見守りや声かけを中心とした補導活動 2 子供たちの見守りを呼びかける街頭での広報活動、地域で見守る意識を高める啓発活動 3 西宮市青少年補導委員連絡協議会への補助金の交付と市内の青少年補導委員(以下、補導委員)の資質を高めるための研修活動や補導活動の支援 4 店舗等への巡回・調査訪問をする環境浄化活動、有害図書類の回収	21,676	13	補導委員が中心となって地域の子供たちの見守り活動を継続できるように、なり手の獲得や認知度の向上を目指し、取組内容を改善する。	街頭補導活動と補導委員の活動の両輪で、市内全ての地域で子供達の見守り活動を驚いていけるよう、取組内容や広報活動の見直し・改善に取り組む。	20,643	18,274	△ 2,369	会計年度任用職員Aの減員等による報酬等の減額。 R7:10,292千円(R6:12,931千円)	
220512		教育支援センター整備事業	学校保健安全課	市立小・中・義務教育学校に在籍する不登校児童生徒が通う学校外の公的施設 教育支援センター「あすなろ」を整備し不登校児童生徒の支援の充実を図る必要がある。そのため、使用している幼稚園休園施設の老朽化に対応する改修を行い、児童生徒が安心して利用できるように整備する。	8,063	11	事業名を「教育支援センター改修事業」に変更した。令和6年度は、教育支援センター「あすなろなるおきた」の水道設備改修工事を行う。	施設の老朽化に伴い、改修が必要な場合は、適切に対応していく。	13,970	13,023	△ 947	【歳入】 ・教育支援センター改修事業債の増額。 R7:11,700千円(R6:0円) ・公共施設保全積立基金繰入金金の増額。 R7:1,323千円(R6:0円) 【歳出】 ・工事完了に伴うあすなろなるおきた受水槽工事費の減額。 R7:0円(R6:13,970千円) ・あすなろなるおきた、あすなろかわらぎLED化工事費の増額。 R7:13,023千円(R6:0円)	令和6年度より「教育支援センター改修事業」に名称変更。

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①									事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度 決算 事業費 (千円)	基本 方針	改善・見直し内容		令和6年度 当初予算 事業費 (千円)	令和7年度 当初予算 事業費 (千円)	6年度から 7年度への 増減額 (千円)	事業費増減の主な理由	
							令和6年度で 対応するもの	令和7年度以降で 対応する予定のもの					
220401		特別支援教育事業	特別支援教育課	・学習指導の充実(個別的教育支援計画、個別の指導計画の作成・活用) ・就学支援の充実(校内委員会への助言、就学支援委員会の実施) ・特別支援教育推進に係る体制整備(特別支援教育支援員・看護師・保育支援員・介助支援員・学校協力員・学校協力員(通学支援)等の配置、西宮支援学校の通学体制) ・特別支援教育推進事業への支援(西宮支援学校自立活動研修会等の助成、西宮市特別支援教育研究協議会実施事業への支援)	560,629	10	インクルーシブ教育システム構築に向けて、一人一人の教育的ニーズに最も的確にこたえられるよう、関係各課と連携して全ての教職員の専門性の向上のため研修の充実を図るとともに基礎的環境整備を行う。	一人一人の教育的ニーズに応じたインクルーシブ教育システム構築に向けて、人的配置を含めた新たな支援体制の構築を進めるとともに、全ての教職員の専門性向上に向けて、関係各課と連携して研修の充実を図る。	661,951	679,682	17,731	・対象者数の減等による医療的ケア支援事業等委託料の減額。 R7: 50,682千円(R6: 57,106千円) ・台数の見直し等による通学用福祉タクシー借上料の減額。 R7: 47,500千円(R6: 52,172千円) ・指導的看護師の配置等による会計年度任用職員報酬等の増額。 R7: 442,685千円(R6: 414,905千円)	
220608		国際教育事業	教育研修課	1 国際教育の推進 ・国際教育研究委員会、国際教育担当者会を通しての研究・研修及び推進体制の確立 ・市立小学校・義務教育学校(前期課程)・特別支援学校(小学部)における英語科・外国語活動(英語活動)の推進(ALTの派遣業務) 2 外国語教育の充実 ・市立中学校・義務教育学校(後期課程)・特別支援学校(中学部・高等部)・高等学校の外国語指導の充実(ALTの配置) 3 フシントン州立大学(WSU)教育学部との教育交流 ・教育交流セミナーの開催(WSUと西宮市による3年おきの開催) ・WSU集中語学研修講座への参加	91,356	11	小学校から高等学校までの学習指導要領が全面实施となるため、英語・外国語教育の更なる充実を図るとともに、円滑な異校種間接続に力を入れる。	小学校から高等学校までの学習指導要領の全面实施を受けて、円滑な異校種間接続の課題を改善し、英語・外国語教育の更なる充実を図る。	97,203	100,172	2,969	【歳入】 ICTを活用した国際交流事業委託料および海外語学研修事業引率旅費に係る教育振興基金繰入金の増額。 R7: 5,861千円(R6: 0千円) 【歳出】 ・ICTを活用した国際交流事業委託料の増額。 R7: 4,235千円(R6: 0千円) ・委託人数の増員によるALT派遣業務委託料の増額。 R7: 68,552千円(R6: 64,601千円) ・海外語学研修事業に係る引率旅費の増額。 R7: 1,626千円(R6: 0千円) ・会計年度任用職員Aの減員等による報酬等の減額。 R7: 21,201千円(R6: 27,610千円)	・令和7年度より中学生米国生活体験派遣事業を学習研修等奨励事業から移管。派遣事業は、令和2年度以降中止しており、代替事業としてICTを活用した国際交流事業を実施。 ・令和7年度より海外語学研修事業を高等学校学習指導推進事業から移管。
220701		研究・研修事業	教育研修課	①専門研修の実施(各教科や領域において専門性を高め、資質能力を高める研修を行う) ②職務研修の実施(西宮教育の理解を深め、教職経験に応じた資質・専門性の向上をねらう) ③現職教員研修の実施(県立教育研修所、県教委主催研修の事務に関する業務) ④研究グループ等設置(研究グループを組織し、本市の教育課題についての調査・研究を行う) ⑤学力調査の実施(小学校、中学校において標準学力調査の実施や全国学力・学習状況調査への参加により本市の児童・生徒の学力を把握・分析する) ⑥理科・生活科作品展、わくわくサイエンス、わくわく自然観察の開催 ⑦学校図書館運営支援事業(市立全小・中・義務教育学校・特別支援学校に学校司書を配置する) ⑧授業中・放課後学習指導推進事業(市立小・中・義務教育学校において、地域人材を活用した学力方策に取り組む)	80,136	11	研修について、内容の向上とともに、教職員の満足度を高められるように計画立案していく。また、研修履歴を活用した受講奨励事業において、現行の研修履歴の記録の精度を高めて、教職員の研修履歴を管理し、受講奨励につなげる。	教職員の資質向上に向けた研修の検討を継続して進めていく。受講者が主体的に研究・修養ができる研修を設定し運営していく。研修履歴を活用した受講奨励事業において、国や県の動向を鑑み、研修受講者にとってより良いものとなるよう検討する。	84,868	79,289	△ 5,579	・市の学力調査見直しによる学力検査委託料の減額。 R7: 1,884千円(R6: 10,050千円) ・会計年度任用職員Aの減員等による報酬等の減額。 R7: 24,963千円(R6: 26,802千円) ・会計年度任用職員Bの期末手当支給率の改定等による期末勤勉手当等の増額。 R7: 26,965千円(R6: 21,880千円)	
220702		総合教育センター管理運営事務	教育研修課	○西宮市の教育の充実と振興を図るために設置された西宮市立総合教育センターにおける予算管理業務・運営業務 ※総合教育センターの業務は下記のとおり。(④⑤は令和元年度より総合教育センターで実施) ① 教育研究・調査(研究・研修事業) ② 教職員研修(研究・研修事業) ③ 教育情報の収集及び提供・普及(総合教育センター管理運営事務) ④ 学校に関する情報化(学校情報化推進事業) ⑤ 国際教育(国際教育事業)	4,694	11	消耗品等について、在庫管理を徹底して経費削減に努める。また、電子決裁を推進することにより、コピー用紙の使用枚数の削減に努める。公用車を含む備品の管理・整理について引き続き検討していく。	使用頻度等を勘案しつつ、老朽化した備品、公用車の更新時期の検討を行う。 コピー用紙、その他の消耗品について、使用数の減少を図り、経費削減に努める。	13,727	10,918	△ 2,809	・会計年度任用職員Bの減員による報酬等の減額。 R7: 0千円(R6: 1,898千円) ・委託料(施設管理・教育史編集委託料)の減額。 R7: 4,732千円(R6: 5,900千円) ・公用車の更新に伴う備品購入費の増額。 R7: 1,364千円(R6: 100千円)	

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10: 拡充、11: 現状どおり継続、12: 縮小、13: 手法・内容の見直し、21: 他事業との整理・統合、31: 休・廃止の方向で検討、32: 次年度より休止、33: 次年度より廃止、41: 完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルリスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①								事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など	
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度 決算 事業費 (千円)	基本方針	改善・見直し内容		令和6年度 当初予算 事業費 (千円)	令和7年度 当初予算 事業費 (千円)	6年度から 7年度への 増減額 (千円)		事業費増減の主な理由
							令和6年度で 対応するもの	令和7年度以降で 対応する予定のもの					
220207		学校情報化 推進事業	教育研修課 (学校情報化 推進)	■校務支援システム群の保守管理 ・C4th(出席管理・要録・通知表管理・保健管理など)の保守 ・N-SysWeb(成績処理・進路処理)の保守 ・校務用PC2,550台の保守管理 ■教育系システム群の保守管理 ・「西宮市教育情報ネットワークシステム(EduNet)」の保守 ・教育用コンテンツ(指導者用デジタル教科書、 授業支援システムなど)の保守 ・教育用PC(小・中・高・義務教育学校・特別支援学校で 37,249台)の管理	682,657	11	各種システムの保守および改修 作業を行う。	今後更新を迎えるICT機器につい て情報収集およびコスト削減を意 識した仕様の検討を行う。	684,889	781,034	96,145	【歳入】 ・新しい地方経済・生活環境創生交付金の増 額。 R7:11,701千円(R6:0円) ・公立学校情報機器整備費補助金の増額。 R7:4,766千円(R6:0円) 【歳出】 ・システム・機器等更新に伴う情報機器借上料 等の増額。 R7:602,355千円(R6:550,520千円) ・教育プログラミングライセンス増加等に伴う役 務費の増額。 R7:35,450千円(R6:11,364千円) ・学校ネットワークアクセスメント調査実施等による 委託料の増額。 R7:129,509千円(R6:107,795千円)	教員用の校務系端末と 教育系端末を1人2台 から1人1台に統一し、 効率化を図る。
【監査事務局】													
631107		定期監査等 事務	監査事務局	地方自治法に規定する財務監査及び行政監査(定期監査)、出資団 体・財政援助団体・指定管理者の監査、住民監査請求による監査、決 算審査、健全化判断比率・資金不足比率に関する審査、例月現金出 納検査、内部統制評価報告書の審査等の実施	13,621	11	監査基準に拠り、行政監査及び3 E監査の視点も踏まえた効果的 と効率的な監査を推進し、内部統 制部局に情報提供等を行うなど 連携を進め、実効性のある監査 を実施するとともに、内部統制評 価報告書の的確な審査を行う。	引き続き、効果的・効率的な監査 を実施するとともに、内部統制と の連携を進め、監査の実効性の 確保に努めるとともに、内部統制 評価報告書の的確な審査に努め る。また、行政監査及び3E監査 の視点によるさらなる監査の充実 を図る。	15,145	15,054	△ 91	委員報酬の減額。 R7:9,769千円(R6:9,877千円)	
【選挙管理委員会】													
711601		常時啓発関 係事業	選挙管理課	市民が主権者としての自覚と豊かな政治意識や選挙道義を身につけ、明 るい選挙と投票総参加を推進し進めるため平成2年に西宮市明 るい選挙推進協議会(略して明推協)が設立されると同時に“白ばら講 座”の講演事業を開始して常時啓発活動を展開するようになった。	714	13	明推協委員が主体となっており組 むことができるよう、事業の手法 や内容の見直し、検討を行い、実 施に向けて進めていく。	明推協委員が主体となっており組 む事業について、事務局としてサ ポートする。	606	672	66	郵便料の増額。 R7:78千円(R6:32千円)	
711602		選挙管理委 員会運営事 務	選挙管理課	① 選挙管理委員会の開催 ② 選挙人名簿の調製 ③ 選挙管理委員会関係予算の執行管理	4,481	11	選挙制度の改正について今後の 動向に留意し、適切に対応する。 システム標準化に向けて適切に 対応していく。	選挙制度の改正について今後の 動向に留意し、適切に対応する。 システム標準化に向けて適切に 対応していく。	20,587	14,160	△ 6,427	システム標準化関係委託料の減額。 R7:9,441千円(R6:15,807千円)	
711604		県議会議員 選挙執行事 業	選挙管理課	令和5年4月29日任期満了による兵庫県議会議員選挙を令和5年4月 9日に執行した。(令和5年3月31日告示)本選挙は「地方公共団体の 議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」に基づ き、県選挙管理委員会において統一地方選挙で執行することが告示さ れた。 市内104投票所を設け投票を実施し、1開票所で開票を実施した。期 日前投票は市内8箇所で行った。	73,698	11	若年層を重点に、政治・選挙への 関心の高揚を図る啓発等を実施 する。また、事務改善を引き続き 行う。公職選挙法等関連法令の 改正にも適切に対応する。	以降、選挙期間における効果的 な啓発方法を分析する。若年層を 重点に政治・選挙への関心の高 揚を図る等、投票率・有効投票率 向上の方策を検討する。適正な 管理執行のため、引き続き投票 業務等について検討する。	0	0	0		令和5年度完了事業
711605		市議会議員 選挙執行事 業	選挙管理課	令和5年4月30日任期満了による西宮市議会議員選挙を令和5年4月 23日に執行した。(令和5年4月16日告示)本選挙は「地方公共団体の 議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」に基づ き、県選挙管理委員会において統一地方選挙で執行することが告示さ れた。 市内104投票所を設け投票を実施し、1開票所で開票を実施した。期 日前投票は市内8箇所で行った。	159,950	11	若年層を重点に、政治・選挙への 関心の高揚を図る啓発等を実施 する。また、事務改善を引き続き 行う。公職選挙法等関連法令の 改正にも適切に対応する。	以降、選挙期間における効果的 な啓発方法を分析する。若年層を 重点に政治・選挙への関心の高 揚を図る等、投票率・有効投票率 向上の方策を検討する。適正な 管理執行のため、引き続き投票 業務等について検討する。	0	0	0		令和5年度完了事業

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10: 拡充、11: 現状どおり継続、12: 縮小、13: 手法・内容の見直し、21: 他事業との整理・統合、31: 休・廃止の方向で検討、32: 次年度より休止、33: 次年度より廃止、41: 完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。

令和6年度事務事業評価結果(令和5年度実施事務事業)※①								事業費比較※②				その他、事業費予算に反映されない改善・見直し内容など	
事業番号	特別会計	事務事業名	主管課	事業概要	令和5年度決算事業費(千円)	基本方針	改善・見直し内容		令和6年度当初予算事業費(千円)	令和7年度当初予算事業費(千円)	6年度から7年度への増減額(千円)		事業費増減の主な理由
							令和6年度で対応するもの	令和7年度以降で対応する予定のもの					
【農業委員会事務局】													
711701		農業委員会運営事務	農業委員会事務局	農地法に基づく農地の権利移動や農地転用許可等の事務、農地の適正利用を図るための農地利用状況調査等を実施している。また、農業委員会等に関する法律第6条第1項第3項の規定に基づき、農業委員会が権限を持つ各種証明発行に係る事務を処理し、加えて農地事情の改善に関する事務、諮問に対する答申等に係る調査・研究等の事務を処理する。 農地の利用の効率化及び高度化を行うため、遊休農地の発生防止・解消等による農地等の利用の最適化の推進に取り組んでいるが、平成28年施行の農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会の事務として位置づけられ、令和4年度からは農地等の利用の最適化活動として、目標を設定し取り組んでいる。	11,727	11	地区農会長やJA等と連携しながら、農業委員会による最適化活動を推進していく。遊休農地の解消に努めていく。また、農地の売買や賃借における手続きについて、制度の周知に努めていく。	農業委員会による最適化活動については、活動強化月間を設ける等し、活動の推進に努めていく。また、遊休農地の解消について、農家の意向や地域の事情を把握しつつ、地区農会長やJA等と連携し、引き続き努めていく。	12,173	12,500	327	会計年度任用職員の人件費の増額。 R7:2,702千円(R6:2,362千円)	
【公平委員会事務局】													
631011		公平委員会運営事務	公平委員会事務局	1 公平委員会の開催 2 職員に対する不利益処分についての審査請求及び勤務条件に関する措置の要求に対する審査 3 職員の苦情の処理 4 公平委員会規則、管理職員等の範囲を定める規則 その他関係規則の改正 5 職員団体の登録及び登録事項の変更など	2,434	11	審査請求にあたっては、争点の整理及び手続きの進捗管理等を十分に行うことによって、より的確かつ計画的、効率的な審査を行う。また、皆が定例業務の事務処理を経験するように固りサポート可能な体制を構築する。	引き続き、審査請求にあたっては、争点の整理及び手続きの進捗管理等を十分に行うことによって、より確かつ計画的、効率的な審査を行う。また、皆が定例業務の事務処理を経験するように固りサポート可能な体制を構築する。	2,384	2,444	60	・旅費の減額。 R7:150千円(R6:152千円) ・負担金補助及び交付金の増額。 R7:158千円(R6:96千円)	

※①この欄の各項目は、令和6年度事務事業評価結果報告書の内容を転載したものであり、令和6年6月末時点の内容です。

基本方針【10：拡充、11：現状どおり継続、12：縮小、13：手法・内容の見直し、21：他事業との整理・統合、31：休・廃止の方向で検討、32：次年度より休止、33：次年度より廃止、41：完了】

※②各年度の事業費は、事務事業の「トータルコスト」のうち「事業費」を表しており、人件費や減価償却費等を含みません。また、繰越を含む事業もあります。